

ペトルス・ヒスパールヌス

論理学綱要

—その研究と翻訳—

山下正男

京都大学人文科学研究所

まえがき

本書はペトルス・ヒスパヌス『論理学綱要』の研究と翻訳である。『論理学綱要』はヨーロッパの13世紀に刊行されたもっとも典型的なスコラの論理学書である。この書は中世の大学の教養コースで数百年にわたって使用され、数百版を重ねた著名なテキストである。それゆえ、この書の研究は中世ヨーロッパの学問の基底を明らかにするための不可欠な仕事であるといえる。

『論理学綱要』は中世ラテン語で書かれた著作であり、その現代ヨーロッパ語訳はいまだに完成されていない。ただ部分訳は、1945年 Joseph P. Mullally が *The Summulae Logicales of Peter of Spain* (Notre Dame, Indiana) の名のもとに発表した。しかしこれは全体の3割弱にしかすぎない。もう一つの部分訳は1962年 H. E. Wedeck が *Classics in Logic* (edited by D. D. Runes, Philosophical Library, New York) において試みたものである。この部分訳は分量はさらに少く、全体の僅か1割にも充たない。

さてそれら二種類の訳のできばえであるが、これがともにきわめてよくない。そのことの理由として底本としたテキスト自体がよくないということが挙げられる。Mullally は彼の翻訳を対訳の体裁で発表したのが、肝腎のテキストの校訂の方がよくないのである。

さてテキストに関していえば、Mullally より2年遅れた1947年に I. M. Bochenski が *Petri Hispani Summulae Logicales* (Marietti, Torino) の名のもとに『論理学綱要』のラテン語の全テキストを出版した。これはMullally が初期刊行本をもとにしたのちがって、それより古い手写本を

もとにしたものである。

さて先ほどの Wedck の翻訳はこのボヘンスキーのテキストをもとにしたものであるが、Mallaly 自身、1964年に *Medieval Philosophy, selected readings from Augustine to Buridan* (edited By H. Shapiro, Modern Library, New York) において、ボヘンスキーのテキストをもとにして、『論理学綱要』12巻のうちの1巻だけを翻訳している。

このようにボヘンスキーの校訂本は確かに優れたものではあるが、詳細に検討するとまだまだ誤りが多い。中世の写本は写字生が少しでも楽をしようとしたために略語や省略形が極端に多い。ところがボヘンスキーはそうしたものをもとにもどす段階で数多くの誤りを犯しているのである。

さて筆者は早くから『論理学綱要』の全訳を志していたが、当時最良とみなされたボヘンスキーのテキストを詳しく検討しているうちに、これを底本にして訳出することはとうていできないことを痛感した。そこで直接に初期刊行本および手写本をマイクロでできるだけ多く集め、さらにヨーロッパ各地の図書館や古文書館を訪れ、先づ最良の校訂本を自分の手でつくり上げることに力を注いだ。しかしそうした試みの途中において、1972年、オランダのライデンおよびユトレヒト両大学の教授ド・レイク (L. M. De Rijk) 氏が、*Peter of Spain, Tractatus* (Van Gorcum & Co. Assen) というタイトルのもとに『論理学綱要』のテキストを公刊された。これはヨーロッパのテキスト校訂学の常道に従ったきわめて完全なものであり、莫大なエネルギーと時間を注ぎ込んだ立派な仕事だといえる。

ド・レイク氏の仕事がそのように優れたものであるということがわかったからには、筆者としては、それまでおこなってきたテキスト校訂の仕事を続行する必要がなくなった。そこでいさぎよくテキスト出版の方は断念し、ド・レイク氏の校訂になるテキストをもとにしてその翻訳を一気に完成させたのである。もちろんド・レイク氏のテキストを底本に使うためには氏の承諾を求めたのであるが、ド・レイク氏は筆者の希望を快く受けい

れられた。ここに改めてド・レイク教授に対し厚く感謝の意を表明したい。

さて本書はその構成上二つの部分からなる。すなわち本書の前半において『論理学綱要』の研究という形でまず、ヒスパーヌスの生涯と諸著作について論じ、ついで『論理学綱要』の論理学史上の意味を述べ、そののち12巻の各巻について分析と解説をおこなった。つぎに後半において、『論理学綱要』の全訳とその注釈を試み、最後に重要な術語の、ラテン語——日本語、および日本語——ラテン語の索引を付した。

さて訳文であるが、原文自体がスコラの論議を内容とした典型的なスコラの文体なので、日本文もそれにひきづられて読みづらいものになった。こうしたスコラの文体はルネッサンス期のヒューマニストすなわち人文主義者が口を極めてののしったものである。しかしながら人文学だけが学問とは限らない。論理学を始めとする理論的学は、アリストテレスの『オルガノン』以来ヨーロッパ文化の一つの大きな底流をなしてきた。そして13世紀の中世のスコラ学もその流れに棹さすことによって出発したのであり、この流れは現在でも西ヨーロッパ文化のきわめて良質な部分を構成する。そしてこの部分は中国をはじめとする東アジア文化圏には完全に欠落しているものなのである。

ヒスパーヌスの文体は確かになんらの文飾もなく平板そのものである。しかしこれは現代における数学や科学の論文でもいえることである。むしろ中世スコラ学の文体は近代のそうした文体の元祖であるとさえいえる。それゆえもちろんヒスパーヌスのテキストには一点の非合理的な部分、一点のあいまいな部分も存在しない。理性と忍耐力さえあれば、その内容はすみずみまで理解可能なのである。この点で、ドイツ人文主義の継承者をもって任ずるヘーゲルが著した『論理学』つまり弁証法の書とは完全に異質のものといえる。

最後に、注および索引において使用する引照箇所の表示法についてであるが、例えば、“6巻9章2節”において、6巻は、ヒスパーヌスの『論

理学綱要』12巻のうちの第6巻を指し、9章は、各巻ごとに1から順に付された算用数字の9を指す。そして2節とは、そうした算用数字で始まる章のうちの2番目のパラグラフのことである。

この書物がヨーロッパ中世の文化、ひいては西ヨーロッパ文化の理解に少しでも資するところがあれば筆者の喜びはこれに過ぎるものはない。

1980年8月29日 京都にて

山 下 正 男

目 次

まえがき	i
------	---

『論理学綱要』の研究

1. ペトルス・ヒスパーヌスの生涯と著作について	3
2. 『論理学綱要』のテキストについて	6
3. 中世論理学の性格	15
4. さまざまの予備概念について	32
5. 客位語について	41
6. カテゴリーについて	49
7. 三段論法について	59
8. 拠点について	69
9. 代表について	79
10. 誤謬について	88

11. 関係詞について.....	94
12. 拡張について.....	97
13. 直指について.....	99
14. 制限について.....	102
15. 周延について.....	103
16. 『論理学綱要』に対する後世の付加的諸巻について...	107

『論理学綱要』の翻訳

1. 『論理学綱要』概要.....	113
2. 本 文.....	124
3. 訳 注.....	417
4. 主要術語索引（ラテン語——日本語）	439
5. 同（日本語——ラテン語）	444

『論理学綱要』の研究

1. ペトルス・ヒスパヌスの生涯と著作について

ペトルス・ヒスパヌスは英語式に書けば Peter of Spain であってスペイン出身のペトルス(Petrus)という意味である。しかし彼はまた Petrus Hispanus Portugalisensis ともいわれることからみて、イスパニア地方のポルガル王国の出身であるといえる。ヒスパヌスはまた Petrus Juliani と呼ばれることがあるが、Juliani は Julianus の属格であり、Johannes の子という意味であって、ギリシアやロシアでも見られる父称である。また Johannes natione Ulissiponensis といった記録が残されていることからみて、ポルトガルリスボン生まれであったことがわかる。

さて、ペトルス・ヒスパヌスの伝記であるが、彼はすぐれた論理学者であり、医学者であり、この両方の分野で何冊かの著作を遺しており、さらにはその最晩年において第188代のローマ法王となりヨハネス21世を名乗った人物であるにもかかわらず、その正確な伝記はほとんど伝っていないし、没年はとにかくとして、その生年すらははっきりしたことがわかっていない。ヒスパヌスについての中世における伝記はなにひとつ書かれていないのであり、もっとも古いものは Johann Tobias Köhler の“Vollständige Nachricht von Pabst Johann XXI (『法王ヨハネス1世に関する完全な調査報告』1760”であり、つぎは R. Stapper の Papst Johannes XXI (1898) である。しかし彼らのものは文献学的に至って不十分であり、その後ボヘンスキーやマラーリも、彼らの『論理学綱要』のテキスト刊行にあたって簡単な伝記を付したが、いまだ不完全であり、重要な箇所で大きな疑点をはらんでいる。そこでいちおう最も新しい説であるド・レイク教授の見解に沿ってペトルス・ヒスパヌスの生涯を見ていくことにしよう。しかしながらヨーロッパ中世史の研究に特有な、年代決

定の困難さはヒスパルヌスの場合も例外ではなく、いくつかの点でなお不確定な要素が存在することは無理のないことといわねばならない。

さてヒスパルヌスの生年に関してド・レイク教授は、ギヘンスキー、マラーリーの主張する1210/1220の説を退けて、1205年以前という判断を下している。しかしこれもあくまでも推定であって、確たる証拠を発見したうえでの主張ではない。

さてヒスパルヌスは彼の初等教育を郷里リスボンの大聖堂付属学校において受けた。そしておよそ15歳頃からほぼ10年間パリ大学に留学するのである。そしてこの10年間にまず、学芸学部において自由七科を修め、ついで神学部に入り、その課程を終了する。ところでこの当時のパリ大学はヨーロッパ随一の大学であり、その学芸学部においては、哲学および論理学において際立った名声を保っており、神学部もまた音に聞こえた存在であった。それゆえヒスパルヌスはその青年時代を当時のヨーロッパではもっとも恵まれた学問的環境の中で過ごしたといえる。

さてヒスパルヌスはパリ大学を卒業してのち、1230年代の前半に、故郷のスペインに帰り、スペインの北西部のレオン王国で論理学を教え、同時に教科書として『論理学綱要』を書き上げたものと推定される。そしてそのときの彼の年齢はおそらく30歳前後であったと考えられる。ヒスパルヌスが彼の論理学書をスペインで書いたことははっきりした証拠はないが、ただ彼の著作の第5巻第3章に出てくる推論の例の中に、スペインの地方名が3つでてくるところから推測できるだけである。というのも、そこでの例はアリストテレスが使ったものの翻案であり、『分析論前書』2巻24章ではアテナイ、テーバイ、ポーキスとなっているのをさしかえたものである。ところが『論理学綱要』の後代の種々の写本では、そのテキストが使われた場所にに応じてそれぞれに身近な地名が使用されている。したがって最古の写本にスペインの地方名がでてくるということは、最初の手稿がスペインで書かれたという推測を裏づけるというわけである。

ところでヒスパヌスの名が公式の文書に始めて登場するのは1245年のイタリア、シエナの市役所の記録であって、彼はシエナ大学で4～5年の間、なんと医学の教師をしていたということになっている。彼がいつの間に医学を教えらるほどの研鑽を積んだのかはわからないが、おそらくパリ大学だけではなく、それより後にももっとちがった大学で医学を学んだものと推定できる。というのも『論理学綱要』の中には医学に関することからは少しも出てこないし、医学生を予想して書かれたものとは思えないので、ヒスパヌスの本格的な医学研究はおそらく『論理学綱要』を書かれた後のことだと考えざるをえないのである。

このようにヒスパヌスは論理学者であり、医学者であり、かつ医者であったが、もちろんパリ大学神学部出身者として聖職者でもあった。そして彼は、シエナを去って後、ポルトガルのブラガ管区の司教座聖堂助祭 (archidiaconus) になり、さらに同管区の大司教 (archiepiscopus) となった。そしてその間に、リスボンの大聖堂付属学校の校長になり、さらにはイタリアのヴィテルボ (Viterbo) に住まう法王グレゴリー十世の侍医をも兼ねたのである。そして遂に1273年、法王グレゴリー十世によって枢機卿に任ぜられる。グレゴリー十世は1276年1月に死ぬが、その後の2代の法王の在任期間は極端に短かった。そしてヒスパヌスは1276年9月15日法王に選出され、ヨハネス21世を名乗るである。ここで妙なことに、法王としてハヨネス19世 (1024—1052) は存在するが、ヨハネス20世は存在しないのであり、どうした間違いか、1つ跳んでヒスパヌスは21世となるのである。

しかしヒスパヌスの法王としての在任期間もまた短かった。すなわち彼は即位後8ヶ月の1277年5月20日非業の最期を遂げる。既に即位の時点で相当の高齢ではあったが、医者としてのヒスパヌスは自己の健康に自信があることを側近に語っていたという。ところでヒスパヌスは辣腕の政治家タイプではなく、根っからの学究肌の人物であった。そこで法王

という激戦にあってもなお自分の研究を続行するために、法王庁にくっつけて小さな部屋をつくらせ、そこで寸暇を割いて研究にいそしんだ。しかし不運なことに、彼がその新しい研究部屋に籠っていたときに、天井が崩壊し、法王はその下敷きとなり致命的な傷を負った。そして6日後に息を引きとったのである。これは非業の死というよりは、あるいは学者法王にふさわしい死であったというべきであるかもしれない。

ところでヒスパヌスの遺した著作であるが、論理学的な著作ではまず『論理学綱要』と、それについて『共義語論 (Syncategoremata)』が挙げられる。つぎに医学書であるが、『医学宝典 (Thesaurus pauperum)』がそれである。この書は『論理学綱要』に勝るとも劣らないくらいの名声を博し、かつ広く流布した書物であるが、ヒスパヌスの真作でないという疑問も出され、まだ決着はついていない。しかしヒスパヌスはまた、ヒポクラテスやガレノスの注釈書も書いている。つぎに心理学書であるが、『靈魂論の研究 (Scientia Libri de Anima)』がそれであり、ほかにアリストテレスの『靈魂論』の註解がある。また神学関係では、『デイオニシウスの著作註解 (Expositio libri beati Dionysii)』がある。

2. 『論理学綱要』のテキストについて

ヒスパヌスが『論理学綱要』を書きあげたのは、ド・レイク教授によれば、さきにヒスパヌスの伝記において述べたように、1230年代の前半であると推測される。制作年代はド・レイク教授の説によって、従来の説より10年くらい早まったわけである。この時期においては印刷術はもちろんなかったから、出まわったのは manuscript あるいは codex つまり手写本である。そしてヒスパヌスの自筆本は残されていない。

さて本訳書の底本であるが、ド・レイク教授の許可を得て、ド・レイク

教授の校訂版 (critical edition) を利用させていただいた。ヒスパルヌスの『論理学綱要』のラテン語テキストは最初アメリカのマラーリーによって、1945年に部分的にだが刊行された。しかしこのテキストは初期刊行本 (incunabula) によるものであり、校合も不完全である。つぎにスイスのフライブル大学の教授でドミニコ会士であるボヘンスキーがイタリアから、『論理学綱要』の全文を1947年に出した。これは、ヴァティカン図書館所蔵の羊皮紙手写本をもとにしたものであり、初期刊行本とは違ってもとの形態により近いものといえる。しかしボヘンスキーの刊行したテキストは、もとの手写本の省略語の復元の段階で非常に多くの間違いを犯していて翻訳の底本として使用に耐えない。そこで訳者はこの時期において、ボヘンスキーのテキストの誤りを修正し、他の写本とも照合して新しいより完全な校訂本を刊行し、それにもとづいて翻訳をも出そうと計画した。ところがその間オランダの国立ライデン大学教授ド・レイク氏は、もはや誰によっても凌駕しえないくらい丹念な校訂版を1972年に出されたので、訳者によるテキスト刊行は断念し、翻訳だけを出すことにしたのである。

さてド・レイク氏の校訂版であるが、これはもちろん手写本をもとにしたものであって、ボヘンスキーが使った写本とは別の、そしてより古い、したがってより善い系統の、アヴィニオン写本 (Avenionensis) 311号 (Calvet 博物館所蔵) をもとにし、それ以外に数種の写本を参照し、精密な照合、校訂をおこなったものである。

書誌学的な説明は以上で終り、ヒスパルヌスの『論理学綱要』の成立事情と後世に対する影響を考えてみよう。まず成立事情であるが、このヒスパルヌスの『論理学綱要』はかつては、11世紀のビザンチンの学者プセルスによるギリシア語の論理学書のラテン訳であると主張されたことがあった。たとえば1855年から1867年に『西洋論理学史』3巻を出したプラントルがその代表者である。しかしプセルスの著とされたギリシア語の論理学書は実は15世紀のものであり、しかもヒスパルヌスのラテン語のテキスト

の逐語的な翻訳であることがわかった。したがってヒスパヌスの論理学は西欧つまりラテン世界の独創的な所産であることは確かである。

プラントルがヒスパヌスの独創性を否定したのは、彼のヘーゲリアンの党派性にもとづくといえる。というのもヘーゲルの哲学史に対する見解はプロテスタント的立場にもとづくものであり、中世のスコラ学に対するルター的な憎悪に根ざすものといえよう。

このようにドイツ観念論的ヘーゲル的な中世蔑視観は実証的に打破された。ところで20世紀の科学史家ジョージ・サートンは、中世のアラビア科学の豊かさを高く評価した。そして光は東方よりとのスローガンのもとにこのアラビア科学が12世紀の西欧世界に決定的な影響を与えたという見解を押しだした。確かに科学史の分野において、アラビアの影響は大きかったかもしれないが、論理学に関する限り、そうしたことは決していえないのであり、ヨーロッパ中世の論理学に限っていえば、それは古代ギリシアからの模倣でもなく、中世アラビアからの模倣でもないきわめて独自なものであると断言できるのである。

とはいえヒスパヌスの『論理学綱要』は教科書的タイプの完成された書物であり、そうしたものが一挙にヒスパヌス1人の頭の中から飛びだしてきたとは考えられない。このことは、13世紀の前半に、ヒスパヌスのほかに、シャーウッドのウィリアムとオゼールのランベルトがおなじような内容の中世論理学を書きあげ、しかもそれらが互いに独立であって一方的な影響関係がみられないということからも明らかである。そしてこのことはそうした3つの教科書の前に、試論的な形でそれらのもとになったような論理学の著作がいくつも存在していたということを示唆する。

しかし12世紀の論理学といえどもやはりいきなり生まれたものとはいえない。そこで中世の初期からの西欧の論理学の状態を概観してみよう。ヨーロッパ論理学史においてアリストテレスの『オルガノン』の業績というものはきわめて偉大なものであったといわねばならない。そして中世ラテ

ン世界のひとびとが、そうしたアリストテレスの仕事を凌駕しえたのは13世紀から14世紀にかけてであって、それまではアリストテレスの成果を消化するだけで精一杯であった。しかも西欧ラテン世界の初期の学者たちのほとんどはギリシア語を読むことができなかった。そのうえその当時アリストテレスの『オルガノン』全部のラテン語訳は存在せず、12世紀より前は『オルガノン』の一部であるカテゴリー論と命題論だけがボエティウスのラテン訳で利用されていたにすぎなかった。そして『オルガノン』の全貌が知られるようになったのは12世紀の初頭においてであった。そしてこの功績をなしとげたのがヴェネチアのジャコモ (Giacomo) であり、彼は1128年の前後10年あまりの間に、『分析論前書』、『分析論後書』、『トピカ』、『ソピエト的論駁』をギリシア語から直接にラテン訳し、しかもそれらに註釈を施した。こうしてジャコモの仕事を境いにして、ラテン世界における論理学の知識は大きく増大するのであり、それゆえ、それより前の論理学を“旧論理学” (ars vetus) と呼び、それ以後の論理学を“新論理学” (ars nova) と呼んではっきり区別しているのである。

このようにアリストテレスの『オルガノン』についての知識が完全に得られることになったが、それがただちに西欧の論理学者に完全に理解され、利用されたとはいえない。実際、ペトルス・ヒスパヌスの『論理学綱要』をみれば明かなように、この書物の中には、まず『分析論後書』の部分が全く欠けている。そして『トピカ』に相当する部分もない。その他の部分、つまり『カテゴリーアイ』、『命題論』、『分析論前書』の部分は、ヒスパヌスが、アリストテレスの著作を直接的に利用したというよりは、なおボエチウスの変形を強く留めた伝統的な形のものを利用している。ところがヒスパヌスの著作の4割余りを占める誤謬論に関する限り、アリストテレスの『ソピスト的論駁』をほとんど直接的にとり入れているのである。こうして、12世紀初頭におけるジャコモの訳業によって始まった“新論理学”の研究者は特に『オルガノン』のうちの誤謬論に興味をもち、

その研究に励んだといえる。ところで実をいえば、ヒスパーヌスの『論理学綱要』はもはや“新論理学”に属するのではなく、“最新論理学”(logica moderna, logica modernorum)に属するといわなければならない。というのもペトルス・ヒスパーヌス、シャーウッドのウィリアム、オゼールのランベルト等の13世紀の論理学のテキストは、アリストテレスの遺産だけでなく、アリストテレスにはない、中世独自の所産である“代表の理論”等々の、いわゆる“名辞の諸性質の理論”を含んでいるからである。とはいえ、ヒスパーヌスの論理学が、いまも述べたように誤謬論を特に重要視したということと、ヒスパーヌスによる“名辞の諸性質の理論”の開発との間には重要な関連性が存在する。そして実際、“新論理学”以降における誤謬論の重視というものが、“最新論理学”における“名辞の諸性質の理論”の発生を促したといっても過言ではないのである。

こうして結局、ヒスパーヌスの論理学書は、12世紀において蓄積された多くの無名の論理学研究者、特に誤謬論の研究者の成果を教科書の形にまとめあげたものだといってよいであろう。確かにヒスパーヌスの『論理学綱要』は、断定的で淡々とした叙述といったいわゆる教科書スタイルの文章で終止しているのではなく、正論と異論の両方を提出して、それらを闘わせるといったホットな論争スタイルをも混じえている。しかし総体的にいてやはり、明瞭で簡潔な文体が使われており、複雑な議論は適当に端折られている。この印象は、13世紀のトリオの中でも特にヒスパーヌスに対してよくあてはまるのであって、ヒスパーヌスのテキストは他の2つにくらべて、平板的であり独創性に乏しいなどというひともあり、実際そのとおりかもしれないが、しかし逆にそうした平易さのゆえに、ヒスパーヌスのテキストは他の二つを断然引きはなすというかたちで、中世のいたるところの大学において教科書として使われ、さらに後の時代のいろいろな立場の論理学者によってさまざまに注釈されるようになるのである。実際、ヒスパーヌスの論理学書の人気は凄じかったのであって、このことは、現

在のヨーロッパの各地の図書館に保存されているものが手写本だけで300冊以上にのぼり、印刷術の発見以後の刊行本は400年間に200版以上を重ね、それらの版の%以上に本文をはるかに上まわる分量の注釈がつけられていることからわかることである。そしてそれらの版の最下限は、1639年にヴェニスで刊行されたものであり、この年はデカルトの『方法叙説』の出版2年後に当るのである。

さてヒスパーヌスの『論理学綱要』はテキストとして長く使用されたが、これは中世の大学の教養学部 (facultas artium) の学生のためのテキストとして使用されたのである。そしてこのことは、ヒスパーヌスの『論理学綱要』の内容そのものの性格と無縁ではない。というのもヒスパーヌスのこの書物はアリストテレスの『オルガノン』を本格的に研究するためのものではないのである。これに対してアルベルツス・マグヌスやトマス・アクイナスは、アリストテレスの『オルガノン』のテキストに注解を施したが、これは2人とも教養学部の教授としてでなく神学部の教授としての立場からおこなったものである。すなわちそこでは、一方においてはアリストテレスの原文そのものを対象とする研究であるとともに他方では、アリストテレスを自己の哲学的立場から堂々と批判するといったものであった。それゆえ彼らの仕事は単に難解なアリストテレスの著作との格闘だけではなく、おのずからそこには哲学的、神学的な論争をもかかえこんでいるわけであって、神学者にとってそれは高級すぎるといった意味でも、また一つ間違えば異端ともみなされかねない危険な主張を含んでいるといった意味でも近づき難いものだったのである。

このことは中世の大学制度からみても当然なのであって、ヨーロッパ中世において、学生はまず教養学部へ入り、その課題を修了してから、神学部、法学部、医学部の3つのうちのどちらかへ進学したのである。そして教養学部においては、3つのうちのいずれを選ぶものに対しても、もっとも大切に基礎的な教養学科として、論理学が課されたのである。それゆえ

教養学科としての論理学の教科書は当然、平易で、しかも哲学的形而上学的な論争に対してはニュートラルなものが要求されたのであり、ヒスパーヌスの『論理学綱要』はまさにそうした条件にぴったり適合したものである。そしてこれがヒスパーヌスの論理学書が400年の長きにわたって、ヨーロッパの大学が使用され続けてきたことの理由だといえるのである。

さて、『論理学綱要』の内容についてであるが、それは全部で12巻からなる。そしてこの『論理学綱要』はもとは『12巻の書』と呼ばれていたのである。この12巻はいちおう2つのグループに分けることが可能である。すなわち第1のグループは6巻であって、アリストテレス、ポルフィリウス、ボエチウス等の論理学書をもとにした“三段論法”，“カテゴリー論”，“客位語論”，“誤謬論”，といったおなじみのテーマを扱うものであり，これらのグループに関していえば，いろいろの工夫は付加されてはいるが，さして大きな独創性はみられない。しかし残りの6巻からなる第2グループは，中世論理学に独得のきわめてオリジナルな論理学的理論である。そしてこれは，“論理学小論集 (parva logicalia)”あるいは“名辞の諸性質について (de terminorum proprietatibus)”と呼ばれる。ヒスパーヌスの『論理学綱要』の内容はいちおう以上で尽きるわけであるが，さきにも述べたように，このテキストは400年にわたって使い続けられてきたのであって，後になってから最初の12巻にいくつかの巻が付録という形で追加されてくるのである。

そうした付録の部分の第1が“注解を必要とする語について”という巻である。そしてこれはたとえば1486年にベルギーのアントワープで刊行された初期刊行本のタイトル“ベトルス・ヒスパーヌスの12巻の論理学書，および注解を必要とする語についての巻 (Logicalia duodecim tractatum Petri Hispani et tractatus exponibilium)”からもわかることである。そしてこの段階ではヒスパーヌスの名を冠する論理学書は13巻となっている。

この13巻はいまのタイトルの書物のように12巻プラス1巻という形をとる場合もあるが、6巻プラス7巻という形をとる場合もある。そしてこのことは1494年にドイツのケルンで刊行された初期刊行本のタイトル“ペトルス・ヒスパヌスの論理学の全巻をまとめた教科書——この中には論理学小論集と、一部のひとびとが第8の巻と呼ぶ共義語の巻が含まれる——(*textus et copulata omnium tractatum Petri Hispani, etiam parvorum logicalium et tractatus syncategorematum quem aliqui octavum vocant*)”からもわかることである。すなわちここでいう第8巻目とは、論理学小論集を全7巻とし、それに対する第8巻目を意味するわけであり、したがって、ここでは6巻プラス7巻プラス1巻で計14巻となるわけである。

さらに1520年にフランスのカン (Caen) でヨハネス・マヨールが出した注釈付きのヒスパヌスのテキストの末尾はつぎのような文章で終わっている。“ここに教師ヨハネス・マヨールの論理学の書——ペトルス・ヒスパヌスのテキストと“解明困難な命題”についての巻および“討論者に対する拘束”についての巻をマヨールが改訂したものを含む——が終る (*Hic finem Summule magistri Joannis Majoris... una cum textu Petri Hispani et tractatu de insolubilibus et obligationibus per eundem Majorem revisis*)。”そしてここでは、さきの14巻にさらに、2つの巻が追加され、合計で16巻となっている。

他の刊本ではさらに多くの追加がなされている。たとえば1514年頃にバーゼルで刊行されたと思われるペトルス・タルタントゥスの注釈した論理学書はつぎのような語で終わっている。“ペトルス・ヒスパヌスのテキストに対するペトルス・タルタレトゥスの注解書——この書には“推断”についての巻，“論弁の命題”についての巻，“解明困難な命題”についての巻，“下降的推論”についての巻が付加され、さらに教師マルティヌス・モレンフェルトによる“討論者に対する拘束”についての巻が付録として追加されている——ここに終る (*Commentariorum Petri Tartareti in tex-*

tum Petri Hispani, insertis tractatibus consequentiarum, sophismatum, insolubilium et de descensu, addito etiam tractatu obligatoriorum magistri Martini Molenfelt, finis)。”これからみると、ペトルス・ヒスパーヌスの論理学書は全部で19巻からなるということになるであろう。

ところでこれら19巻の全部がペトルス・ヒスパーヌスのものでないことは明らかである。ヒスパーヌスの最古の写本は12巻からなるものであり、実際古い写本や刊行本は、“ペトルス・ヒスパーヌスの12巻の論理学書 (Tractatus duodecim Petri Hispani)” といったタイトルをもつものがほとんどである。とはいえペトルス・ヒスパーヌスには、そうした12巻本の論理学書とは別に1巻本の“共義語について”という論理学的著作がある。そしてもともとこの二つは別々に発表されたものである。それゆえこの“共義語について”という巻をヒスパーヌスの“論理学綱要”の中を含めることは許されない。とはいえそれがヒスパーヌスの真作であることにまちがいはない。それゆえ正確には、本来の12巻に対する追加の巻のうち、この“共義語論”以外の巻がヒスパーヌスの手によるものではないといわねばならない。

ところで、文献学の常道として、ヒスパーヌスのテキストは最古の形について研究をおこなわなければならない。そして本研究ももちろんそうした原則に従っておこなわれた。とはいえ、後世の付加物も、中世の論理学史という大きな観点からみれば、それはそれで興味ある対象といえる。しかしそうした付加物はすべて、アリストテレスにはないところの中世的産物であり、しかも中世論理学の重要な部分をなしているからには、いっそう興味深い存在であるといえる。それゆえ、ヒスパーヌスの12巻の分析を終えた後に、それらの付加物についても、テキストの翻訳はおこなわないが、その概略だけは紹介することにしたい。

3. 中世論理学の性格

中世論理学の成立は、中世の学問の性格と密接にからみあっている。ところで中世の学問は、聖書とかロンバルドゥスの『命題集』の釈義から出発する。釈義つまり *expositio* は、始めはラテン語で書かれたテキストの語学的文法的な説明から出発する。しかしそれだけで終るのではなく、つぎには論理的なレベルでの釈義がおこなわれる。そしてその一例だけを以下に紹介しよう。

つぎに翻訳する一節は、12世紀のスコラ学者ボワティエのペトルス(1205年没)の著『命題集註解』からとったものである。

“神は神を生みたもう。

ゆえに神は父である神を生みたもうかあるいは父でない神を生みたもうかのどちらかである。

もし父である神を生みたもうなら、同一なる御方が、生まれるものでありそして父でもあるということになる。

それゆえ同一なる御方が子なるものであり、同時に父なるものであるということになる。(しかしこれはおかしい、だから第1の選言肢は成立しない。それゆえ第2の選言肢でなければならない。すなわち)

もし父でない神を生みたもうなら、神は父でないものである。

以上の議論に対してこう答えよう。“神”という語はときには位格的な神を指すものとして(*personaliter*)使用される。そしてこの場合は、神という語に他の語が付加されることによって識別できる。すなわち“神は神を生みたもうた”とか、“神は神から”といわれる場合には“神”は位格的な神(*persona*)を指すものとして使用されるのであり、このように“神”が特別の名詞や動詞といっしょに使われたり、前置詞といっしょに使われ

た場合は“神”は位格としての神 (persona) を指示するのである。しかしながら“神は存在する”といったふうに、“神”という語がそれ自体で語られるときは、“神”という語は神の本質を指すのである。それゆえ、さっきの推論の最後において、“もし父でない神を生みたもうなら、神は父でないものである”と結論されたとき、同義語の指示対象の多義性に由来する誤謬を犯しているのである。そして実際、“神”という名詞は、はじめは“生みたもう”という特定の動詞といっしょに使われているから位格的な神を指しているのに、後では、“生みたもう”という動詞なしで使われているから神の本質を指すものと理解されているのである。”

以上が、論理学が神学上の註解に使用された典型的な例である。ここで論理的な武器は、代表 (suppositio) の理論の先駆となる理論である。すなわち、“神”という語は確かに同義語ではあるが、場合によっては、位格としての神 (persona) を指し、場合によっては神そのもの (Deus per se) を指す。つまり“神”はときには三つの位格のうちの一つを指し、ときには一なる神そのものを指すのである。ところで位格という語は persona であるが、この persona という語にはまた人格、個体という意味、つまり individuum という意味もある。そして代表の理論における“個体的代表 (suppositio personalis)”つまり、“ひと”という語がひとそのものではなくてソクラテスやプラトンといった個体を代表するといった種類の代表に、“individualis”という語ではなく“personalis”という語が使用されるのは、あるいはいまの“位格”という語と関連があり、したがって神学的な積義、あるいは神学的な議論と関連するものかもしれない。しかしその問題はとにかくとして、中世における神学的註解と論理学との深い関連性は以上のような例を一つとっても理解できるであろう。

ところで註解ないし積義の方法といっても単なる語源学的 (etymological) 方法や文法的 (grammatical) 方法では論理学にならない。そこで論理的な積義の方法としては、語義学、語源学、文法学的方法以外の、もっ

と普遍化され抽象化された方法がなければならない。そしてそうした方法のうちで最も典型的なものが“exponibilia (註解を必要とする語) の理論”である。

ところでこの理論は確かにヒスパニウスの『論理学綱要』の古い写本、つまり“12巻の書”と叫ばれるものの中には含まれない。それはいわば第13巻といったものである。しかし14世紀の後半以降の写本やそののちの初期刊行本 (incunabula) にはたいてい付加されているものである。それゆえ、本来の12巻のうちの“論理学小論集”に相当する6巻と、この1巻とを加えて、後世において『論理学綱要』の“後半の7巻”といわれるくらい、『論理学綱要』と縁の深い理論である。

ところでこの“註解を必要とする語について”の巻の冒頭において、こういう定義が掲げられている。“註解の必要な命題 (propositio exponibilis) とは、その命題の中に明示的あるいは暗々裡に含まれている或る共義語 (syncategorema) のゆえに、意味がはっきりせず、したがって注解 (expositio) を必要とするような命題である”。

その例は“ひとだけが理性的である”といった命題であり、この注解を必要とする命題は“ひとは理性的である。そしてひと以外のいかなるものも理性的でない”といった複合命題によって注解されるというわけである。またいまの例以外に、“ひと以外すべての動物は非理性的である”，“ソクラテスはろばより白い”，“ライオンは動物のうちでもっとも勇敢である”，“ひとはろばと異なる”等があつかわれる。そしてそれらの命題はすべて、より単純な命題からなる複合命題によって、注解されるのである。

このように“exponibilia”論は『論理学綱要』のいわば付録といった存在であるから、形式的、論理的であることは確かであるが、しかし exponibilia の定義の中に expositio ということばがあることからわかるように、釈義ないし注解の術のうちのもっとも論理的な部分であるといえる。しかも論理的とはいえ、やはり、“より”とか“もっとも”といった文法

的要素をも含むのである。そしてここから中世論理学はそのなりたち、その適用の両方からいって、文法の術、文書注解の術と切り離すことのできない関係にあるということができるのである。

このように中世の学問は基本になる権威ある文書に対する注解から出発するが、その注解は必ずしもすべての学者の間で一致するとは限らない。いわゆる解釈の不一致がいたるところで生じうる。しかしこの不一致の解決は、政治的ないし暴力的な方法でなされたのではなく、言論による争い、つまり討論という形でなされた。そしてこれが *disputatio* (討論) の方法であり、『論理学綱要』の冒頭における“論理学(*dialectica*)”の定義の中にも、まさにそうした討論ということばが使われている。ところで『論理学綱要』は確かにそうした討論のための術を提供するものであるが、しかしそうした討論の術を、自己自身に対しても適用している。そしてその例は、このテキストの後半のいたるところで見受けられる。すなわちそれらは6巻10～12章、8巻4～6章、7～9章、11巻15～17章、12巻7章、24章においてみられるのである。

さてこれらはすべて一括して *questio* (論究) スタイルと名づけることができる。*questio* のほかにまた *dubium* や *dubitatio* という語も使われる。これらの語は文字どおりには問い、疑い、疑問という意味であるが、それはいわゆるデカルト的な疑い (*doute*) つまり “*de omnibus dubitandum* (すべてについて疑わねばならない)” といった意味のものでなく、*utrum* つまり英語の *whether* で始まる選言的疑問文 “Pであるか～Pであるか” といった論理的構造をもつものである。それゆえその答えはPか、～Pかのどちらかでなければならない。

さてこうした *questio* (論究) の方法はつぎのような5段階で遂行される。そしてそれはたとえばトマス・アクイナスの『神学大全』に出てくる5段階と全く同一である。そこでまずトマスの場合をあげよう。

(1) *questio* 問題、あるいは論題。たとえば“神は存在するかどうか”

がそうである。

(2) objectio 異論。誤った見解。videtur quod (～であるようにいichおうは思える)という語で始まる。たとえば“神は存在しないように思える”。

(3) sed contra (しかしながらそうではなくて)で始まる。(2)の誤った見解に対する反駁。つまり“神は存在する”。

(4) responsio (1)の質問に対する応答。正論。したがっていまの場合もちろん“神は存在する”。

(5) responsis ad objectum (2)の異論に対する応答。solutio 異論に対する解答。ad objectum dicendum (異論に対してはこういわねばならない)という句で始まる。

以上の5段階はごく簡単にいえば、(1)は $pv \sim p$ (2)は P , (3), (4), (5)は $\sim P$ となる。あるいは(1)は $pv \sim p$, (2)は $\sim P$, (3), (4), (5)は P だとしてもいい。

つぎにヒスパヌスの『論理学綱要』についてみよう。ここではもちろん討論の内容は神学的問題ではなく、論理学的問題である。

(1) questio, dubitatio 問題。queritur utrum (～か否かが問われる)あるいは dubitur utrum (～か否かが疑問とされる)という句で始まる。

(2) quod obicit 論敵の出す異論。videtur quod (～であると思える)という句で始まる。

(3) (2)に対する反駁。sed contra (しかしそうではなくて)という句で始まる。

(4) quod concedimus (わたしたちの認めたいこと)。正論。

(5) solutio ad id quod obicit (異論に対する解答)。ad illud quod primo obicit, dicendum quod (論敵がさきに提出した誤った見解に対しては以下のように語らねばならない)という句、または solvendum est quod (以下のように解答せねばならない)といった句で始まる。

このように、ヒスパヌスの『論理学綱要』の中には、トマスその他の

中に出現する討論の方法と全くおなじタイプのものがでてくるが、しかしトマスにはないもう一つの種類の討論のタイプが見られる。そしてそれが *sophisma* つまりソピストの命題をめぐる討論である。

このタイプの討論はヒスパヌスのこのテキストでは、やはり後半部、つまり「論理学小論集」に相当する部分にでてくる。そしてその箇所はつぎのとおりである。9巻4章、11巻14章、12巻10章、11章、13章、16章、18章、22章、23章、28章、32章、34章、38章。

ところで、「ソピストの命題」つまり「詭弁的命題」をめぐる討論の形式はヒスパヌスの場合つぎのとおりである。

(1) *sophisma* (詭弁的命題の提示。そしてこの命題に関してつぎのような語が付加される。*queritur de hoc sophismate* (この詭弁的命題に関して、議論が生じる)。したがってこのタイプもまえのタイプと同様 *questio* (論究、討論) という点ではおなじである。

(2) *probatio* (証明)。詭弁的命題が真であることの証明。

(3) *improbatio* (*disproof* つまり反証)。詭弁的命題が誤りであることの証明。*contra* (それに反して) という語で、この反証は始められる。

(4) *solutio* (解決、裁決)。(2)と(3)の両方の証明が提出されるわけだが、そのうちのどちらかが正しく、どちらかがまちがっていないなければならない。そこでつぎの2つのケースが生じる。(I) 詭弁的命題は偽である。だとすると(2)つまり証明はまちがっていたことになる。そしてその証明のまちがいの原因が説かれる。(II) しかし場合によると詭弁的命題が真なることもある。するとこんどは反対証明、つまり(3)がまちがっていたことになる。そしてそうした反対証明のまちがいの原因が説かれる。すなわちいかなる種類の誤謬推理がなされたかが語られる。

(1)の例を9巻4章にとろう。ここでまず詭弁的命題が掲げられる。そしてそれに対して、その命題が真であるとする証明がまずおこなわれる。しかしこの証明はのちに、まちがいを犯している、すなわち、偶有性の誤

謬を犯しているということが語られる。つぎにその詭弁的命題が偽であるという証明がおこなわれる。そしてこの証明には、正式の三段論法つまりこの場合は Darii (第1格第3式) が使用される。そしてここでは、反証の方が正しく、証明の方がまちがっているのだから、最初に掲げられた詭弁的命題は確かに偽であるということが決定されるわけである。

ここで『論理学綱要』の第4巻三段論法で述べられた三段論法の技法が、おなじ書物の後半で実地に利用されているということは大そう興味深い。そしてこの三段論法は確かに probatio つまり証明のために使用されている。しかしこの場合でも、公理論的な証明に利用されているわけではなくて、disputatio の一環として利用されているということは特筆しておかなければならない。というのもこの点に中世論理学の論争術的性格というものがはっきり読みとれるからである。

ところで討論あるいは論争といえ、まず相手方と自分の方とで一つの命題をめぐる意見がまっぶたつに割れるというところから出発するわけである。そして自分がそうした論争に勝つためには、自分自身は正しい証明をおこなわなければならない。そしてそれが三段論法を始めとする形式的な推論法である。しかも他方自分は誤謬推理を使ってはならない。というのもこっそり誤謬推理を使って自分のテーゼを証明しようとしても、相手が鋭ければたちまちに発見されて、自分のおこなった証明が無効となるからである。そして仮りに相手方が誤謬推理を使っても、こちらはそれでまるめこまれないで、ただちに摘発し、相手をへこまさねばならない。そして実は、『論理学綱要』の7巻で長々と述べられる誤謬論はそうした目的のために存在するのである。つまり相手の使った誤謬推理が13種類のうちのどれであるかを即座にみつめて、その種類を挙げれば勝ちだということになるわけである。

このように中世において学者たちは、口頭における論争の最中に、一方では自分自身が正しい三段論法を使わねばならず、他方では相手の不正な

三段論法の使用をあばかねばならないのである。しかも、これはすべて即時決的な形でおこなわれ、頭の回転はきわめて迅速でなければならず、討論がすんでからこういえばよかったと気がついてあとの祭りというわけである。そのうえアリストテレスの『ソピスト的論駁』でも述べられているように、相手を煙に巻き自分の推論のインチキを相手に発見されないためには、ソピストすなわち詭弁家たちは早口をこととしたのであり、中世でもそうしたことが実際悪用されたわけである。したがって三段論法を始めとする推論、とくに19個の妥当な三段論法の格式は、よく暗記しておいて、即座に使える態勢をとっておく必要があった。そしてそのために発明されたのが、中世論理学に特徴的な“覚え歌”なのである。

この覚え歌はラテン語では *versus* つまり詩といわれ、すべて *hexameter* つまり六歩格あるいは六脚韻の詩である。この詩はたしかに、学生が覚えにくいややこしい事項を記憶する (*retinere*) ためのものである。ところで面倒なことを頭に叩きこむためには、ほかに図解という方法もとられた。そしてその実例は第1巻12章(対当表)、24章、25章、第2巻11章(ポルフィリウスの樹)等である。これらはすべて *figura* (図、図表)といわれるが、中世に始まるものではなく、ギリシャにまでさかのぼりうるものである。しかし覚え歌 (*mnemonic verse*, *Memorialvers*) は、ヒスパヌスが始めて考えだしたものではないにしても、12世紀の西ヨーロッパで考えだされたものなのである。

ところでこの覚え歌の中でもっとも秀逸で、しかも現在までも利用されているのは、あの有名なバルバラ、ツェラーレントうんぬんの歌であろう。この歌は全体としてはまとまった意味をもたない4行詩であるが、しかし各行はすべてヘクサメーターをなしているのであり、これは詩句として口ずむのに最適だからという理由からきたことはもちろんである。そこで念のためにこのバルバラの歌の歩格もしくは詩脚 (*meter*, *foot*) がどう区切られるかを示そう。

Barbara | Cela | rent Da | rii Fe | rio Bara | lipton
 Celan | tes Dabi | tis Fa | pesmo | Friseso | morum.
 Cesare | Cambe | stres Fes | tino | Baroco Da | rapti.
 Felap | to Disa | mis Dati | si Bocar | do Fe | rison.

ヒスパニクスではいまのバルバラ・ツェラーレト以外につぎのような箇所では覚え歌が使われている。第1巻10章, 25章。そしてこれらもすべてヘクサミーターとなっている。

このようにヒスパニクスでは合計3箇所には覚え歌は出てこないが、おなじヒスパニクスの少し後になってからの写本や刊行本では、それ以外に続々と新しい覚え歌が付加される。その主なものは注の形で当該箇所に記しておいたがその数は20個にのぼる。そしてそのうち重要でしかも覚えおいて損でないものを1個だけ挙げるとすればつぎのものであろう。

Sub pre prima, bis pre secunda, tertia bis sub.

この詩だけは例外的にヘクサミーターではなく、ディミーター（2歩格）の3行詩である。これを訳すると、“主述第1, 述々第2, 第3主々”となる。意味は“三段論法において中名辭の位置は第1格では大前提の主語の位置, 小前提の述語の位置, 第2格ではともに述語の位置, 第3格ではともに主語の位置”というわけである。

ところでもう一度 Barbara, Celarent にもどるが、この覚え歌の効果は抜群であって、ヒスパニクスの『論理学綱要』がのちのちまでも使用され、使用されなくなっても記憶のうちに留められた理由の1つはこの覚え歌にあるといっても過言ではない。この覚え歌は、15世紀になってギリシア語に翻訳された。そしてその始めの1行はつぎのとおりである。

Γράμματα ἔγραψε γραφίδι τεχνικός.

この詩はもとのラテン詩のようにヘクサメーターにはなっていないが、意味はちゃんとあって、“文字をば書けり、ペンにて学者は”という意味である。また明治になってから日本にヨーロッパの論理学が入ったときも、

日本の書生たちは、Barbara うんぬんを、婆々はうんぬんという替え歌にしたという。とはいえそのように翻案されるまでもなく Barbara Celarent の歌は原形のままでポピュラー化したのであり、barbara, ないし barbara celarent という語は、伝統的論理学、ないしは広く論理的訓練を意味する代名詞となるのである。

ところで中世論理学は討論に勝つためのいわば実戦用のテクニックだといったが、そうした意味ではヒスパヌスを始めとする中世論理学のテキストに出てくる“規則 (regula)” というものも考察に価いするといえよう。

まずヒスパヌスのテキストでこの“規則” がどこに出現するかを調べてみるとつぎのとおりとなる。第1巻18章 (定言命題間の等値についての規則), 24章 (様相命題間の等値についての規則), 第4巻4章 (三段論法のすべての格に共通の規則), 5章 (第1格の規則), 7章 (第2格の規則), 10節 (第3格の規則), 12章 (その他の若干の規則), 第8巻11章, 12章, 15章 (関係詞についての規則), 第9巻5章, 6章 (拡張についての規則), 第11巻4章, 6章~12章 (制限についての規則), 第12巻8章~9章, 12章, 15章, 19章 (周延についての規則)。

たとえば第1巻18章を例にとろう。“Not every man runs” と “Someone does not run” は等値である。そしてこれに対して与えられた規則 (regula) はこうである。“全特記号あるいは特称記号に否定詞が前置されると、その命題はもとの命題の矛盾対当と等値である”。この規則での“全称記号”はいまの例では“every”に対応し、“否定詞”は“not”に対応し、“もとの命題”とは“Every man runs”に対応する。

さて規則の中ででてくる語たとえば“全称記号”、“否定詞”、“命題”といった語は論理学におけるテクニカル・タームであって、“ひと”や“走る”のように日常普通に使われる語ではなく、論理学の教科書の中だけにでてきて、もっぱら論理学者によって使われることばである。これは文法学におけるテクニカル・タームの場合と同様であり、たとえば“ひと”は

日常だれしもが使うことばであるが、“名詞”ということばは文法学においてだけ使われる特別のことばである。そして“ひと”は現実存在する太郎や次郎を指すが、“名詞”は“ひと”や“動物”を指すのであって直接に太郎や次郎やポチといったものを指すのではない。つまり“ひと”や“動物”は事物を指すことばであるが、“名詞”はことばを指すことばであり、それゆえことばのことばであって、いわゆる高次言語 (metalanguage) なのである。それとおなじように、論理学の用語である“全特記号”や“命題”といったものは高次言語であり、したがってそうした用語を使いたいまの規則もまた単なる命題でなく、高次言語に属する命題なのである。

このことは三段論法の規則についても同様である。第4巻第4章の2番目の規則“どの格においても、両前提がともに否定であるとき結論あるいは三段論法 (syllogismus) は生じない”。ここでは、“前提”，“結論”，さらにそうした2種類の命題の複合である“推論”，“三段論法”といった高次言語が含まれる高次言語的命題つまり規則が存在するのである。

さらに11巻6章の制限についての規則はこうである。“全称記号が制限された名辞に付加された場合、この記号は、その名辞がそこへと制限されたその当のものだけを周延する”。この規則は、“制限された名辞 (terminus restrictus)” という高次言語を含む高次言語的命題だということは明らかである。

ところでこうした対象言語と高次言語の区分は必ずしも中世から始まるものではない。というのもそうした区別の存在はアリストテレスの『カテゴリー論』第3章の文章、そしてヒスパヌスのテキストの3巻 (『カテゴリー論』) 4章にとり入れられたつぎの文章からも明らかだからである。

“あるものがある主語の述語であるとき、その述語の述語は、はじめの主語の述語である。“ソクラテスはひとであり、ひとは動物であるなら、ソクラテスは動物である” の場合がそうである”。

ここで二つのレベルの文章がみられることは明らかであろう。確かにア

リストテレス自身は高次言語の方の文章を三段論法の規則とは呼んでいないし、またはっきり規則だと意識していたといえないかもしれない。しかし実際そこには二つのレベルが歴然と存在しているのであり、こうした事実を顕在化し、“規則”という用語ではっきりと理論化を試みたのが中世の論理学者の仕事であり、彼らの大きな貢献であるといえよう。ところでちなみに、19世紀から20世紀の初頭にかけて活躍したアメリカの論理学者 C. S. パースはいまの命題“述語の述語は主語の述語である”，そして後世“dictum de omni (総体律)”と呼ばれたものを、至当にも“antepredicamental rule (前カテゴリー的規則。つまりアリストテレスのカテゴリー論の序言部分に出てくる規則)”と呼んでいるが、それは彼らしい極めて鋭い着眼であるといえよう。

さてさきに中世における“規則”の頻用は、即戦即決用のためのものだったとあったが、実際、中世の論理学者は、おおむねできるだけ多くの規則を見つけてそれを羅列しようとしたのであり、それらの規則を、公理的に編成するという努力は少しも払わなかった。とはいえ、規則と規則の間に矛盾があれば、そうした規則集はただちにその使用者に困惑をひきおこすわけであるから、いちおうの整合性を保つことには留意された。実際、ヒスパーヌスのテキストにおいても、第12巻の周延についての諸規則のうち8章に挙げられたものは、一見結構に思えるが、ほんとうはまちがった規則だとして退けられているのである。しかしながらそうした諸規則、とくに三段論法に関する諸規則自体の合理化。つまり公理的な規則からの定理的な規則の演繹といったものは、中世よりずっと後代の所産といえるのである。

さてアリストテレスにおいて対象言語と高次言語の区別が存在したということ、彼の論理的著作全体が、ずっと後の6世紀になってからではあるが『オルガノン』つまり“学問のための道具”と総称されたことからわかる。そして実際、アリストテレスの学問の分類体系では、論理学的著

作はなんらの学問的位置も占めていない。すなわち『オルガノン』は、アリストテレスの学問分類における三つの部門である理論学、実践学、制作学のどれにも入っていない。それゆえ『オルガノン』はそうした三種の学問のための方法だというふうになって解釈されたのは当然であって、中世でもそうした伝統が受け継がれるのである。すなわち、論理学はアリストテレス以来、学問そのものではなく、学問をこれからやろうとする若者たちの予備学科とされたのであり、いわゆる自由七科つまり教養学科の筆頭の位置を占めたのである。そしてヒスパヌスの『論理学綱要』の冒頭における論理学の定義“論理学とはどの教科にも通用する基本原理に達する手段 (via) を提供する学である”もそうした流れに立つものなのである。

ところでもう一度、“規則 (regula)” の概念にもどるが、規則が高次言語であるということと、論理学が諸学の方法であり道具であるということはおなじ意味なのである。すなわち諸学は、自然学にせよ、倫理学にせよ、事物つまり、自然的存在や、倫理的存在を扱っているわけである。そして形而上学でさえもそれが存在論といわれることからわかるように、自然物としての存在や、倫理的なできごととしての存在でなく、存在としての存在 (ens inquantum ens) を扱っているかぎりでは、やはり事物を扱っているといえるのである。しかし論理学はそうした事物ではなくて、ことばをその対象とするものである。こうした普通の諸学、諸教科は事物についての法則をことばによって記述するのであるが、論理学の方はそうした諸学の使うことばについての規則をやはりことばによって記述するというわけである。

さてヒスパヌスによる論理学の定義は一つにはいま述べたように方法、道具だとするものであるが、もう一つの定義は第1巻第1章の第2節で述べられている。つまり論理学とは討論の術であり、討論はことば (sermo) を用いておこなわれるから、結局論理学はことばについての術であるとい

うことになる。そしてこの第2の定義と第1の定義のいっていることが内容的におなじだということもはや明らかだといえるであろう。

こうして論理学は中世的なことばで表現すればまさしく *scientia sermocinalis* (ことばの学) であるといえる。ところでことばの学といえば、論理学だけとは限らない。それ以外に文法学と修辞学が含まれる。つまりいわゆる *trivium* (三科) がすなわちことばの学である。しかしやはりこの三科のうちでは論理学がことばの学の代表格であることは確かである。ところでそうしたことばの学に対立するのがものの学 (*scientia realis*) である。このものの学の内容としてはまず三科と対立する意味での四科 (*quadrivium*) が考えられる。この四つは幾何学、算数、天文学、音楽理論であり、それらは結局数学だといえる。しかし中世も12世紀頃になると、こうした四科つまり数学以外に自然学、形而上学等がものの学の中に追加されるようになる。そしてヒスパーヌスに即していえば、彼は第3巻4章で知あるいは学をつぎの三つ、すなわち *scientia naturalis* (自然学), *scientia moralis* (倫理学), *scientia sermocinalis* (ことばの学) に区分している。実をいえば、この箇所は別にヒスパーヌスの正面切ったの学問分類論ではなくて、論理学用語である種差というものを説明するためのものである。しかしたといヒスパーヌス自身の見解でないとしても13世紀当時の一般的見解であることは確かであり、実際アリストテレスはそうした例を使っていないし、またその例が古代ギリシアの例でないこともまた確かである。

このようにして中世において論理学は“ことばの学”であるという別名をもち、したがって自覚的にことばの学としてのプリンスiplを最初から押出したのである。しかし論理学をこのようにことばの学だといっても、単なる音声学でもないし、単なる文法学でもない。確かにヒスパーヌスは第1巻の2章で音響を扱い、第3章で音声を、第4章で名詞、第5章で動詞、第6節で文を扱っている。しかしそうした一見文法学的と思えるカテ

ゴリーはすべて、命題 (propositio) というものを引きだすための導入部分だといわねばならない。つまり論理学の出発点は、真か偽かのいずれかに決定できるような文つまり命題にある。しかも単一命題の分析に終るのではもちろんなく、命題と命題との間の関係、つまり等値、含意、矛盾等々の関係が扱われ、結局は、三段論法を始めとするいろいろの推論がその終局目標とされるのである。それゆえ論理学の最終目的は、個々の単語の使用法を決める規則といったものではなくて、命題の連鎖である推論、しかも妥当な規則を与えることにあるといえるのである。

さてヒスパヌスでは論理学はことばつまり sermo の学であったが、これが具体化され、第1巻2章では音響 (sonus) と音声 (vox) が扱われる。音響とは人の声だけでなく、鐘の音、木と木がぶつかりあう音などである。そして音声とはもちろん、それらの音響のうちの人間の声である。ところで人間の声といっても、無意味な音声もあるから、論理学の対象は意味のある音声つまり vox significativa でなければならない。そしてこの“意味作用をもつ音声”がヒスパヌスの論理学、ひいては中世論理学全体の出発点となるのである。そしてこの vox significativa は実はいえればアリストテレスの『命題論』の第1章に出てくる φωνή σηματική の訳である。

さてヒスパヌスの論理学が、“音響——音声——意味作用をもつ音声——意味作用によって意味された対象”といった発展的系列を基礎にしているということは考察に価いする問題である。いま述べた系列は確かに、アリストテレスの『命題論』にでてくるものを継承し、発展させたものだといえる。しかしそのおなじ『命題論』の中にもう一つの系列、あるいは連鎖が述べられている。そしてそれは、文字——音声——心理状態 (παθήματα τῆς ψυχῆς, passionēs animae)——物 (πράγματα) である。この連鎖は、ボエチウスによる『命題論注解』ではラテン語に訳されて littera——vox——intellectus (概念)——res (事物) となっている。

ところでヒスパヌスは、そうした2種類の連鎖のうちの前者を選んだのであり、それゆえ、彼のテキストには2番目の連鎖に出てくる“文字”とか“概念”といったものはなんの役割をも示していないのである。さてそうした文字についてであるが、アリストテレスの時代においてはともかく、中世においては神学は聖書の章句の釈義であり、それが学問の最大の仕事であった。ところでこの聖書は“The Holy Scripture”といわれるように確かに文字を使って書き録されたものである。したがってそうした Scriptura つまり“書かれたもの”の研究のうで文字的要素は確かに大切である。しかし聖書はまた“the written Word of God”といわれるように、writtenの面よりもWord of Godの方がもっと大切なのである。そして中世ではアウグスチヌスが、新約聖書コント後書3章6節にあるパウロのことは“儀文は殺し、霊は生かし給う (littera occidit, spiritus vivificat)”を出発点に置いてキリスト教の神学を開始して以来、中世ではその伝統に従って、少くとも正統派は、字句至上主義の態度を退けたといつてよいであろう。

“文字”より“音声”を大切にするというヒスパヌスの立場は、そうした神学の釈義の方法としての論理学という側面と合致するといえる。しかしヒスパヌスが論理学の基礎を、文字にでもなく、そして概念にでもなく、音声 (vox, voice) に置いたのは口頭によってなされる討論の術としての論理学という側面とも合致するといえる。とはいえこうしたヒスパヌスの立場は、彼より少し後の時代にアリストテレスの『命延論』の第2の連鎖が新しく追加されることによって、大きく変貌を遂げ、いわゆる唯名論 (nominalism) の立場、ないし概念主義 (conceptualism) の立場が出て来て、これがそのままヨーロッパ近世へと突入する。というのも、第2の系列では“文字”と“概念”というものが含まれているからである。そしてこの“文字”と“概念”の導入がヒスパヌスより後の中世後期の論理学の理論内容にどういう影響を及ぼしたかは、“名辭の諸性質の理論”

とくに代表の理論の説明のところで論じることにしよう。

さてヒスパヌスの論理学が“意味作用をもつ音声”から出発することは前述のとおりであるが、ここで“意味作用 (significatio)” というもののヒスパヌスの論理学における意味を考えてみよう。ヒスパヌスで意味作用の概念が実際に機能するのはまず、第2巻(カテゴリー論)第1章の同名異義語つまり両義語あるいは二義性の定義である。そしてそこでは、たとえば“動物”という語が生きたほんとの動物と絵に描かれた動物とを意味する (significare) 場合、“動物”は同名異義的であるといわれる。つぎにこれと関連して、第7巻(誤謬論)28章において二義性の誤謬の基礎となる二義性の概念そのものの定義が述べられている。そしてたとえば“犬”という名詞は吠えることのできる犬と海の犬と星座の犬を意味する (significare) と語られている。そして第3番目は第6巻第2章の significatio (意味作用) の定義である。そしてその定義はこうである。“名辞の意味作用とは、事物 (res) を、規約によることば (vox) を通じて再現させることである”。ここでも、まえに述べた第1の連鎖つまり音声 (vox)——意味作用——意味作用の対象 (res) の方が使われていることがわかる。ところで実は第6巻つまり“代表について”で大切なのは、その第3章における“意味作用”と“代表作用”との区別なのである。すなわち“意味作用は音声に対して事物を意味するという仕事を課することであるのに反して、代表は、そのような意味作用をおこなう名辞を事物に代るものとみなすことである”。これからみて、代表作用が意味作用をもとにしていることは明らかである。ところで二義性の誤謬は、同一の語、たとえば“はし”が橋と箸を意味するということによって生じる。しかしだからといって同名同義語に誤謬が絶対に生じないというわけではない。たとえば“ひと”という語はソクラテスやプラトンといった個体を指す場合と、人類といった“種”を指す場合があって、この両者を混同するとやはり誤謬が生じる。したがって、意味作用がおなじである名辞においても、なお代表作用が異なるとい

う事態を考慮しなければならない。そしてここから“代表の理論”といったアリストテレスにはなく、中世で始めてつくりあげられた理論が出てくる。しかしながらこうした代表の理論もまた、いまみたように、意味作用の理論によって基礎づけられているのであり、そうした意味で、“意味作用”の理論つまり意味の理論は中世論理学を貫ききわめて重要な概念の一つであるということができるのである。

4. さまざまな予備概念について

この巻では論理学を学ぶうえでぜひとも必要な予備概念がつぎつぎと述べられる。まず冒頭に論理学の定義が語られる。すなわち“論理学とは三つの教科つまり神学、法学、医学のすべてに通用する基本原理、たとえば矛盾律、排中律といったものを提供するものである”とされる。しかしこれはあまり厳密な定義とはいえない。むしろ中世の大学における教養学科つまり自由七科の1つとしての論理学の位置を述べたものにすぎない。それよりも、論理学つまり *dialectica* の語源的な解釈による定義、つまり“論争における攻め手と防ぎ手の間でかわされる話し”という方が内容がある。

ところでいま“論理学つまり *dialectica*”といったが、ヒスパーヌスのこの書物では *logica* ということばは1度も出てこない。でてくるのは *dialectica* ということばだけであり、しかもそれは、第1巻の第1章に出てくるだけである。しかしこの *dialectica* はプラトンにおけるディアレクティケーでもないしましてやヘーゲルの *Dialektik* つまり弁証法でもない。どちらかといえば中世で使われる *dialectica* という語は論理学と訳すのがよいであろう。というのも *dialectica* の中には *sylogismus* つまり三段論法をその1部として含むからである。しかし中世の *dialectica* 特にこの

ヒスパーヌスの *dialectica* は厳密に言えば論理学と完全に同義ではない。それは三段論法つまり形式論理学に、アリストテレスのいう蓋然的推論の要素が大きく付加されたものというべきであろう。このことは、ヒスパーヌスのこの論理学書の構成からもわかることである。すなわちこの書物はアリストテレスの『トピカ』を改造した“客位語論”を含み、さらに“拠点論”と“誤謬論”を含む。とはいえこの書物は確かに“三段論法”を含みはするものの、アリストテレスの『分析論後書』で語られている、幾何学的証明を範とする証明論を完全に脱落させているのである。

ところで証明論を欠くという事実には特に重大な意味がある。というのも、そのことはヒスパーヌスのこの論理学書が厳密な証明のための道具ではなくて、中世的な討論のための道具であるということをはっきりシンボライズするものだからである。そしてヒスパーヌスのいう *dialectica* もまさに定義どおり、中世の大学での討論のための方法を提供するものだったのである。

さてヒスパーヌスのこの著作は、普通『論理学綱要 (*Summulae Logicales*)』という名で知られている。しかしこれは彼の著作に対する最初からの名称ではない。この著作に対する本来の名称は『12巻の書(*Tractatus*)』である。このことはたとえばダンテの神曲 (1300—1321) の天国篇第12歌にある“12巻の書にて下界を照らすかのピエトロ・イスパーノ (天国のここに) あり (*Pietro Ispano lo qual già luce in dodici libelli*)”という一句からもわかる。ところで書名としては単に“*Tractatus*”ではまぎらわしいので、“*Tractatus duodecim*”とされ、さらには“*Tractatus duodecim de Dialectica*”となる。しかし“*Summulae logicales*”という名称が使用されるようになるのはずっと後の16世紀に入ってからなのである。

このように“論理学綱要 (*Summulae Logicales*)”というタイトルは比較的新しいものではあるが、後代にはこの名称が定着し、きわめてポピュラーになったので、いちおう本書においてもこの名を使用した。この書の

本来の性格は中世的な意味での *dialectica* であるということを常に念頭に置いていなければならないのである。

さて論理学つまり *dialectica* が、討論の術であるとすれば、討論はもちろん話し言葉でおこなわれるから、論理学の出発点は音声でなければならない。そしてこの音声には名詞と動詞があり、この名詞と動詞の結合が文を構成し、しかも文のうちで特に叙述文だけが命題といわれて、真か偽かの価をもつ。そしてまさにこの命題が論理学全体の要となるのである。

『論理学綱要』の冒頭、つまり論理学の定義の直後の箇所で開催されたいまの所論は実はアリストテレスのオルガノンの中の『命題論』の最初の部分を適当にアレンジしたものである。ところでアリストテレスの『命題論』といえばオルガノンの第2番目の書物であり、第1番目の『カテゴリー論』の次に位置するものである。ところがヒスパーヌスではそれがむしろ第1巻に来ているのであり、『カテゴリー論』は逆に第3巻にまわされている。そしてこうしたことには見逃がすことのできない重大な意味が潜んでいる。

普通、アリストテレスの『カテゴリー論』は名辞を扱い、『命題論』は命題を扱い、『分析論前書』は三段論法、つまり推論を扱うとされている。しかしヒスパーヌスは、命題を扱う『命題論』の部分を最初に据えた。これは、明らかに名辞よりも命題を基本とする考えにもとづくものといえる。そしてこの命題優位の思想はプラトンが後世に残したもっとも大きな遺産の一つ、そしてアリストテレスがプラトンから受け継いだもっとも大きな遺産の一つといえる。すなわちプラトンはその対話篇『ソピステース』262 Dにおいて、名詞（ものを名指すことば）と動詞（名詞によって名指されたものについてなにごとかを述べることば）との組み合わせによって命題（ロゴス）がつくりあげられると述べているのである。

ここで大切なのは名詞も動詞もことばであってイデアではないということである。イデアとイデアをいくら組み合わせても命題にならないし、命

題とならなければそこには真も偽もありえないし、。とはいえ単独の語に真偽がありえないのはもちろん、単にことばとことば、語と語を組み合わせただけでも真偽は生じえない。真や偽の存在するためには名詞と動詞の組みあわせがなければならないのである。そしてプラトンはこうした路線をさらに進めていたならきちんとした論理学がつくれたはずであり、イデ論の袋小路を突破できたはずである。しかしプラトンの設けたこの布石を徹底的に発展させたのはむしろアリストテレスだったのであり、彼はその『命題論』で、名詞と動詞から命題が構成され、この命題こそが真偽概念のにない手であるという主張をそのままくり返しその後の論理学の基礎を確立したのである。

このようにヒスパーヌスは、彼の論理学書の冒頭に命題論を置くことによって、命題こそが全論理学の最大の結節点であるというテーゼを改めて確認したといえる。というのも、命題以前の存在、つまり単なる語、単なる概念は、それ自体ではいかなる真偽ももちえないのであり、それらの語は命題の中においてのみ自らの役割を果しうからである。そして、命題の存在さえ確立されれば、そうした命題がアトムになって、そうした諸命題の適切な結合によって、論理学の最終目標である推論をつくりあげることができるからである。

さて、ヒスパーヌスはプラトン以来の教説に従って動詞と名詞から命題が構成されるとしたが、動詞と名詞ということばは文法語なのでそれを論理語に置きかえる。すなわち“ひとは走る”において“ひとは”は名詞であると同時に主語であり、“走る”は動詞であると同時に述語であるとされる。しかも“このひと走る”は“ひとは走るものである”というふうに書き替えられ、“ひと”は主語、“走るもの”は述語、“である”は繫辞であるとされる。さて命題の内部構造をこのように把握すればまさしく三段論法の入口にさしかかったことになる。しかしそのまえになおA, I, E, Oという4種類の命題を創設しなければならないが、そのためには、

名詞と動詞、あるいは主語、述語、繫辞だけでは不十分であって、なお“でない”、“すべての”、“或る”という語が必要である。しかしこうした語はいかなる性質をもつ語であろうか。

ヒスパヌスはすべての語を2種類にわかつ。一つは“自義語 (significativa)”であり、“ひと”や“走る”がそうである。そしてもう一つは“共義語 (syncategoremata, consignificativa)”であり、“すべての”や“或る”、“でない”がそうである。こうした二分法と命名はアリストテレスにはないもので、中世論理学の創案になるものである。もちろんここで“共義語”とは、自分自身では意味対象をもちえず、自義語と“共に”はじめて意味対象をもつ語という意味であって、“すべての”という語は、それだけでは現実的な世界に対して意味対象をもちえないけれども、“すべてのひと”となれば、りっぱに意味対象をもちうるといった場合がそうである。

このようにいわゆる定言的三段論法の構成要素である定言的命題において、共義語という新しい概念はきわめて有効であるが、この概念はさらに、連結命題の分析にも絶大な動力を発揮する。連結命題 (propositio hypothetica) とは、いわば複合的命題であって、(1)条件命題 (conditionalis), (2)連言命題 (copulativa), (3)選言命題 (disjunctiva) の総称である。そして(1)には“もし〜ならば”という共義語が、(2)には“そして”という共義語が、(3)には“あるいは”という共義語が使用されているのである。

こうした3種類の複合的命題は、それぞれ2個の単純命題を共義語によって連結したものであるが、その場合、その単純命題の内部構造には立ち回らない。ただその単純命題の真理値つまり真か偽かということだけが問題にされる。したがって、ヒスパヌスにおける連結命題は現在の記号論理学でいえば命題論理学という分子命題であり、単純命題は原子命題である。そしてヒスパヌスにおいても、現在の論理学におけるように3種の複合的命題の真理値はすべて、それを構成する単純命題の真理値によって

決定されるのである。こうして、ヒスパーヌスには、アリストテレスにはなかった連結命題の概念が存するのであり、これは現代の命題論理学の出発点となるのに十分な資格をもつものといえることができる。

とはいえこうした命題論理的な考えは確かにアリストテレスの『命題論』にはなかったが、ヒスパーヌスが始めてつくりだしたものとはいえない。

ヒスパーヌス以前の命題論理学の流れには3つある。第1はアリストテレスの弟子のテオプラストスの仮言的三段論法である。そしてそれはたとえばつぎのようなものである。

AならばB。

BならばC。

ゆえにAならばC。

AならばB。

AでないならばC。

ゆえにBでないならばC。

AならばC。

BならばCでない。

ゆえにAならばBでない。

命題論理学の第2の流れはストアの論理学であって、つぎのようなものである。

第1ならば、第2。

第2。

ゆえに第2。

その実例は、“昼間であれば、明るい。昼間である。ゆえに明るい”である。またつぎのようなものもあり、その数は全部で5個である。

第1あるいは第2。

第1でない。

ゆえに第2。

ストアのこの体系とスキプティオンの体系はおなじく命題論理学とはいえ、かなりの相違があるのは明らかである。とくにストアの体系には、“ならば”だけでなく、“そして”、“あるいは”を含む。ただしストアの“あるいは”は排他的選言である。つまり“p or q or both”ではなくて、“p or q but not both”である。

命題論理学の第3の流れはポエティウスの『仮言的三段論法 (De syllogismo hypothetico)』である。ポエティウスのこの著作は非常に多くの命題論理学的な論理式を含んでいる。すなわち、スキプティオンの三つの式を含むし、ストアの5個の式のうち4個までを含む。そして合計百数十個の式が掲げられている。しかしヒスパーヌスの連結命題論は、このポエティウスの『仮言的三段論法』を継承するものではない。というのも、ここで命題論理学で使われている結合詞つまり共義語の中に、“もし”があることはもちろんであるが、ストアにはあった“そして”がなく、また“あるいは”はストアとおなじく排他的選言なのであり、実際、“aut...aut”という語が使用されているからである。そしてラテン語ではこの aut (さもなくば) という語は vel (もしくは) とははっきり区別されて使われているのであり、前者は排他的、後者は非排他的な意味に使われるのである。

それでは、ヒスパーヌスの第1巻であらわれた“条件命題”、“連言命題”、“選言命題 (非排他的)”の三分説はどこに由来するのであろうか。一つ考えられることは、2世紀に書かれたガレヌスの『論理学入門』における複合命題の三分法である。彼はそこで複合命題を“条件命題”と“選言命題”と“連言命題”とに分けた。そして、選言命題に言及し、この命題は本来は排他的でなければならないが、日常では非排他的な意味に使われることもしばしばあり、そうした選言命題は“擬似選言命題”であると

主張しているのである。

ところでヒスパーヌスにおける選言命題はまさにこの“擬似的選言命題”に相当する。とはいえ、こうした非排他的選言命題、つまり *vel* という語を使った方の選言命題が実は現代の記号論理学における選言命題と一致する。そしてその後の中世の命題論理学も、このヒスパーヌスによって提案された非排他的選言命題を継承する。そしてその結果、後世ディ・モーガンの定理と呼ばれる論理式 $\sim(pvq) \equiv \sim p \& \sim q$ がすでに中世において確立される。こうして中世の命題論理学は、ヒスパーヌスに従って非排他的選言命題を採用することによって、現代論理学でいう双対性の原理を獲得することができたのである。

このようにして中世論理学は先行の3つの命題論理学の流れのどれでもない第4の流れを新しくつくりだしたといえる。そしてこの流れとは、推断の理論と呼ばれるものにほかならない。ところで推断の理論に関していえばそれはいちおうアリストテレスの『ソピスト的反駁』にその源を仰ぐものであるといえる。さてそうしたアリストテレスの書物の中に“推断の誤謬 (*fallacia secundum consequens*)”と呼ばれるものがある。この誤謬はヒスパーヌスの第7巻の150～163章で述べられているものである。この誤謬はまた、古くから“不当理由の虚偽 (*non sequitur*)”とも呼ばれていた。これは英語に訳すると “it does not follow” つまり “正しく帰結していない、あるいは正しくない帰結” という意味である。そして *fallacia secundum consequens* も “正しくない帰結 (*consequens*) を引き出しているという点での誤謬” という意味なのである。

こうして“不当理由の虚偽”は“前提と連結しない無関係な帰結をひきだす不当な論証”という意味であり、結局“推断の誤謬”ということになる。さてこの推断 (*consequentia*) という語は、さっきの *consequens* や *sequitur* と同根の語である。そしてこの推断は、前件命題 (*antecedens*) と後件命題 (*consequens*) と “もし……ならば (*si*)” という共義語からなる複

合命題なのである。

さてヒスパーヌスの誤謬論における“推断の誤謬”は、記号論理学の方式で書けば、 $(p \rightarrow q) \rightarrow (q \rightarrow p)$ (157章) と $(p \rightarrow q) \rightarrow (\sim p \rightarrow \sim q)$ (159章) である。そして伝統論理学では、後件肯定の虚偽と前件否定の虚偽といわれるものである。そしてこうした“推断の誤謬”はきわめて形式論理的な誤謬、しかも命題論理学上の誤謬なのである。ところでいま述べた誤謬は、推断が妥当でなかった例である。しかし推断には当然妥当な推断もある。そして159章では $(p \rightarrow q) \rightarrow (\sim q \rightarrow \sim p)$ つまり後件否定式は“bene sequitur”つまり“正しく推断されている”といわれている。そしてこうした正しい推断は名詞形にして、bona consequentia (妥当な推断) とも叫ばれる。

このように命題論理学の第4の流れはアリストテレスの誤謬論から発し、ヒスパーヌスの誤謬論で推断論として、その基礎が固められる。もちろん誤謬論の中では“妥当な推断”は本格的に展開されるはずもないが、しかしこの“妥当な推断”はそれから独立して、新しく“推断の理論”としてその後の中世の論理学者たちによって確立され、中世論理学のもっとも豊かな所産の一つとなるのである。

さて大分脱線したので、もう一度最初の命題論にもどるが、ヒスパーヌスのこの命題第1主義の大テーゼの確立は、一方において第4巻の定言的三段論法の出発点となるが、他方において、第7巻の誤謬論のうちの“推断における誤謬”を通じて彼以降の中世の“推断論”つまり命題論理学の出発点ともなるのである。

ところでヒスパーヌスの命題優位主義はそうように三段論法と推断論という2種類の必然的推論を生みだす基礎となったが、それだけにとどまらず、第5巻の“拠点論”における蓋然的あるいは弁証論的推論の基礎ともなり、さらに第7巻の“誤謬論”における誤謬的推論の基礎ともなる。こうして、『論理学綱要』第1巻の命題論は、論理学の王道であるさまざまな推理論のすべてに対する基礎を築いたといえることができるのである。

5. 客位語について

この巻がポルフィリウスの『イサゴーゲー（入門の書）』の簡潔な紹介であることは明らかである。そして実際、この巻においてヒスパヌスはポルフィリウスの名を2度挙げている。とはいえ、ヒスパヌスは、『イサゴーゲー』をギリシア語で読んだわけではもちろんなく、ポエティウスによるラテン語訳によって読んだにちがいない。またポエティウスは『イサゴーゲー』の注解書をもつくっているからヒスパヌスはそれも読んだかもしれない。ところで中世の初期において、ポエティウスの以上のような書物が出発点となっていわゆる普遍論争が展開されたのであり、そうした意味では、客位語に関する研究ないし論争はヒスパヌス以前にいくらかあったのであり、ヒスパヌスはそれらをも参照したことであろう。

さてここで客位語なるものの論理学的な意味を考察しよう。客位語は、類、種、種差、特有性、偶有性の五つであるが、こうしたセットはポルフィリウスで始めて登場したのであって、アリストテレスまではさかのぼらない。とはいえアリストテレスの『トピカ』には、それと似たセットが存在する。そしてそれは偶有性、類、特有性、定義の四つである。ヒスパヌスはアリストテレスのこうした四つ組のかわりに、ポルフィリウスの五つ組の方を採用したわけであるが、この両者は、偶有性、類、特有性の3個を共有している。そしてヒスパヌス自身、特有性と偶有性の定義に関してはアリストテレスを参照しているので、最初にアリストテレスの『トピカ』における四つ組に触れよう。

さてアリストテレスの『トピカ』は弁証論的ないし蓋然的な推論を扱う書である。ところでいかなる推論も、いくつかの命題からなる。したがって蓋然的な推論もまた、それに特有な命題からなりたつ。ところで命題は

さらに分解すると二つの名辞からなりたつ。つまりSはPであるに含まれるS, P二つの名辞からなりたつ。しかし、『トピカ』では、これらSとPのうち、特にPに着目し、“SはXなり”におけるXつまり述語を大きく四つに類別し、それを偶有性, 類, 特有性, 定義としたのである。そしてこれら四つに属する名辞は述語の位置にあるわけであるから当然すべて一般名辞, 普遍的名辞でなければならないのである。

さて『トピカ』のねらいは、それら四つ組の最後が定義であることからわかるように、よい定義を確立することにある。そしてよい定義を確立するためには、そうした定義のもっとも重要な構成要素としてよい類を探し出さねばならない。たとえば“ひと”のよい定義である“理性的で可死的な動物”は、その中の重要な構成要素として、“ひと”の類である“動物”をまず探し出さねばならない。つぎに“ひと”の特有性である“笑うことができる”は、“ひと”の定義そのものではないが、“ひと”と交換可能なものとして、“ひと”の定義づくりにはいちおう貢献するといえる。しかしながら、“ひと”の偶有性である“白い”とか“黒い”とかは、定義づくりにとってはむしろマイナスであり、攪乱要因であるが、しかしそれでもいわば反面教師としていちおうの意味があるといえよう。そしてここまでくれば、そうした定義づくりの操作は、プラトンの“ソクラテス的対話篇”で、“敬虔”や“正義”の定義をソクラテスが対話者とともにこなした試みと全くおなじであるということがわかるであろう。

このようにして『トピカ』における推論はよい定義の確立をめざすためのものであるが、もともとそうした“定義”をまきこむような推論は、いわゆる形式的な三段論法とは根本的にその性格を異にする。というのも、三段論法の方は、文字通り形式的であり、したがって分析的であるが、定義といったものは、分析的ではなく、ひとによって異なることも十分ありうるからである。そして現在でも“国家”に対する定義は何十通り、“神”に対する定義も何十通りといわれるくらい収斂しにくいものなのである。

とはいえ学問をめざす限り、よりよい定義をめざす努力はけっして怠るべきではない。それゆえ、『トピカ』のねらうところは、結局、いい定義を一度にでなくても、繰り返し、試行錯誤的に確立するために役立つルールをできるだけ多くみつけだすことだといえる。そして『トピカ』ではそうしたルールが、偶有性に関する規則、類に関する規則、特有性に関する規則、定義に関する規則の四つに分けられて、順に論述されているのである。

このように『トピカ』は、定義に関する規則のみならず偶有性に関する規則をも扱うものだから、当然それは必然的な規則、必然的な推論を扱うものではなく、蓋然的な規則、蓋然的な推論を扱うことになる。そして学問をつくりあげていくうえには、三段論法のような形式的な規則だけではなく、『トピカ』におけるような蓋然的ではあるが実質的な規則もまたぜひとも必要だといわねばならないのである。

さてこうしたアリストテレスの『トピカ』の四つ組はポルフィリウスの『イサゴゲー』において五つ組に変貌する。ところでこの五つは、『トピカ』の四つのうちから定義をとり除き、新たに種と種差を付け加えたものである。アリストテレスにおいて類が定義をつくるための重要な構成要素と考えられていたということは上述のとおりである。しかし例えば“ひと(種)=理性的(種差)+動物(類)”といった式にみられるように、定義には類だけでなく種差というものも必要である。そこで新しく種差が導入されるわけであるが、この種差はその原語 *differentia specifica* (種をつくる差異性)からもわかるとおり、文字どおり“新たな種をつくりだすもの”である。それゆえ類と種差によって種が自動的につくりだされるが、この種は結局定義とおなじものであり、したがって定義の方はとり除かれるのである。こうして『イサゴゲー』では特有性と偶有性は別として、類と種と種差の三つ組みがつつぎと積み上げられていって、“ポルフィリウスの樹”によって象徴されるみごとな構造論的存在論をつくりあげるのである。

このように“客位語”つまり五つ組の方は四つ組に較べると確かにきめは細くなったといえる。しかし他の重要な面ではポルフィリウスの客位語は『トピカ』の四つ組にくらべて大いに退化したといえることができる。ここで他の面といったのは、語あるいは名辭を命題の中に置くことによって脈絡的つまりコンテクスチュアルにみるといったことを意味する。ところでアリストテレスは確かに『トピカ』第1巻第4章で、四つ組のそれぞれは、あくまでも語であって、命題ではないと強調している。しかし『トピカ』においては、これら四つは、命題から切り離して単独で扱われるために登場するのではなく、定義文を構成するための部品として登場するのである。

ところでこんどはポリフィリウスの5個の客位語であるが、確かに『イサゴゲー』の冒頭で、“客位語は定義、そして一般的には区分と論証にとって必要である”とは述べられているが、『イサゴゲー』全体の叙述は、もっぱらそれら五つのおおのの定義と、五つの相互間の共通点と相違点に終始して、それら五つを学問構築のうえにいかにも利用すべきかという視点は完全に脱落してしまっているのである。こうして『イサゴゲー』では『トピカ』に存在した試行錯誤的な弁証論的傾向つまり、吟味的探究的な傾向は影をひそめてしまうのである。

とはいえ、客位語をそのように命題から切り離して、単独な語として扱うといった態度は、大そう不毛な結果をもたらす。そしてそれが例の普遍論争というものである。ところで普遍とはなにか。ヒスパヌスのテキストからも明らかなように、“客位語”は“普遍者”とおなじとされる。“客位語”のもとのことばは *predicabilia* であり、文字どおり、“多くの事物の述語になりうるもの”である。ただしここで“多くのものについて”という点が大切なのであって、述語であれば、個物の述語であってもいいわけであるが、“客位語”は、多くの事物だけの述語となり、個物の述語とはならないところの特殊な能力の述語なのである。そしてそれが *predica-*

bilia つまり、“多くの事物だけの述語にしかなりえないもの、いいかえれば、個物の述語にはなりえずに、多くの事物だけの述語になりうるもの”という名称の由って来るゆえなのである。“客位語”が以上のようなものであるとすれば、それが“普遍者”と同一のものであることは明らかである。というのも“普遍者”つまり *universalia* もまた、“多くの事物の中に存在するところのもの”だからである。そして、五つ組のそれぞれがみない、そうした“客位語”および“普遍者”の条件にあてはまることは明らかであろう。

さて普遍論争であるが、普遍者、たとえば類とか種は、多くの事物の中に存在するとして、その存在の仕方はどうであるかという点に関して、三つの立場に分かれて論争がおこなわれたのである。そしてそうした三つの立場とは、“*universalia ante rem* (普遍は個物に先立つ)”という普遍実在論の立場と、“*universalia post rem* (普遍は個物の後に存する)”という個物実在論の立場と、“*universalia in re* (普遍は個物の中に存する)”という調停的立場とである。ところでこれはいまあげた3つのスローガンからして、そこでは普遍者と個物といった2項関係において論争がおこなわれていることは明らかである。ということは普遍者は同時に客位語であって、この客位語は命題における本来的な位置をもっているはずなのに、普遍者を、そうした位置から切り離れた形で個物と関係させているからである。それゆえそうした態度から生じた三つの立場の間の論争は、もはや論理的なものとはいえず、単に形而上学的、イデオロギー的な論争でしかないということができよう。

ところでこのことはヒスパーヌスのことば、つまり“客位語が *dici* (述語づけられる、語られる)”という語によって定義されるのに反して、普遍者は *esse* (存在する、存する)”という語によって定義される”からも裏づけられる。というのも普遍の問題、つまり普遍論争はまさに存在論的問題であり、したがって形而上学的な問題だということができるからである。

ところで“存在”の問題が形而上学の問題だとすれば，“語られる，述語づける”という問題は当然，言語的問題，ひいては論理学的問題だといえることができる。ところで，ポルフィリウスの『イサゴゲー』における五つの客位語は，その *predicabilia* という語からも察しられるようにすぐれて言語的な存在であるといえる。そしてこのことは，『イサゴゲー』の副題が『五つの語 (*quinque voces*) について』となっている写本もあることからわかることである。そして実際ポルフィリウスも，そうした5個の客位語を，“もの”でもなく“概念”でもなく，“語”であると考えていたことにまちがいない。それゆえポルフィリウスの『イサゴゲー』は5個の音声 (*vox*) あるいは名称，あるいは5個の基本的用語を扱った書物であるといえることができる。

このように客位語を文字どおり語とすることは，ポルフィリウスの本来の趣旨にも副うし，論理学的な立場からも好都合である。とはいえ，そうした語を，命題における本来の位置から切り離して単独に扱おうとしたポルフィリウスの立場はやはり困ったものであるといわねばならない。というのもそうした立場に忠実に従うとすれば，当然のこととして音声 (*vox*)，名辞 (*terminus*)，名前 (*nomen*) の存在を重視する唯名論の方向に進むからである。とはいえ唯名論それ自体は別に困った存在ではない，むしろ論理学としては当然の立場であり，健全な立場ですらあるといえる。しかしそれが“名目論”といったものになればいささか形而上学性，イデオロギー性，党派性を帯びてくる。というのも唯名論者は，普遍とは単なることば，単なる声として発する風 (*flatus vocis*)，つまり唯の名にすぎないと主張して，さっきの“普遍は個物の後に存する”という個物实在論の立場に与するからである。そして“普遍とは音声あるいは名にすぎない”と主張する唯名論者もやはり，命題の中にあられて，命題の中で機能するものとしての普遍者ではなく，命題から切り離されたものとしてとらえた普遍者と，これまた命題から切り離された単独の音声，単独の名といったもの

との関係を論じているにすぎないのである。

このようにして、ポルフィリウスにおける客位語の理論は一定の限界をもつものということがわかった。しかしそのように退化した客位語の理論からもう一度アリストテレスの『トピカ』にみられるような本来の立場、つまり付帯性、類、特有性、定義といったものを、命題のコンテキストの中で、さらには論証、議論、討論のコンテキストの中で活用させるという立場に立ちもどらねばならない。そして実際ヒスパヌスのこの『論理学綱要』でもそうした立場がとられているといえるのである。

そこでつぎに、そうした客位語が、その後の巻でどのような形で再登場するかを簡単にみてみよう。さてその第1は、第5巻の拠点論においてである。この巻の6章で“定義からの拠点”がでてくる。これは“定義項について述語づけられたものはなんであれ、そのものは被定義項についてもまた述語づけられる”といった格率と、“可死的で理性的な動物が走る”といった命題から、“ひととは走る”という命題を導きだすものである。そしてここでの“可死的で理性的な動物”は、もちろん“ひと”の定義、つまり定義項あるいは定義語なのである。

同様に、8章では“記述からの拠点”がでてくるが、ここでいう“記述”は“笑うことのできる動物”のように類と特有性からなるものであり、こうしたものについての命題から、“ひと”についての命題が導きだされる。

このほかに、12章には“普遍的全体つまり類からの拠点”が、13章には“種あるいは従属的部分からの拠点”がでてくる。

こうして以上4個の拠点の中に、定義、特有性、類、種のすべてが出てくる。しかもそれらはもちろん単独の切り離された状態においてではなく、命題の中で、しかも蓋然的推論の中においてでてくるのである。

さて、普遍性の問題であるが、さきに中世初期の普遍論争が、普遍者や語を命題から切り離して論じたという点に問題があるといったが、これはヒスパヌスではどのように解決されたであろうか。ヒスパヌス自身は

普遍の問題を特に掘り下げて論じているわけでないが、彼以後の時代における普遍論争に新しい局面を開かせる基礎をつくりあげたということは確かである。そしてそれが第6巻および第10巻で展開された“代表の理論”である。

代表の理論に関しては後ほど詳しく説明するはずであるが、いまは第6巻の5～6章および第10巻の3章にててくる“端的な代表”についてだけ述べよう。さてそこでの“端的な代表”に対する定義はこうである。

“端的な代表とは、共通名辞を、共通名辞によって意味された一般的なもの (res universalis) に代るものとみなすことである”。

この定義の意味するところはこうである。“ひととは走る”といわれた場合、この“ひと”はソクラテスとかプラトンといった個体を代表する。しかし“ひととは種である”といわれた場合、この“ひと”はソクラテスとかプラトンを代表するわけではない。なぜなら、もしそうだとすれば、“ソクラテスは種である”といった誤った命題ができあがるからである。

さてヒスパヌスは6巻5章において“ひととは種である”という命題以外に、“動物は類である”、“笑うことのできるものは特有性である”、“理性的は種差である”、“白いは偶有性である”といった命題をあげている。そしてここに、五つの客位語の全部が登場するのである。

こうして、客位語、たとえば“類”は、“動物は類である”という命題の中に登場し、その主語である動物をして、個々の動物ではなくて、動物という類、動物一般を代表させる働きをもつものだといわれる。そしていまの場合、代表された対象つまり動物という類、動物一般といったものは、まさにヒスパヌスもいうように“普遍者”以外のものではありえないのである。

このような代表の理論によって、“ひと”という名辞、つまり音声あるいはことばは、“走る”といった語を述語にもてば、個体を指し、“種”といった語を述語にもてば、普遍者を指すといったように、命題中のコン

テキストによってどちらかのもの指すことになる。そしてこのことは、命題から切り離れた単なる“ひと”という語が、普遍者を指すのか個体を指すのかといった議論はもはや無意味であるということの意味するのである。

こうして代表の理論によって、語と個体と普遍者をめぐる論争は全く新しい道具だてが得られたとえるのであり、こうした意味でポルフィリウ斯的な客位語の扱いは完全に克服されたといえることができるのである。

6. カテゴリーについて

このカテゴリー論はアリストテレスの著作である『カテゴリー論』のきわめて忠実な要約である。ところでヒスパヌスの第3巻カテゴリー論は、アリストテレスの『カテゴリー論』が彼の論理的著作である『オルガノン』のトップの位置に置かれ、『命題論』がその次であったのに反し、その位置が逆転させられ、しかもそうした『命題論』と『カテゴリー』の間にポルフィリウスの『イサゴゲー』がはさまるといった位置に置かれる。そのようにヒスパヌスが『イサゴゲー』つまり客位語論をカテゴリー論の前に置いたのは、『イサゴゲー（入門の書）』がアリストテレスの『カテゴリー論』のための入門書であるというボエティウスの意見に従ったものであろう。しかし実際のところ、カテゴリー論の中には、第4章の数行、つまり、数、類、種差について僅かばかり触れられた箇所以外は、ポルフィリウスの『イサゴゲー』によって理解が助けられるような箇所はほとんどない。いやそれどころか、『イサゴゲー』における5個の客位語と、『カテゴリー論』における10個のカテゴリーはその性格を全く異にしているといわねばならない。

それではカテゴリーと客位語の違いはどこにあるのだろうか。よくカテゴリーは存在の最高類であり、したがって10個のカテゴリーは存在するも

の10個の最高類であるといわれる。しかしそうした考え方は、カテゴリーというものを命題の中での脈絡から切り離れた誤った見解にもとづくものといわねばならない。そしてカテゴリーもまた、客位語の場合とおなじように命題の内部でとらえねばならないのである。

さて前述のとおり客位語は“SはXである”といった命題の述語であるXの位置に来る語であった。ただしこの“SはXである”という命題は定義文であり、したがってSは被定義語である。それゆえXの位置にくる述語はどんな述語であってもいいといったものではなくて、その性格が限られてくる。そしてそれゆえそうした述語は単に述語と呼ばれずに, predicableつまり“被定義語の述語となりうるもの”と呼ばれたのである。ところでそうした命題は定義文であるからその主語はもちろんソクラテスとかプラトンといった個別名辞でなくて, “ひと”のような一般名辞でなければならぬ。しかしすべての命題がそのような定義文でなければならぬ必要は少しもない。そして, まさに一般名辞ならぬ個別名称, 固有名詞が主語となった命題を分析して, その部品をなす語を分類したのが, カテゴリー論であるといえる。

ところで主語が個別名辞であるような命題は観察文であるといえる。そしてアリストテレスはそうした観察文を10個に分類し, そこから10個のカテゴリーを抽出したのである。

いまかりにコリスクスを主語としよう。するとつぎのような10種類の観察文がつくれるであろう。

- 1 コリスクスはひとである。あるいはコリスクスは動物である。
- 2 コリスクスは背丈が5尺である。
- 3 コリスクスは白い。
- 4 コリスクスはソクラテスより大きい。
- 5 コリスクスは広場にいる。
- 6 コリスクスは昨日もいた。

- 7 コリスクスは寝そべっている。
- 8 コリスクスは身に武具をつけている。
- 9 コリスクスは論難している。
- 10 コリスクスは論難されている。

以上10個の観察命題の述語をなすものは、それぞれ、実体、量、質、関係、場所、時、状況、所持、能動、受動のカテゴリーに属するといえる。ところが実をいえばカテゴリーをつくるものは、そうした述語の位置に立つ語だけでなく、主語の位置に立つ語、つまり、コリスコスもそうなのである。それゆえ、1から10までの命題における主語は実体、しかも第一実体と呼ばれ、1のうちの“ひと”という述語は種と呼ばれ、“動物”という述語は類と呼ばれ、こうした種と類は実体は実体でも、第二実体と呼ばれて第一実体とは区別されるのである。

こうしてカテゴリーは確かに述語の位置に立つものが、ほとんどではあるが、しかしそれに加えて、主語に立つ個別名辞もまた第1実体としてカテゴリーを構成するので、カテゴリーはラテン語では *predicatum* つまり述語とは呼ばれないで、ことさら *predicamentum* と呼ばれるのである。こうしてカテゴリーとは“YはXである”といった形の、個別名辞を主語とする観察命題におけるYとXの位置にくる語を10個に類別したものであるということができるのである。

ところでいまは“YはXである”といった命題形式でカテゴリーを考えたが、これを疑問文の形で考えてもおなじである。すなわち、“誰がひとか? ”、“誰が白いか”といった問いに答えるものが第1実体である。また、“コリスクスはどれほど大きいか”、“コリスクスはどこにいるか”といった問いに答えるのが、量のカテゴリーであり場所のカテゴリーである。

それゆえ、アリストテレスも、カテゴリーの名を疑問代名詞によって命名している。すなわち、量は *quantus* (どれだけ多く)、質は *qualis* (どのような)、場所は *ubi* (どこに *where*)、時は *quando* (いつ *when*) と

いった場合がそうである。ただし、quantus と qualis はともに形容詞であるが、これが名詞化されて quantitas (量), qualitas (質) となり、この語が使われることもある。実体に関していえば、これは quid est? という問いに対する答えだというべきであろう。ラテン語の quid est? はギリシア語の場合と同様に二義的に解されるのであって、英語でいえば What is? (なにがあるか。なにがこれこれであるか) を意味するとともに、他方 What is it? (それはなんであるか) を意味する。したがって例えば What (Who) is a man (誰がひとであるか) という問いに対しては、Coriscus is a man (コリスクスがひとである) と答えられるのであって、この場合は第一実体である。しかし What (Who) is it (he, Coriscus)? (コリスクスは誰であるか) という問いに対しては、やはり Coriscus is a man (コリスクスはひとである) と答えられるが、この場合は、“ひと”つまり種の名が答えられるのであるから、第二実体であるといえる。

とはいえ、まえのようにX、Yを使おうがあとのように疑問詞を使おうが、前者は平叙文という文の形をとり、後者は疑問文という文の形をとるのであり、いずれにせよ、カテゴリーは、けっして単独の語としては扱われずに、命題の部分として扱われているということがわかるであろう。

とはいえ、アリストテレスのそうしたカテゴリー論にも当然のことながら大きな制約が存在する。というのも、“XはYである”という文は単文であるから、当然のこととして、文と文をつなぐ結合詞はその視野に入らない。というのも、“もし……ならば”、“そして”、“あるいは”等の小辞あるいは接続詞は、複合文において現われるものであって、単文には現われないからである。それからもちろん“すべての”とか“ある”といった小辞も現われない。というのもそれらの語は、単称命題ではあらわれないからである。また“でない”という語もあらわれない。というのも観察文では、そこに観察される現象をそのまま記述するのであるから、肯定文のつらなったものにしかないのである。

とはいえ、“ある”，“すべての”，“でない”といった小辞に関する限りは、アリストテレスはそれを知っていなかったどころではなく、三段論法における基本的概念として大いに活用するのであり、このことはつぎの巻、つまり第3巻の“三段論法について”において明らかとなるであろう。

さて『カテゴリー論』において扱われる文は観察文であり、したがってそうした文は単称命題であり、その主語は単称名辞である。それゆえ、その文の主語としてはコルシクスとかプラトンといった固有名詞以外に、このひとつとか、この動物といった言いまわしも当然使用される。そしてそれはヒスパヌスのテキストでは3巻6節で *aliquis homo* (或るひと、或る特定のひと)、*aliquis equus* (或る馬、或る特定の馬) となっている。そしてこれはアリストテレスにおける *ὁ τις ἄνθρωπος*, *ὁ τις ἵππος* (或る特定のひと、或る特定の馬) をラテン語に翻訳したものである。

さてこうした“コルシクス”や“或る特定のひと *aliquis homo*”は、まとめて一般化されて“*hoc aliquid* (ギリシア語の *τόδε τι*。或る特定のもの)”といわれる。そしてこの *hoc aliquid* は第3巻10節で述べられているように“個体であり数において一なるもの”を指すのである。

さてここで *aliquid* という語に注目しよう。この語は不定代名詞であり、英語の“anything (或る任意のもの、或るなにか)”に相当する。それゆえ *aliquis homo* は“或る誰か・このひと”という意味になり、*hoc aliquid* は“或るなにか・このもの”という意味になる。そしてこの *hoc aliquid* の *hoc* は *aliquis homo* や *aliquis equus* 等の *homo* (このひと)、*equus* (この馬) を“このもの”として一つに括ったものといえる。そしてこの“このもの”はその例からもわかるように、質とか量とかいったものを指すのでもなく、また類とか種を指すのでもなく、指で名ざし、しかも一つ二つと数えることのできる場所の“もの”なのである。こうして“*aliquis homo*”は結局任意の個人を指し、“*hoc aliquid*”は任意の個体を指すものといえることができるのである。

ところでこの *aliquis* は, *quidam* からきびしく区別せねばならない。というのもラテン語では特称命題は “*quaedam substantia est homo* (ある実体はひとである)” のように *quidam* が使われるのであり, この *quidam* は “ある若干の” つまり *some* という意味なのである。さてこの *quidam* つまり “若干の” の方は三段論法の方で活躍するとして, この *aliquis* であるが, これはむしろラテン語の *quilibet* つまり “お好みのなにか或る (*any you will*)” という語にきわめて近いといえる。また *quisquis* (だれであれ, なんであれ, *whoever, whatever*) にも近いといえる。

さてこの *quilibet* および *quisquis* の方は, 第5巻の “拠点論” の中で盛んに愛用される。すなわちたとえば同巻の15章で “量的全体について述語づけられるものはなんであれ (*quicquid*) そのものはその任意の (*quolibet*) 部分についても述語づけられる” といった格率に出現する。ところでこうした用法は, 現代の論理学でいえば, 述語論理学における変項 (*variable*) に相当するものといえる。

これとおなじことはカテゴリー論における *aliquid* についてもいえる。いま $5x+3$ という関数があったとしよう。ここで3と5は定数であり, x は変数である。そしてこの x は1, 2, 3その他の任意の数を取りうる。そしてその場合 x は *aliquid* つまり任意の数である。つぎに “ x はひとである” といった命題関数を考えてみよう。ここで “ひと” は定項である。そして x は変項である。ただしこの変項の値域は, コリスキス, ソクラテス, プラトンといった個体に限られる。するとそうした場合の x はまさに “*hoc aliquid*” または “*aliquid*” に相当するといえるのである。

ところでこうした興味ある小辞 *aliquid* は, カテゴリー論では主題としてはとりあげられていない。とはいえアリストテレスは彼の著作の他の箇所ですら少しだけ触れている。しかしこの問題を組織的, 理論的に開発したのはやはり中世のスコラ学者であるといえる。さて彼らは, “*ens* (存者者)”, “*unum* (一)”, “*res* (もの)”, “*aliquid* (或る任意のもの)” のすべてが交

換可能な名辞であると主張する。こうした5個のものは普通 “transcendia (超越的名辞)” と呼ばれる。これはそれらがアリストテレスの10個のカテゴリーを超越したものだという意味で命名されたのである。つまりそれら超越的名辞、たとえば “unnm” は個体に対しても、類や類に対しても、質に対しても適用できるからである。すなわち第1実体つまり個体に対しては、“数において一”といわれるし、種に対しては、“種において一”といわれるし、質に対しては“質において一”といわれるのである。また “res” は、個体という“もの”、種という“もの”、質という“もの”といわれる。しかもそうした“一”や“もの”は“aliquid (或る任意のもの)”と交換可能であるから、個体については“或る任意の1つの個体”、種については“或る任意の一つの種”、質については“或る任意の1つの質”ということができる。

このように超越的な名辞は、すべてのカテゴリーにわたって適用されるが、しかしなんといっても第一実体であるコルシクスやソクラテスといった個体に対して、“一”ということがもっともよく適合し、“存在者”や“もの”というものもそうした個体にもっともよく妥当し、したがってまた、“或る任意のもの”もそうである。したがって“aliquid”というものの本性つまり、変項であるということもまた個体に対してもっともよくあてはまるのであり、それゆえ、aliquid (或る任意のもの) は、特に第一実体に適用される場合は、現代論理学でいう個体変項というものとぴったり一致するのである。

とはいえそうした超越的名辞の一つとしての aliquid は、ヒスパーヌスのこのテキストでも主題的にはとりあげられていない。というのもそれは『カテゴリー論』が扱う範囲には入らないからである。ところで『カテゴリー論』の扱うテーマがカテゴリーである限り、このカテゴリー categoria と語源的に類縁関係に立つ categorema という語について触れるべきであろう。さてこの語自体はヒスパーヌスの『論理学綱要』の中には出てこな

いが、この語と対をなす語である syncatagorema という語は第1巻の5章に出てくる。この二つの語はいちおう自義語と共義語というふうに訳されるが、catagorema, syncatagorema という原語に関する限りそれは、propositio categorica つまり定言命題を構成するもの、およびその構成の補助となるものという意味である。

ところでここでいう定言命題は、アリストテレスの『カテゴリー論』に出てくる単称命題よりは範囲が広い。つまり定言命題は、連結的命題に対立するもので、いわゆる単文を意味する。したがって、三段論法に登場する“すべてのひとは動物である”といった命題も単文でありしたがって定言的命題である。そしてそこでは、“ひと”と“動物”といった名辞はそうした定言命題を構成するもっとも主要な要素として、catagorema といわれる。それに対し、“すべての”や“である”，そしてそのほか“或る”や“でない”は、定言命題の構成の補助になるから syncatagorema といわれる。

ところでいま catagorema および syncatagorema が自義語および共義語と訳されるといったが、それは catagorema が significativum, syncatagorema が consignificativum ともいわれるからである。つまり“ひと”とか“動物”といった名辞はそれ自体で一定の意味対象をもつが、“すべての”とか“でない”といった語は、“すべてのひと”とか、“動物でない”といったように、他の語、つまり自義語と共にでなければ一定の意味対象をもちえないというわけである。

ところでヒスパヌスはこの“すべての”について第12巻の5章で、“すべての”という語はなにを意味するかと設問し、それは“ひと”や“動物”とは全くちがった意味作用をもつことを詳しく論じているのである。

こうして、さきに述べた“超越的名辞”にしろ、いま述べた“共義語”にしろ、いずれもアリストテレスの著作の中には萌芽らしいものは認められるが、それを発展させ、理論化したのは中世の論理学者たちの仕事であ

るといわねばならない。そして前者は“論理の変項”として、後者は“論理的不変詞(logical constant)”あるいは“論理的结合詞(logical connective)”として、ともに現代の記号論理学によって受け継がれる基本的な概念といえることができるのである。

カテゴリーを論じているうちに少しばかり横道にそれてしまったが、もう一度カテゴリーそのものにもどろう。さてカテゴリーは種々のタイプの観察文を基盤にして生じたものだということはまえに述べたとおりである。これは現代風にいうと、5W1Hといったものに相当するであろう。これは新聞のニュース記事を書く場合に“who (誰が), when (いつ), where (どこで), why (なぜ), what (なにを), how (どのように), did (なしたか)”といった具合に書かねばならず、それら6項目を一つでも書き落とせばその記事は不十分だとされるところのものである。

ところでニュース記事の文章の場合も、カテゴリー論における単称命題の場合もそうであるが、そこに出てくる文には必ず真偽いずれかの値が存在する。つまりそれらは経験命題なのであって、文と事実との対応、対応によって真偽が決定できるのである。そしてこの点が、第2巻で扱われた定義文との最大の違いである。というのも定義文は経験命題ではなく、従って真偽の一義的決定は不可能なのである。

そうした性格をもつ定義文は前にも述べたとおり、意見の分裂しがちな蓋然的推理へとつながるものであり、実際、“客位語”は第5巻の拠点論で活躍した。だとすれば、カテゴリー論にでてくる命題は、当然のことながら必然的演繹をおこなう三段論理的証明に登場するといえることができる。そしてこれが、ヒスパーヌスの『論理学綱要』において、三段論法がカテゴリー論の直後にやってくる理由であるといえる。

とはいえ三段論法の理論を一見すればわかるように、そこにはカテゴリー論に出てくるような単称命題はただの一度も出てこない。でてくるのは、A, I, E, Oといった4種類の命題だけである。しかしこれらの命題は

どれも必ず“すべての”あるいは“ある”という語をもつ。そしてそのような語を冠する命題は定義文とは違って必ず真か偽かのいずれかであり、この点では単称命題と同じ陣営に入るのである。

そうはいても、単称命題それ自身はどうなっていくのだろうか。アリストテレスは確かに彼の『カテゴリー論』の第3章で、“コルシクスは人間である。しかるに人間は動物である。ゆえにコルシクスは動物である”といった単称名辞を含む三段論法をもち出している。しかし三段論法を体系的に扱った『分析論前書』ではそうしたものは完全にとり除いている。というのも、アリストテレスのつくった公理論的な三段論法には単称命題を含むような三段論法が入りこむ余地が理論的にいって始めから存在しないからである。

ところで実は単称命題つまり、観察命題ないし経験命題の立場に徹して、アリストテレスとは違った論理学をつくりあげたのがストア派であった。というのもストア派はアリストテレスよりもいっそう強烈な経験論者だったのである。こうしてストアにおいてはすべての命題は真か偽かのどちらかでなければならない。そしてこうした単文の真偽から出発して、複合文つまり複合命題の真偽を決定していくのである。そしてこれは明らかに現代論理学における命題論理学にほかならない。そしてこの思想は、ヒスパースにも受け継がれているのであり、これは第1巻第17章“連結命題の真偽について”においてみられるとおりである。すなわちそこでは連結命題、つまり条件命題、連言命題、選言命題の3種類に対して、“もし～ならば”、“そして”、“または”といった3種の結合詞が使用されているのであるが、実をいえば、これら三つもまた syncategorema (共義語) に属するのである。ところで syncategorema はまえにも述べたように、定言命題をつくるための補助的構成要素であった。しかしながら“そして”、“または”といった語はむしろ連結命題をつくるためのものであるから、syncategorema の本来の意味からははみ出すわけである。しかし consignifi-

cativum（共義語）という意味では“そして”も“または”もその条件を満足させるものといえるであろう。

ところでアリストテレスの三段論法のほうは本来の共義語つまり定言命題をつくるための補助語である“すべての”，“或る”，“でない”を使用して展開された。そして“もし～ならば”，“そして”，“または”といった共義語をもとにした命題論理学は十分には展開しえなかった。しかしこちらの方は古代ストア学派が完成させ，そうした線上に立ってヒスパヌスも『論理学綱要』の中で，連結命題あるいは複合命題を扱ったのである。そしてそうした命題論理学は確かに条件命題に関する限りは第7巻“誤謬論”の157章で“PならばQ，しかるにQ，ゆえにP”といった命題論理的な誤謬推理として登場しているし，そのすぐまえの155章では，“推断（consequentia）”について述べられている。しかしこの“推断”の理論，つまり中世的な非常に優れた命題論理学は，この『論理学綱要』ではなくて，中世の他の論理学者の手によって完全な形で展開されているのである。

7. 三段論法について

さてヒスパヌスの三段論法論は至って簡潔である。ここでいちばん有名なのは，例の三段論法の格式覚え歌であって，Barbara, Celarent, うんぬんである。この覚え歌はヒスパヌスが発明したものではなくて，それより1世紀まえまで遡ることができるが，もちろんアリストテレスにはなかったものである。

ところで一口に三段論法といっても，実はヒスパヌスにでてくる三段論法はアリストテレスの『分析論前書』のものとかかなり違う。そこでそうした相違点をみるために，まずアリストテレスの三段論法を概観しよう。

アリストテレスは三段論法の格を三つしか認めなかった。そして，アリ

ストテレス自身は使わなかったが中世から使われだした覚え歌の略号でいうならば、第1格には Barbara, Celarent, Darii, Ferio の四つの式、第2格には Cesare, Camestres, Festino, Baroco の四つの式、第3格には Darapti, Felapton, Disamis, Datisi, Bocardo, Ferison の6個の式だけを認めた。したがってアリストテレスの三段論法で妥当な式は14個となる。ところが近世の論理学書たとえば『ポール・ロワイアル論理学』では、格は第1から第4まで四つあり、式の数は第1から第3まではアリストテレスとおなじであるが、第4格は5式あり、合計で19個となっている。しかしこれはどうしたことであろうか。

アリストテレスは確かに14個の式をはっきりした形で提出したが、その他になお5個の式がありうるということを暗示的に述べていた。そしてこれをはっきりした形で確認し、その5個を第1格に付け加えたのがアリストテレスの弟子のテオプラストであった。そしてそれを、Barbara 式の略記号で示すと、Baralipon, Celantes, Dabitis, Fapesmo, Frisesomorum となり、ヒスパスのものと一致する。

このようにテオプラストは正当な追加をおこなったが、しかし一つだけ勇み足をした。すなわち彼はアリストテレスの第3格に属する6個にさらにもう1個をつけ加えたが、これが実は蛇足だったのである。すなわちテオプラストは、“すべてのMはPである。すべてのMはSである。ゆえにあるSはPである”つまり Darapti (第3格第1式) から“すべてのMはPである。すべてのMはSである。ゆえにあるPはSである”を導きだし、これを第3格につけ加えた。しかしこの式は大前提と小前提を入れかえ、SをPに、PをSに置換すると、もとの Darapti にもどってしまうから形式的にはなんら新しいものということではできないのである。

ところでこうしたテオプラスト的な20個(9+4+7)の式は、ポエティウスの“定言的三段論法について(De syllogismo categorico)”においても踏襲されている。しかしながらそうした誤りを幸いなことにヒスパヌスは

継承せずに19個(9+4+6)という過不足のない式を記載しているのである。

さて中世論理学における三段論法で有名なのはまえにも述べたようになんといっても Barbara, Celarent という覚え歌であろう。これはラテン語の戯詩であるが、個々の語はいわゆる無意味綴りである。それらの語は確かに普通の意味はもたないがその中にはキー・レターつまり鍵文字が隠されていて、それをよすがにして、いろいろのことが思いだせるという仕掛けになっている。つまりこの詩は、中世の学生たちが特に愛用した一種の記憶術なのである。

さてこの覚え歌は、よくよく見れば中世のものと近世のものとで大きく違っている。

すなわちヒスパーヌスでは, Barbara, Celarent, Darii, Ferio, Baralip-ton, Celantes, Dabitis, Fapesmo, Frisesomorum (以上第1格), Cesare, Camestres, Festino, Baroco (以上第2格), Darapti, Felapton, Disamis, Datisi, Bocardo, Ferison (以上第3格)の19個である。ところが近世論理学の出発点をなす『ボール・ロワイアル論理学』ではつぎの19個となっている。Barbara, Celarent, Darii, Ferio (以上第1格), Cesare, Ceme-stres, Festino, Baroco (以上第2格), Darapti, Felapton, Disamis, Datisi, Bo-cardo, Ferison (以上第3格), Barbari, Calentes, Dibatis, Fespamo, Fres-ison (以上第4格)。

ここでは中世の論理学とちがって第4格が登場している。しかし実はこの第4格の4個の式は、ヒスパーヌスの第1格の後半のグループから引きだされたものであり、そのことの痕跡はつぎの対応からでもわかるであろう。Baralip-ton → Barbari, Celantes → Calentes, Dabitis → Dibatis, Fapesmo → Fespamo, Frisesomorum → Fresison。

ここでたとえば Celantes つまり “いかなるMもPではない。すべてのSはMである。ゆえにいかなるPもSでない” は, Calentes (第4格2式) つまり “すべてのPはMである。いかなるMもSではない。ゆえにいかな

るSもPではない”となる。しかしこれは、いまの Celantes (第1格第6式)の大前提と小前提を入れ換え、SをPに、PをSに置き換えたものにすぎないのである。

このように『ポール・ロワイアル論理学』における覚え歌の第4格の5つの語は、ヒスパヌスの第1格の後半の5つの語の影響をあまりにも歴然と受けている。しかしその後の近世論理学における三段論法の覚え歌はそこからやや乳離れをしていく。すなわち第1格、第2格に関する限りは、中世以来の Barbara, Celarent であるが、第4格に関する限りは、イギリス系の論理学書においては、Bramantip, Camenes, Dimaris, Fesapo, Fresison となり、大陸系の論理学においては Bamalip, Calemes, Dimatis, Fesapo, Fresison となるのである。

なお、様相的三段論法はアリストテレスの『分析論前書』には存在するが、ヒスパヌスでは脱落していることをここで申し添えておかねばならない。そしてこの脱落は近世の伝統的論理学においても踏襲されていることがらである。

以上がヒスパヌスにおける三段論法の概略であるが、こうした三段論法は、いったいどういう目的の手段と考えられていたのだろうか。一般的にいつて三段論法は二つの用途をもつと考えられる。その一つは公理体系(axiomatics)の構築のためのものである。公理系とはたとえば、ユークリッドの幾何学の公理系であり、また“幾何学的秩序で証明された”スピノザの『倫理学』であり、より新しくはニュートンの『プリンキピア』である。ただしそれらの場合、三段論法だけが使用されるとは限らないのであり、もっと広く演繹的論理学一般が使用されるといわねばならない。さてそうした公理体系は、若干個の公理があって、それらの公理から多数の定理をつぎつぎと証明していくものである。ところで各証明に際しては、まず証明されるべき定理つまり *propositio* ないし *theorem* が冒頭に提示され、この定理を証明すべく、公理に対して繹演的推理法が適用され、その結果、

冒頭にかかげられた定理に達すると、Quod erat demonstrandum (Q. E. D. 証明終り) といった常套句が最後に付されるのである。

これに対して三段論法のもう一つの使用法は、討論におけるものである。討論とは2人の人間が対立的な立場で互いに異った意見を主張しあうもので、1方の主張は thesis (定立的命題) もう1方の主張は antithesis (反定立的命題) といわれる。もちろん討論の中途においては定立と反定立的命題のどちらが真であるかわからないし、場合によれば両方とも偽であるということもありうる。とはいえ、定立的命題を主張するひとであれ、反定立的命題を主張するひとであれ、どちらも主観的には自分の主張する命題を真だと思っているわけで、したがってそれを証明しようと勉める。そして、そうした種類の証明のために三段論法が使用されるのである。

三段論法の以上2種類の用法のうち、ヒスパヌスの意図するところは後者の用法であると考えられる。そしてこの推測は、『論理学綱要』の中にアリストテレスの『分析論後書』に相当する内容が完全に脱落しているという事実と密接に関連する。

ところでアリストテレスの『分析論後書』はいったいなにを論じているのであろうか。それは一言にしていえば、ユークリッド幾何学の先駆的な形態である幾何学的な公理体系の本質を論じ、さらにそうした公理体系の構築に必要な証明法を扱ったものであるといえる。

アリストテレスは学問的な論証がつぎのような種類の命題から出発すると主張する。(1)原理、公理 (αξιώματα, κοινά, κοινὰ ἀρχαί)。たとえば矛盾律、排中律。(2)基礎的定立 (ὑποθέσεις)。個々の科学に特有の基礎的対象の存在を定立すること。幾何学においては直線や円の存在の定立。(3)定義 (ὁρισμοί) 個々の科学に特有な術語の唯名的定義。これら三つのおのおのについていえば、ユークリッドの『幾何学原論』(Στοιχεία, Elementa) では、(1)の公理に、ユークリッドの共通概念 (κοινὰ ἐννοιαί, communes animi conceptiones) たとえば “たがいに等しいものの両方からおなじものを引き去

れば、残ったものも互いに等しい”が対応する。また(2)の基礎的定立にはユークリッドの公準 (*αἰτίματα*, *postulata*) が対応する。そして(3)の定義にはユークリッドの定義 (*ῥοι*, *definitiones*) が対応する。

ところでそれら3種類の命題は、アリストテレスにおいてもユークリッドにおいてもそれ自体は証明不可能であるが、しかしすべての定理の証明に資するものであるとされる。ところで以上3種の命題のうち、特に定義に注目しよう。なぜなら、定義に関しては既に、第2巻の可述語のところで論じられたからである。

さて可述語について述べた箇所では定義はなかなか収斂しにくいものであり、意見の分かれやすい厄介な存在であると述べた。したがって定義づくりに関する理論は蓋然的なものを扱う『トピカ』において述べられた。しかし『分析論後書』では定義の取扱いは全くちがう。そこでは定義は、公理、公準なみの地位に上る。そしてそこでは定義は必然的推論、証明的推論の前提とされるのである。しかしこれはいったいどうしたことであろうか。

それはもちろん、『トピカ』においては定義の作成過程を問題にし、『分析論後書』では定義がいったん完成したものとして、これを前提として証明をおこなうということを問題にするからである。

ところで、公理体系は一定の定義と公理、公準から出発するのであるが、その場合出発点となる定義が必ずしもいつも妥当なものとは限らない。しかし前提として採用された定義が妥当かどうかは、そうした前提から数多くの定理を推論によって導出する結果をまつしか仕方がない。そして荒唐無稽なあるいは矛盾した結論がでれば、その前提は失格であり、結論つまり定理が妥当なものであれば定義も合格ということになる。そして、そのような公理的演繹体系、あるいは仮定的演繹的体系の、アリストテレスの時代における実例がユークリッドによってやがて完成されるにいたる幾何学の公理体系だったのである。こうした幾何学的体系が当時においては目

もくらむばかりのまばゆいものであったため、そこにおける定義、公理、公準を、証明は不可能であるが、不動の真理であるとアリストテレスを始め多くのひとびとが信じたのも無理はなかった。それは古典力学を確立したニュートンの『プリンキピア』について近代のひとびとが抱いた感じとよく似ている。しかしユークリッドの体系は千数百年後に、そしてニュートンの体系は200年後に、手強い反撃を受けるにいたるのである。そしてそれはほかならぬ非ユークリッド幾何学の出現であり、相対性理論や量子力学の出現だったのである。

さて状況を13世紀のヒスパニアの時期に置いて考えてみよう。この時期には確かにユークリッドの『幾何学原論』やアリストテレスの『分析論後書』のラテン訳はでき上ってはいたが、ひとびとの関心は数学には傾いていなかった。当時の大学の学部は神学部、医学部、法学部であり、そのどれにも、数学は利用しようがなかった。また公理的方法も、それら三つの学問には縁遠いものであった。そしてヒスパニアの生きた13世紀と時代のそうした状況が、『論理学綱要』の中に『分析論後書』における証明論がとり入れられなかったことの理由だと考えられる。とはいえアリストテレスの開発した三段論法はなにも公理論にのみ使われねばならぬ必然性はない。実をいえば、ユークリッド幾何学にはアリストテレス式の三段論法はほとんど使われず、むしろ命題論理学の方がより多く使われているのである。三段論法がオルガノンつまり道具である限り、その道具を活用するのに適切な領域をみつけさえすれば、それをどしどし適用すればよい。そして実際、中世のスコラ学者は三段論法の用途をもっぱら、討論における定立、反定立の証明に使ったのである。そしてスコラ学は、哲学的、神学的概念操作をこととしたから、そうした学問は、種や類の操作を得意とする三段論法にとってうってつけの適用対象だったのである。そしてこのことは現在においても、法学、とくに概念法学といわれるものにおいて三段論法が愛用されているのと揆を一にするのである。

ところで公理論の方法は、数学や数理的物理学に対してはきわめて有効であるが、公理そのものに関する限り、一つの公理に絶対性を認めるべきではなく、ちがった公理や定義によるさしかえの可能性を十分認識していなければならない。こうしたことは、公理的方法を神学や哲学に適用した場合にもっとも声を大にしていわれなければならない。というのも、神学や哲学において公理論の方法をとると、確かにその旗幟は鮮明となるが、しかしそこには必ず dogmatic なつまり教条的、独断的な傾向が出てしまうからである。ところで dogmatics という語には別にもとから悪い意味であったわけではない。というのもこの語は本来宗教の教義を組織的に説明するいわゆる教義学を意味したからである。そしてこの教義学にはふつう公理論の方法がとられる。すなわち thesis 1, thesis 2... といったふうに命題、テーゼ、定立といったものをつぎつぎと提出し、そのおのおのに証明を与えるといった体裁をとられる。そしてそこには antithesis つまり反定立は一切出てこないし、できたとしても単に副役として、叩かれるためにだけ顔を出すのである。

とはいえそうした方法は本来のスコラ的方法ではない。そうした方法とトマスのとった方法とを較べてみよう。公理論的方法では神の存在の問題は“神は存在する”といった定立がまっ先に立てられ、この証明が試みられる。しかしトマスの場合はず、 “神は存在するか”といった問い(questio)が提出される。そして異論という形ではあるが堂々と “神は存在しない”という主張の存在を掲げている。そしてトマスはそうした主張と自らの主張である “神は存在する” という命題を対決させる。そして相手の主張にいかにも理がなく、自分の方にいかにも理があるかを力説するのである。こうしてスコラ的な討論法は、神学的あるいは哲学的対象の処理にもっともふさわしい、きわめて謙虚で非独断的な方法だといえるのである。

ところで『分析論後書』についていえば、ヒスパヌスより20年ばかり後に生まれたトマスは、それに対する注釈書をつくっている。ところで

『分析論後書』は証明論を扱う。それゆえトマスも証明というものの重要性は十分認識していた。そして実際それを彼の仕事に適用している。すなわち彼は『神学大全』の第1部第2問第2項で“神が存在するということは論証されうるか”という問いに対して然りと答え、続く第3項で実際に“神は存在する”ということを実証してみせているのである。このようにトマスは自己の主張する命題に立派な証明を与えているが、全体のスタイルとしては、さきに述べたように反対者側の意見をも聞いてみるといった態度をとるのであって、後の時代の教義学にみられるような独断的で傲慢な態度はいささかも存しないのである。

ところで『分析論後書』といえば、トマスより何十年かまえに、ロバート・グロステートがやはり註釈をおこなっている。グロステートの場合は、トマスとちがって、証明の方法を自然学に適用しようとした。アリストテレスは証明のモデルを公理的幾何学に求めたが、グロステートはそれをおなじユークリッドの著である『光学』に求めた。ユークリッドのこの書物は数理的物理学といえるものであり、幾何学という数学的理論と、光学という実験的ないし実証的な学との総合といえるものであった。このようにしてグロステートは証明といったものを、神学や形而上学に対してでなく、また単なる数学に対してでもなく、数理的な実験学に対して適用するという、近代的な自然科学の王道を選びとったのである。そして彼のこの賢明な選択は、ガリレイ、ニュートンへとつながるのであり、その先駆的意義はいくら評価してもしすぎるとはいえないであろう。

とはいえ13世紀のヨーロッパという歴史的境位を考える限り、グロステートの路線はもちろん時期尚早であった。ところで、証明の方法、公理論の方法の神学や形而上学に対する適用についていえば、証明の方法が早くから神学に使用されなかったのは、キリスト教神学にとってかえって幸いしたとさえいえるであろう。というのも、神学に対する公理論の方法は、必ず独断論を招くからである。この点、幾何学に対する公理論の応用はま

だしも体系内における論理的整合性を保証し、さらに体系全体の見通しをよくしうという利点がある。しかしそれでも、公理や定義自体に対する保証は確立されないものであり、公理や定義のもつ仮說的性質を忘れるべきではないのである。しかしその点、実験科学に対する公理論の応用は、一義的な実験的、経験的データによって絶えずチェックされるという点でもっとも健全なものであるといえることができる。そしてこのことが近世において自然科学が他の学から抜きんでて独走態勢に入りえたことの最大の理由であるといえる。

しかしながら、神学、形而上学、哲学に関しては、ユークリッド幾何学におけるような厳密な論理的整合性は得られそうにもないし、他方では、実験や経験による検証 (verificatio) も得られそうにはない。したがって残された道は、尚早な公理化を計るのではなく、そのまゝに十分に論議を尽くすというやり方がどうしても必要だったのであり、その方法が互いにテーゼとアンチテーゼを立てて争うという討論の方法だったのであって、三段論法もまた、ヒスパーヌスの『論理学綱要』では、そうした討論のための手段だったのである。

以上でヒスパーヌスの論理学において証明論ないし公理論の部分が省かれていることの歴史的意味が了解できたと思う。とはいえもちろん、ヒスパーヌス以後の中世の論理学者は証明というものを論理的に解明しようとする努力を開始した。しかし論理学において証明の方法が大っぴらにとりあげられ、その市民権を獲得したのは、近世の論理学書のプロトタイプとなった『ポール・ロワイアル論理学』においてであるといえる。

さて『ポール・ロワイアル論理学』では、第1部“観念”，第2部“判断”，第3部“三段論法”に続いて、第四部、つまり最後の部において“方法”が扱われる。そしてここで幾何学的な公理論の方法、証明の方法が正面からとりあげられる。それというのも実はこの部分は、優れた数学者であり実験科学者でもあったパスカルの論文『幾何学的精神』がほとんどそ

のままの形でとり込まれているのである。そして証明論を含まない『論理学綱要』と証明論をとりこんだ『ポール・ロワイアル論理学』を較べることによって、中世論理学と近世論理学のもっとも鮮やかな違いを知ることができるのである。

8. 拠点について

拠点とは耳なれない語であるので、まずこの語の意味から説明しよう。この語の原語はギリシヤ語の *topos*, ラテン語の *locus*, 英語の *place*, ドイツ語の *Platz* または *Ort*, フランス語の *lieu* である。したがってこの語の本来の意味は場所である。しかしいまの場合, *hunting place* つまり猟獣がたくさんいるので、そこへ行けば獲物がえられやすいといった場所であり、しかもそれを論理学に比喩的に使ったものである。

わかりやすくするために例を挙げよう。

なんであれ、そのものに定義項が述語づけられる場合、そのものに被定義項もまた述語づけられる。……………(1)

ソクラテスは可死的で理性的な動物である。……………(2)

ゆえにソクラテスはひとである。……………(3)

いまの例は5巻6章の第2の例である。これは三つの命題(1), (2), (3)からなる推論である。しかしこれは三段論法でないことは明らかである。また帰納法でもないし、省略三段論法でもないし、例示法でもない。それは一種独得の推論であり、拠点的推論、蓋然的推論、弁証論的推論等と呼ばれるものである。この推論を現代論理学の記号法で書きなおすとつぎのようになるであろう。

$$\begin{array}{ll}
 (x) (F(x) \rightarrow G(x)) & \dots\dots\dots(1)' \\
 F(a) & \dots\dots\dots(2)' \\
 \hline
 G(a) & \dots\dots\dots(3)'
 \end{array}$$

ただしこの式は厳密に言えばさっきの式の記号化ではなくて、つぎの式の記号化である。

なんであれ、そのものに、“可死的で理性的な動物”が述語づけられれば、そのものに“ひと”もまた述語づけられる。……………(1)''

ソクラテスは可死的で理性的な動物である。……………(2)''

ゆえにソクラテスはひとである。……………(3)''

ところで(1)'', (2)'', (3)'' からなる一連の推論過程は現代論理学からいえばきわめて妥当な推論式である。しかもこれはもちろん三段論法と異なる。特に興味があるのは、(1)および(1)'' にでてくる“なんであれ、そのものに”といったいいまわし、ラテン語では“de quocumque”といったいいまわしであり、これは現代論理学の個体変項に相当するものといえる。それはとにかくとして、(1)'', (2)'', (3)'' の方の推論は、(1)', (2)', (3)' の実例であるから、妥当で必然的な推論であると断定できる。しかしそれにもかかわらず、三段論法の方は必然的推理といわれて、(1), (2), (3)のような推論は蓋然的推理といわれるのはなぜであろうか。それは、命題(1)が、定義項、被定義項といった語を含んでいるからである。そうしてこうした語は、類や偶有性や特有性などとともにアリストテレスの『トピカ』の主題だったのである。

そもそも命題(1)のようなたぐいの命題は、ヒスパヌスでは *maxima* といわれる。この語はいちおう格率と訳しておいた。しかし英語の *maxim* ということになれば格言といったぐらいの意味になり、そう大きな普遍性をもたないものになってしまう。しかしこれも案外この蓋然推理の大前提という本来の意味を継承しているのかもしれない。

ところで実はこの *maxima* という語は、*maxima propositio* つまり *greatest proposition* の略である。つまり文字通りには最大の前提、意味的にはもっとも先なる前提、もっとも明白なる前提という意味である。ヒスパヌスは“全体というものはすべて自らの部分より大きい”という例

も挙げているが、これはユークリッド幾何学では共通概念つまり一般通念に相等するわけであるが、そのほか主としていま述べたような、定義項、類、特有性等々に関する一般的命題を指すのである。

さてこうした格率がなぜ“トポス”，つまり場所と呼ばれるのだろうか。最初の推論にもどろう。つまり“ソクラテスは可死的で理性的な動物である”(2)から“ソクラテスはひとである”(3)を推論したいとしよう。しかし(2)からだけでは、“ゆえに”(3)であるということはいえない。確かに(2)は(3)の論拠とはなるが、十分な論拠ではない。(2)という論拠を補強し、支える原理がほしい。そしてそれをなんとかして探し出さねばならない。そうした場合に、求むべき対象が見つけれ出せるような場所がトポスであり locus なのである。いまの場合(2)から(3)への推論は述語としての定義語から述語としての被定義語への移行であるから、こうした移行を正当化づける格率を探せばまず(1)が目につくのであり、この(1)という場所の中に求むべき原理が存在するのである。したがってそうした意味で、topos, locus つまり場所は(2)から(3)への推論の拠り所であり、それゆえ拠点と呼ばれるのにふさわしいものであるといえるのである。

ところでヒスパーヌスではそうした格率は70個近くあるが、こうした格率はもととはといえば、アリストテレスの『弁論術』にはじめてみられるものである。たとえばアリストテレスでは“定義項から”というトポスつまり拠点は、プラトンの『ソクラテスの弁明』の一部を抜きだしたつぎのような推論である。“守護霊(ダイモン)は、神または神のつくったものではないのか。だとすると神のつくったものを認めるひとは当然、神を認めることになるのだ”。また“より大から”というトポスは“神々でさえすべてのことを知らない。いわんや人間においておや”といったものである。しかしそれらはせいぜい30個までであり、その配列は気まぐれで整理されていない。それゆえヒスパーヌスが、アリストテレスの『弁論術』から直接“拠点について”という巻を書きあげたとは思えない。また『トピカ』

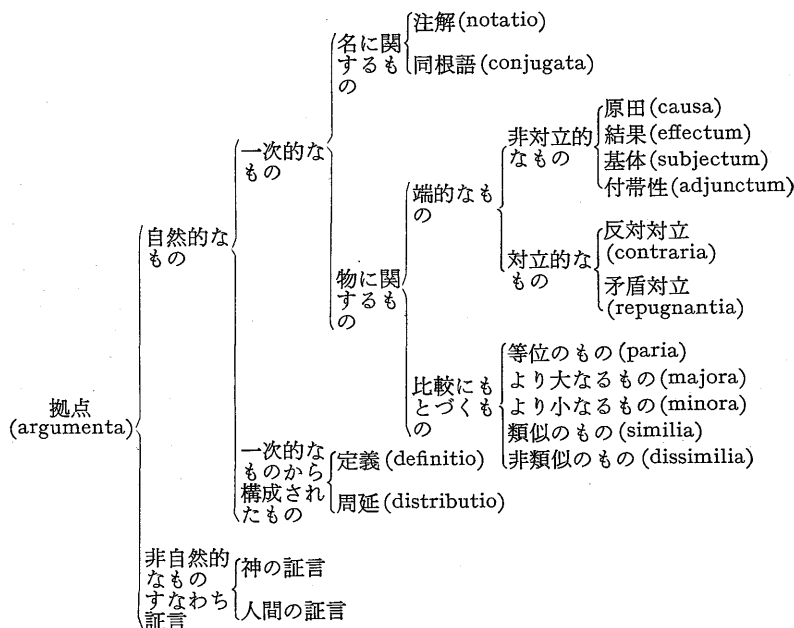
からでもない。それはやはりポエチウスの『さまざまの拠点について (De differentiis Topicis)』を源としたものというべきであろう。

ところでポエチウスはこの書物で、二つの拠点論つまり一つはテミスティウスのギリシア的な拠点論を、もう一つはキケロのローマ的な拠点論を紹介している。しかしヒスパニアスの拠点論は明らかにテミスティウスの体系に従っている。というのも、キケロの場合、すべての拠点を本質的な拠点と付随的な拠点に2分しているのに対し、テミスティウスの方は、本質的な拠点、付随的な拠点、中間的な拠点に3分しており、ヒスパニアスもまたこの3分法を採用しているからである。しかもその上、それら3分されたものに対する下部の再区分もまた、テミスティウスのものとヒスパニアスのものは完全ではないが、ほぼ一致する。しかしキケロのものとヒスパニアスのものは余りにも離れすぎているのである。

こうして、ヒスパニアスの拠点論は、ポエティウスによってラテン語の形で紹介されたテミスティウスの拠点論にもとづくものと断定できるが、ポエティウスの直接の継承とはいえず、その間に、いくつかの中世の論理学書の拠点論が中間項として介在するものといわねばならない。

このように拠点論つまりトポス論は、ヒスパニアスでは、一つの推論として扱われており、推論の学として論理学の1部を構成するのにふさわしい存在であった。ところでトポス論はギリシア語で *topika* といい、これが英語では *topic* となる。そしてこの語は現在では単に話題といった非論理的な意味になってしまう。また拠点論の格率を意味する *maxima* という語も格言という意味になってしまい、トポスの英語訳である *place* も *commonplace* として使われ、そしてこれも平凡で陳腐な文句といった意味に使われる。きちんとした論理学用語のこうした一斉なる世俗化、卑俗化はいったいなにに由来するものであろうか。わたしたちはそうしたことの最初の元凶が16世紀の論理学者ペトルス・ラムス(ピエール・ド・ラメ)であったと考えねばならない。

さてラムスは“アリストテレスのいっていることはみんなまちがいだ”という有名な宣言を発して、アリストテレス的スコラ的な論理学に果敢な攻撃を開始した。ところでラムスは中世論理学を攻撃しただけでなく、新たに独自の論理学をつくりあげた。そしてこのラムスの論理学は一口でいって“拠点の論理学，トポスの論理学”であると性格づけることができよう。ところでラムスの拠点論は、ヒスパニウスの拠点論がテミスティウスの伝統に従っているのに反して、キケロの伝統に従っているといえる。そしてこのラムスの拠点論は、つぎのような表にまとめ上げられている。



二分法の強引な適用と中括弧({) を使用しての表の作成はラムスおよびラミストのお家芸であるが、それはさておき、この二分法の末端に、中世の拠点論にてくる“注解”，“同根語”，“原因”，“結果”，“対立”，“より大”，“より小”，“定義”等がみられるであろう。ここから中世の拠点論

とラムスの拠点論はいちおう部分的にオーバーラップしあうところがあるといえるであろう。

とはいえここに重大な相違点がある。それは古代、および中世の拠点論においては、各拠点は、すべて“～から”という形で表示されているのに、ラムスにおいては、そうした斜格の形でなく正格の形で表示されるという点である。さて“～から”という形式は“～から……への推論”ということの省略形である。たとえば“a definitione”は“定義項から被定義項への拠点”という意味である。ところがそれを単に *definitio* のように正格の形にすれば、拠点というものの推論的性格が薄れてしまう。それどころか、格率としての命題の中における文脈的な性格をも稀薄にしてしまうのである。

ラムスの前掲の拠点表は、*argumenta* から出発している。ところでこの *argumentum* はヒスパーヌスの5巻1章では“疑わしいことがらを明確にさせる根拠”と定義され、“論拠”と訳された。そして“蓋然的推論”においては、この論拠を強化するものとして“拠点”がもちだされた。それゆえラムスの場合の *argumentum* も、いちおうその伝統に沿って、論拠もしくは拠点を意味すると考えてよいであろう。ところがそうした論拠もしくは拠点の実例たるや、単に“原因”，“結果”，“定義”といった諸概念の羅列ということになっている。つまりラムスでは拠点は、もはや推論の前提としての論拠といったものではなく，“見出し”“題目”といったものになり、さらには“事項”，“項目”つまり *heading*, *item* といったものになってしまう。

拠点のもとの語は *topos* であり *locus* であった。つまり場所であり、特に狩りの獲物が潜んでいる場所であった。したがってそうしたことばは確かに比喩的に、*pigeon-hole* つまり机の引出し、整理棚という意味に転用させることができる。というのも、いろいろの雑然としたものを分類し整理して、いくつかの引出しに分けて入れて置く、そうするとこんどは探

し出すときに、まずそうした大分けにして入れられた引出しをとり出し、その中を調べればいいのであり、まさしくそうした個々の引き出しは、探しているものを見つけ出せる場所（トポス）だといえるのであり、そうした意味でそうした引き出しはまた、label あるいは index つまり示標あるいは索引だということができる。

ところでいま引き出しに分類して入れるといったが、これはいわゆる類別（classification）にはかならない。そしてこうした類別の方法を二分法という形でおこなったのがプラトンであった。そしてラムスもまたその意味ではアリストテレスよりはプラトンの dichotomy の方法を踏襲したもののといえる。

とはいえ、プラトンのそうしたアイデアの二分法自体は論理学でもなんでもない。アイデアや事物をいくら精密にかつ細かく分類してみせても、それは部類（class）のリスト・アップにすぎず、単なる目録づくりにすぎない。論理学は推論の学であるから、そうした分類によってできあがった類や種、あるいは名辞といったもののいくつかを組みあわせて命題をつくりあげ、さらにはいくつかの命題を組みあわせて推論をつくらねば話にならないのである。そしてプラトンのアイデア論がそこにまで立ち至らなかったところに、論理学的に見た場合のアイデア論の根本的欠陥が存するのであり、このことは前にも述べたとおりである。

こう考えてくるとラムスの拠点論における拠点はもはや、推理というコンテクスから全く離脱したものであり、アリストテレス以来のせっかくの蓋然的推理論を御破算にし、プラトンのプリミティヴィズムに還帰したといわなければならない。

ここでそうしたプリミティヴィズムへの還帰のもう一つの例を想起こそう。それはまえに述べたポルフィリウスの“五つの客位語”の理論である。これはアリストテレスの『トピカ論』にある四つ組を改造したものであるが、しかしこれは明らかに改悪である。というのも、アリストテレ

スの四つ組は、定義をめぐる討論というコンテキストの中で扱われていたのに、ポルフィリウスでは、そうしたコンテキストから切り離し、単に“五つの語”といわれるように、語という形でのみ考察しているからである。そしてここに新プラトン派の一員であるポルフィリウスの、古きプラトンの性癖への悪しき回帰がみられるのである。

さてラムスは意識的にアリストテレス的中世的論理学に抵抗して自ら新しいと称する論理学をつくりあげた。しかもこのラムスはスコラに対する憎さ余ってのことか、やがてプロテスタントの一派であるユグノー派に改宗してしまう。そしてかの有名な聖バーソロミューの大虐殺の犠牲者の1人になる。

ところでこのプロテスタントの殉教者ラムスの論理学は、カトリックに対する憎しみのゆえに中世論理学の成果を全面的に否定しようとしたプロテスタント派の哲学者たちに双手を挙げて受け容れられる。

ところでプロテスタント派の哲学者の大物といえば、ドイツ観念論の哲学者であるカントとヘーゲルとをまずあげるべきであろう。カントに関していえば、彼は『純粹理性批判』において、有名なカテゴリー表をつくった。そしてそれは以下のとおりである。

- | | | |
|-------|---|---------------------------------|
| 1. 量 | { | 単一性 |
| | | 数多性 |
| | | 総体性 |
| 2. 質 | { | 実在性 |
| | | 否定性 |
| | | 制限性 |
| 3. 関係 | { | 実体と偶有性 (substantia et accidens) |
| | | 原因と結果 |
| | | 能動者と受動者との相互作用 |

4. 様相 { 可能性——不可能性
 { 現実性——非存在
 { 必然性——偶然性

ここでの表 (Tafel) は明らかにラムスのまえのトポスの表 (tabula) の伝統を継承したものである。ただしラムスの場合は2分法であるがカントの場合は3分法である。とはいえ関係と様相に関しては、いちおう3分して、ついで2分したという形になっている。そしてカントの場合も、ラムスと似て、1, 2, 3, 4 のそれぞれを綱目 (Titel つまり英語のタイトル。英訳では head つまり項目) と呼び、1, 2, 3, 4 のそれぞれを三分割したものをサブタイトル (Moment。この語はヘーゲル哲学の研究者は契機などと訳するが、その真意は英訳の subdivision に尽きる) と呼んだ。

このようにカントはラムスとおなじく、古くからカテゴリーといわれたもの (たとえば質、量、関係、能動、受動) やそうでないものをごったまぜにして、いちおうもっともらしいリストをつくった。しかしそうしたタイトルとサブタイトルを入れた全部で22個の項目は、論理的推論にはなんら資するところがないものといわねばならない。

とはいえ次の時代のヘーゲルに較べればまだカントの方がましである。というのも、カントは上のカテゴリー表をいちおう以下のような判断表にもとづけてつくったからである。

1. 量 { 全称的
 { 特称的
 { 单称的
2. 質 { 肯定的
 { 否定的
 { 無限的

- | | | |
|-------|---|-----|
| 3. 関係 | { | 定言的 |
| | | 仮言的 |
| | | 選言的 |
| 4. 様相 | { | 蓋然的 |
| | | 実然的 |
| | | 必然的 |

ここでは確かに命題のリーズナブルな分類がおこなわれている。そしてカテゴリーというものを単独な語として扱わないで、命題というコンテキストの中で扱うべきだとするアリストテレスにみられる方針が守られているように見える。しかしながらいまの判断表とさきのカテゴリー表との結びつきには、4の様相の場合は別として、こじつけの色彩が強く、とうてい納得できるしろものではない。

ところでヘーゲルであるが、彼はカントの三分法を踏襲して、彼の著『イェーナの論理学、形而上学、自然哲学』においても、『精神現象学』においても、『エンティクローペディー』においても、そうした3分法を3回繰り返すことによって $3 \times 3 \times 3 = 27$ 個ずつのタイトルつまり Moment をつくりあげている。そして一見したところそうした27個は連鎖的に関連づけられ、つぎつぎと展開していっているように思える。しかしそうした各モメント、各項目を命題から切り離した形で扱うという態度はラムスとおなじであり、したがってそうした関連づけは、いはば“しりとり”的な連鎖、しかもふりだしへもどる連鎖といった意味での円環をつくるだけのものであって、けっして論理的推理といったものではないのである。

こうして現代の英語の topic が話題といわれるのは、ラムス以後の頽落した形においてであるということがわかった。すなわちラムス以後においては topos 論はもはや論拠ないし拠点の理論といったものではなく、いくつかの重要と思われる事項を選びだし、分類するという作業にすぎなくなる。そしてヘーゲルの場合でもいちおうはいかめしい概念をつぎつぎ

と繰り出しはするが、それは哲学的話題の羅列であり、哲学的な話しの種の inventory (在庫目録) であり, repartory (レパートリー, ストック) のリストであって、けっして論理的推論といったものではなく、したがって論理学と称するに足るしろものではないのである。

9. 代表について

“代表”つまり suppositio という語は、現代のヨーロッパ人には全く聞きなれぬ語であって、supposition という語を英独仏いずれの種書で引いても、よほど大きな辞書でない限り、ヒスパニスおよびその他の中世の論理学者の使用した意味は書き込まれていない。そしてそうしたことの理由は、中世論理学が近世に入ってだんだん忘れ去られていったということにもよるが、それよりも、むしろ積極的に反対派によって攻撃と嘲弄的とされ、消し去られたというべきであろう。そして中世論理学を愚弄し嘲笑したのはルネサンス期の文人たちであった。

例えばトマス・モアの『ユートピア』(1516)の第6章にこのことばが登場している。そこでモアはユートピア人の教養について触れ、そこでは『論理学小論集 (parva logicalia)』の中で教わる規則、つまり“制限 (strictio)”, “拡張 (ampliatio)”, “代表 (suppositio)” などについての規則はいっさい知られていないと述べられている。これは、ユートピア人の無知蒙昧ぶりを語っているのではなくて、中世スコラの煩瑣な論理学理論をひやかし、ユートピア人の無垢ぶりをほめるためのものなのである。

ついで、フランスの人文学者であり風刺作家であるフランソワ・ラブレーは『ガルガンチュワ物語』(1534—52)第20章“詭弁論者が羅紗を持ち去ったこと”において、やはり“代表の理論 (suppositio)”をしゃれのめしている。これに関しては渡辺一夫氏の訳があるが、甚だしい誤訳であるの

で、正しい訳を以下に示そう。

——あっぱは (とジャノトゥスは言う)。まぬけめ。おまえのいっていることは三段論法の格と式に従っての (in modo et figura) 推論ではないわい。さあここで、“代表の理論(suppositiones)” つまり“論理学小論集(parva logicalia)”の知識を使おうではないか。さて羅紗はなにを代表するのかね (Panus pro quo supponit? これはまた羅紗は誰の役にたつのかねという意味にも解される)。

——非限定的で周延的に代表します (confuse et distributive これはまた、曖昧模糊としていて、誰の役に立つものでもあるという意味にも解される)。(こうパンドゥイユは答える)。

——まぬけめ (とジャノトゥスは言う)。わしはいかなる仕方で代表するのか (quo modo supponit) と問うているのではなくて、誰の役にたつのか (pro quo) と問うているのだ。そしてこの答えは、まぬけめ、わしの脛を暖めるのに役に立つ (pro tibiis meis) というべきなんだ。それゆえわしはこの羅紗をわし自身が(egomet)になっているが、これはちょうど基体がその附帯物になうのとおなじなのだ(Sicut suppositum portat adpositum)。

以上の会話は詭弁論者 (sophiste) のジャノトゥス老先生と、若造のパンドゥイユ先生との間におこなわれたもので、ジャノトゥスが自分の手に入れた羅紗布をひとりで運ぼうとしているところをパンドゥイユがおためごかしに運んでやろうとしあわよくばちょろまかそうとするのに対し、ジャノトゥスはそうはさせじとはねつけるところである。

このやりとりで supponere pro という語が三つの意味で使用されている。第1は“論理学小論集”の中ででくる“代表”という意味である。この“supponere pro”は英語の stand for に相当する。そして英語の“stand for”が(1)代表するつまり表示する指示するという意味と、(2)~のために立つ、つまり~の役に立つという意味とをもつのと全く同様に supponere pro も第2には“役立つ”という意味をもつ。そして第3には

supponere は suppositum という形をとってでてくるのであり、これは代表されるもの、指示対象という意味もあるがまた、基体、実体、名詞、主語という意味もあり、この意味では付帯性、付属物、形容詞、述語等の“にない手”という意味をもつわけである。

以上の2例を境に、“代表”の理論は世間から影をひそめてしまう。そしてそのことは特にプロテスタントの文化圏内において甚だしい。とはいえヒスパーヌスの書物は1639年まで刊行されていたし、その後もカトリック系の教育機関においてはずっと“代表の理論”は論理学の重要な一部分として教えられ続けてきたのである。

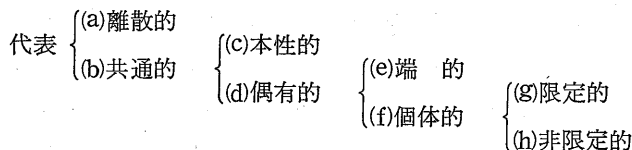
それではそうした代表の理論とは一言でいえばどういったものであろうか。suppositio という名詞は動詞の形にすれば、supponere pro である。ところでこの supponere pro と同じ意味の動詞に stare pro がある。この語はヒスパーヌスでは使用されていないが、彼より後に頻繁に用いられるようになり、例えばオッカムでは全く supponere pro と同義で使われている。そしてこの stare pro に関していえば、それはそのまま英語の stand for という語に伝えられる。そしてこの “stand for” という動詞はいまでも、“The olive branch stands for peace (オリーブの枝は平和を意味する)” といったふうに使われている。また、“What does this sign stand for? (この記号はなにを表わすか)” といったふうにも使われる。そしてそうした“意味する”、“表わす”の意味は “supponere pro, stare pro, stand for” の原義“かわりに置かれる、かわりに立つ”すなわち“(記号がものの)かわりに置かれる”という意味から出てきたものなのである。

こうして“代表”の理論とは、現代のことばでいえば、意味論つまり記号とその記号の意味する対象との関係を扱う理論であるといえよう。ところで例えば“ひと”という名詞は確かに記号である。しかしこの“ひと”という記号は常に同一の対象を代表するとは限らない。たとえば、“ひとは種である”といわれるときと“ひとは走る”といわれるときとで、“ひ

と”はその意味する対象を異にする。とはいえ、その場合の“ひと”は別に同名異義語とはいえない。しかしながら種としてのひとと、個人としてのひととではやはり異った対象であるといわねばならない。

実際，“ひととは走る。この種はひとである。ゆえにこの種は走る”は誤謬推理である。そしてこの誤謬の原因は大前提の“ひと”と小前提の“ひと”とを同一視したことにある。こうして、代表の理論とは、同名異義とはちがう仕方での、語義のちがいを区別する理論だということができる。それでは代表の理論における語義のちがいとはどのようなものであろうか。この問いに答えるためには、代表の種類を挙げればよい。なぜなら、代表の理論において、代表の対象のちがいは代表の種類のちがいとして示されるからである。

さてヒスパヌスにおける代表作用の種類わけはつぎのとおりである。



さて(a)離散的代表の例は“このひと (this man)”や“ソクラテス”である。これに対し(b)では“ひと”に対して(a)のように“この”という語がつかない場合であるが、(b)は二分法の末端には位置しないので、(a)のように例を挙げるわけにはいかない。つぎに(c)であるが、これは“ひと”という共通名辞が、単独にとりあげられ、いまだ他のいかなる語によっても規定されていない状態において、代表作用をおこなう場合である。そして(a)はいま述べた(c)と対立するものであり、単独の“ひと”という共通名辞に、たまたま“がいる”がくつつくと、そのとたんに“ひと”は現に存在するひとびとを代表せざるをえぬようになり、たまたま“がいた”という語がくつつくと、“ひと”は過去に存在したひとびとを代表せざるをえぬようになる。しかし(c)つまり“ひと”が単独で考察された場合には、“ひと”

はかつておったひとびと、いまおるひとびと、これからおるだろうひとびとのすべてを代表するというわけである。

さて(d)は(e)と(f)にわかれる。まず(e)であるが、この例は“ひとは種である”がそうである。つまり(e)の場合、“ひと”は共通的なひと、ひと一般といった種を代表するのであり、種の下に包含される個々のひと、つまりソクラテスやプラトンを代表するのではないのである。ここでそうした代表が端的つまり simple といわれるのは、“ひと”という共通名辞(terminus communis)が、共通的なひと(homo in communi)を代表するからであり、共通名辞としてはそうした代表の仕方がもっとも端的にして簡明だというわけである。

つぎに(f)であるが、これは“ひと”という共通名辞が、共通的なひとの下位にある個物を代表する場合である。そして“ひとは走る”がその例である。そしてそれゆえ、(f)は(e)と対立させるために個体的代表と呼ばれる。さてこの個体的代表はさらに二つに分けられる。つまり(g)限定的と(h)非限定的とにである。ところで(g)限定的代表の例は、“あるひとは走る”のように“ひと”に特称記号がついた場合である。この場合、いまの命題は、どのひとについても真となるのではなく、ある特定のひと、つまり限定されたひとについてだけ、つまりいまの場合は走っているひとについてだけ真なのである。つまり、“あるひとは走る”という命題は、すべてのひとについてではなくて、少なくとも1人のひとについてだけ真なのである。

これに対して(h)非限定的代表の例は、“すべてのひとは動物である”のように、“ひと”に全称記号がつけられた場合である。そしてこの場合、いまの命題はどのひとについても真となるのである。

以上が代表の理論のあらましである。ところでこうした代表の理論はどんな意味をもつものだろうか。確かに代表の理論、とくに(g)、(h)といった場合をとり扱う代表の理論は現代論理学における限量論理学(quantificational logic)の先駆といえる面もある。すなわち、さきに挙げた代表の2分

法的区分の表の端末のうち、(a)“離散的”は $f(a)$ に相当し、(c)は $f(x)$ に相当し、(g)は $(Ex)f(x)$ に相当し、(h)は $(x)f(x)$ に相当するといえる。とはいえ、(e)つまり端的な代表は現代の論理学では表現のしようがないといわねばなるまい。それゆえ、中世の論理学とくに代表の理論のすべてを現代論理学の中に解消させてしまうことは不可能である。

それでは“代表の理論”をどのようなものとして把握し、評価すべきであろうか。“代表の理論”は現代のことばを使うならば意味論(semantics)であるといえることができる。ただし意味論一般でなく、論理学的意味論であるといえるであろう。

さてまえに、代表の理論とは、同名異義とはちがう仕方での、語義のちがいを区別する理論だといった。つまり“ひとは走る”というときの“ひと”と“ひとは種である”というときの“ひと”とでは、その意味する対象が異なるのであって、そうした違いを無視して同一視してしまうと誤謬が生じる。それゆえ、両者のちがいを理論的に区別するために、“ひと”は第1の命題においては個体的代表をおこない、第2の命題においては端的な代表をおこなうとされたのである。

ところで同名異義とはちがう仕方での、語義のちがいを区別する理論は代表の理論に限らない。代表の理論の外に、中世ではもう一つ積義の理論、つまり聖書解釈の理論というものがあった。この積義の理論あるいは解釈学は、一つの語の意味を四つのレベルにわけて解釈するものである。そしてその四つのレベルとは、(1)字義的(literal)、(2)寓意的(allegorical)、(3)転積的(tropological)、(4)天上的(anagogic)である。たとえばエルサレムという語をとりあげよう。これは(1)字義的には、歴史上実在したユダヤ人の都を意味し、(2)寓意的にはカトリック教会を意味し、(3)転積的には不滅と平和のシンボルであるエルサレムにあやかった人間の霊的生活を意味し、(4)天上的には、天の都エルサレムを意味する。ところでこれら四つのレベルは大きくは、(1)と(2)~(4)に二分できる。そして(1)が字義的意味とすれば

(2)~(4)は比喩的あるいはレトリカルな意味といえよう。

ところでレトリカルな多義性もまた、代表の理論で扱う多義性とおなじように誤謬をひきおこす。例えばつぎのようなものがそうである。“私の恋人はバラだ。バラは植物である。ゆえに私の恋人は植物だ”。とはいえこうしたレトリカルな多義性は、レトリックあるいは解釈学の扱うテーマであって、論理学の扱うテーマではない。こうして代表の理論は、語義の多様性を扱う学つまり意味論としては、レトリカルな意味の多義性を論じるレトリックあるいは解釈学と揆を一にするものであるといえる。そしてそれら両者はともに聖書や教父の文献の釈義のうえに大いに資するものであったといえるのである。

それでは代表の理論はどのような意味において論理的な意味論といわれるのであろうか。レトリカルな意味論では意味に四つのレベルが設けられた。しかしこの四つのレベルの間にはオーダーつまり第1、第2といったレベルの順序づけは実のところ成り立たない。しかし論理的な意味論である代表の理論ではそれが成立するのである。

さて意味論であるからには意味するものと意味されるものとがなければならない。ところで意味するものは記号である。他方、意味されるものは確かに“もの”という場合もあるが、記号という場合もある。ヒスパーヌスに出てくる代表は確かにどの場合でも、意味されるものは“もの”である。しかしより一般的にいて、代表されるもの、意味されるものは“もの”とは限らないのである。以上の状況を整理するために、レベルという近代的概念を導入して一つの表をつくらう。

この表で、零次レベル、第1次レベル、第2次レベルの三つが設けられた。そして(e)と(f)はともに第一次レベルと零次レベルとの関係だといえるのである。零次レベルはもののレベルであるが、ヒスパーヌスの場合(α)つまり一般者と(β)つまり個物とに分けられる。そして一般者は上位のもの、個物は下位のもものとされる。ところで第2次レベルであるが、このレ

(第2次レベル)	(高次言語の記号)	
第1次レベル	記号	
零次レベル	もの $\left\{ \begin{array}{l} (\alpha) \text{一般者} \\ \text{(上位のもの)} \\ (\beta) \text{個物} \\ \text{(下位のもの)} \end{array} \right.$	

ベルはヒスパーヌスでは問題にされていない。そしてこれは実は、ヒスパーヌスとほぼ同時代のイギリスの論理学者シャーウッドのウィリアムが問題にしたものである。ウィリアムは“ひとは二音節からなる”，“ひとは名詞である”という2個の文章を挙げ，ここでは“ひと”は素材的代表をおこなっていると述べた。つまりその場合，“ひと”はひと一般を指すのではなく，個々のひとを指すでもない。“ひと”はそうした“もの”を指すのではなく，“ひと”という記号を指すのである。より正確に言えば，“ひと”という記号の素材，例えば音声といったものを指すのである。そしてこれがそうした代表を素材的と呼ぶことの理由なのである。ところで“ひと”はいまの場合“もの”ではなくて，記号を指す。とはいえ記号を指すとはいっても，なにかを指すものはそれ自体やはり記号である。ただしいまの場合の“ひと”は，“もの”を指すところの普通の記号としての“ひと”ではなく，記号を指すところの記号である。それゆえ，“ひとは2音節からなる”という場合の“ひと”は普通の言語における記号ではなくて，高次言語における記号として区別されねばならないのである。

このようにヒスパーヌスの代表の理論に素材的代表を付加すると，現代の論理的意味論にきわめて接近してくる。ただし一点だけちがう点がある。それは零次レベルにおける (α) と (β) の存在である。 (α) と (β) に上下位の秩序を与えるのは，いわゆるポルフィリウスの樹によって象徴される古代的存在論である。そしてヒスパーヌスはこうした存在論を継承した。つまりそこでは存在者は個物が一番下位に置かれ，種，類，最高類の順に梯子段状に，あるいは樅の木状に縦に並べられるのである。とはいえこう

した種と個の序列は一つの存在論であって、論理学とは異質のものである。こうした古代的存在論と論理学とを分離しようという試みは、ヒスパーヌスのほぼ1世紀後に実行された。そしてそれがオッカムを始めとする概念論者たちのなした試みであった。

ところでオッカムを始めとする概念論者 (conceptualist) たちに対して、ヒスパーヌスは実在論者 (realist) といわれる。ヒスパーヌスが実在論者といわれるのは、種とか類を普遍的なもの (res universalis) とみなすからである。つまり種や類を、個物がそうであるのとおなじように “もの (res)” とみなすからである。そして realist ということばは、普遍者をも “もの (res)” とみなすひとという意味なのである。これに対してオッカムは端的な代表において、“ひと” は心的概念 (intentio animae あるいは conceptus) を代表すると主張する。つまりオッカムにおいては “ひと” という種はもの (res) ではなくて conceptus (concept) なのであり、それゆえにオッカムは概念論者 (conceptualist) と呼ばれるのである。そしてそうした実在論者と概念論者との間の論争が中世のいわゆる普遍論争の実質を構成するのである。

ところでオッカムのような概念論の立場に立つと前掲の表の一部は妥当しなくなる。すなわち “(α)一般者” はものではなく、したがって概念だということになる。そしてそれゆえそうした概念と、ものとしての個物との間における上下の秩序はなりたたなくなる。しかしそれでもなおそうした概念もまた零次レベルに属することは確かなのである。

こうして零次レベルに関しては、その内容は実在論者と概念論者の間に相違があり、またヒスパーヌスには素材的代表というものが採用されてはいない。しかし中世の代表の理論を総体的に考察してみると、この理論は、零次レベル、第1次レベル、第2次レベル等々の区別をおこない、その間に意味する・意味されるの関係を設定する現代の意味論ときわめてよく似ているといえるであろう。そしてそうした代表の理論が、ヒスパーヌ

スの論理学、ひいては中世の論理学のきわめて独創的な部分なのであるから、一般に中世の論理学は非常に意味論的色彩の濃い論理学だといってもさしつかえないであろう。

10. 誤謬について

ヒスパヌスの誤謬論は『論理学綱要』の全体の4割を越えるという膨大な量を占める。そしてそれは大体においてアリストテレスの『ソピスト的論駁』を敷衍したものであり、誤謬の種類13個という数もアリストテレスとおなじである。とはいえアリストテレスのテキストに直接依拠したものとはいえない。というのも7巻25章には、アリストテレスの『ソピスト的論駁』にギニア語で注釈を加えたアレクサンドロス・アプロディシアースによる多義性の三分法つまり現勢的、潜勢的、想像的の三分法が述べられ、ヒスパヌスもそれに依拠しているからである。

ところで、ヒスパヌスの誤謬論について一番気になるのは、本書全体における誤謬論の位置である。というのも代表論のところでは述べたように、代表の理論は、いわゆる“論理学小論集”あるいは“名辞の諸性質”のうちの筆頭の理論であり、それは“関係詞”，“拡張”，“直指”，“制限”，“周延”の諸理論とともに合計6個でワン・セットをなすはずのものであるのに、その2番目の位置に誤謬論が割り込んだという形になっているからである。

これに対する解答はこうである。まず論理学小論集のトップバッターとしての代表の理論が、ヒスパヌスの12巻本の後半の最初の巻である第6巻として登場する。ところでこの巻の6章で“ひとを除くすべての動物は非理性的である。ゆえにこのひとを除くすべての動物はすべて非理性的である”という推論が，“端的な代表から個体的代表へと移行する言語表現

上の誤謬”と呼ばれている。また8章では“多数の限定的代表から一つの限定的代表への移行という言葉表現上の誤謬”といったものが出てくる。つまり、“論理学小論集”のトップの代表の理論の中に、二つの誤謬が登場するのである。このようにいったん誤謬が登場したからには、それを受けてアリストテレス以来の誤謬論をもとりあげようというのは自然の勢いで、ここに、新しく巻を改めて、本格的な誤謬論を登場させたというわけである。

ところでアリストテレスの13個の誤謬の第6番目に当る“表現の誤謬”に属する2個の誤謬推理のあやまりの解決法は、アリストテレスのやったもので十分なのに、当時の新しがりやの連中は、“多数の限定的代表から一つの限定的代表へ移行する言語形式上の誤謬”および“端的な代表から個体的代表へと移行する言語形式上の誤謬”として処理しようとした。しかしヒスパヌスはこうした傾向を断固として退け、アリストテレスの提出した誤謬は、アリストテレスの解法で十分だと主張する。実際、当時からそれ以後にかけて、アリストテレスの誤謬論の解決法は陳腐であり、それゆえ中世で新しく登場した“名辭の諸性質”の理論でアリストテレスの誤謬推理を全部処理しようとする論者が数多く存在した。しかしヒスパヌスはこうした立場をとらなかったという点では保守主義者だといえる。

とはいえヒスパヌスはなにも誤謬推理はアリストテレスのいう13個しかないとは考えていないのであり、現に6巻において、新しい代表理論でしか処理できないようないままでと違ったタイプの誤謬推理を登場させているのである。

こうしたヒスパヌスの態度は、誤謬論に続く第8巻以降の“論理学小論集”の中でもみられる。すなわちヒスパヌスは第8巻の“関係詞について”の7章から9章に出てくる新しいタイプの誤謬が、関係詞の理論でのみ解決できるものであり、それをアリストテレスの理論である“二義性の誤謬”や“文意不明確の誤謬”として処理することは不可能だと主張し、

アリストテレスの誤謬論からの，“名辭の諸性質”理論の独立性を強調している。また11巻“制限について”の14章にみられる“すべての動物はノアの箱舟の中にいた”というソピスト的主張の解決においても，“不完全な帰納による推断上のあやまち”の使用を拒否している。そしてさらに，12巻の“周延について”においても，10章ではアリストテレスの“推断上の誤謬”の使用を拒否し，11章および22章では，アリストテレスの“偶有性の誤謬”の使用を拒否し，35章ではアリストテレスの“カテゴリーの移行の誤謬”の使用を退け，37章ではアリストテレスの“条件つきと端的にもとづく誤謬”の使用を退けているのである。

こうしてヒスパヌスはアリストテレスの古いタイプの誤謬の存在とその解決法の有効性は全面的に承認するが，しかし誤謬推理のタイプはアリストテレスによるものに尽きるのではなく，ほかにもたくさん存在し，そうしたタイプの誤謬の解決はアリストテレスの理論では不可能であり，その解決は“代表の理論”を筆頭とする“名辭の諸性質”の理論によってのみ解決できると考えるのである。そしてこのように考えて始めて，“代表の理論”がまずやって来，その後“誤謬論”そしてその後“論理学小論集”の他の部分が続くという順序の正当性が理解できるのである。つまりヒスパヌスはある意味では，アリストテレス式の古いタイプの誤謬推理並びにその解法と，12世紀から13世紀に発見された新しいタイプの誤謬推理並びにその解決法とを等資格に並列するという形で『論理学綱要』の後半を書き上げたということができるのである。

このように，アリストテレス式の古い誤謬論と，“名辭の諸性質”論の中の誤謬論は同格的に並べることができるが，それにしても，新しい誤謬論は古い誤謬論に対してなにを付加したのだろうか。その答えは，一言にしていえば，アリストテレスの13項目にわたる誤謬の種目に，ただ一つの新しい種目つまり“同義性 (equivocatio) の誤謬”を付加したといったことになる。そしてこういう評価を下せるのも実はヒスパヌスより数十年

前に書かれたものと思われる論理学書『パルヴィ・ポンス（プチ・ポン）派の誤謬論』を意識してのことなのである。

この書物はミュンヘンのバイエルン州立図書館に現在保管されている12世紀の羊皮紙の手写本であり、1962年、ド・レイク教授の手により公刊されたものである。この書物はタイトルどおり誤謬論を扱ったものであるが、その誤謬の種目はアリストテレスの15個に加えてもう一つ“同義性の誤謬”というのが“二義性の誤謬”の後に挿入されている。

そこで“同義性の誤謬”はこう定義されている。“同義性の誤謬は、語の意味作用は同一だが、代表作用が異なる場合に生じる”。ここでヒスパヌスよりもずっと早く12世紀にすでに *suppositio*（代表作用）という語が登場している。

さてこうした“同義性の誤謬”には3種類あるとされているが、その部分を以下に訳出してみよう。

“第1の種類は、語が語自らを、あるいはその語の意味そのものを指示する場合である。語自らを指示する場合は、“教師は名詞である”という場合である。ここで教師という語はその指示対象を本来の指示対象から語という指示対象へと転移させられている。そしてこれは文法学者がおこなわせる転移である。つぎに語が語の意味そのものを指示するのは、“ひとは種である”という場合である。そしてこれは論理学者がおこなわせる転移である。

第2の種類は、語が一方では種に属する個物を指し、他方ではそうした種そのものを指すといった場合に生じる。そしてその例は“ひとは万物の霊長である”である。というのもこの文は“ひと”という名詞の指示する諸対象の一つを主語にしていると解釈することもできるし、他方ではそれらの諸対象の種を主語にしているようにも解釈できるからである。また、“金はもっとも貴い金属である”とか、“こしょうがこの地とローマとで売られる”とかいわれる場合もおなじように解釈できる。

第3の種類は、語の拡張 (ampliatio) と制限 (restrictio) の場合であって、一般名辞に関して生じる。すなわち一般名辞が現在時制の動詞の主語に立つときは、その一般名辞は、その名辞が指すもののうちで現在存在するものだけを指す。また未来時制の動詞の主語に立つときは、現在存在するものおよび将来存在するであろうものを指す。この種類の誤謬はあまりしばしば生じるものではない。この種類がまえの二つの種類と異るのは、まえの両方が単独の語においてのみ生じるのに対し、こんどの誤謬は推論全体の中で生じるからであり、このことはつぎの例によって明らかである。

すべてのひとは白い (est albus)。

そしていかなるひとも白くなくなりはしない。

ゆえにすべてのひとは白いであろう (erit albus)。

実際、ここで生じた誤謬を、前提の中で見つけることも結論の中で見つけることもできないのであり、ただ推論全体の中でのみ発見することができるのである”。

以上引用が長くなったが、ヒスパーヌスより数十年まえにこうした理論が存在したということは、“論理学小論集”あるいは“名辞の諸性質についての理論”の起源を探るうえにきわめて重要な証拠だということができる。

すなわち、“同義性の誤謬”の第1の種類のうちの第1は、後になって“質料的代表”と名づけられるものであって、ヒスパーヌスにはみられないが、13世紀のシャーウッドのウィリアムの『論理学入門』には、“homo est disyllabum (ひとは2音節語である)”という例とともにでてくるものである。そして第2は、ヒスパーヌスによって端的な代表と呼ばれているものであって、例もそのままである(6巻5章)。

つぎに第2の種類は、“ひとは万物の霊長である”というおなじ例が、ヒスパーヌスの6巻9章に出てくる。そしてヒスパーヌスでは“ひとは万物の霊長である。ゆえにある特定の人間だけが万物の霊長である”という誤謬推理の形で使用される。そしてヒスパーヌスはさらにこうした誤謬推

理は端的な代表から個体的代表への移行という誤りだとして、代表の理論を使って説明している。『パルヴィポンス派誤謬論』の場合もそれほど理論化されてはいないが、その趣旨はおなじであって、明らかにヒスパーヌスの代表の理論の先駆形態だと断定できる。

最後に第3の種類の誤謬であるが、これは *ampliatio* と *restrictio* という語自体がすでに使用されていることから、また内容的な面からも、ヒスパーヌスの第9巻拡張についておよび第11巻制限についての二つの理論の先駆であることに間違いない。とくに現在時制および未来時制の動詞がその主語に立つ一般名辞を制限するという主張は、ヒスパーヌスの第11巻10章および11章にでてくる規則によって、より整備されたものになっている。なお、『パルヴィポンス派誤謬論』にでてくる前掲の誤謬推理の誤りの誤りたるゆえんは、ひとが大前提では現在存在するひとびとだけを指示しているのに、結論では、“erit (あろう)” という動詞のゆえに、現在存在するひとびとだけでなく、将来存在するであろうものをも指すことになり、大前提の“ひと”と結論の“ひと”の *suppositio* つまり指示作用が異ってしまうという点に存する。

こうしてヒスパーヌスの第7巻にあたる“誤謬論”の意義が明らかとなった。すなわち第1巻の“さまざまの予備概念について”の解説でも述べたように、この第7巻の150章にでてくる“推断上の誤謬”における“推断”の概念の、ヒスパーヌスによる明確化が、その後のスコラ学者たちの命題論理学である“推断”の基礎となったということがその第1である。

そして第2番目の意義はこうである。中世のあの独自の“論理学小論集”を生みだしたところの“同義性の誤謬”は、確かにヒスパーヌスの13個の誤謬の中には存在しない。すなわち同名異義語によって、同名同義性が犯されるという誤謬、すなわち二義性の誤謬は語られているが、同義語であっても代表作用の違いに気づかないことから生じる誤謬が一つの独立した項目としては立てられていない。しかし、ヒスパーヌスが12巻の131章で述

べたアリストテレスにもとづく論駁 (elenchus) の定義“論駁とは、名前においてだけではなく、事物と名前の両方において同一なるものについて矛盾をつくりだす推論である”における“事物と名前の両方において同一”という句に注目しよう。この句はもちろん同名同義語を意味する。だとすると、ソピストのあやつるそうした論駁を排除するためには、犬が“吠える犬”と“星座の犬”を指すといった二義性のケースを排除するだけではなしに、同義語の“ひと”が一方では個体を代表し、他方では種を代表するといったケースをも排除しなければならないのである。

このように考えてくると、中世における偉大な二つの論理学的理論である“推断の理論”と“代表の理論”も、もとをたどればアリストテレスの『ソピスト的駁論』にまでさかのぼることができ、こうした萌芽が12世から13世紀の西欧世界において完全に展開され、堂々たる理論になったということができるのである。

11. 関係詞について

ここでいう関係詞とは、関係代名詞によって代表される文法的用語におけるそれである。関係詞には、父と子、半分と倍といった関係語つまり関係名辞といった意味もあり、この方が論理学としてはふさわしいのであるが、わざわざ、関係代名詞といった文法的な語をとりあげて、『論理学綱要』といった論理学書の中の1巻をそれに捧げるということは、中世論理学のもつ、文法重視の側面を象徴するものといえる。そしてこの“関係詞”の定義をローマの大文法学者プリスキアヌスから借用していることもそのことを裏づけるものといえよう。

さて関係詞の定義は“前述のことがらの想起”である。ここでいう関係詞のラテン語の原語は *relativum* あるいは *relatio* である。ところでこれ

らの語は *referre* という動詞からつくられたものであり、この *referre* というラテン語の動詞は *refer to* という英語の動詞になる。そしてこの *refer to* という語は、文法用語としては“代名詞が名詞を指す”，“代名詞が名詞を受ける”を意味する。つまり *relative* (関係詞) とは *referring to an antecedent* (先行詞を受ける語) という意味であり、純然たる文法学上のテクニカル・タームなのである。

さてヒスパヌスはプリスキアヌスから関係詞の定義以外になお関係詞についてつぎのような説明を引用している。すなわち，“アヤックスがトロヤに来了。そしてアヤックスは勇敢に戦った”といわれるよりは，“アックスがトロヤに来了。そしてこの同一人物は勇敢に戦った”といわの方が、より正確な表現れだというのである。というのも、前者の表現では、二つのアヤックスは同名異人でありうるが、後者の表現ではそうした可能性を完全に排除しうるからである。

とはいえ、この“関係詞について”の巻において、そうした純粋に文法的なことがらだけが論じられているわけではけっしてない。というのも、ヒスパヌスはこの論理学書の全般にわたって、文法学者としての立場ではなくて、論理学者 (*dialecticus*) の立場に立って議論を進めているからである。さて、“関係詞について”の巻で中心的主題になるのはやはり語の代表作用である。もちろん“ひと”とか“ソクラテス”といった語の代表作用ではなくて、関係詞つまり代名詞の代表作用なのである。

たとえば“ソクラテスは走り、そして彼は討論する”という文 (18巻3章) において、“彼”という語は関係詞である。しかしこの“彼”は、それだけではなにを代表するのかわからない。そこでまず“彼”の先行詞を探す。するとそれは“ソクラテス”である。それゆえ“彼”はまず“ソクラテス”を *referre* つまり“受ける”あるいは“想起させる”。そしてそのことから“彼”はソクラテスを代表する (*supponere pro*) ことがわかるのである。

つぎにもう一つの例を考えよう。“ソクラテスは走り、そしてその他のひと (alius) が討論する” (8巻10章)。ここで alius という関係詞、つまり英語では another, someone else といった語は、それだけではどうしてもを代表するのかわからない。そこでまず、そうした語の先行詞を探す。するとその先行詞は“ソクラテス”である。それゆえ“その他のひと”という関係詞はソクラテスを *referre* (*refer to*) するつまり“受ける”。しかしだからといってソクラテスを代表するわけではない。“その他のひと”はソクラテス以外のひとを代表するのである。

こうして“その他のもの”といった関係詞の場合に限らず、そもそも *refer to* と *stand for* とはちがうということ、つまり“受ける、想起させる”と“代表する、指し示す”とは区別されるべきだということが明らかになった。そして結局関係詞にも、一般の名詞とおなじように代表作用が存在するが、それは“*referring to*”という作用つまり“先行詞を指す、先行詞を受ける”という作用を介在させることによってのみ可能なのだと主張することができるのである。

ところで始めに関係詞には二つの意味があり、その一つが父と子、倍と半分といった関係的名辞であるといった。そしてこの意味の関係詞を扱う論理学は現在では関係論理学といわれる。さてこの関係論理学の萌芽はアリストテレスの『トピカ』にある。そしてそこにはつぎのような推論がみられる。“3倍は幾層倍かの数 (倍数) である。ゆえに3分の1は幾分の1かの数 (分数) である。というのも3倍は $\frac{1}{3}$ との関係において語られるし、幾層倍かの数 (倍数) は幾分の1かの数 (分数) との関係において語られるからである” (114^a 13—17)。この推論をより丁寧に書けばこうなる。“4の3倍つまり12は、4の幾層倍かの数である。ゆえに12の3分の1つまり4は、12の幾分の1かの数である”。

こうした推論は2世紀の医学者兼論理学者ガレノスの『論理学入門』において関係的推論という名称のもとに発展させられる。そしてそこでは、

“テオンはディオンの2倍である。そしてピロンはテオンの2倍である。ゆえにピロンはディオンの4倍である”とか，“ソプロニスコスはソクラテスの父である。ゆえにソクラテスはソプロニスコスの息子である”といった推論がおこなわれている。

こうした関係論理学の流れは中世論理学を素通りして、1638年のドイツの論理学者ヨアヒム・ユングウスの『ハンプルク論理学』へと続く。そしてここでは関係の論理学、たとえば“ティトスはカーユスより大きい。ゆえにカーユスはティトスより小さい”といった関係の推論に加えて，“円は図形である。ゆえに円を描くひとはすべて図形を書く”といった“正格から斜格への推論”が登場する。そしてこの流れはその後ライブニッツ、さらには19世紀のアメリカの論理学者パースへと継承される。

とはいえ中世論理学はこうした意味での“関係詞”の扱いは発展させず、文法的な存在としての“関係詞”を論理学にまで昇華させた。そしてこのことは、中世論理学がその性格上数学といったものになじまず、むしろ文法学によりよくなじんだということをはっきりとものがたるといえるであろう。

12. 拡張について

代表の理論の中で論理的にいってもっとも面白いのはなんといっても個体的代表である。というのも個体的代表はまえにも述べたように、限定的と非限定的とに分けられ、前者は現代の論理学における $(\exists x)f(x)$ 、後者は $(x)f(x)$ に相当するからであり、そうした意味では個体的代表の理論は現代論理学における限量の理論あるいは量化の理論とつながるのである。

ところでそうした個体的代表であるが、ヒスパーヌスにおいては、こうした個体的代表を基礎にして、さらに二つの理論が作りだされる。そし

てそれが拡張の理論と制限の理論である。そこでこれら二つの理論に対して説明を加えよう。まず拡張の方の定義であるが、これは個体的代表の概念を利用してこう述べられる。“拡張とは、一般名辞を、より狭い代表からより広い代表へと拡げることである”。これをもう少し敷衍するならば、拡張とは一般名辞が、少数のものの代表から多数のものの代表へと移行することであるといえる。例をあげよう。“ひとはアンチクリストになりうる (homo potest esse Antichristus)” がそうである。この“なりうる”は確かに現在形であり、したがってもちろん現在いるひとがアンチクリストになってもいいわけであるが、“いつかなりうる”という意味にとって、将来のひとがアンチクリストになってもいいわけである。だとすると“ひと”は現在のひとびとの代表から現在および未来のひとびとの代表へと拡大されたわけである。こうした事態は、“ひとが賞讃される”という文章において動詞は現在形であるから“ひと”は現在のひとを指しているのは当然であるが、さらに過去のひとを指してもいいのとおなじである。

こうしてヒスパースにおける拡張の理論における拡張の概念は、いわゆる拡張解釈における拡張といったものと全く別である。というのも、ヒスパースにおける一般名辞の拡張とは、いまの例でもわかるように、一般名辞がある種の現在形の動詞によって、現在存在するものだけでなく、未来に存在するもの、つまり現在存在しないものをも代表することをいうのだからである。

とはいえ拡張の意味がそうした意味にだけ限定されるのはなぜであろうか。この疑問に対してはこう答えるべきであろう。すなわち、ヒスパースは一般名辞が現在形の動詞とともに使用されるとき、その名辞の指示対象は現に存在するものでなければならないと考えていたからであると。こうした考えに立ってヒスパースは、現在形の動詞をとりながらしかも現存しないものを指すといったケースに特別の関心を払い、そうしたケースを公式に認知するために、拡張というジャンルを新しくつくりだしたとい

えるであろう。

このように現存しない対象、つまり存在しない対象への飛躍ということ是一般に中世の論理学者にとっては大へんなことだったのであり、このことは中世の論理学者がいかに現存するもの、存在するものに強く執着していたかを物語るのであって、実際、“すべてのキマイラはキマイラである”といった、現代論理学では当然真とみなされるような命題も、中世では、キマイラなる名辞の指示対象が存在しないという理由によって偽なる命題と考えられたのである。

13. 直指について

拡張の概念をみていくうちに、中世の論理学者には語の指示対象は、なにはさておきまず現存するものでなければならないという固定観念が潜んでいることがわかった。そしてこれは中世の論理学者だけでなく古代の論理学者も共有するところの考えであり、現代の論理学はそうした古い固定観念を“existential import (存在の含み)の黙約”と名づけているのである。つまり古代・中世論理学およびそれに忠実な伝統的論理学では、“すべてのAはBである”および“いかなるAもBではない”という命題においてAは空なる集合であってはならず、実なる集合つまり現実存在する集合でなければならないという大前提が暗々裡に要請されているのである。ところが現代論理学はそうした強迫観念からはとき放たれて、さきの全称肯定命題は“いかなる x に対しても、もし x がAであれば、その x はBである”といった仮言命題として把握されるのであり、そうなれば、まえに挙げた“すべてのキマイラはキマイラである”という命題は、“いかなる x をとっても、 x がもしキマイラであれば、その x はキマイラである”と解される。そしてそうした命題は仮言命題であるから、キマイラであるよう

な χ が現実にも一つも存在しないとしてもいっこうさしつかえないのであり、それゆえ“すべてのキマイラはキマイラである”は真なる命題として堂々と認められるのである。

ところでヒスパヌスもまた、名辭の指示対象は現存する事物であるべきだと考える点では人後に落ちない。ところでいまキマイラといったことが存在したとする。しかしこの語はもちろん現実の世界にはいかなる指示対象ももたない。とはいえキマイラという語は無意味綴りの語ではない。それゆえいちおうの意味はもっている。したがって“キマイラ”はキマイラを意味し (significare), さらにキマイラを代表する (supponere pro) といわざるをえない。とはいえそうだとすると“キマイラ”は“ひと”のように現実に存在する意味対象をもつ語とおなじ資格をもつことになってしまふ。しかしそんなことは、假言的解釈を採らない中世の論理学者には耐えられない。そこでそうした感情にもとづいて提出された概念が“直指”なのである。そしてこの概念を使用すると、“キマイラ”は確かにキマイラを意味し、キマイラを代表するが、しかしなにものをも“直指”しないといったことになる。これに対して“ひと”はひとを意味し、ひとを代表するだけでなく、さらにひとを直指することも可能なのである。

さてこの直指という概念はヒスパヌスではこう定義されている。“直指とは共通名辭を現存する事物 (res existens) を指すものと解することである”。この定義は代表の定義とよく似ている。ただ違うところは、代表が共通名辭をあるなんらかの事物を指すものと解することであるのに対して、直指は現存する事物を指すものと解するという点にある。それゆえ、さっき“ひと”はひとを代表しさらに直指するといったが、厳密には“ひと”は現存するひとびとだけでなしに現存しないひとびとをも代表するが、“ひと”が直示するのはただ現存するひとびとだけだというべきなのである。

ところでこの直示ということばの原語は appellatio である。これはひと

の名前を呼んでそのひとを召喚することである。つまり呼ばれた名前がその名前で呼びかけられた当人を招き寄せることである。そしてここで重要なのは呼びかけるという点である。というのも呼びかけは目の前にいるものに向かっておこなわれるのが常だからである。そしてこれが、名辭が現に存在する事物を指すという事態に対して appellatio という名称が与えられたことの理由なのである。

さてさきに述べたように、“ひと”においては代表の対象と直示の対象は異なる。つまり代表の対象は現存するひとびとおよび現存しないひとびとの両方であるが、直示の対象は現存するひとびとだけである。しかしながら代表の対象と直示の対象が同一となる場合もある。そしてそれが“ペトルス”や“ヨハネス”つまり日本流に言えば“太郎”や“次郎”の場合である。というのもそういった固有名詞によって呼びかけられ招き寄せられる当の人物は当然眼前にいる人物でなければならないからである。

このように固有名詞つまり個体名詞において代表の対象と直指の対象が一致するのは当然として、ヒスパーヌスの場合おもしろいことに、一般名辭たとえば“ひと”がひと一般つまりひとという種を代表するとき、つまり端的な代表をおこなうときも、代表の対象と直指の対象が一致すると主張される。すなわち“ひと”はひと一般を代表しかつそれを直示するのである。これはヒスパーヌスの實在論的 (realistic) 立場をもっとも明瞭に示すものであり、“キマイラ”という語はなにものをも直指しないのに反して、“ひと”は堂々とひと一般、ひとという種、一般者を直示するのである。こうして種や類といったいわゆる一般者は、キマイラなどといったいかがわしい存在とは全く違って、ペトルスやヨハネスといった現存の生きた人物に勝るとも劣らぬ程度の実在性をもつと確信されていたことがわかるのである。

14. 制限について

制限とは、まえに述べた拡張の反対である。そして制限の定義も、拡張の定義を逆にしたもので、“制限とは、一般名辞を、より広い代表からより狭い代表へと縮少すること”つまり、一般名辞が多数のものの代表から少数のものの代表へと移行することである。例を挙げよう。“白いひと”といわれるとき、この“ひと”という名辞はもはや黒いひとびとをも、白と黒の中間のひとびとをも代表せず、ただ白いひとびとだけを代表するようにと制限される。こうして“ひと”に“白い”が付加されて“白いひと”になることによって、その代表する対象の数は大幅に減少するのである。

制限と拡張はいちおうは定義からして互いに逆の操作であり、両者は対称的に見えはするが、その実例からみるかぎり、あまり対称的とはいえない。すなわち、拡張では、はじめ現存する対象だけを代表していた名辞が未来や過去に存在する同種の対象をも代表するといった種類の拡大だけが扱われるのに対して、制限では、そうした時間的な枠にとらわれることなく、代表のあらゆる種類の縮少があつかわれる。そしてそうした縮少は一つの語が他の語に影響されることによって生じるのであり、いまの例でいえば、“ひと”は“白い”によって影響されて、自らが始めにもっていた指示対象の範囲を縮小させられるのである。

このようにみえてくると縮少の理論は、拡大の理論ほどには、論理的でないし形而上学的な色彩が強くなく、むしろどの語がどの語にかかるかといった文法的側面の方が強いというふうに思える。とはいえ論理的に興味ある側面もないわけではない。例えば、“すべてのひとは白い”という命題において、主語である“ひと”が述語である“白い”を制限することに

よって“すべてひとは白いひとである”となることが許される。しかし逆に述語である“白い”が、主語である“ひと”を制限することによって“すべての白いひとは白い”となることは許されない。なぜなら“すべての白いひとは白い”は分析命題であり、それゆえ恒真命題であるが、“すべてのひとは白い”は恒真命題ではないからである。そうした事実を踏まえてヒスパーヌスは、“述語の位置にある名辞は主語の位置にある一般名辞をけって制限しない”という規則をつくりあげている。

さて“白いひと”というときは、“白い”が“ひと”を制限するといってもいいし、“ひと”が“白い(もの)”を制限するといってもいい、つまり制限の仕方は交互的であった。しかし“ひとは白い”という場合にはそうした交互性が消失し、一方向的になってしまうのである。このようにして一見文法的な意味しか持たないような名詞“ひと”と形容詞“白い”との間にも、なかなか興味ある構造をみつけだすことができる。とはいえ、代表の理論、なかでもその中に含まれる量化の理論に較べるなら、制限の理論はその形式的な構造の面白さにおいてひけをとるのはもちろんである。しかしそうした形式論理的な側面だけでなく、もっと日常言語に即したかたちで、そこから論理的な規則をとりだすというのが、ヒスパーヌスをはじめとする中世論理学者たちの持ち味であるということができるのであり、制限についての一巻もまたそうした性格をもつ理論であるということができであろう。

15. 周延について

ヒスパーヌスの『論理学綱要』の最後の巻は“周延について”である。この周延つまり *distributio* ということばは伝統論理学の三段論法の理論で現在でも愛用されている。すなわち、妥当な三段論法においては中名辞

は少なくとも1回は周延されなければならないのであり、この規則にそむくと“中名辞不周延の虚偽”を犯すといわれる。また端名辞が結論で周延されていれば、それは前提でも周延されていなければならないのであり、この規則にそむくと“大名辞不当周延の虚偽”もしくは“小名辞不当周延の虚偽”といわれる。つまりこの虚偽は前提で大名辞もしくは小名辞が周延されていないのにそれを結論で不当に周延することから生じる誤りを意味する。

とはいえヒスパヌスでは確かに周延の理論が展開されてはいるが、周延の概念はまだ三段論法の理論に適用されてはいない。そうした適用はヒスパヌスより後のひとびとによって試みられたものである。そして実際、ヒスパヌスにおいて、三段論法の妥当性の判別は、例のバルバラ、ツェラーレントの覚え歌で十分間にあっていたのである。しかしそれではヒスパヌスの周延の理論はいったいどんな意味をもつのであろうか。

ヒスパヌスにおいて周延の理論はその本質においては代表の理論と密接につながる。そして実際、周延の理論は、代表、拡張、直指、制限の理論などととも、いわゆる『論理学小論集』を構成するのである。

さてこの周延の理論は実はまえに挙げたラブレーの『ガルガンチュワ物語』のところででもでてきた。すなわち、“(羅沙は) 非限定的で周延的に代表します(*confuse et distributive*)”というのがそれである。そしてここでも代表ということばと周延とういことばがいっしょに使用されているのを見ることができる。しかしそれではヒスパヌスにおいて“周延”とはいったいなんのであろうか。“周延的(*distributive*)”という語はヒスパヌスではすでに第6巻“代表について”の9章にでてくる。すなわち“すべてのひとは動物である”といわれる場合、この“ひと”という名辞は全称記号によって非限定的である。あるいは、名辞の代表しうるもののどれにも周延される”。ここからことばのうえでは、“*supponit pro confuse* (非限定的に代表する)”, “*confunditur* (非限定的である)”, “*supponit pro*

distributive (周延的に代表する)”, “distribuitur pro quolibet suo supposito (名辭の代表しうるもののどれにも周延される)” がすべて同義だということになる。

さてこうした周延の概念はつぎのような仕方で使用される。すなわち“すべてのひとは動物である”という全称肯定命題において、“ひと”は“ひと”の代表しうるもののどれにも周延される。それゆえ、いまの全称命題から“ソクラテスは動物である”, “プラトンは動物である”, “このひとは動物である”, “あのひとは動物である”等々の命題が正しく推論される。しかしながら述語に関していえば, “すべてのひとは動物である。ゆえにすべてのひとはこの動物である”とは推論できないのである。つまり全称肯定命題においては, 主語は周延されるが述語は周延されないのである。

つぎに全称否定命題“いかなるひともろばではない”であるが、ヒスパヌスはこうした命題の周延を、第12巻“周延について”の第15章でこう述べている。“いかなる～も……でないという記号が一般名辭に付加されたとき、この記号はその名辭を周延的に代表させる”。それゆえ“いかなるひともろばではない”から“ソクラテスはろばではない”, “プラトンはろばではない”等々の命題が推論でき、また“いかなるひともブルネルスではない”, “いかなるひともファネルスではない”等々が推論できる。こうして全称否定命題においては、主語も述語ともに周延されるといえる。

ところで distributio ということばはもともと“分配する、配分する、分散させる、拡充する”という意味である。そしていまの“周延論”では、一般名辭が全称記号によって、その名辭の代表しうる対象のすべてに“分配され拡充される”といったふうに使われるのである。distributio という語は論理学では第1には、類をいくつかの種に分割することつまり divisio (区分)の意味に使われるが、第2には、種を多くの個に分割するという意味にも使われる。そして周延の理論における周延はまさに後者の方の意

味なのである。

このようにして周延とは本来、一般名辭が全称記号を冠せられることによって、その名辭が代表するいかなる個体をも代表することであり、したがって個体的代表の一種つまり非限定的代表にほかならない。それゆえ周延の理論は代表の理論の一種であるといえる。ところで個体的代表の理論はまえにも述べたように、現代論理学の量化の理論の萌芽形態であるといえる。しかし他方そうした個体的代表の理論はまた周延の理論という形で、近世論理学の三段論法における周延論の萌芽でもあったのである。とはいえヒスパーヌスにおいて周延の理論はもともとそうした間接推理あるいは直接推理の妥当性の判定に資するためにつくりだされたものではなかった。ヒスパーヌスの周延の理論は、“すべての”とか“いかなる～も……でない”といった全称記号の論理的意味を分析するためのものだったのである。すなわちヒスパーヌスは“すべてのひとは動物である。ゆえにソクラテスは動物である”という推論は妥当であるが、“すべての使徒は12人である。ゆえにペテロは12人である”という推論は妥当でないことに注目した。そして彼は、前者における“すべて”は配分的、分割的つまり周延的(distributive)であるのに対して、後者の“すべて”は集計的、集团的(collective)であるとして区別しなければならないと主張した。そしてさらに彼は、“すべてのひとは動物である”という命題を分析して、全称肯定命題、つまり“すべての”という語をもつ命題における“すべての”という語は主語を周延的に代表させるが、述語を周延的に代表させはしないこと、つまり“すべてのひとは動物である、ゆえにすべてのひとはこの動物である”という推論は成立しないことを力説した。このようにヒスパーヌスは、周延の理論において確かに推論というものを利用しはしたが、それは“すべての”という論理語、中世のことばを使えば“すべての”という共義語(syncategorema)を解明(expositio)するために利用したのである。したがってそのような周延の理論を間接推理つまり三段論法

の妥当性のテストにまで利用するといったことはヒスパヌスのあづかり知らぬことだったといわねばならない。

こうして“すべての”といった日常言語的な論理用語を分析するところのヒスパヌスの“周延の理論”の中においてもまた、中世論理学の特徴である解釈学的傾向、いいかえれば言語分析的傾向をはっきり読みとることができるのである。

16. 『論理学綱要』に対する後世の付加的諸巻について

『論理学綱要』はその最初の形では本書で訳出された12巻に限られるが、後世になってそうした『論理学綱要』にいくつかの巻が付録的に追加されるようになる。そしてそれら諸巻はいずれも論理学的にみて興味あるものなので、それら諸巻の概要を順に述べることにしよう。

(一) 注解を必要とする語 (exponibilia) についての巻。この巻については“中世論理学の性格”の章で述べた。そしてその例はまえにあげた“だけ”、“以外の”、“より”、“もっとも”、“と異なる”以外になお、“～である限りにおける”、“～しはじめる”、“～し終える”、“無限の”、“全部の”が論ぜられる。そして例えば“ソクラテスは白くなりはじめる”という命題は、“ソクラテスはいまは白くない。しかしすぐ後には白くなるだろう”という命題によって注解 (exponere) される。

(二) 共義語 (syncategoremata) についての巻。(一)で論じられた“注解を必要とする命題”とは自らの中に含まれている共義語のゆえに、意味がはっきりせず、したがって注解を必要とする命題であった。それゆえ共義語の巻と注解を必要とする語の巻は内容的にオーバーラップする。しかし共義語の巻の方がその内容においてはるかに豊かである。そこでその例をあげればつぎのとおりである。“～でない”、“だけ”、“以外の”、“もし”、

“～し始める”，“～し終える”，“必然的に”，“偶然的に”，“もしくは”，“そして”，“～でなければ”，“～である限りにおける”，“どれだけ”，“～よりもっと”，“～であるものはなんでも”等である。この中には近代論理学で使用される“～でない”，“もし”，“もしくは”，“そして”が含まれている。

(三) 討論者に対する拘束 (obligatio) の巻。討論する者は自分が一つの命題をいったん承認したからには、その命題がその後敵対者の攻撃にさらされその存立が危くなってきたからといって討論の途中でそれを気軽に放棄すべきでないのは当然であろう。たとえば“すべてのひとはローマにいる”という命題をいったん承認したからには、相手方によって、“君はローマにいない”といわれた段階ではたとえ気がついて前言をひるがえすことなく、“ゆえに君はひとでない”と相手方にいわれるまで耐えて、そのうえでいさぎよく兜を脱ぐべきなのである。こうして自分がいったん認めた命題は討論の黒白がつくまでは、きびしい拘束を受けるのであり、“拘束”の理論は討論中におけるそうしたルールを扱ったものである。

(四) 解決困難な命題 (insolubilia) についての巻。そこであげられている例を一つ紹介しよう。ソクラテスが“ソクラテスはうそをいっている”という命題だけを肯定したとしよう。ところでこの命題はソクラテスの語ったある命題が偽であることを意味する。しかし彼はいまの命題だけしか語っていない。それゆえソクラテスのいった命題はそれ自身に舞いもどってこざるをえない。そしてその命題は偽となる。しかしそれは彼が初めにその命題を肯定したと矛盾する。

これはいわゆる“嘘つきのパラドックス”のジャンルに属するものである。このジャンルもまた確かに一種の“詭弁的命題 (sophismata)”に違いないが、中世では多くの詭弁のうちでこのジャンルを特に“解決困難な命題”と呼んで重視し、単独に論じることが多かった。

(五) 推論 (consequentia) についての巻。推論 (consequentia) とは前件と

後件 (consequens) を含む文である。この巻で扱われた推論に関する諸定理のうち、特に重要でポピュラーなものは以下のようなものである。 $(p \ \& \ q) \rightarrow p$, $((p \vee q) \ \& \sim p) \rightarrow q$, $((p \rightarrow q) \ \& \ p) \rightarrow q$, $((p \rightarrow q) \ \& \sim q) \rightarrow \sim p$

(六) 下降的推論 (descensus) についての巻。例えば “すべての人間は動物である。ゆえにソクラテスは動物である。そしてプラトンも動物である” のように, “人間” という上位の名辞から “ソクラテス” や “プラトン” のように下位の名辞へと推論することを下降的推論という。ただしこうした推論はつぎの場合は成立しない。 “すべての人間は動物である。ゆえにすべての人間はこの動物である。そしてすべての人間はあの動物である”。

以上述べた六つの巻のうち、第2番目の “共義語について” だけがヒスパニアスの真作であり、他は後世の他の人の手になったものである。

『論理学綱要』の翻訳

『論理学綱要』概要

第1巻 さまざまの予備概念について

論理学について.....	124
音響について.....	124
音声について.....	125
名詞について.....	125
動詞について.....	126
文について.....	127
命題について.....	127
定言的命題と命題の三通りの分類について.....	128
定言命題の三種類の内容について.....	131
定言命題の間の導出関係について.....	131
三種類の换位について.....	132
連結的命題とその区分について.....	133
連結命題の真偽について.....	134
定言命題間の等値について.....	135
様態について.....	136
様相命題について.....	137
様相命題間の等値について.....	138
様相命題の対当表について.....	140

第2巻 客位語について

客位語について.....	142
類について.....	142
種について.....	144

種差について.....	146
特有性について.....	147
偶有性について.....	149
客位語間の共通点と相異点について.....	150
述語づけについて.....	151
派生語について.....	152

第3巻 カテゴリーについて

前提とされるべき若干のことがらについて.....	153
実体について.....	156
実体に共通な特性.....	158
量について.....	160
量のもつ共通の性質について.....	161
関係について.....	161
関係のもつ共通の性質について.....	162
質について.....	163
質に特有の諸性質について.....	165
能動について.....	165
受動について.....	166
4種類の対立について.....	166
より先なるものについて.....	167
同時について.....	168
動について.....	168
持つについて.....	169

第4巻 三段論法について

命題について.....	170
三段論法について.....	170

式と格について.....	171
一般的な規則について.....	172
第1格について.....	172
第1格の式について.....	173
第2格について.....	175
第2格の式について.....	175
矛盾へもたらすことについて.....	176
第3格について.....	177
第3格の式について.....	177
若干の規則について.....	179
無駄な組み合わせについて.....	181

第5巻 拠点について

ラティオという語の多義性について.....	183
論拠および証明について.....	183
証明の種類について.....	184
拠点一般について.....	186
本質的な拠点について.....	187
実体からの拠点について.....	188
定義項からの拠点について.....	188
被定義項からの拠点について.....	189
記述からの拠点について.....	190
語の解釈からの拠点について.....	191
実体に併存するものからの拠点について.....	192
全体からの拠点について.....	192
普遍的全体つまり類からの拠点について.....	192
種あるいは従属的部分からの拠点について.....	193
統合的全体からの拠点について.....	193

量的な全体からの拠点について	194
様態的な全体からの拠点について	195
場所的全体からの拠点について	195
時間的全体からの拠点について	196
原因からの拠点について	196
生成からの拠点について	199
消滅からの拠点について	200
効用からの拠点について	200
随伴するものからの拠点について	200
付随的な拠点について	201
対立物からの拠点について	201
関係的対立からの拠点について	202
反対的对立からの拠点について	202
欠如的対立からの拠点について	203
矛盾的対立からの拠点について	203
より大なるものからの拠点とより小なるものからの拠点について	204
似たものからの拠点について	204
類比からの拠点について	205
比喩からの拠点について	206
權威からの拠点について	207
中間的拠点について	207
同根語からの拠点について	208
文法的变化をおこなう語からの拠点	208
区分からの拠点について	208

第6巻 代表について

意味作用について	210
代表と連結について	211

代表の区分について.....	211
若干の疑問.....	215
解 決.....	218

第7巻 誤謬について

前置き.....	221
討論の定義について.....	221
討論の区分について.....	222
詭弁的討論とその目標について.....	226
13個の語謬推理について.....	228
言語上の誤謬について.....	229
二義性について.....	230
誤謬の定義について.....	230
二義性の定義について.....	231
二義性の区分について.....	233
第1の種類について.....	233
第2の種類について.....	234
第3の種類について.....	238
三つの種類について.....	239
文意不明確について.....	241
文意不明確の定義について.....	241
第1の種類について.....	242
第2の種類について.....	242
第3の種類について.....	243
二義性と文意不明確とに共通な様態について.....	245
若干の疑問.....	248
結合と分離について.....	254
潜勢的多義性について.....	254

若干の異論	255
結合について	258
この誤謬の原因について	261
この誤謬の様態について	264
第1の様態について	264
第2の様態について	267
分離について	268
第1の様態について	269
第2の様態について	270
抑揚について	272
抑揚の定義について	272
抑揚の原因と様態について	273
第1の様態について	273
第2の様態について	274
若干の疑問	275
語の表現形式について	278
語における意味作用の様態について	278
形について	281
語の形つまり表現形式について	281
表現形式の誤謬の原因と様態について	284
第1の様態について	285
第2の様態について	290
第3の様態について	292
言語外の誤謬について	298
偶有性の誤謬について	298
偶有性の誤謬の原因と様態について	301
第1の様態について	304
第2の様態について	307

第3の様態について.....	309
条件つきと端的にもとづく誤謬について.....	315
それら二つの用語の定義について.....	315
この誤謬の原因と様態について.....	316
第1の様態について.....	316
第2の様態について.....	317
第3の様態について.....	317
第4の様態について.....	318
第5の様態について.....	318
論駁の無知による誤謬について.....	321
論駁について.....	321
無知について.....	323
論駁の無知について.....	324
この誤謬の原因と様態について.....	324
第1の様態について.....	324
第2の様態について.....	325
第3の様態について.....	325
第4の様態について.....	325
証明さるべき命題の要求について.....	327
その定義について.....	327
この誤謬の原因と様態について.....	328
第1の様態について.....	329
第2の様態について.....	329
第3の様態について.....	329
第4の様態について.....	330
第5の様態について.....	330
推断上の誤謬について.....	331
推断について.....	331

この誤謬の原因と様態について……………	333
第1の様態について……………	333
第2の様態について……………	334
第3の様態について……………	335
原因でないものを原因とする誤謬について……………	337
2種類の三段論法について……………	337
原因でないものを原因とする誤謬について……………	338
この誤謬の原因について……………	339
多くの問いを一問とみなす誤謬について……………	341
陳述・命題・疑問文・結論について……………	341
この誤謬の原因と様態について……………	344
第1の様態について……………	345
第2の様態について……………	345
すべての誤謬の還元について……………	346
論駁の無知の二つの意味について……………	346
一般的な還元について……………	348
個別的な還元について……………	349

第8巻 関係詞について

2種類の関係詞について……………	354
実体の関係詞について……………	354
同一性の関係詞について……………	355
若干の質問……………	355
若干の疑問……………	357
差異性の関係詞について……………	359
差異性の関係詞に関するある規則について……………	360
同一性の関係詞について古人たちが与えた或る規則について……………	360
若干の反論……………	361

同一性の関係詞に関する或る規則について……………	362
偶有性の関係詞について……………	363
偶有性の関係詞についての区分について……………	363
偶有性の同一性の関係詞について……………	364
“そのような”, “それだけの”, “その数だけの”, “しかじかの数 だけの”, “それだけしばしば” といった語について……………	364

第9巻 拡張について

個体的代表について……………	366
制限と拡張について……………	366
拡張の区分について……………	367
詭弁的主張……………	367
二つの規則について……………	368

第10巻 直指について

直指の定義について……………	370
直指の区分について……………	370
一般名辭の直示について……………	370

第11巻 制限について

制限の定義について……………	372
制限の区分について……………	372
形容詞によっておこなわれる制限について……………	372
形容詞によっておこなわれる制限に関する規則について……………	373
制限された名辭についての一つの規則について……………	374
制限についてのもう一つの規則について……………	374
従属節によって作りだされる制限についての二つの規則に ついて……………	375

動詞によってなされる制限に関する若干の規則について……………	376
詭弁的命題……………	378
質 問……………	380
慣用によって生じる制限について……………	383
動詞の他動的性質から生じる制限について……………	383

第12巻 周延について

周延の定義について……………	385
全称記号について……………	385
実体の周延を表わす記号について……………	386
“すべての” という記号について……………	386
“すべての” はなにを意味するか……………	386
“すべての” は三つの指示対象を要求するか……………	389
上述のことがらについてのある規則について……………	392
いまの規則の破棄について……………	393
第1の詭弁的命題……………	394
第2の詭弁的命題……………	395
ある規則について……………	396
第3の詭弁的命題……………	396
“いかなる～も……でない” という記号について……………	397
この記号はなにを意味するか……………	397
ある規則について……………	398
第4の詭弁的命題……………	398
“いかなるものも～でない” という記号について……………	399
この記号はなにを意味するか……………	399
第5の詭弁的命題……………	399
第6の詭弁的命題……………	401
2個の対象を周延する記号について……………	402

第7の詭弁的命題	402
第8の詭弁的命題	404
否定は周延の力をもつてあろうか	405
傾向の周延について	406
便宜主義的な周延について	407
“全部の”という記号について	407
第9の詭弁的命題	408
偶有性を周延する記号について	410
質を周延する記号について	410
第10の詭弁的命題	410
量を周延する記号について	412
第11の詭弁的命題	412
“2度”という語について	413
“無限”という語について	413
第12の詭弁的命題	415

第一巻 さまざまの予備概念について

論理学について

1. 論理学とはどの教科にも通用する基本原理に達する手段を提供する学である。それゆえにまた、論理学はそれらの教科の習得に先だつものでなければならない。

ところで dialectica (論理学) ということばは、dia つまり“(2)”と、logos つまり“ことば”あるいは lexis つまり“話し”からなる。したがって論理学は文字通りには、二人の人間のかわすことばあるいは話し、つまり論争における攻め手と防ぎ手のかわすことばあるいは話しという意味である。ところで論争はことばの使用なしには存在しえないし、ことばは音声の使用なしには存在しえない。しかるにすべての音声は音響である。それゆえ、まず音響から検討しなければならない。

音響について

2. 音響とは、聴覚に固有な感覚対象のことである。いま“固有な”と言われたのは、人の声が聞きとられるという場合でも、鐘が聞きとられるという場合でも、それらはいずれももっぱら音響を通じてだけおこなわれるからである。⁽³⁾音響のうちのあるものは音声であり、他のものは音声でないものである。

音声とは動物の口から発せられ、しかも自然の生んだ道具によってつくりだされた音響である。自然の生んだ道具とは、声をつくりだす道具つまり唇、歯、舌、口蓋、咽喉、肺のことである。⁽⁴⁾

“音声でない音響”とは、生命をもたない物体がたがいに衝突しあうことから生じる音響のことであり、木と木とのぶつかりあう音とか、靴音とかがそうである。

音声について

3. 音声のうちのあるものは、意味作用をもつものであり、他のものは意味作用をもたないものである。意味作用をもつ音声とは、聴覚になんらかの表象をもたらし⁽⁵⁾ところの音声である。たとえば“ひと”という音声⁽⁵⁾がそうであり、病人のうめき声⁽⁵⁾がそうである。意味作用をもたない音声とは、聴覚になんの表象をもたらし⁽⁶⁾ない音声である。たとえば“ブバ”⁽⁶⁾がそうである。意味作用をもつ音声のうちのあるものは、とりきめによって意味作用をおこない、他のものは自然的な意味作用をおこなう。

自然的に意味作用をおこなう音声とは、病人のうめく声とか犬の吠える⁽⁷⁾声とかのように、どの人間にも同一の表象をもたらし⁽⁷⁾ところの音声である。

とりきめによって意味作用をおこなう音声とは、“ひと”のように、とりきめをおこなう者の意志にもとづいてなにかの表象をもたらし⁽⁷⁾音声である。とりきめによって意味作用をおこなう音声のうちのあるものは、名詞や動詞のように、単純つまり非複合的である。そして他のものは句や文のように、結合的つまり複合的である。

名詞について

4. 名詞とは、とりきめによって意味作用をもつ音声であり、しかも時制を含まず、それ以上分割されればもはやなんの意味ももちえず、限定的であり、直格であるようなものである。名詞のこうした定義において、“音声”は類である。“意作用をもつ”によって、意味をもたない音声から区別される。“とりきめによって”によって、自然的に意味作用をもつ音声から区別される。“時制を含まず”によって、時制をもちつつ意味作

用をおこなう動詞から区別される。“それ以上分割されればもはやなんの意味ももちえず”によって、諸部分がそれぞれ意味をもつところの句や文から区別される。“限定的”によって、“非・ひと (non-homo ひとでないもの)”のような非限定的名詞から区別される。“非・ひと”は論理学者たちにいわせれば、ほんとうの名詞ではなくて、非限定的名詞なのである。“直格である”によって、“カトーの (Catonis)”や“カトーに (Catoni)”といった斜格名詞から区別される。“カトーの”や“カトーに”は論理学者によれば、ほんとうの名詞ではなくて名詞の格、つまり斜格名詞なのである。そしてそれゆえ主格つまり直格だけがほんとうの名詞であるといわれる。

動詞について

5. 動詞とは、とりきめによって意味をもつ音声であり、しかも時制を含み、それ以上分割されればもはやなんの意味ももちえず、限定的であり、屈折していないようなものである。こうした動詞の定義において、“時制を含む”によって、時制を含まずに意味作用をもつ名詞から区別される。

“限定的”によって、“非・走る (non currit)”といった非限定動詞から区別される。“非・走る”は論理学者によればほんとうの動詞ではなく、非限定動詞である。“屈折していない”によって、“走っていた (currebat)”とか“走りおえた (cucurrit)”とか“走るだろう (curret)”のような、屈折した動詞から区別される。“走っていた(未完了過去形)”，“走りおえた(完了形)”，“走るだろう(未来形)”は論理学者によれば、ほんとうの動詞ではなくて、屈折した動詞である。実際、直接法現在の動詞だけが動詞といわれ、直接法以外の動詞はもちろんのこと、直接法の動詞でも現在形以外のものは屈折した動詞といわれる。“とりきめによって意味をもつ”や“それ以上分割されればもはやなんの意味ももちえず”といったことばは名詞の場合とおなじ理由によって使用されている。

(8)
論理学者は二つの品詞つまり名詞と動詞だけを考察していること、また

それ以外の品詞を共義語と呼んでいるということをひとは知っておかねばならない。

文 について

6. 文とはとりきめによって意味をもった音声であり、しかもその諸部分がそれぞれ意味作用をもつようなものである。この定義において、“その諸部分がそれぞれ意味作用をもつ”という語が置かれたのは、“それ以上分割されればもはやなんの意味ももちえない”語である名詞や動詞から区別するためである。定義の残りの部分は、名詞や動詞の定義のときと同じ理由によって使用されている。

文のうちのあるものは完全であり、他のものは不完全である。完全な文とは、聞き手の心に完全な意味を生みだすようなものであり、たとえば“ひとは白い”がそうである。不完全な文とは、聞き手の心に不完全な意味しか生みださないようなものであり、たとえば“白いひと”がそうである。

完全な文のうちのあるものは“ひとは走る”のような直接法であり、あるものは“火をおこせ”のように命令法であり、あるものは“私はよい聖職者でありますように (essem)”⁽¹⁰⁾のように希求法であり、あるものは“もしあなたが私のところへやってくれば (veneris), 私はあなたに馬をやろう”のように接続法である。ところでこれら四種の文のうちでは、直接法だけが命題である。

命題 について

7. 命題は、真あるいは偽を表示する文である。たとえば“ひとが走る”がそうである。命題のうちのあるものは定言的であり、他のものは連結的⁽¹¹⁾である。定言的命題とは自らの主要部分として主語と述語をもつような命題である。たとえば“ひとは走る”がそうである。この命題において

名詞“ひと”は主語であり、動詞“走る”は述語である。そしてそれら両者を結びつけるものは繫辞といわれる。このことは、“ひとが走る”を、“ひとは走るものである”というふうに分解すれば明らかである。この場合、名詞“ひと”は主語であり、“走るもの”は述語であり、“である”という動詞は両者を結びつけるものである。定言的 (categorica) ということはギリシア語の *kategorizo* からきたものである。このギリシア語は *predico* というラテン語に相当し、述語づけるという意味である。或るものが他のなにものかについて語られるとき、その或るものが述語であり、他のなにものかの主語である。

定言的命題と命題の三通りの分類について

8. 定言的命題のうちのあるものは、全称的であり、あるものは特称的であり、あるものは非限定的であり、あるものは単称的である。

全称命題とは、全称記号を冠した共通名辞が主語になるような命題であり、“すべてのひとは走る”がそうである。また、全称命題とは、あるものがすべてのものに内属すること、あるいはいかなるものにも内属しないということを意味する命題であるともいえる。

共通名辞とは、多くのものについて述語づけられることを本性とするような名辞であり、“ひと”がソクラテス、プラトン等の個々の人間について述語づけられる場合がそうである。

全称記号とは、“すべての”、“いかなるものも〜でない”、“どれも〜でない”、“なんであれそのものは”、“二つのうちのどちらも”、“二つのうちのどちらも〜でない”などである。

特称命題とは、特称記号を冠した共通名辞が主語になるような命題であり、“あるひとが走る”がそうである。特称記号は、“若干の”、“なにかある”、“その他の”、“それ以外の”などである。

非限定命題とは、全称、特称いずれの記号をも冠しない共通名辞が主語

となる命題であり，“ひとは走る”がそれである。

単称命題とは、単称名辞が主語になるような命題，あるいは指示代名詞を冠する共通名辞が主語となるような命題であり，“ソクラテスが走る”あるいは“このひとが走る”がそうである。単称名辞とは、ただ一つのものについてしか述語づけられないということを本性とする名辞のことである。

9. さらに、定言命題のうちのあるものは肯定的であり、他のものは否定的である。肯定的定言命題とは、主語について述語が肯定されているような命題であり，“ひとが走る”がそれである。否定的命題とは、主語から述語が切り離されている命題であり，“ひとは走らない”がそれである。

10. 命題が上述のとおり三通りの仕方に分けられたのであるから、命題に関する問い方も，“なんであるか”，“どんな性質であるか”，“どれだけの量である”の三通りとなるであろう。“なんであるか”は命題の実体についての問いであり，“なんであるか”という問いに対しては“肯定的”あるいは“連結的”と答えねばならない。また“どんな性質であるか”という問いに対しては“肯定的”あるいは“否定的”と答えねばならない。というのもいまの場合、命題の質が問われているからである。“どれだけの量であるか”という問いに対しては“全称的”，“特称的”，“非限定的”，“単称的”と答えるべきである。なぜならいまの場合、命題の量が問われているからである。こうしてつぎのような覚え歌を作ることができる。

実体は定言か連結，

質か肯か否，

量は全か特か非限定か単。

11. さらに、定言命題のうちのある一対は、二つの名辞を共有する。たとえば，“ひとは動物である”と“動物はひとである”がそうである。ある一対は一つの名辞だけを共有する。“ひとは走る”と“ひとは議論する”，あるいは“ひとは走る”と“馬は走る”がそうである。ある一対はいかな

る名辞をも共有しない。“ひとは走る”と“馬は動く”がそうである。さらに、二つの名辞を共有するもののうちのあるものは、同じ順序で共有する。“ひとは走る”と“ひとは走らない”がそうである。そして他のものは逆の順序で共有する。“ひとは動物である”と“動物はひとである”がそうである。

12. 同じ順序で二つの名辞を共有する命題のうちのあるものは、反対対当であり、あるものは小反対対当であり、あるものは矛盾対当であり、あるものは大小対当である。

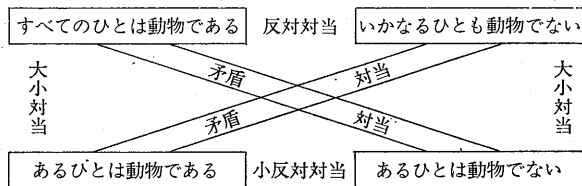
主語と述語を共有する全称肯定命題と全称否定命題は反対対当であり、“すべてのひとは走る”と“いかなるひとも走らない”がそれである。

主語と述語を共有する特称肯定命題と特称否定命題は小反対対当であり、“あるひとは走る”と“あるひとは走らない”がそれである。

主語と述語を共有する全称肯定命題と特称否定命題、全称否定命題と特称肯定命題は矛盾対当であり、“すべてのひとは走る”と“あるひとは走らない”、“いかなるひとも走らない”と“あるひとは走る”がそうである。

主語と述語を共有する全称肯定命題と特称肯定命題、全称否定命題と特称否定命題は大小対当であり、“すべてのひとは走る”と“あるひとは走る”、“いかなるひとも走らない”と“あるひとは走らない”がそうである。

以上のことはつぎの図によって明らかである。



定言命題の三種類の内容について

(13)

13. 命題の内容に三種類ある。一つは本性的であり、一つは偶有的であり、一つは疎遠的である。

本性的内容とは、述語が主語の本質あるいは特有性からなっているような場合であり、“ひとは動物である”あるいは“ひとは笑うことのできるものである”がそうである。

偶有的な内容とは、述語が主語に付加されることも可能だし付加されないことも可能だという場合であり、“ひとは白い”、“ひとは白くない”がそうである。

疎遠的内容とは、述語が主語に適合しえないときであり、“ひとはろばである”がそうである。

定言命題の間の導出関係について

14. 反対対当の法則はつぎのとおりである。一方の命題が真であれば他方は偽であるが、逆に一方が偽だからといって必ずしも他方が真だとはいえない。なぜなら偶有的内容においては二つの命題がともに偽となりうるからである。たとえば“すべてのひとは白い”と“いかなるひとも白くない”がそうである。本性的内容においてはつねに、一方が真であれば残りは偽であり、一方が偽であれば他方は真である。たとえば“すべてのひとは動物である”と“いかなるひとも動物でない”がそうである。また疎遠的内容においても、つねに、一方が真であれば残りは偽であり、その逆も成立する。たとえば“すべてのひとはろばである”と“いかなるひともろばでない”といった場合がそうである。またたとえ偶有的内容の場合であっても、その偶有性が分離不可能なものである場合は、一方が真であれば他方が偽であり、その逆も成立する。たとえば“すべての鳥は黒い”と“いかなる鳥も黒くない”がそうである。しかし偶有性が分離可能なもの

である場合は、二つの命題は同時に偽でありうる。こうして、偶有的な内容においても、二つの命題が同時に偽となるとは必ずしもいえないのである。

小反対対当の法則はつぎのとおり。一方が偽であれば残りは真であるが、一方が真であっても他方が偽であるとは限らない。というのも偶有的内容の場合には二つの命題が同時に真でありうるからである。したがって小反対対当の法則は反対対当の法則とは逆の関係にある。

矛盾対当の法則はつぎのとおり。一方が真であれば残りは偽であり、一方が偽であれば他方は真である。というのもいかなる内容の場合でも、二つの命題が同時に真でありえないし、また同時に偽でありえないからである。

大小対当の法則はつぎのとおり。全称命題が真であれば特称命題も真であるが、逆に特称命題が真であるからといって全称命題が真であるとは限らない。というのも特称命題が真であって、全称命題が偽であるということもありうるからである。さらに特称命題が偽であれば全称命題も偽であるが、逆に全称命題が偽であるからといって特称命題が偽であるとはかぎらない。

三種類の换位について

15. 二つの名辞を逆の順序で共有する命題間の换位には三種類ある。それらは単純なもの、偶有性によるもの、換質换位によるものである。

質も量もそのままであり、主語と述語が交換されるのが単純换位である。全称否定と特称肯定はそうした仕方换位される。たとえば“いかなるひとも石ではない”と“いかなる石もひとではない”，“あるひとは動物である”と“ある動物はひとである”がそうである。

偶有性による换位とは、⁽¹⁴⁾質はそのまま、量だけが変わるといった仕方であり、主語と述語が交換されるものである。そして全称肯定は特称肯定へ、

そのような仕方で換位される。たとえば“すべてのひとは動物である”と“ある動物はひとである”がそうである。また全称否定は特称否定へ、そのような仕方で換位される。たとえば，“いかなるひとも石でない”と“ある石はひとではない”がそれである。

換質換位による換位とは、量質ともにおなじで、限定的名辞が非限定的名辞へとかわるような仕方でおこなわれる換位である。そのような仕方で二つの全称肯定どうし、あるいは二つの特称否定どうしの間で換位がおこなわれる。たとえば，“すべてのひとは動物である”と“すべての非・動物は非・ひとである”，“あるひとは石でない”と“ある非・石は非・ひとではない”⁽¹⁵⁾がそうである。

換位がおこなわれる以前の命題において、主語に冠せられるべき記号は、述語のどの部分よりも前におくことによって、主語の部分に含ませるべきだ⁽¹⁶⁾ということを知得ていなければならない。

連結的命題とその区分について

16. つぎに連結的命題について述べよう。連結的命題とは、主要部分として二つの定言的命題をもつような命題である。たとえば“ひとが走ればひとは動く”がそうである。hypothetica (連結的) はギリシア語の hypo と thesis からなる。そして hypo はラテン語の sub (～の土台として、～に先だって) に当り、thesis はラテン語の positio (置くこと) に当る。したがって hypothetica はラテン語では suppositiva となるが、これは一つの定言命題が他の定言命題に先だって置かれる (supponitur) という意味⁽¹⁷⁾である。

連結命題のうちのあるものは条件命題であり、あるものは連言命題であり、あるものは選言命題である。⁽¹⁸⁾

条件命題とは、二つの定言命題が“もし～ならば”という接続詞によって結合されているような命題であって，“もしひとが走るならば、ひとは

動く”がそれである。そして“もし”と“ならば”ではさまれている定言命題は“前件”と呼ばれ、もう一方の定言命題は“後件”といわれる。

連言命題とは、二つの定言命題が“そして”という接続詞によって結合されている命題であり、“ソクラテスが走りそしてプラトンが議論する”がそうである。

選言命題とは、二つの定言命題が、接続詞“あるいは”によって結合されている命題であり、“ソクラテスが走るかあるいはプラトンが議論する”がそれである。

連結命題の真偽について

17. 条件命題が真であるためには、後件が真であることなしに前件が真であることは不可能であるということが必要とされる。たとえば“もしあるものがひとであれば、そのものは動物である”がそれである。したがって、すべての真なる条件命題は必然的であり、すべての偽なる条件命題は不可能である。条件命題が偽であるためには、後件が真であることなしに前件が真であることが可能であれば十分である。たとえば“あるものがソクラテスであれば、そのものは白い”⁽¹⁹⁾がそうである。

連言命題が真であるためには、二つの部分がともに真であることが必要とされる。そして“人間が動物でありそして神が存在する”がその例である。連言命題が偽であるためには、どちらか一方が偽であれば充分である。たとえば“ひとは動物でありそして馬は石である”がそうである。

選言命題が真であるためには、一方の部分が真であれば十分である。たとえば、“ひとが動物であるかあるいは馬はろばである”がそうである。そして選言命題の両方の部分が真であってもかまわないが、しかしこれは本来の姿だとはいえない。たとえば、“ひとは動物であるかあるいは馬はいなくものである”⁽²⁰⁾がそうである。選言命題が偽であるためには、両方の部分が偽でなければならない。そして“ひとはろばであるかあるいは馬

は石である” がそうである。

定言命題間の等値について

18. 定言命題間の等値についてはつぎのような諸規則が与えられる。

全称記号あるいは特称記号に否定詞が前置されると、その命題はもとの命題の矛盾対当と等値である。

したがってつぎの一对の命題は等値である。“Not every man runs” (すべてのひとが走るわけではない), “Someone does not run” (あるひとは走らない)。またその他のそうした種類の対命題についても同様である。第二の命題はつぎのとおりである。

全称記号に否定詞が後置されるとき、その命題はもとの命題の反対対当と等値である。

たとえば, “Every man does not run” (すべてのひとが走らない) と “No man runs” (いかなるひとも走らない) はたがいに等値である。また “No man does not run” (いかなるひとも走らざるはなし) と “Every man runs” (いかなるひとも走る) もたがいに等値である。その他の種類の肯定的および否定的な全称記号についても同様である。⁽²¹⁾

第3の規則につぎのとおりである。

全称あるいは特称記号に否定詞が前置され、かつ後置されるとき、その命題はもとの命題の大小対当と等置である。

たとえば “Not every man does not run” (すべてのひとが走らないというわけではない) と “Some man runs” (あるひとは走る) がそうである。また “Not some man does not run” (あるひとが走らないというわけではない) と “Every man runs” (すべてのひとは走る) もおなじである。そしてその他の種類の全称および特称記号についても同様である。⁽²²⁾

以上の規則からつぎのようなもう一つの規則が導きだされる。

二つの全称否定記号が同一の命題の中で使用され、そのうちのー

つは主語に、もう一つは述語に冠せられているとき、第一の記号はその反対対当と等置であり、第二の記号はその矛盾対当と等置である。

したがって “Nothing is nothing” (いかなるものもいかなるものでないということはない) は, “Everything is Something” (いかなるものもあるものである)⁽²³⁾ と等値である。というのも第二の規則により, “No” が “every not” と等値であるように, “Nothing” もまた “everything not” と等値であるから, “nothing” は “everything not” と等値である。ところが第1の規則により, “not no” は “some” と等値であるように, “not nothing” もまた “something” と等値である。したがって “Nothing is nothing” は “Everything is something” と等値である。定言命題間の等値については以上で充分である。

様態について

19. 様態とは事物に付加された規定のことである。そしてこの規定は修飾語によっておこなわれる。さて修飾語には二種類ある。一つは名詞を修飾するものであり, “白い”, “黒い” などがそうである。もう一つは動詞を修飾するものであり, 副詞がそうである。プリスキアヌスも, 副詞とは動詞を修飾するものであるといっている。⁽²⁴⁾ こうして様態には二種類あり, その一つは名詞を修飾するものであって, 形容詞的といわれ, もう一つは副詞によって修飾するものであって, 副詞的といわれる。そして “白いひとが速く走る” において, “白い” は前者の例であり, “速く” は後者の例である。

つぎに, 副詞のうちのあるものは, 動詞をその結合作用の点で規定する。そして, “必然的に”, “偶然的に”, “可能的に”, “不可能的に”, “真という仕方”, “偽という仕方” の6個がその例である。また副詞のうちのあるものは, 動詞を事態の点で規定する。“強く動かす” とか “速く走る”

がその例である。またあるものは動詞を時間の点で規定する。時間に関する副詞がそうである。またあるものは、法という点で規定する。そして希求法および命令法の副詞がそうである。⁽²⁵⁾ 副詞の種類にはまだほかにたくさんあるから、副詞による様態は多様であるということに留意しなければならない。

様相命題について

20. しかしながら、他の様態はすべて割愛して、動詞の結合作用を規定する可能、不可能などの6つの様態、つまりいわゆる様相だけについて述べよう。“ひとは必然的に走る”というとき、そこでは主語と述語の結合が必然的であるということが意味されている。ところが“ひとはうまく走る”とか“ひとは速く走る”といわれるとき、そこではひとの走ることがうまいとか速いということが意味されている。したがって後者においては動詞によって示される事態が規定されるのに反し、前者においては、結合そのものが規定されているといえよう。そして残りの5個の副詞についてもまたおなじように考えなければならない。それゆえ結合を規定する様態つまり様相だけが、様相命題をつくるのであり、これだけを問題にすることにしよう。

21. それら6つの様相は、ときには、“必然的に”、“偶然的に”、“可能的に”、“真という仕方”、“偽という仕方”のように副詞の形をとり、ときには、“必然的”、“偶然的”、“可能的”、“不可能的”、“真の”、“偽の”というように形容詞の形をとる。

様相命題とは、これら6個の様相のどれかによって規定されるような命題であって、“ソクラテスが走ることは可能である”、“ソクラテスが走ることは不可能である”等がそれである。

22. 様相命題において、主語となるものは動詞⁽²⁶⁾であり、述語となるものは様相であるということを知っておかなければならない。様相命題以外の

命題はすべて内属的といわれる。ところで“真なる仕方で”とか“偽なる仕方で”という様相をもつ命題は、その他の様相命題から区別しなければならない。なぜなら、それらは内属的命題とおなじ対当表をもち、その導出関係もおなじだからである。しかし“必然”、“偶然”、“可能”、“不可能”といった4つの様態における対当関係は、それらとは異なる。そしてそのことをこれからみていこう。

23. これら4個の様相のおのおのがそれぞれ4種類ずつの様相命題をつくる。ところで様相の数は4個であるから、全部で4個の4倍、つまり16個の様相が生まれることになる。⁽²⁸⁾たとえば、可能の様相は、その前後のどこにも否定詞をつけないとき、一つの様相命題をつくる。“ソクラテスが走ることは可能である”がそれである。内容句の動詞に否定詞がつけられたときはちがった様相命題がつくられる。“ソクラテスが走らないということは可能である”がそれである。様相をあらわす語に否定詞がつけられたとき、3つめの様相命題がつくられる。“ソクラテスが走ることは可能でない”がそれである。1つの否定詞が内容句の動詞につけられ、もう1つの否定詞が様相をあらわす語につけられるとき、第4番目の様相命題がつくられる。“ソクラテスが走らないということは可能でない”がそれである。このようにして可能以外の様相についてもそれぞれ4種類ずつの命題がつくられる。

様相命題の等値について

24. 以上述べたすべての様相命題間の等値関係は、つぎの4個の規則によって確定される。

第1の規則はつぎのとおりである。

肯定的な内容句に“可能”が付加されるとき、肯定的な内容句に“偶然”が付加され、肯定的な内容句に不可能の否定が付加され、肯定的な内容句の否定に必然の否定が付加される。

第2の規則はつぎのとおりである。

否定的な内容句に可能が付加されるとき、否定的な内容句に偶然が付加され、否定的な内容句に不可能の否定が付加され、否定的な内容句の否定に必然の否定が付加される。

第3の規則はつぎのとおりである。

肯定的な内容句に可能の否定が付加されるとき、肯定的な内容句に偶然の否定が付加され、肯定的な内容句に不可能が付加され、肯定的な内容句の否定に必然が付加される。

第4の規則はつぎのとおり。

否定的な内容句に可能の否定が付加されるとき、否定的な内容句に偶然の否定が付加され、否定的な内容句に不可能が付加され、否定的な内容句の否定に必然が付加される。

以上のことはつぎのようなグループ分けの表によって明らかとなるであろう。

I

であることが可能である
 であることが偶然である
 であることが不可能でない
 でないことが必然でない

II

でないことが可能である
 でないことが偶然である
 でないことが不可能でない
 であることが必然でない

III

であることが可能でない
 であることが偶然でない
 であることが不可能である
 でないことが必然である

IV

でないことが可能でない
 でないことが偶然でない
 でないことが不可能である
 であることが必然である

第Iのグループに属する命題はすべて第1の規則によって等値であり、たがいに変換可能である。そして第IIのグループは第2の規則によって、

第Ⅲのグループは第3の規則によって、第Ⅳのグループは第4の規則によって、それぞれたがいに等値であり、たがいに変換可能である。

つぎに様相命題の導出と等置はつぎの規則によっておこなわれる。

可能を含む命題と不可能を含む命題はすべて、内容句の動詞がおなじ状態であり、様相が違った状態であるとき、たがいに等値である。

不可能性を含む命題と必然性を含む命題はすべて、内容句の動詞が違った状態であり、様相がおなじ状態であるとき、たがいに等値である。

可能性を含む命題と必然性を含む命題はすべて、内容と様相がともに違った状態であるとき、たがいに等値である。

様相がおなじ状態であるか、違った状態であるといわれるのは、肯定と否定についてである。内容句の動詞がおなじ状態であるとは、両方ともが肯定されるときとか、両方ともが否定されるときのことである。内容句の動詞が違った状態にあるとは、一方が否定され他方が肯定されているとき、あるいは一方が肯定され他方が否定されているときのことである。このことは様相についてもおなじである。また上述の規則において偶然については少しも触れられていないが、これは偶然と可能が交換可能だからであり、したがって偶然命題については、可能命題についてとおなじことがいえるからである。実例は表の第Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳグループのすべての中にみだせる。というのも上述の規則はそれらすべてに例外なくあてはまるからである。

様相命題の対当表について

25. さらに、様相命題のうちのあるものはたがいに反対対当であり、あるものは小反対対当であり、あるものは矛盾対当であり、あるものは大小対当である。さて第Ⅲグループと第Ⅳグループに属する命題はたがいに反

対対当である。したがってつぎのような覚え歌がつくられる。

第Ⅲと第Ⅳはいつも反対対当。

第Ⅰのグループと第Ⅱのグループに属する命題はたがい小反対対当である。したがってつぎのような覚え歌がつくられる。

第Ⅰは第Ⅱと小反対対当。

さらに第Ⅰグループは第Ⅲグループと、第Ⅱグループは第Ⅳグループと矛盾対当である。したがってつぎのような覚え歌がつくられる。

第Ⅲは第Ⅰと矛盾対当。

第Ⅱは第Ⅳと矛盾対当。

さらに第Ⅰのグループは第Ⅳのグループと、第Ⅱのグループは第Ⅲのグループと大小対当である。したがってつぎのような覚え歌がつくられる。

第Ⅰは第Ⅳの下で、いわば特称の位置を占める。

第Ⅱの第Ⅲに対する関係もまたいまとおなじ。

あるいは、

第Ⅰは第Ⅳに対し、第Ⅱは第Ⅲに対し大小対当。

以上に述べたことはすべて、つぎの表によって明らかとなる。⁽²⁹⁾

でないことが可能でない でないことが偶然でない でないことが不可能でない であることが必然でない		反 対 対 当		であることが可能でない であることが偶然でない であることが不可能である でないことが必然である					
		第Ⅲと第Ⅳはいつも 反対対当							
大小 対当	第Ⅰのグループは第Ⅳ の下で、いわば特称の 位置を占める	矛 盾	当	第Ⅱグループの第Ⅲグ ループに対する関係も また、第Ⅰの第Ⅳに対 するそれとおなじ	大小 対当				
		矛 盾	当						
		であることが可能である であることが偶然である であることが不可能でない でないことが必然でない				第Ⅰのグループは第Ⅱ グループと小反対対当		でないことが可能である でないことが偶然である でないことが不可能でない であることが必然でない	
						小 反 対 対 当			

第2巻 客位語について

客位語について

1. 客位語は、それが多くの事物の述語になる場合にだけ、本来的な意味での客位語と呼ばれる。⁽¹⁾ また、客位語は、それが唯一つの事物に述語づけられたり、多くの事物に述語づけられたりするとき、広義の客位語といわれる。それゆえ、本来的な“客位語”は“普遍者”とおなじである。ただ両者の相違は、客位語が“述語づけられる”という語によって定義されるのに反して、普遍者は“存在する”という語によって定義されるという点にある。⁽²⁾ というのも、客位語とは本来、多くの事物について語られるところのものであり、普遍者とは、本来多くの事物の中に存在するところのものである。⁽³⁾

ところで客位語あるいは普遍者は類、種、種差、特有性、偶有性の五つに分かれる。そしてここではそれら五つのものだけを論じることになろう。⁽⁴⁾

類について

2. genus ということばは3通りの意味をもつ。第1に、一つの源から出るといって、たがいに類似点をもちあう事物の集りがgenusといわれる。たとえば同一の祖先から出たという点で互いに類似点をもちあうひとびとの集りがそうである。⁽⁵⁾ 第2に、なんらかの発生の源となるものがgenusといわれる。⁽⁶⁾ たとえば父とか祖国がそうである。第3に、種の上位に立つものがgenus(類)といわれる。そしてここではこの第3の意味にとることになろう。そしてそれは、“種において異っている多くの事物につ

いて、それらの本質に関して述語づけられるもの”と定義される。たとえば、動物が、種において異っている“馬”，“ひと” および “ライオン” について述語づけられる場合がそうである。

3. “種において異なる” という句を理解するためには，“異なる” にも “おなじ” とおなじ数だけの区別があるということを知を必要がある。ところで “おなじ” は類においておなじ，種においておなじ，数においておなじの3通りに分けられる。同一の類のもとに含まれるものはなんでも，類においておなじである。ひとつとろばが動物という類のもとでおなじだというのがその例である。同一の種のもとに含まれるものはなんでも，種においておなじである。たとえばソクラテスとプラトンがそうである。第3は数においておなじという場合であるが，これはさらに，3通りに分けられる。第1は名あるいは定義においておなじという場合，第2は特有性においておなじという場合，第3は偶有性においておなじという場合である。第1に，名は多いが実体は一つだという場合，名においておなじといわれる。たとえばマルクス・トッリウスがそうである。また，一方が他方の定義だという場合，両者は定義においておなじといわれる。“死すべき理性的動物” と “ひと” がそうである。第2に，一方が他方の特有性だという場合，両者は特有性においておなじといわれる。“笑うことのできるもの” と “ひと” がそうである。第3に，一方が他方の偶有性だという場合，両者は偶有性においておなじといわれる。ソクラテスとソクラテスの中にある白さがそうである。

4. 類において異なる，種において異なる，数において異なるという場合もいまと同様である。異った類のもとに含まれるものはなんでもたがいに，類において異るといわれる。たとえば “ひと” と “木” がそうであり，ひとは動物という類に含まれ，木は植物という類に含まれるからである。異った種に属するものはなんでもたがいに，種において異なる。ソクラテスとブルネルス⁽⁹⁾がそうである。数的に違ったものを，数において異なるという。そ

してソクラテスとプラトンがそうである。

5. “なんであるか”ということばによって提出される問いに対して正しく答えられたところのものだけが、“本質に関して述語づけられる”といわれる。たとえば“ひとはなんであるか”と問われるとき、“動物である”と答えれば正しく答えられたことになる。つまりその場合、“動物”が“ひと”について、その本質に関して述語づけられたのである。

6. 類はまた、種の上位にあるものとも定義できる。

7. さて類は最高類と下位の類とに分けられる。最高類とは、その上に他のいかなる類をもいただかないような類のことである。たとえば実体がそうである。また最高類とは、類でしかありえず、種とはなりえないようなものである。

最高類は、実体、量、関係、質、能動、受動、状況、時、場所、所持の10個に分けられる。これら10個が最高類といわれるのは、これらはすべて、自らの上にいかなる類をももたないからである。これら10個のものについて“存在”が述語づけられるが、この“存在”は、それらのものについて二義的あるいは多義的に述語づけられるのであるから、“存在”は類ではない。この巻ではそれら10個についてはなにも述べない。それらはカテゴリーの巻でくわしく述べられるであろう。

下位の類とは、類ではあるが、種ともなりうるところのものである。たとえば動物はひとの類であるが、靈魂をもった物体の種であるという場合がそうである。

種について

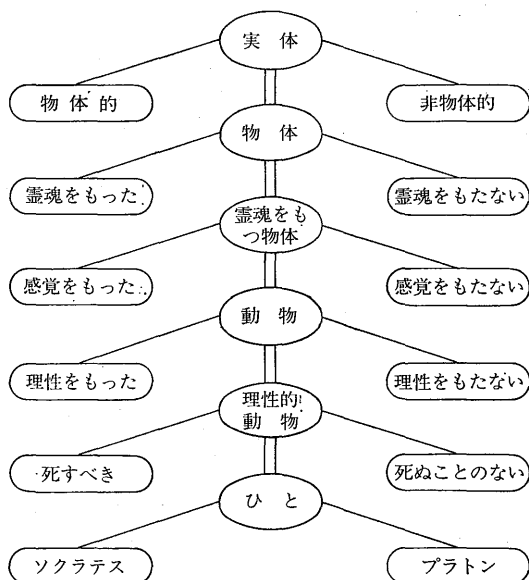
8. 種とは、数において異なる多くのものについて、それらの本質に関して、述語づけられるものである。この定義において、“述語づけられる”という動詞は、動作ではなくて傾向をあらわしている。（他の定義についても同様である。）実際、“ひと”はソクラテスとかプラトンとか、その他

数において異なる個々の人間のだれについても述語づけられることは明らかである。また、それらについてそれらの本質に関して述語づけられるといわれるのは、たとえば“ソクラテスとはなにか”とか“プラトンとはなにか”と問われるとき、“ひと”と答えれば正しく答えたことになるからである。

実際、種とは本質に関して、類が述語づけられるようなものである。

9. 種は最下位の種と、下位の種に分けられる。最下位の種とは、種でしかありえず、類となりえないものであり、ひとや馬などがそうである。また、最下位の種とは、自らの下にいかなる下位の種をもたないものと定義することもできる。

下位の種とは、種ではあるが、類ともなりうるものといえる。したがって、最高類と最下位の種の間にあるものはどんなものでも、あるものに対しては類であり、他のものに対しては種である。というのも、それらは、



下位のものに対しては類であり、上位のものに対しては種だからである。

以上のことをより明らかにするために、カテゴリーの一つを例にとろう。実体は最高の類である。ところでこの実体の下に物体があり、物体の下に靈魂をもつ物体があり、その下に動物があり、動物の下に理性的な動物があり、その下にひとがあり、ひとの下にソクラテスとかプラトンとかキケロといった個体がある。

10. 個体とはただ1つのものにだけ述語づけられるところのものである。

11. 以上すべてのことはボルフィリウスの木と呼ばれる⁽¹⁰⁾図によって明らかとなるであろう。

種差について

12. 相違 (differentia) という語は、広義、本来的、より本来的の3通りの意味で使われる。あるものが他のものから、分離的偶有性によって相違するとき、そうした相違は広義であるといわれる。たとえば座っているソクラテスが、座っていないソクラテスつまり他の状態のソクラテスから相違しているときがそうである。あるものが他のものから、非分離的偶有性によって相違しているとき、そうした相違は本来的といわれる。獅子鼻、鷺鼻が非分離的偶有性の例である。あるものが他のものから、種を構成する相違によって相違するとき、そうした相違はより本来的であるといわれる。たとえばひとが馬から、“理性的”という相違によって相違するときがそうである。そしてこの巻で相違はこの第3番目の意味で使われるのであり、これが種差と呼ばれるものにほかならない。

さて種差を定義すれば、種においてことなる多くのものについて、“これこれの性質のものである”ということに関して、述語づけられるものことであるといえる。たとえば、“理性的”はともに理性的であるところのひとと神々について述語づけられる。というのもボルフィリウスがいうように、われわれ人間と神々とはともに理性的だからであり、“死すべき”⁽¹¹⁾

がひとに付加されると、ひとは神々から分離されてしまうのである。ところで“理性的”は、人間がこれこれのものであるということに関して述語づけられる。そしてこの“これこれの性質のものであるということ”は、“どのような性質のものであるか”という問いに対する適切な答えとなるものである。たとえば“ひととはどのような性質のものであるか”という問いに対して、“理性的”と答えれば適切な答えがなされたといえるのである。こうして“理性的”は人間について、それがこれこれの性質のものであるということに関して述語づけられるのである。

種差はまた、類に付加されて、種となるようなものというふうにも定義できる。たとえば動物に、理性的で可死的といった種差が付加されてひととなる場合がそうである。

13. おなじ種差が構成的とも分割的ともいわれるということに注意しなければならない。ただし分割的とは類を分割するという意味であり、構成的とは種を構成するという意味である。たとえば“理性的”は自らと対立するもう一つの種差とともに“動物”を分割する。実際、動物のうちのあつるものは理性的なものであり他のものは非理性的なものであるといわれている。そしてこうした二つの種差はそれぞれ、動物のもとで二つの異つた種を構成する。種差はすべて類に付加されることによって種を構成するものであり、それゆゑ、そうした種差は、構成的あるいは、種をつくりだすものと名づけられる。実際、理性的動物という類に“可死的”が付加されると、ひとという種が構成される。そしてそれゆゑ、ポエティウスは、種だけが定義可能であると主張したのである⁽¹²⁾。実際、定義は類と種差からならねばならない。ところが種だけが類と種差からなる。したがつて、種だけが定義可能なのである。

特有性について

14. 特有性は4通りの意味をもつ。第1は、種の一部分にだけ内属し、

必ずしも種全体には内属しないという場合である。たとえば“医者である”はある人間には内属するが、すべての人間に内属するわけではない。“幾何学者である”もおなじである。第2は、すべての種に内属するが、その種だけに内属するのではない場合である。たとえば“2本足をもつ”はすべて人間に内属するが、人間にしか内属しないわけではない。⁽¹³⁾第3は、すべての種に内属しさらにその種にだけ内属するが、常にそうだというわけではない場合である。たとえば“白髪になる”はすべての人間に内属し、さらに人間にだけ内属するが、いつもそうだというわけではなく、老年になってからだけそうなのである。第4の場合、そしてこの場合が本来的な意味においてであるが、特有性は、すべての種に、そしてその種にだけ、そして常に、内属するものと定義される。たとえば“笑うことができる”がそれで、これはすべての人間にそして人間だけに、そして常に内属するものである。実際、ひとが笑うことができるものであるということは、ひとが現実についていつも笑っているからそういわれるのではなく、笑うように生れついているからそういわれるのである。

特有性ということばはここではそうした第4の意味に解すべきであり、それが5つの客位語の一つとしての特有性にほかならない。アリストテレスは『トピカ』でつぎのような定義をおこなっている。⁽¹⁴⁾“特有性は、事物の本性を示しはしないが、一つの種だけに内属するものであり、特有性とその特有性をもっているものは、换位可能である”。たとえば“ひと”という種とそれに内属する“笑うことのできるもの”という特有性がそうである。“事物の本質を示さない”ということばがいまの定義につけ加えられているのは、定義と区別するためである。というのも、定義と定義されるものとは、换位可能であり、しかも定義はものの本質を示すからである。たとえば靈魂をもちかつ感覚をもつ実体が動物と换位される場合がそうである。定義が事物の本質を示すのは、すべての定義は実体のカテゴリーに属するものによって定義されるからであり、実体のカテゴリーに属するも

のの間において、上位のものはすべて下位のものの本質の一部をなすからである。アリストテレスは“定義とはもののなんであるかを示す文である”⁽¹⁵⁾と定義している。しかしながら、特有性はもののなんであるかを示すものではないのである。

偶有性について

15. 偶有性とは、あってもなくてもその基体の存立になんの影響も及ぼさないようなものである。たとえば“白い”、“黒い”、“座っている”がそうである。というのもそれらはあってもなくてもその主語の存立になんの影響も及ぼさないからである。

こうして、偶有性とは、類、種、種差、特有性のどれでもなくてしかも事物に内属するものであると定義できる。⁽¹⁶⁾あるいはまた偶有性とは、なにか一つのおなじものにたまたま内属することもあり、たまたま内属しないこともあるといったものであり、たとえばひとにとって、“白い”とか“座っている”⁽¹⁷⁾ということがそうであると定義できる。

いまの二つの定義について、アリストテレスはこういっている。⁽¹⁸⁾“偶有性の定義は第2のほうが第1よりもすぐれている。というのも、第1の定義を理解しようとすれば、あらかじめ、類とはなにか、種差とはなにか等々を知っていなければならないが、第2の定義を理解するためには、そこで述べられたことだけで充分だからである”。

16. 偶有性のあるものは分離的であり、他のものは非分離的である。たとえばひとにとって、“白い”とか“座っている”は分離的である。鳥やエチオピア人にとって“黒い”は非分離的であり、白鳥にとって“白い”は非分離的である。“黒い”がエチオピア人や鳥の中に偶有性として非分離的に存在するといっても、偶有性とはあってもなくてもその主語の存立になんの影響も及ぼさないものであるという先ほどの定義に背かない。と⁽¹⁹⁾いうのもポルフィリウスがいうように、鳥は基体を破壊することなしに白

くなり、エチオピア人は基体を破壊させることなしに白く輝くと考えうるからである。

さらに、偶有性のあるものは広義におけるそれであり、たとえば白い、獅子鼻をもつがそうである。そして他のものは狭義におけるそれであり、たとえばソクラテスの白さ、ソクラテスの獅子鼻性⁽²⁰⁾がそうである。

客位語間の共通点と相異点について

17. 多くのものについて述語づけられるということは、以上5個の客位語のすべてに共通である。しかし、それら5個の間には相違点もある。すなわち類は他の客位語の場合よりもいっそう多くの範囲のものについて述語づけられる。したがって類は他の客位語と異なる。種差は性質に関して述語づけられるのに、類は本質に関して述語づけられるという点で、種差と類は相違する。さらに、種差は多くの種について述語づけられるのに、種や特有性はそうでないという点で、種や特有性から区別される⁽²¹⁾。また、偶有性は質の増減を許すのに、種差は許さないという点で、種差は偶有性から区別される。類は自らの下にある種を含むが、そうした種には含まれないという点で、種と異なる。

18. 種が種差と異なる点是这样である。多くの種差から一つの種が形成される。たとえば理性的と可死的という二つの種差が結合して“ひと”という種がつくりだされる。しかしながら、種と種が結合して他のなんらかの種をつくり出すということはない。というのも個々のめす馬が、個々のおすろばとかけ合わされてらば⁽²³⁾が生まれるということはあるが、その場合、めす馬一般とおすろば一般がかけ合わされるわけではないからである。種と特有性が異なる点是这样である。種は本性上特有性に先だち、特有性は種の後にくる⁽²⁴⁾。さらにこうもいえる。名辞つまり定義を異にするものは実物自体も異っているはずである。しかるに特有性の定義と種の定義は異なる。したがって特有性と種自体も異なる。種と偶有性が異なる点是这样である。種

は本質に関して述語づけられ、偶有性は性質あるいは状態に関して述語づけられる。さらにまた種は偶有性よりも本性上先だち、他方すべての偶有性は自らの基体より本性上遅れて現われる。

19. 特有性と偶有性が異なる点はこうである。特有性は一つの種だけの述語となる。ところが偶有性は多くの種の述語となる。つぎに偶有性はまず個体に内属し、ついで類および種に内属する。というのもソクラテスやプラトンが走ることなくして、動物やひとが走るということはありませんからである。それに反し、特有性はまず種に所属し、その種を通じて、個物に所属するのである。また、類、種差、種、特有性は、それらの主語となるもののすべてによって、等量に所有されるが、偶有性は等量に所有されるのではなく、その所有の量にちがひがある。⁽²⁵⁾ また、類、種差、種、特有性は同義的に述語づけられるが、偶有性は同義的ではなく、派生的に述語づけられる。⁽²⁶⁾

述語づけについて

20. 同義的に述語づけられるとは、名がおなじでその名に対応する定義もおなじであるような仕方です述語づけられることである。たとえば“ひと”というおなじ名が、ソクラテスとプラトンについて述語づけられる場合がそうであり、その場合、“ソクラテスはひとである”、“プラトンはひとである”といわれる。そしてそうしたひとという名に対応する事物の定義つまり“理性的で可死的な動物”はおなじである。そして“ひと”がそうした定義に従って下位にあるものについて述語づけられるのは、ちょうど、“ソクラテスは理性的で可死的な動物である”、“プラトンは理性的で可死的な動物である”等々といわれるのとおなじことなのである。それゆえ、存在が類でありえないというのも存在は同一の名によって多くのものの述語となるけれども、一つの定義によって述語づけられるのではないからである。実際、存在の定義は、それが実体の述語となる場合には、自体的存

在であるが、他の9つのカテゴリーの述語となる場合には、他に依存する存在となる。このように存在は異った定義にもとづいて述語づけられる。したがって、存在は同義的ではなく、同名異義的つまり多義的に述語づけられるのである。

同名異義的に述語づけられるとは、名はおなじであるがその名に対応する定義が異なるような仕方で述語づけられる場合である。たとえば、“犬”は名においては同一であるが、吠える犬についても、海⁽²⁸⁾の犬についても、天上⁽²⁹⁾の犬についても述語づけられる。つまりこの三つのどれについても、犬という名に対応する定義はおなじではなくて別々なのである。

派生語について

21. 他の語から自分の名前をもらいはしたが、ただもとの語とは語尾において少しく違うといった語は派生語的といわれる。たとえば“文法に熟達した”が“文法学”からの、“強い”が“強さ”からの派生語⁽³⁰⁾である場合がそうである。こうして“文法に熟達した”や“強い”や“白い”などは派生語的に述語づけられる。したがって偶有性は派生語的に述語づけられるのである。

第3巻 カテゴリーについて

前提とされるべき若干のことがらについて

1. カテゴリーを理解するためには、若干の必要なことがらが前提されねばならない。まず、アリストテレスとともに、述語づけの三つの様式を区別しよう。すなわち、述語づけられるもののうちのあるものは同名異義的なものであり、あるものは同名同義的なものであり、あるものは派生語的なものである。

名は共通だが名に対応する実物の定義がことなるものは同名異義的だといわれる。“動物”が生きたほんとの動物と絵に描かれた動物⁽²⁾を意味する場合がそうである。この場合、名は両者に共通であるが、その名に対応する両方の事物の定義はことなるからである。

名が共通で、その名に応じた事物の定義もおなじ場合、同名同義的といわれる。“動物”という名が、ひとにも牛にも共通であり、その名に応じた事物の定義もおなじだからである。

ある他の語から、語尾は異なるにせよ、その語にちなんだ名称をもらった語を派生語的という。たとえば“文法に熟達している”は“文法学”からの派生語である。派生語はもとの語からただ語尾すなわち語末によってだけことになる。つまり派生語は自らの名称の主要部分をもとの語から得ているのである。それゆえ派生語がもとの語に対してもつ関係は語の初めの部分に関する限り同名同義的である。そしてたとえば“文法学”から派生した“文法に熟達した”、“白さ”から派生した“白い”についてもそうである。

2. 語られるもののうちのあるものは非複合的に語られる。単なる“ひと”や単なる“走る”がそうである。またあるものは複合的に語られる。そして“ひとが走る”がそうである。

非複合的に語られるものを分類⁽³⁾していくまえに“の中にある”の8個の様態を区別しなければならない。そしてこのことはそれに続く分類⁽⁴⁾および、その後で語られることが⁽⁵⁾らの理解のためにどうしても必要なのである。

第1に，“あるものが他のあるものの中にある”といわれるのは，構成部分が全体の中にあるとき，たとえば，指が手の中にあるとき，あるいは壁が家の中にあるときである。

第2に，“の中にある”といわれるのは，全体がその諸部分の中にあるときであり，たとえば家が壁や屋根や土台の中にあるときである。

第3に，“の中にある”といわれるのは，種が類の中にあるとき，たとえば，ひとが動物の中にあるとき，そして一般的にいて，なにか下位にあるものがその上位にあるものの中にあるときである。

“の中にある”の第4の様態は，類が種の中にあるとき，たとえば動物がひとの中にあるとき，そして一般に定義語のある部分が被定義語の中に⁽⁶⁾あるときである。

“の中にある”の5番目の様態は，形相が質料の中にあるときである。そしてこの第5の様態はさらに二分される。すなわちある形相は，魂が人間にとってそうであるように，実体的であり，ある形相は，白さが人間にとって⁽⁷⁾そうであるように偶有的である。前者が本来の意味で，形相が質料の中にあることができるのであって，魂が人間の中にある場合がそうである。後者はいわば偶有性が基体の中にあるという場合であって，たとえば白さが壁の中に，色が物体の中にある場合がそうである。

“の中にある”の6番目の様態は，あるものが第一作動者の中にあるという場合で，国が統治者の中にある⁽⁸⁾というのがそうである。

“の中にある”の7番目の様態は，あるものが目的の中にあるという場

合で、徳が幸福の中にあるという場合がその例である。

“の中にある”の8番目の様態は、あるものが皿の中にあるという場合であり、一般に、“の中にある”の8番目の様態は、容器に入れられたものがその容器の中にあるという場合がそうである。

アリストテレスは“の中にある”の様態を以上のように分けたが、ポエティウスは9個の様態を区別している。⁽⁹⁾ ⁽¹⁰⁾ というのも彼は第5番目の様態をさきに述べられた仕方ですらに2分したからである。

3. 存在するもののうちの第1のものは基体について語られるが、いかなる基体の中にもない。たとえば類、種、種差がそうである。これらすべては、広義の実体、つまり普遍の実体といわれる。たとえばひと、動物、理性的がそうである。“主語について語られる”という句は、ここでは下位のものについて語られるという意味で使われている。たとえば動物がひとについて、ひとがソクラテスについて、色が白さについて語られる場合がそうである。しかし“主語の中にある”という句は、ここでは、偶有性が基体の中にあるという意味で使われている。第2のものは、基体について語られず、基体の中にも存在しない。そして個物がそうである。第3のものは、基体について語られ、基体の中にある。実体を除く9個のカテゴリーのそれぞれにおいて類と種が、自らの下位にあるものについて述語づけられ、かつ偶有性が基体の中に存在するような仕方で実体の中にある場合がそうであり、たとえば色が自らの下位にある白さについて語られ、自らの基体である物体の中にあるという場合がそうである。第4のものは基体の中にはあるが、いかなる基体についても述語づけられない。ある特定の知識が、ちょうど偶有性が基体の中にあるような仕方で魂の中にあるが、自らの下位にあるいかなるものについても述語づけられていない場合がそうである。また、ある特定の色が物体という基体の中にあるが、そうした基体については述語づけられない場合がそうである。そして実際すべての色は物体の中に存在するのである。

4. あるものがある主語の述語であるとき、その述語の述語は、はじめの主語の述語である。“ソクラテスはひとであり、ひとは動物であるなら、ソクラテスは動物である”の場合がそうである。

二つの類がたがいに異っておりしかもそれらがたがいに上位下位の関係にないとき、それら二つの類の種および種差もまた異なる。たとえば動物と知識はたがいに異なる類であり、動物の種差は理性的と非理性的である。というのも動物はこうした種差によって分割されるからである。しかし知識の種差は自然的と道徳的と言語的である。というのも、知識はこれらの種差によって分割されるのであり、知識のあるものは自然学的であり、あるものは道徳的であり、あるものは言語的であるからである。

5. 非複合的に語られるもののおのおのは、実体を意味するか量を意味するか質を意味するか関係を意味するか場所を意味するか時を意味するか所持を意味するか能動を意味するか受動を意味するかのいずれかである。ところで実体の例はひとや馬である。量は2尺、3尺である。質は白さ、黒さである。関係は2倍、3倍である。場所はこれこれの所にあるであり、時は昨日、今日であり、状況は坐る、横たわるであり、所持は靴をはく、武装しているであり、能動は切る、焼くであり、受動は切られる、焼かれるである。

以上が語られたのちに、それらカテゴリーのおのおのについて語られるべきであるが、まず実体から始めよう。というのも実体は他のすべてのカテゴリーに先だつものだからである。

実体について

6. 実体は第一実体と第二実体に分けられる。第一実体とは、本来的にそして第一義的にそして最も多く基体的なものである。あるいは第一実体とは、基体についても述語づけられないし、基体の中にもないものである。そしてこのひと、この馬がそうである。

第一実体を内含している種、およびそれらの種を内含している類が第二実体であり、ひとおよび動物がそうである。というのも特定のひとは、種であるひとの中にあるからであり、そうしたことはひとが類である動物の中にあるのとおなじである。

個体は第一実体と呼ばれる。というのも個体は一番先に他のものの基体となるからである。類と種は第二実体といわれる。なぜならそれらは個体について基体となるからである。というのもまず特定のひとが文法家であり、走者であり、動物であり、実体であるといわれるのであり、それについてひとが文法家であり、走者であり、動物であり、実体であるといわれるからである。

7. 主語について述語づけられるものはすべて、その名においても定義においても、主語について述語づけられる。たとえばひとがソクラテスについて述語づけられるときがそうである。⁽¹¹⁾ところが、基体の中にあるものに関しては、たいていの場合、その名も定義も主語について述語づけられない。たとえばこの白がそうである。⁽¹²⁾それでも、若干の場合は、その名が基体について述語づけられるということがありうる。しかし定義が述語づけられるということとはありえない。たとえば白が基体について述語づけられる場合がそうであって、この場合白の定義はけっして基体について述語づけられない。⁽¹³⁾

つぎは第二実体についてであるが、第二実体のうち、種の方が類よりもっと多い程度に実体である。なぜなら種の方が類よりも第一実体により近いからであり、⁽¹⁴⁾また、種の方が類よりずっと多くのものの基体となるからである。というのも、種は類が基体となるすべてのものおよび類それ自体の基体となるからである。⁽¹⁵⁾しかしながら、最下位の種はどれもおなじ程度に実体であり、たとえばひとと馬の間においてもそうである。

実体に共通な特性

8. 以上のことをみただけで、つぎは実体間の共通性とそれぞれの実体の特性について語らねばならない。さて“基体の中にない”ということがすべての実体に共通することがらである。というのも“基体の中にある”は偶有性にのみあてはまるからである。このことは第一実体については、その定義から明らかである。しかし第二実体については帰納法と三段論法によって始めて明らかとなるであろう。帰納法によるものはつぎのとおりである。ひとは基体の中にない。馬は基体の中にない。動物は基体の中にない。したがっていかなる第二実体も基体の中にない。三段論法によるものはつぎのとおり。基体の中にあるもののうちのいかなるものもその名および定義において述語づけられ⁽¹⁶⁾ない。ところがすべての第二実体はその名および定義において述語づけられる。したがっていかなる第二実体も、基体の中にない。

このことは本来、実体にだけ固有のことではなく、種差にもあてはまる。つまりいまのことは実体の種差についてもそうなのである。実際、実体の諸部分が全体の中にあるからといって基体の中にあるとはいってはならない。というのも“の中にある”ということの様態は、まえに明らかにしたよう⁽¹⁷⁾に偶有性が基体においてある場合と、部分が全体においてあるという場合とでは別だからである。

9. すべての第二実体および種差は、同名同義的に述語づけられるとい⁽¹⁸⁾う特性をもつ。実際、それらはすべて第一実体について、共通の名とおなじ定義によって述語づけられるのであるが、それというのもそれらが同名同義的に述語づけられるからである。

10. すべての第一実体は“或る特定のもの”すなわち個体であり数において一なるものを指す。しかし第二実体も“或る特定のもの”を指すようにみえる。というのも、第二実体は第一実体の中にあり、第一実体の本質

に属するからである。しかし第二実体は“或る特定のもの”を指すのではなくむしろ“共通なあるもの”を指す。というのも第二実体によって意味されるものは、第一実体によって意味されるものとちがって、数において一ではないからである。

11. さらに実体には反対なものは存在しない。しかしこれは、実体に固有の性質ではない。というのもすべての実体およびすべての量およびその他の若干のカテゴリーにもそうした性質がみられるからである。

12. つぎに実体は“より大、より小”を受けいれない。そうはいっても、一つの実体（類）が他の実体（種）よりもより大きな程度において実体ではないという意味ではなく、おのおの実体が、それ自身において、“より大、より小”だということはないという意味である。もちろん“白さ”はあるときにはより多く白く、あるときにはより少く白いといえる。しかしソクラテスが他の時期よりいまの方がより多い程度において人間であるということはないし、ソクラテスがプラトンよりもより多い程度において人間であるということもない。

13. さらに実体に固有なことは、自らを性質の点でのみ変化することによって、たがいに相反するものを受けいれるということである。実際たとえば同一の人間があるときは黒くなり、あるときは白くなる。またあるときは熱く、あるときは冷くなる。またあるときは悪く、あるときはよくなるのである。

しかし文についてはそういうことがいえない。というのも、“ひとは走る”という同一の命題がときには真でありときには偽であるけれども、これは自らが変化することによっておこるからではなく、ソクラテスが立ったり走ったりして、事態の側が変化することによっておこるからである⁽¹⁹⁾。

さらに注目すべきことは、真と偽が事物の中にあるのは、基体としてそれの中にあるのだが、真と偽が文の中にあるのは、記号としてのその中にあるということである。したがって真偽が事物の中にあるといわれ、文

の中にあるといわれる場合、この“の中にある”は両義的にいわれているのである。さらに“受けいれる”も、尿が健康を受けいれるという場合と、動物が健康を受けいれるという場合は、両義的である。というのも尿が健康を受けいれるのは、尿が健康状態を指し示すからであり、動物が健康を受けいれるのは、動物が自らの健康の基体だからである。こうしてたがいに相反するものを受けいれるという性質は文にはあてはまらず、実体だけにしかあてはまらないのである。

量 について

14. 量のうちのあるものは連続的であり、他のものは非連続的である。非連続的な量は、数および文である。したがって非連続な量の種は2個である。数には、数の諸部分を結合するところの共通の境界が存在しない。たとえば10がそうである。というのも5と5はある共通なものによって連結されているわけではないからである。また6と4も7と3もそうであり、それらはつねに非連続的であり、分離的である。そしてそもそも数とは多くの単一なものの集りなのである。文の諸部分である語句の場合も同様である。それらの語句は、なんらかの共通な境界によって連結されているわけではなくて、それらはおのおの他から離れているのである。

15. 連続量のうちのあるものは線であり、あるものは面であり、あるものは立体であり、あるものは時間であり、あるものは場所である。したがって連続量の種は5つである。さて線が連続量であるということは明らかである。なぜならその諸部分は点という共通の境界によって連結されているからである。また面の諸部分は線によって、立体の諸部分は面によって連結されているのである。また時間の部分は“いま”において連結されている。たとえば、過去と未来が現在で連結されている場合がそうである。また場所の諸部分も、物体の諸部分が連結されているのとおなじ境界によって連結されている。⁽²¹⁾

量のもつ共通の性質について

16. 以上のことがらが語られたのでこんどは量のもつ共通の性質について語らねばならない。量の第1の共通点は、量が反対なるものをもたないということであり、2尺も3尺も、面も、反対なものをもたない。その理由はつぎのとおり。反対は、すべての質にはないが若干の質に存在する。しかるに量は質ではない。それゆえ、反対は量には存在しない。

さらに、量はより大より小を受けいれない。というのも一つの線が他の線よりもより多い程度に線であるとはいえぬからであり、三つからなるものが四つからなるものよりもより多い程度において数であるとはいえぬからである。

さらに、量のもつ特別の性質は、量において等しいとか等しくないといわれることである。たとえばある数が他の数と等しいとか等しくないとか、ある立体が他の立体と等しいとか等しくないとか、ある線と他の線が等しいとか等しくないといった場合などがそうである。

関係について

17. なにものであれ、それがまさにそうであるという点において、他の或るもののそれであるといわれるもの、あるいは、ほかのなんらかの仕方において、他の或るものに対してそれであるといわれるものが関係的だといわれる。たとえば2倍が半分の2倍、半分が2倍の半分、父が子の父、子が父の子、大きいものがより小さなものに対してより大きい、似たものが似たものに対して似るという場合がそうである。

18. 関係的なものの種は三つである。第1が等位的なものであり、似たものが似たものに似る、等しいものが等しいものに等しい、近いものが近いものに近い、ようにおなじ名で語られる場合がそうである。他のものは主人、2倍、3倍のように上位に置かれたものであり、他のものは、召

し使い 2 分の 1, 3 分の 1 のように下位に置かれたものである。というのも、それらは一方が他方の上位に置かれ、他方が一方の下方に置かれるからである。実際たとえば主人が召し使いの上方に置かれ、父が子の上方に置かれ、2 倍が半分の上方に置かれるのであり、召し使いが主人の下方に置かれ、子が父の下方に置かれ、半分为 2 倍の下方に置かれるのである。

関係のもつ共通の性質について

19. つぎに关系的なものがもつ共通な性質を述べよう。第 1 に、関係には反対が存する。たとえば徳は悪徳の反対である。⁽²²⁾ というのも両方ともそれ自身関係の一項だからである。しかしこのことはすべての关系的なものにあてはまるのではない。というのも 2 倍にはいかなる反対も存しないし、3 倍にもいかなる反対も存しない。

さらに关系的なものはより大、より小を受け入れる。たとえば似たものはより多く似たもの、より少く似たものといわれ、等しいものもおなじである。しかし、このことはすべての关系的なものにあてはまるわけではない。というのも、2 倍はよく多く 2 倍だとかより少く 2 倍だといえぬからである。また 3 倍もそうである。さらに父がより多く父だとかより少く父だともいえない。

さらにすべての关系的なものは逆もまたなりたつという形式で語られる。たとえば、父があれば子もある。そしてその逆もなりたつ。さらに主人があれば召し使いもある。そしてその逆もなりたつ。そして 2 倍があれば半分もある。そしてその逆もなりたつ。

さらに、关系的なものは、本性上同時にあるように思われる。というのも、2 倍と半分、父と子は同時に存在するからである。

さらに、すべての关系的なものは、自らが指定されれば他も指定され、自らが破壊されれば他も破壊される。たとえば、2 倍がなければ 2 分の 1 もない。また父がなければ子もないのである。

20. 関係のもう一つの定義はこうである。“それがまさにそれであるところのものである”ということが、“それが他の或るものに対してなんらかの仕方である”ということである場合、そのものは関係的である。そしてこの定義は関係的なものにだけあてはまる定義である。⁽²⁴⁾

さらに関係的なものに特有なことは、もしひとが相関的なものの一方の定義を知っていれば他方をも知っているということである。たとえばひとが2倍の定義を知っていれば、半分の定義も知っているのである。というのも、どちらの場合も他方の定義を用いることが必要だからである。

質について

21. ひととは質によってこれこれのものだといわれる。たとえばひととは白さによって白いといわれ、色によって色をもっているといわれ、正義によって正しいといわれる。

質の種類は四つある。第1は習性と状態である。ところで習性は状態と異なる。というのも、習性は、徳や知のようにより永続的であり、より長期的だからである。実際、知は、病氣かなにかで、知をもっている人に変動が生じないかぎりには、動きにくいからである。そしてそれは徳についてもおなじである。というのも正義や節制はたやすくは変動しないからである。ところが状態の方は熱や冷や病氣や健康などのように変動しやすいものである。ところで習性は状態といえるがその逆はいえない。というのも習性をもっているひとは、彼が習性をもっている限り、よかれ悪しかれとにかくなんらかの状態にあるからである。したがって習性とは、動きにくい性質であり、状態は動きやすい性質であると定義できる。

22. 質の第2の種は、なんらかのことをなしたり蒙ったりすることに対する生来の能力あるいは無能力である。たとえば頑健な人は彼がどんな偶然的なできごとによっても影響されないという生来の能力をもっているためにそう呼ばれる。また病弱の人は、彼が影響を受けやすいという生来の

無能力をもっているためにそう呼ばれる。また堅い物質は容易には切れないという生来の能力をもつ。同様に競走に秀でた人や拳闘に秀でたひとは、かれらが競走や拳闘といった行動を現におこなっているからそう呼ばれるのではなく、そうしたことを容易になしうる生来の能力をもっているからそう呼ばれるのである。

23. 質の第3の種は、受動態あるいは受動的性質であり、それは感覚においてなんらかの受動態をひきおこすところの性質である。そして味覚における甘さや苦さなどがその例である。しかし、変動しにくくて永続的ななんらかの受動態によって生みだされた性質もまた、この第3の種に属する。たとえば病気に罹るとか日光に曝されるといった自然的な受動態によって黒さが生みだされたとき、その黒さが質と呼ばれるといった場合がそうである。⁽²⁵⁾

24. 質の第4の種は、形状すなわち、物体のまわりに存在する姿であり、三角形とか四角形とかまっすぐとか曲っているといった、物体の状態がそれである。

25. 質をもつもののうちのあるもの(1)は、派生語的に語られることによってそう呼ばれる。たとえば文法学者が文法学という語によってそう呼ばれ、義人が義という語によってそう呼ばれる場合がそうである。しかし質をもつもののうちのあるものは質から派生語的に名づけられるのではない。

ところで質から派生語的に名づけられないものは二つに分けられる。その一つ(2)は質自体に名がない場合であって、競走に秀でた人がそうである。というのもその質には名が付けられていないからである。もう一つ(3)は、その質には名があるが、質をもっているものがそうした名にちなんでは語られていない場合である。そして“立派なひと”という名は徳という名から派生的に名づけられているわけではないといった場合がそうである。

このようにして質から“質をもつもの”がつくりだされる方法には三通りあるといえる。

質に特有の諸性質について

26. さて質には反対が存在する。白さが黒さの反対であり、正が不正の反対である場合がそうである。しかしこのことは、質の特有性ではない。というのもこのことはすべての質にあてはまるわけではないからである。実際、形姿には反対がなく、中間色にも反対がない。

また互いに反対するもののうちの一方が性質をもつものであれば、残りもまた性質をもつものであるといえる。たとえば正は不正の反対である。ところで正は性質である。したがって不正もまた性質である。しかるに正をもつものは性質をもつものである。ゆえに不正をもつものは性質をもつものである。

さらに質はより多い、より少いを受け容れる。というのもひととはより多く正しいとかより少く正しいといわれ、またより多く文法に堪能だとかより少く文法に堪能だとか、より多く白いとかより少く白いといわれる。しかしこれは質に特有なことではない。実際、正方形はより多い、より少いを受け容れないし、円も長方形もそれらを受け容れないからである。

さらに、質に特有なことがらは質において似ているとか、似ていないといわれることである。たとえば白が白と似ており、正が正と似ており、白が黒と似ていないといった場合がそうである。

能動について

27. 能動とは、ひとが、作用を蒙るものにむかって作用を為す場合にいわれる。たとえばものを切るひとは、彼が切ることによって作用を為すといわれるときがそうである。こうして切るは、作用すなわち能動といわれるが、それは、切るものが切られるものに、切るという観点で作用を為すからである。そして叩くもいまと同様な理由で能動である。

能動の特有性は自己自身から受動を導きだすことができることである。

ところで能動も受動もともに反対を受けいれる。というのも熱くするのは冷くするのは反対であり、熱くさせられるのは冷くさせられるの反対であり、喜ばされるは悲しまされるの反対だからである。

さらに、能動も受動もより多い、より少いを受けいれる。というのも熱くするはより多くとかより少くといわれるからであり、熱くさせられるもより多くとかより少くといわれ、悲しまされると喜ばされるもそうだからである。

受動について

28. 受動は能動の結果あるいは帰結である。たとえば熱くさせられる、冷くさせられるは、熱くするの結果であり帰結である。

受動の特有性は、第1には能動から導出されるということである。

つぎに、受動は能動者の中にあるのではなく、受動者の中にあるといわねばならない。残りのカテゴリーに関しては、もはや触れる必要がないであろう。

4 種類の対立について

(27)
29. あるものが他のものと対立する仕方には4通りある。(1)対立するもののあるものは、父と子、2倍と半分、主人と召使いのように関係的に対立する。(2)あるものは欠如的に対立する。視覚と盲目、聴覚と耳の聴こえないことのような所持と欠如がそうである。(3)あるものは反対的対立であり、白と黒がそうである。(4)あるものは肯定命題と否定命題のような矛盾の対立であり、“彼は座っている”と“彼は座っていない”がそうである。

ところで関係的に対立するものについては先に語られた。

反対的に対立するものとは、同一の類の下にあって互いにもっとも遠く離れているもののことである。そしてこうした反対的に対立するものは、互いに他を斥けあいながらも、同一の受容者の中に交代に入りこむ。ただ

し、白さが白鳥の中に、黒さが鳥やエチオピア人の中にあるような一方だけが内在する場合はこの限りではない。

欠如的に対立するものとは同一のものをめぐって恢復不能な仕方で行進するところのものである。すなわち所有から欠如へと進行するがその逆はおこりえない場合である。というのも逆に欠如から所有へと進行することは不可能だからであり、実際、盲目と視覚は目をめぐって生成し、視覚から盲目への運動は可能であるが、その逆は本性上不可能なのである。

より先なるものについて

30. “より先なるもの”は4通りの仕方で行われる。第1の仕方、そして本来的な仕方では、あるものが他のものより時間的に先だといわれる。たとえばあるひとが他のひとより古くて年寄りであるという場合である。実際、40歳のひとは20歳のひとより古くて年寄りである。

第2には、存在の導出関係において置換できないといった仕方で行われる。たとえば1が2より先であるといった場合である。すなわち2の存在は直ちに1の存在を含意するのであり、したがって2が存在すれば1が存在するが、その逆はなりたないものである。

第3は、一方から他方より順序においてより先といわれる。たとえば学問においては原理が結論より先であり、文法学においては字母が綴りより先であり、演説の配列においては序論が本論よりも先であるといった場合がそうである。

第4に、より善良で、より優れたものがより先といわれる。というのも、世間ではより優れ、より好まれる人物をより先なるひとと呼ぶのが常だからである。“より先”には以上述べた4つの種類以外に、もう一つの種類がある。すなわち存在の導出関係において互いに置換可能なものの一方が、なんらかの意味で他方の存在の原因であるといった場合がそうであり、この場合こそが本来の意味で一方が他方よりも先であるといわれてしかるべ

きである。そしてある事態が、その事態についてなされた文の真であることの原因である場合がそうである。確かに“ひとが走る”という事態は“ひとが走る”という文と置換可能であり、ひとが走るという事態が真であれば“ひとが走る”という文も真であり、その逆もなりたつ。とはいえ事態は、その事態についてなされた真なる文の原因であるけれども、真なる文はこうした事態の原因ではない。というのも、事態がなりたっている⁽²⁸⁾かないかにもとづいて文の真偽が語られるからである。

同時について

31. “同時”は三つの仕方で語られる。第1は、二つのものが同時に生成し、どちらも他方より先であるとか後であるとかいえない場合、それらは同時であるといわれる。そしてその二つは時間において同時であるといわれる。

第2に、互いに置換可能であるがどちらも他方の原因ではないといわれるときに同時といわれる。たとえば2倍と半分、父と子などといった関係的なものがそうである。

第3に、ひとつの類から同様の仕方で分かれてきたものが同時といわれる。たとえば動物という類から分かれたひと、馬、ライオンがそうである。また理性的と非理性的という種差もそうである。ところで後の二つの種類に関していえばそれらは本性において同時といわれ、第1の種類の方は時間において同時といわれる。

動について

32. 動には6種類ある。生成、消滅、増大、減少、質的变化、場所的变化がそれである。

生成とは無から有への進行であり、消滅は有から無への進行である。増大はすでにあった量の増加である。減少はすでにあった量の減損、質的変

化は反対の質から反対の質へ、あるいは中間の質への変化である。たとえばあるひとが白から黒へあるいは中間の色へと変化した場合である。場所的動つまり運動は、一つの場所から他の場所への移動である。

場所的動には6種類ある。つまり上へ、下へ、前へ、後へ、右へ、左へがそれである。⁽²⁹⁾ 実際、運動はこれらすべてに向って生じるのである。

持つについて

33. “持つ”はいくとおりの仕方で語られる。第1に、ひとは知識あるいは徳といった性質を持つといわれる。

第2は、量を持つといわれる場合であり、これは2尺とか3尺といった量とを持ったひとに生じることがらである。

第3は、身のまわりにつけるものを持つという場合であって、衣服や下着を持つという場合である。また身体の一部に持つ、たとえば指に指輪を持つといった場合である。

第3の意味での持つは、10個のカテゴリーの一つであり、つぎのように定義される。所持とは、身体と身体のまわりにつけているものとの接触である。たとえば武器をつける、靴をはくがそうであり、他の場合にもそれに類似したことをつくりだすことができる。そしてその接触にもとづき、一方は持つといわれ、他方は持たれるといわれる。

第4は、四肢つまり手や足を持つといわれる。

第5には、容れものがなかみを持つ、たとえばつばが酒を持つ、杓が小麦の粒を持つというような持ち方である。

第6には、財産を持つ、たとえば家を持つ、畑をもつといわれる。

第7には、妻を持つといわれる。この第7について、アリストテレスは、それが持つ本来の意味からもっとも遠ざかっていると述べている。⁽³⁰⁾ そしてアリストテレスはまた、持つ他の仕方がなお存在するかも知れないが、世間でいわれているもののほとんどすべては以上で尽くされたと述べている。⁽³¹⁾

第4巻 三段論法について

命題について

1. 命題とは、あることについてあることを肯定的に述べた文あるいは、あることについてあることを否定的に述べた文のことである。名辭とは、命題が分解されたものであり、主語と述語がそうである。“すべてについて述語づけられる”とは、主語のうちのどれをとっても、それについて述語が述語づけられないようなものは存在しないということである。たとえば“すべてのひとが走る”がそうである。この場合、走るがすべてのひとについて語られ、ひとのうちのどれをとっても、それについて、走るが述語づけられないようなものは存在しないのである。“いかなるものについても述語づけられない”は、主語のうちのどれをとっても、それについて述語が否定されないようなものは存在しないということである。たとえば“いかなるひともし走らない”がそれである。この場合、走るがすべてのひとについて否定されるのである。

三段論法について

2. 三段論法とは、いくつかのものが指定されたとき、それら指定されたものとはちがったものが、それら指定されたものによって必然的に生じようとする一連のことばである。そしてたとえばつぎのようなものがそうである。

すべての動物は実体である。

すべてのひとは動物である。

すべてのひとは実体である。

いま述べた全体が，“いくつかのものが指定されたとき，つまり二つの前提が指定されたとき，そうした前提によって他の新しいものつまり結論が必然的に導き出されるような一連のことば”なのである。

すべての三段論法は三つの名辞と二つの前提とからなる。そして二つの前提のうちの一つを大前提といい，もう一つを小前提という。さて二つの前提が三つの名辞からつくられるとき，それらのうちの一つの名辞が二度使われる。そしてその名辞は一つの前提では主語となり，他の前提では述語となるか，両方の前提で述語となるか，両方の述語で主語となるかのいずれかである。ところで三つの名辞のうちのあるものは中名辞であり，あるものは大名辞であり，あるものは小名辞である。中名辞とは前提で二度使用される名辞のことである。大名辞は中名辞とともに大前提で使われる。小名辞は中名辞とともに小前提で使用される。

式と格について

3. 三段論法には式と格がある。格とは三つの名辞が主語と述語のどちらの位置にくるかにもとづく配列である。この配列はさきにも述べたよう⁽¹⁾に三通りある。そしてそれに応じて三つの格ができあがる。

第1格とは，第1前提で主語となったものが第2前提では述語となる場合でつぎのようなものがそうである。

すべての動物は実体である。

すべてのひとは動物である。

第2格は，おなじものが第1前提，第2前提の両方において述語となる場合であって，つぎのようなものがそうである。

すべてのひとは動物である。

いかなる石も動物でない。

第3格はおなじものが第1，第2前提の両方において主語となる場合で

あって、

すべてのひとが動物である。

すべてのひとは笑うことのできるものである。⁽²⁾

式とは、二つの前提を質と量の点でしかるべく配列することである。

一般的な規則について

4. どの格にもあてはまるような一般的な規則が以下で与えられる。

両前提がともに特称あるいは非限定的あるいは単称のとき三段論法は成立しない。

したがって少なくとも前提の一つは全称でなければならない。

第2に、

どの格においても、両前提がともに否定であるとき結論は生じない。

したがって少なくとも前提の一つは肯定でなければならない。

第3に、

前提の一つが特称であれば、結論もまた特称でなければならないが、その逆は必ずしもなりたない。

第4に、

前提の一つが否定であれば、結論もまた否定である。そしてその逆も真である。

第5に、

中名辞は結論に置かれてはならない。

第1格について

5. 第1格は九つの式をもつ。始めの四つの式は直接に結論が導きだされ、あとの5個は間接的に結論が導きだされる。直接に結論がひきだされるとは、結論において、大名辞が小名辞の述語となることである。間接的

に結論がひきだされるとは、結論において小名辭が大名辭の述語となることである。

さて第1格の、直接に結論をひきだす四つの式に対する第1の規則はつぎのとおり。

小前提が否定ならばいかなる結論もひきだせない。

第2の規則はつぎのとおり。

大前提が特称のときはいかなる結論もひきだせない。

第1格の式について

6. 第1格第1式は、2個の全称肯定命題と1個の全称肯定命題の結論からなり、その例はつぎのとおり。

すべての動物は実体である。

すべてのひとは動物である。

ゆえにすべてのひとは実体である。

第2式は全称否定と全称肯定から全称否定をひきだすもので、その例はつぎのとおり。

いかなる動物も石ではない。

すべてのひとは動物である。

ゆえにいかなるひとも石ではない。

第3式は全称肯定命題と特称肯定命題から特称肯定を導きだすもので、その例はつぎのとおり。

すべての動物は実体である。

あるひとは動物である。

ゆえにあるひとは実体である。

第4式は全称否定と特称肯定からの特称否定を導き出すもので、その例はつぎのとおり。

いかなる動物も石ではない。

あるひとは動物である。

ゆえにあるひとは石ではない。

第5式は二つの全称肯定から、間接的に特称肯定命題をひきだすもので、その例はつぎのとおり。

すべての動物は実体である。

すべてのひとは動物である。

ゆえにある実体はひとである。

第5式の証明はこうである。まず第1格第1式によって、全称肯定命題を導きだす。そしてそれを特称肯定へ換位する。するとそれが第5式の結論である。

第6式は、全称否定と全称肯定から全称否定を間接的に導きだすものであり、その例はつぎのとおり。

いかなる動物も石ではない。

すべてのひとは動物である。

ゆえにいかなる石もひとではない。

この式は、いまの結論に単純換位を施すことによって第2式へと還元できる。

第7式は全称肯定と特称肯定から特称肯定を間接的に導きだすものであり、その例はつぎのとおり。

すべての動物は実体である。

あるひとは動物である。

ゆえにある実体はひとである。

この式は結論に単純換位を施すことにより第3式に還元できる。

第8式は全称肯定命題と全称否定命題から特称否定命題を間接的に導きだすものであり、その例はつぎのとおり。

すべての動物は実体である。

いかなる石も動物ではない。

ゆえにある実体は石ではない。

この式の大前提に付帯性による換位を施し、小前提に単純換位を施し、さらに大前提と小前提を置きかえることによって第4式に還元される。

第9式は特称肯定命題と全称否定命題から特称否定命題を間接的にひきだすものであり、その例はつぎのとおり。

ある動物は実体である。

いかなる石も動物ではない。

ゆえにある実体は石ではない。

この式は、大前提と小前提にともに単純換位を施し、さらに大前提と小前提を入れかえることによって第4式に還元できる。

第2格について

7. つぎに第2格に移るが、第2格にはつぎのような規則が存在する。

まず、

第2格において大前提が特称のとき、いかなる結論もでてこない。

第2に、

第2格において両前提がともに肯定のときはいかなる結論もでてこない。

第3に、

第2格においては結論は常に否定である。

この第3の規則は第2の規則から了解することができる。

第2格の式について

8. 第2格は4つの式をもつ。第1式は全称否定と全称肯定から全称否定をひきだすものであり、その例はつぎのとおり。

いかなる石も動物ではない。

すべてのひとは動物である。

ゆえにいかなるひとも石ではない。

この式は大前提に単純換位を施すことにより、第1格第2式へ還元できる。

第2式は全称肯定と全称否定から全称否定をひきだすものであり、その例はつぎのとおり。

すべてのひとは動物である。

いかなる石も動物ではない。

ゆえにいかなる石もひとではない。

この式は小前提と結論にそれぞれ単純換位を施し、大前提と小前提を入れかえることによって第1格第2式へ還元される。

第3式は全称否定と特称肯定から特称否定を導き出すものであり、その例はつぎのとおり。

いかなる石も動物でない。

あるひとは動物である。

ゆえにあるひとは石でない。

この式は大前提に単純換位を施すことによって第1格第4式へと還元できる。

第4式は全称肯定と特称否定から特称否定をひきだすもので、その例はつぎのとおり。

すべてのひとは動物である。

ある石は動物ではない。

ゆえにある石はひとではない。

この式は第1格第1式によって矛盾⁽³⁾へもたらされる。

矛盾へもたらすことについて

9. 矛盾へもたらすとは、結論の否定と、二つの前提のうちの一つからもう一つの前提の否定をひきだすことである。いまの場合、第4式の結論の否定すなわち“すべての石はひとである”と大前提から、第1格第1式

によってつぎのような三段論法が遂行される。

すべてのひとは動物である。

すべての石はひとである。

ゆえにすべての石は動物である。

ところがこの結論は第4式の小前提と対立する。そしてこれがすなわち帰謬法による証明である。

第3格について

10. つぎに第3格へ移ろう。第3格ではおなじ名辭が大前提においても、小前提においても主語に立つ。第3格の規則はつぎのとおり。

第1に、

第3格では、小前提が否定のとき、いかなる結論も生じない。

第2に、

第3格では、結論はすべて特称である。

第3格の式について

11. 第3格は6つの式をもつ。第1式は二つの全称肯定から一つの特称肯定をひきだすものであり、その例はつぎのとおり。

すべてのひとは実体である。

すべてのひとは動物である。

ゆえにある動物は実体である。

この式は、小前提に、附帯性による換位を施すことにより、第1格第3式に還元される。

第2式は、全称否定と全称肯定から特称否定をひきだすものであり、その例はつぎのとおり。

いかなるひとも石ではない。

すべてのひとは動物である。

ゆえにある動物は石ではない。

この式は、小前提に付帯性による換位を施すことによって、第1格第4式へ還元される。

第3式は、特称肯定と全称肯定から特称肯定をひきだすものであり、その例はつぎのとおり。

あるひとは実体である。

すべてのひとは動物である。

ゆえにある動物は実体である。

第3式は、大前提と結論に単純換位を施し、大前提と小前提をとりかえることによって第1格第3式へと還元される。

第4式は全称肯定と特称肯定から特称肯定をひきだすもので、その例はつぎのとおり。

すべてのひとは実体である。

あるひとは動物である。

ゆえにある動物は実体である。

第4式は小前提に単純換位を施すことによって第1格第3式へ還元される。

第5式は特称否定と全称肯定から特称否定をひきだすものであり、その例はつぎのとおり。

あるひとは石ではない。

すべてのひとは動物である。

ゆえにある動物は石でない。

この式は第1格第1式によって矛盾にもたらされる。すなわち結論の否定と前提のうちの一つから、つぎのようにしてもう一つの前提の否定がひきだされる。

すべての動物は石である。

すべてのひとは動物である。

ゆえにすべての石はひとである。

しかし第1格第1式によってえられたこの結論は第5式の大前提と矛盾する。

第6式は全称否定と特称肯定から特称否定をひきだすもので、その例はつぎのとおり。

いかなるひとも石ではない。

あるひとは動物である。

ゆえにある動物は石ではない。

この式は小前提に単純換位を施すことによって第1格第4式へと還元できる。

若干の規則について

12. 特称否定を間接的にひきだす三段論法にはつぎのような規則がある。

特称否定を間接的にひきだす三段論法はすべて、特称否定を直接的にひきだすことができない。また特称否定を直接的にひきだす三段論法は特称否定を間接的にひきだすことができない。

つぎに、

第1格はあらゆる種類の命題、すなわち全称肯定、全称否定、特称肯定、特称否定をひきだす。第2格は全称否定と特称否定をひきだす。第3格は特称肯定と特称否定をひきだすが、全称命題はひきださない。

13. BARBARA CELARENT DARI FERIO BARALIPTON
CELANTES DABITIS FAPESMO FRISSESOMORUM.
CESARE CAMBESTRES FESTINO BAROCHO DARAPTI.
FELAPTO DISAMIS DATISI BOCARDO FERISON.

4行の中に19語が含まれているが、それらは三つの格の19の式に対応する。そしてたとえば1番目の語は第1格第1式、2番目の語は第1格第2式を意味する。こうして初めの2行は第1格に属する式に対応し、3行目

うちの最後の1語を除くものは第2格に属する式に対応する。しかも第3行の最初の語は第2格の第1式に対応し、第2の語は第2式に対応し、以下同様である。第3行の最後の語と第4行のすべての語は、順々に第3格のそれぞれの式に対応する。

上述の詩にあらわれた四つの母音すなわちA, E, I, Oは、命題の四つの種類を意味するということを知っておいていただきたい。すなわち、Aは全称肯定を、Eは全称否定をIは特称肯定を、Oは特称否定を意味するのである。さらに知っておいてほしいことはこうである。おのおのの語には、三つの命題をあらわす三つの音節がある。残った音節はMを除けばすべて余計なものである。Mのことはもう少しあとで説明しよう。さて第1のシラブルは大前提を意味し、第2は小前提を、第3は結論を意味する。たとえば、第1番目の語 BARBARA は、三つのシラブルをもつ。そしてそのシラブルのおのおのにAがみられる。そしてこの3個のAは、第1格第1式が、二つの全称命題と一つの全称命題的結論とからなるということをあらわしている。他の語における母音もそれと同じように理解しなければならぬ。

さらに心得ておくべきことはこうである。最初の行の初めの4語は、B, C, D, Fという子音で始まる。そしてそれに続く他のすべての語もまた、それら四つの子音のどれかで始まる。このことが表わしていることはつぎのとおりである。すなわち、後続の式のうちでBで始まる語によってあらわされるものはすべて、第1格第1式へ還元される。またCで始まるものはすべて第2式へ、Dで始まるものは第3式へ、Fで始まるものは第4式へ還元される。

さらにつぎのことを知ってもらいたい。それらの語の語頭以外の場所でSが置かれているのは、Sの直前の母音によって示される命題に単純換位を施すべきことを意味する。また、Pが置かれている場合は、Pの直前の母音によって示される命題に、偶有性による換位を施すべきことを意味す

る。また、Mが置かれている場合は、二つの前提の位置を交換しなければならない。ところで交換とは大前提を小前提とし、小前提を大前提とすることである。またCは、それがあらわれる語によって意味される式が、帰納法で証明されるべきであることを意味する⁽⁷⁾。

無駄な組み合わせについて

14. アリストテレスは『分析論前書』⁽⁸⁾で、前提からなんらの結論も生じないところの無駄な組み合わせの存在を、そうした組み合わせの妥当でないことを示す名辞の発見によって証明している。したがってそうした名辞を発見することは有益なことである。

それゆえ、さきに決めた三段論法の諸規則に反するところの無駄な組み合わせが生じる場合には、いつもつぎのような名辞をとりだすことによってそうした組み合わせの無駄なことを示す例証をみつければすべきである。すなわちまず、(1) “ひと”，“ろば”，“動物”のように、二つの種と一つの種をとりだすか、(2) “ひと”，“ろば”，“笑うことができる”のように二つの種とそのうちの一つの種の特有性をとりだすか、(3) “ひと”，“動物”，“笑うことができる”のように一つの種とその類および特有性をとりだそう。というのもそうした名辞を使うことによって、ある組み合わせが無駄だということを示すところの例証をつくりだすことができるからである。

ところでそうした例証をつくりだすということは、いまのようにしてとりだされた名辞を使用することによって、もとの諸命題の量と質は同一のまま、前提を真、結論を偽にさせるということにほかならない。たとえばつぎのような無駄な組み合わせがあったとしよう。

いかなるひともしろばではない。

いかなる石もひとではない。

ゆえにいかなる石もしろばではない。

こうした組み合わせが無駄なものであることを証明するために、つぎの

ような例証をつくりだそう。

いかなるろばもひとではない。

いかなる笑うことのできるものもろばではない。

ゆえにいかなる笑うことのできるものもひとではない。

ところがいまの三段論法はさきの三段論法と、命題の質も量もおなじであるのに、いまの場合は二つの前提とも真で、その結論は偽である。それゆえまえの三段論法もまた、いまの三段論法と同様、妥当なものとはいえないのである。

第5巻 拠点について

ラティオという語の多義性について

1. ラティオという語は多義的に使われる。第1にラティオは定義あるいは記述とおなじである。そしてそれは、“同名同義語とは名がおなじであり、さらにその名に応じた事物のラティオもおなじ語である”⁽¹⁾と語られる場合がそうである。第2にラティオは魂のある種の力とおなじである。⁽²⁾第3にラティオはなんらかのことがらを明示する命題とおなじであり、それは討論者たちの提出するラティオといわれる場合がそうである。そして第4に、ラティオは質料に与えられた形相とおなじである。そしてそれはナイフにおいては、鉄が質料であり、その鉄に与えられた形態は形相であるという場合がそうである。第5に、ラティオは多くのものの述語となるような共通の本質とおなじである。そしてそれは、類、種、種差等の本質といった場合がそうである。第6にラティオは結論を導出しようような中名辞⁽³⁾とおなじである。そして論拠⁽³⁾というものの定義の中で“ラティオ”という語が使われるのは、この最後の意味においてなのである。

論拠および証明について

2. 論拠とは疑わしいことがらを明確にするラティオつまり根拠である。そしてこの場合ラティオとは結論を明確にするところの中名辞とおなじである。ところで結論は論拠によって確実にされねばならない。というのも、結論とは論拠あるいは諸論拠によって証明された命題のことだからである。ところで結論は証明される前は疑いうるものである。したがってその場合

結論はまだ問いとおなじである。というのも問いは疑いうる命題であると定義されるからである。中名辞を含む命題とは、その一方が大名辞を含み、他方が小名辞を含むような命題である。

証明とはことばによる論拠の展開、つまり論拠を展開することばのことである。ところで論拠は中名辞を含む命題および証明とつぎの点で異なる。すなわち中名辞を含む命題と呼ばれるのはそれが二つの端名辞つまり大名辞と小名辞をも含むからであるが、論拠の方はそうした中名辞以外になお、結論を証明する力をもつものである。（それゆえ論拠であろうとするためには、中名辞を含む命題であるだけでなく、結論を証明する能力をもつことが要求される。）つぎに証明は諸前提と結論から合成された文の総体であるといわれる。そしてこの総体の中で論拠の力が発揮される。そして実際、そうした文の総体のうちのある種のものは全称肯定的な結論を導出し、ある種のものは特称肯定的な結論を導き出し、ある種のものは全称否定的な結論を導き出し、ある種のものは特称否定的な結論を導き出す。

証明の種類について

3. 証明の種類に四つある。三段論法、帰納法、省略三段論法、例示法がそれである。三段論法の定義はまえに述べられた。⁽⁴⁾

帰納法とは多くの特殊なものから一つの普遍的なものへの進行である。たとえばつぎのようなものがそうである。

ソクラテスが走る。プラトンが走る。キケロが走る。

以下、多くの個物に関して同様のことが語られる。

それゆえすべてのひとが走る。

省略三段論法とは、不完全な三段論法である。つまりすべての前提がまえをもって措定されることなくして、急いで結論が導出されるような言説である。たとえばつぎのようなものがそうである。

すべての動物が走る。

ゆえにすべてのひとが走る。

実際こうした証明においては“すべてのひとは動物である”という命題が暗に諒承されてはいるが、そこに補われてはいない。というのもし補われていれば、それは完全な三段論法となるからである。

さてすべての省略三段論法は三段論法に還元されねばならない。それゆえどの省略三段論法においても、三段論法とおなじように3個の名辞が存在する。そうした名辞のうちの2個は結論の中にあり、それらは端名辞である。そして残りの一つは中名辞であり、それはけっして結論の中には置かれない。省略三段論法においてはそれら諸名辞のうちの一方は2回出現し、他方は1回だけしか出現しない。それゆえ1回だけしか出現しない端名辞に中名辞を加えて、格と式の規則にかなった全称命題をつくるべきである。そうすれば完全な三段論法が生まれるであろう。つぎのような省略三段論法を例にとろう。

すべての動物は走る。**ゆえにすべてのひとは走る。**

ここで“ひと”と“走る”は端名辞であり，“動物”は中名辞である。しかし1つの端名辞つまり“ひと”は1回だけしか出現しない。それゆえそうした端名辞と中名辞とから“すべてのひとは動物である”といった全称命題をつくろう。するとつぎのような完全な三段論法が生じるであろう。

すべての動物は走る。**すべてのひとは動物である。****ゆえにすべてのひとは走る。**

例示法が生じるのは、一つの特例によってもう一つの特例が、それら二つの特例の間に発見された類似点を通じて証明されるような場合である。例えばつぎのような場合がそうである。

レオン人がアストゥリア人と戦うことは悪いことである。

それゆえアストゥリア人がザモラ人と戦うことは悪いことである。⁽⁵⁾

というのもこの二つの命題はともに近隣のものどうしが戦うことを述べているからである。

拠点一般について

4. 論拠は拠点によって補強される。それゆえ拠点の定義が以下のようにして与えられる。すなわち拠点とは論拠が見出される場所である。あるいは拠点とは当面の問題に適合する論拠がひき出されるような場所である。ところで問題つまり問いがなんであるかはまえに語られた。

命題と問いと結論とは実質においてはおなじであり、ただ意味においてのみ異っているということを知っておいていただきたい。実際、それら三者がどのように異った意味あるいは定義をもっているかはまえに明らかにされたとおりである。すなわち、疑われうる限りにおいては問いであり、論拠によって証明された限りにおいては結論であり、他のものを証明するために、他のものより前に措定される限りでは命題である。こうして命題といわれるのは、自らが他の結論に証明するために前提として措定される場合である。

拠点は、格率という意味での拠点と、格率のそれぞれの特徴という意味での拠点とに分けられる。格率という意味での拠点は格率そのものとおなじである。ところで格率とは、それ以外により先なるもの、すなわちより明らかなものが存在しないような命題であり、その例はつぎのようなものである。“全体というものはすべて自らの部分より大きい”，“定義項が述語づけられるようなものはなんであれ，そのものに被定義項もまた述語づけられる”，“種が述語づけられるようなものはなんであれ，そのものに類もまた述語づけられる”。

格率のそれぞれの特徴という意味での拠点とは、一つの拠点を他の拠点から区別させるところのものである。たとえばつぎの二つの格率“定義項が述語づけられるようなものはなんであれ，そのものに被定義項もまた述

語づけられる”と“種が述語づけられるようなものはなんであれ、そのものに類もまた述語づけられる”とは、それらを構成する名辞において異っている。すなわち一つの格率は“類”と“種”からなっており、もう一つの格率は“定義項”と“被定義項”からなっている。したがって、そうした諸名辞は格率のそれぞれの特徴といわれる。

とはいえ、格率という意味での拠点も格率のそれぞれの特徴という意味での拠点も、ともに地点あるいは場所といわれる。というのもそのどちらもが論拠を補強するからである。それゆえここでの拠点、地点、場所といったことばは、物体に与えられた場所と類比的な意味で使われている。というのも、場所が物体を支え、物体を存続させるのとおなじように拠点は論拠を補強するからである。

格率のそれぞれの特徴という意味での拠点は本質的拠点と付随的拠点と両者の中間的拠点とに分けられる。本質的拠点とは論拠が、事物の実質に属することがらからとりだされる場合、たとえば定義からとりだされる場合である。付随的拠点とは、論拠が事物の実質から完全に分離されたものから、たとえばそれ自身の対立物からとりだされる場合があり、その例はつぎのとおりである。すなわちソクラテスが白いかどうかが問われたとして、“ソクラテスは黒くない、それゆえソクラテスは白い”といったふうに推論される場合である。中間的拠点とは、論拠が、問題となっている名辞とある部分で一致し、他の部分では異なるようなものからとりだされる場合、たとえば同名同義語とその派生語（これら二つは同根語といわれる）のような場合である。そしてその例は、もし正しさが善かどうかを問われたとして、“正しいものは善いものである、それゆえ正しさは善いものである”といったふうに推論される場合である。

本質的な拠点について

本質的な拠点は実体からの拠点と実体に併存するものからの拠点とにわ

かれる。

実体からの拠点について

5. 実体からの拠点といわれるのは、論証が論証されるべき命題の中でくる名辞の実体それ自体から出発する場合である。この拠点は定義項からの⁽⁶⁾拠点と、記述からの拠点と、語の解釈からの拠点とにわかれる。

定義項からの拠点について

6. 定義項とはものの本質を表明する句である。定義項からの拠点は定義項の被定義項に対する関係である。定義項からの拠点は四つの論証と四つの格率を含む。

第1は、定義項が肯定文の主語として立つ場合、第2は定義項が肯定文の述語として立つ場合、第3は定義項が否定文の主語として立つ場合、第4は定義項が否定文の述語として立つ場合である。それら四つのうちの第1はたとえばぎのようなものである。“可死的で理性的な動物が走る。ゆえにひとは走る”。これはなにから出発する拠点であるか。それは定義項からの拠点である。そしてその格率はつぎのとおり。

定義項について述語づけられるものはなんであれ、そのものは被定義項についてもまた述語づけられる。

第2はつぎのようなものである。“ソクラテスは可死的で理性的な動物である。それゆえソクラテスはひとである”。この拠点はなにから出発するものであるか。それは定義から出発する拠点である。そしてその格率はつぎのとおり。

なんであれ、そのものに定義項が述語づけられる場合、そのものに被定義項もまた述語づけられる。

第3はつぎのようなものである。“可死的で理性的な動物は走らない。ゆえにひとは走らない”。この拠点はなにから出発するものであるか。それ

は定義項からである。その格率はつぎのとおり。

定義項から、引き離されるものはなんであれ、そのものは被定義項からもまた引き離される。

第4はつぎのようなものである。“石は可死的で理性的な動物でない。それゆえ石はひとではない”。この拠点はなにから出発するものであるか。それは定義から出発するものである。その格率はつぎのとおり。

なんであれ、そのものから定義項が引き離される場合、そのものから被定義項もまた引き離される。

被定義項からの拠点について

7. 被定義項からの拠点とは被定義項の定義項に対する関係である。そしてこの拠点もまた四つの論証と四つの格率をもつ。

第1は被定義項が肯定文の主語として立つ場合で、“ひとは走る、ゆえに可死的で理性的な動物が走る”がその例である。この拠点はなにから出発するものであるか。それは被定義項からである。その格率はつぎのとおりである。

被定義項について述語づけられるものはなんであれ、そのものは定義項についてもまた述語づけられる。

第2は被定義語が肯定文の述語として立つ場合で、“ソクラテスはひとである。ゆえにソクラテスは可死的で理性的な動物である”がそうである。この拠点はなにから出発するものであるか。それは被定義項からである。そして格率はつぎのとおりである。

なんであれ、そのものについて被定義項が述語づけられる場合、そのものについて定義項もまた述語づけられる。

第3は被定義項が否定文の主語として立つ場合で、“ひとは走らない。ゆえに可死的で理性的な動物は走らない”がそうである。この拠点はなにから出発するものであるか。それは被定義項からである。そして格率はつぎ

のとおりである。

被定義項から引き離されるものはなんであれ、そのものは定義項からもまた引き離される。

第4は被定義語が否定文の述語として立つ場合で、“石はひとつではない。ゆえに石は可死的で理性的な動物ではない”がそうである。この拠点はなにかから出発するものであるか。それは被定義語からである。そして格率はつぎのとおりである。

なんであれそのものから被定義項が引き離される場合、そのものから定義項もまた引き離される。

ここで、いかなる拠点においても、それぞれの拠点は前件にちなんで命名されるのであって、後件にちなんで命名されるのではないということを知っておいていただきたい。それゆえ定義項が前件にある場合は、定義項からの拠点といわれ、他方被定義項が前件にある場合は、被定義項からの拠点といわれる。というのも、拠点つまり格率のそれぞれの特徴としての拠点は、後件ではなくて、前件にちなんで命名されるべきだからである。

記述からの拠点について

8. 記述とは、実物の本性を偶有的なものによって示すような語句である。たとえば、“笑うことのできる動物”が人間の記述であるといった場合である。また記述とは類と特有性からなる句であるということもできる。そしてこのことは“笑うことのできる動物”という句において明らかである。

記述からの拠点は記述語の被記述語に対する関係である。そしてこれは定義からの拠点と同様に四つの論証と四つの格率を含む。ここでの論証と格率のつくり方は、まえの場合と同様であり、違うところといえばまえに“定義項”という語が置かれていた場所に、こんどは“記述語”という語

を置くという点だけである。そして被記述語についてもおなじである。

語の解釈からの拠点について

9. 解釈の意味に二つある。一つは、换位不能なものであり、“足を傷つけるもの”が“石”といわれるものの解釈である場合である。もう一つは换位可能なものであり、“知を愛する者”が“哲学者”の解釈である場合である。そしてここでは解釈を第二の意味にとろう。すると解釈とは一つの語の、他の語による注解であると定義できる。

語の解釈からの拠点は解釈項の被解釈項に対する関係である。そしてそれには、前と同様に四個の論証と四個の格率が含まれる。第1は“知を愛する者が走る。ゆえに哲学者が走る”である。この拠点はなにから出発するものであるか。それは語の解釈からである。そして格率はつぎのとおり。

解釈項について述語づけられたものはなんであれ、そのものは被解釈項についても述語づけられる。

述語に立つ場合も同様で、その格率はつぎのとおりである。

なんであれそのものについて解釈項が述語づけられる場合、そのものについて被解釈項もまた述語づけられる。

否定の場合はつぎのとおりである。“知を愛するものは嫉妬しない。ゆえに哲学者は嫉妬しない”。この拠点はなにから出発するものであるか。それは語の解釈からである。そしてその格率はつぎのとおりである。

解釈項から引き離されるものはなんであれ、そのものは被解釈項からもまた引き離される。

そして述語に立つ場合も同様である。その格率はつぎのとおり。

なんであれそのものから定義項が引き離される場合、そのものから被定義項もまた引き離される。

実体に併存するものからの拠点について

10. つぎに実体に併存するものからの拠点について述べよう。この拠点は、論拠が、問題の名辭に付随するものからとりだされるといった場合である。この拠点はつぎの七つすなわち、全体から、部分から、原因から、生成から、消滅から、効用から、随伴するものからに区分される。

全体からの拠点について

11. 全体からの拠点は、全体というものが区分されるのとおなじやり方で区分される。すなわち全体のうちのあるものは普遍的なものであり、あるものは統合的なものであり、あるものは量的な全体であり、あるものは様態的な全体であり、あるものは場所的全体であり、あるものは時間的全体である。そしてそれと同様な仕方ですべてからの拠点も区分される。すなわちそれらのあるものは普遍的全体からのものであり、あるものは統合的全体からのものであり、またあるものは……といった具合である。

普遍的全体つまり類からの拠点について

12. 普遍的全体とは、ここでは上に立つもの、上位にあるものである。従属的部分とは、そうした普遍的なるものの下に立つものである。

普遍的全体つまり類からの拠点は、普遍的全体が自らの部分つまり自らの種に対して立つ関係である。そしてそれは常に破壊的である。そしてその例は“石は動物ではない。それゆえ石は人ではない”といったものである。この拠点はなにかから出発するものであるか。それは類からである。その格率はつぎのとおり。

類あるいは普遍的全体が排除されれば、種すなわち従属的部分もまた排除される。

種あるいは従属的部分からの拠点について

13. 種すなわち従属的部分からの拠点は、種が自らの類すなわち自らの全体に対して立つ関係である。そしてそれは常に構成的である。この拠点は二つの論証を含む。第1は種が主語に立つもので、“ひとが走る。ゆえに動物が走る”がそうである。この拠点はなにから出発するものであるか。それは種すなわち従属的部分からである。その格率はつぎのとおり。

種について述語づけられるものはなんであれ、そのものは類について述語づけられる。

第2は、種が述語に立つもので“ソクラテスはひとである。ゆえにソクラテスは動物である”がそうである。この拠点はなにから出発するものであるか。それは種からである。その格率はつぎのとおりである。

なんであれ、そのものについて種が述語づけられる場合、そのものについて類もまた述語づけられる。

統合的全体からの拠点について

14. 統合的全体とは、それぞれの量をもつ諸部分からの複合体のことであり、そうした部分は不可欠的部分といわれる。統合的全体からの拠点は、統合的拠点が自らの部分に対して立つ関係である。そしてそれは常に構成的である。例は“家が存在する。ゆえに壁が存在する”である。この拠点はなにから出発するものであるか。それは統合的全体からである。その格率はつぎのとおりである。

統合的全体が指定されると、その任意の部分もまた指定される。
不可欠的部分からの拠点とは、そうした部分とその全体との関係である。これは常に破壊的である。そして“壁が存在しない。ゆえに家は存在しない”がそうである。この拠点はなにから出発するものであるか。それは不可欠的部分からである。その格率はつぎのとおり。

不可欠的部分が破壊されると、その全体もまた破壊される。

量的な全体からの拠点について

15. 量的全体とは全称記号を冠した一般名詞であらわされるものであって、“すべてのひと(every man)”, “いかなるひとでも〜でない(no man)”がそうである。量的全体からの拠点とは、量的全体とその部分との関係である。これには構成的なものと破壊的なものがある。前者の例は“すべてのひととは走る。ゆえにソクラテスは走る”といったものである。この拠点はなにから出発するものであるか。それは量的全体からである。そしてその格率はつぎのとおりである。

量的全体について述語づけられるものはなんであれ、そのものは
その任意の部分についても述語づけられる。

あるいは、

全称命題が真であれば、その任意の単称命題もまた真である。
破壊的なものはつぎのとおりである。“いかなるひとでも走らない。ゆえにソクラテスは走らない”。この拠点はどこから出発するものだろうか。それは量的全体からである。その格率はつぎのとおり。

量的全体から引き離されるものはなんであれ、そのものはその
任意の部分からも引き離される。

あるいは、

全称命題が真であるならば、その任意の単称命題もまた真とな
るだろう。

量的部分からの拠点は、同時に集められたすべての量的部分とその全体との関係である。これは構成的なものと破壊的なものがある。たとえば“ソクラテスが走る。プラトンが走る。そして他の個体についても同様である。それゆえすべてのひととは走る”がそうである。この拠点はどこから出発するものであるか。それは量的諸部分からのものである。その格率は

つぎのとおり。

一つの全体をつくりあげる量的諸部分について述語づけられるものはなんであれ、そのものはそれらの全体についてもまた述語づけられる。

あるいは、

どの単称命題も真であれば、その全称命題もまた真である。

否定の場合はつぎのとおりである。“ソクラテスは走らない。プラトンは走らない。そして他の個体についても同様である。それゆえいかなるひともし走らない”。この拠点はどこから出発するものであるか。それは量的諸部分からである。その格率はつぎのとおり。

一つの全体をつくりあげる量的諸部分から引き離されたものはなんであれ、そのものはその全体からもまた引き離される。

あるいは、

どの単称命題も真であれば、その全称命題もまた真である。

様態的な全体からの拠点について

16. 様態的な全体とは規定語をもたないという意味での全体である。⁽⁷⁾こうした全体とその部分における論証と格率は類と種の場合と同様の仕方で行うことができる。したがってわざわざそれをここに掲げる必要はないであろう。

場所的全体からの拠点について

17. 場所的全体とは、すべての場所を包含することを意味する副詞のことであり、“いたるところに”がその例である。場所的部分とは一つの場所を包含することを意味する副詞のことであり、“ここに”がその例である。場所的全体からの拠点は、そうした全体とその部分との関係である。これには破壊的なものと構成的なものがある。その例はつぎのとおり。“神

はいたるところに存在する。ゆえに神はここに存在する”，“シーザーはどこにもいない。ゆえにシーザーはどこにもいない”。この拠点はどこから出発するものであるか。それは場所的全体からのものである。その格率はつぎのとおり。

**なんであれ、そのものに場所的全体が適合する場合、そのものに
その任意の部分もまた適合する。**

あるいは、

**場所的全体から引き離されるものはなんであれ、そのものはそれ
の任意部分からもまた引き離される。**

場所的部分からの拠点は、そうした部分とその全体との関係である。その例はつぎのとおり。“シーザーはここに存在しない。ゆえにシーザーはいたるところに存在するというわけではない”。この拠点はどこからのものであるか。それは場所的部分からのものである。その格率はつぎのとおり。

**なんであれ、そのものに場所的部分が適合しない場合、そのものに
その全体もまた適合しない。**

時間的全体からの拠点について

18. 時間的全体とは、すべての時間を包含することを意味する副詞のことであり、“つねに”や“いつもない”がそれである。時間的部分とは、ある特定の時間を意味する副詞であり、“いま”、“そのとき”、“昨日”、“今日”、“明日”がそうである。これの論証と格率は場所的全体の場合と同様である。

原因からの拠点について

19. 原因とは、そこから他のものが自然の法則に従って生起するところのものである。原因は作用因と質料因と形相因と目的因とに分かれる。作

用因とはそこから運動が始まるところであり、大工が、家をつくりだす作業あるいは運動の始まりであるとか、鍛冶屋が刀をつくりだす作業あるいは運動の始まりであるといった場合がそうである。

作用因からの拠点とは、そうした原因とその結果との関係である。これには構成的なものと破壊的なものがある。“大工がすぐれている。ゆえに家はすぐれている”，あるいは“鍛冶屋はすぐれている。ゆえに刀はすぐれている”がそうである。この拠点はどこから出発するものであるか。それは作用因からのものである。その格率はこうである。

なんであれそのものの作用因がすぐれていれば、そのものもまたすぐれている。

あるいは、

作用因が指定されれば、ただちにその結果も指定される。

結果からその作用因への拠点はその逆である。

20. 質料とは、もう一つのものといっしょになって、なにかのものをくりだすところのものである。質料には2種類ある。あるものは永続的なものであり、刀の中の鉄がそれである。もう一つは一時的なものであり、パンの中の粉と水、牛の腹の中の乾草と羊歯である。ここからして質料とは潜勢の状態にあるものだと定義することができる。

質料因からの拠点とは、そうした原因とその結果との関係である。それには構成的と破壊的がある。構成的なものはつぎのとおりである。“鉄が存在する，あるいは粉が存在する。ゆえに鉄製の武器が存在する，あるいはパンが存在する”。この拠点はどこからのものであるか。質料因からのものである。その格率はつぎのとおり。

質料因が指定されれば、そこから生じる結果もまた指定されうる。

永続的質料における破壊的な論証はつぎのとおりである。“鉄が存在しない。ゆえに鉄製の武器は存在しない”。この拠点はどこからのものであるか。それは質料因からのものである。その格率はつぎのとおり。

永続的質料因が除去されれば、その結果もまた除去される。

永続的質料因の結果からの論証はつぎのとおりであり、それは構成的である。“鉄製の武器が存在する。ゆえに鉄が存在する”。この拠点はどこからのものであるか。それは質料因の結果からのものである。その格率はつぎのとおり。

永続的質料因の結果が、措定されれば、永続的質料もまた措定される。

一時的質料の結果からの論証はつぎのとおり。“牛が存在する、あるいはパンが存在する。ゆえに羊歯が存在した、あるいは粉が存在した”。“存在した”といったのは、一時的質料は永続的ではなく、それゆえ他の性質のものに変わってしまうからである。その格率はつぎのとおり。

一時的質料の結果が措定されれば、そうした質料そのものもかつては存在していたのでなければならない。

21. 形相とは、ものに存在を与え、さらにその存在を保持し続けるところのものである。形相因からの拠点とは、そうした原因からその結果へという関係である。構成的な場合はつぎのとおりである。“白さが存在する。ゆえに白いものが存在する”。この拠点はどこからのものであるか。それは形相因からである。その格率はつぎのとおり。

形相因が措定されれば、その結果もまた措定される。

破壊的なものはつぎのとおりである。“白さは存在しない。ゆえに白いものは存在しない”。この拠点はどこからのものであるか。それは形相因からのものである。その格率はつぎのとおり。

形相因が除去されれば、その結果もまた除去される。

これに対し形相因の結果からの拠点の方はいまのとは逆の形をとるであろう。

22. 目的とは、そのもののために他のあるものが生じる場合の“そのもの”のことである。目的因からの拠点とは、そうした原因からその結果へ

という関係である。その例はこうである。“至福はいいものである。ゆえに徳はいいものである⁽⁹⁾”。この拠点はどこからのものであるか。それは目的因からのものである。その格率はつぎのとおり。

なんであれ、そのものの目的がよいものであれば、そのものもまたよいものである。

またつぎのような論証も存在する。“罰はいとうべきものである。ゆえに罪はいとうべきものである⁽¹⁰⁾”。この拠点はどこから出発するものであるか。それは目的からである。その格率はつぎのとおり。

なんであれ、そのものの目的がいとうべきものであれば、そのものもまたいとうべきものである。

これに対し、目的因の結果からの拠点の方は、いまとは逆の形をとるであろう。

生成からの拠点について

23. 生成とは非存在から存在への進行のことをいう。生成からの拠点は、生成と生成されたものとの関係であってたとえばつぎのようなものである。“家の生成は有益である。ゆえに家は有益である”。この拠点はなから出発する拠点であるか。生成からである。その格率はつぎのとおり。

生成が有益であれば、それによって生成されたものもまた有益である。

また、

生成がわるければ、それによって生成されたものもまたわるい。

生成されたものからの拠点はいまのとは逆となるであろう。そしてその格率はつぎのとおりである。

生成されたものが有益であれば、その生成もまた有益である。

また、

生成されたものがわるければ、その生成もまたわるい。

消滅からの拠点について

24. 消滅とは存在から非存在への後退のことである。消滅からの拠点とは消滅と消滅したものととの関係であり、その例はつぎのとおりである。“家の消滅は悪い。ゆえに家はよい”。あるいは“アンチクリストの消滅はよい。ゆえにアンチクリストは悪い”。この拠点はなにからのものであるか。それは消滅からのものである。その格率はこうである。

消滅がわるければ、消滅したもののそれ自体はよい。

また、

消滅がよければ、消滅したもののそれ自体は悪い。

消滅したもののからの拠点はいまとは逆になるであろう。

効用からの拠点について

25. ここでいう効用とは、ものの作用あるいは効力のことであり、割ることが斧の効用であり、乗ることが馬の効用であるといった場合がそうである。効用からの拠点とは、効力とその効力を有するものととの関係であり、その例はつぎのようである。“乗ることは有益である、あるいは割ることは有益である。ゆえに馬は有益である、あるいは斧は有益である”。この拠点はどこから出発するものであるか。それは効用からである。その格率はつぎのとおり。

効用が有益であれば、その効用をもつものもまた有益である。

あるいは、“殺すことは悪である。ゆえに殺し屋は悪である”。この拠点はどこからのものか。効用からのものである。その格率はつぎのとおり。

効用が悪であれば、その効用をもつものもまた悪である。

随伴するものからの拠点について

26. 随伴は二つの意味をもつ。すなわち二つのものが、或るときは一方

が他方に継起するが、他のときには継起しない場合、それら二つは随伴するといわれる。その例は優雅な者と姦通者である。こうしたものからは、蓋然的拠点につくりあげられず、むしろ詭弁的拠点がつくられるだけである。しかし二つのものの一方が必ず他方に継起する場合がある。“後悔する”が“過ちを犯した”に継起する場合がそうである。そして蓋然的拠点はこちらの方からつくりあげられる。そしてその例は“彼は後悔している。ゆえに彼は過ちを犯した”である。この拠点はどこからのものであるか。随伴するものからのものである。その格率はつぎのとおり。

随伴するもののうちの後なるものがあるものに内属すれば、先なるものもまたそのものに内属する。

破壊的な論証はつぎのようなものである。“彼は過ちを犯さなかった。ゆえに彼は後悔をしていない”。この拠点はどこからのものであるか。随伴するものからのものである。その格率はつぎのとおり。

随伴するもののうち先なるものがあるものに内属しなければ、後なるものもまたそのものに内属しない。

付随的な拠点について

27. 付随的な拠点がなにかはまえに述べられた。⁽¹¹⁾ 付随的な拠点のうちあるものは、対立物からであり、あるものはより大なるものからであり、あるものはより小なるものであり、あるものは似たものからであり、あるものは類比的なものからであり、あるものは比喩からであり、あるものは権威からである。

対立物からの拠点について

さて、対立というものには四つの種類がある。すなわち関係的対立と反対的対立と欠如的対立と矛盾的対立である。関係的対立とは、一方が他方なしには存立しえないような反対であり、父と子がそうである。反対的対

立とは反対的に対立するものどうしの対立であり、白と黒がそうである。欠如の対立とは、ある同一のものをめぐって恢復不能な仕方では生成がおこなわれる場合であり、目をめぐっての視覚と盲目がそうである。矛盾の対立とは二つのものの間にその中間がけって存在しえないような対立である。そして実際、存在と非存在の間に中間者は存在しないのである。

関係的対立からの拠点について

28. 関係的対立からの拠点とは、相関関係にある一方の他方に対する関係である。これは構成的なものと破壊的なものがある。つぎの例がそうである。“父が存在する。ゆえに息子が存在する”およびその逆。“父が存在しない。ゆえに息子が存在しない”およびその逆。この拠点はどこからのものであるか。関係的対立からのものである。格率はつぎのとおり。

相関関係にあるものの一方が指定されれば、他方も指定される。

そして

一方が破壊されれば、他方も破壊される。

反対的対立からの拠点について

29. 反対的対立のあるものは中間者を介在させうるものであり、白いものと黒いものがそうである。というのもこの両者の間には中間色が存在するからである。もう一つのもは両者がじかに接するものであり、動物をめぐっての健康と病気がそうである。反対的対立からの拠点は、反対対立の一方と他方との関係である。構成的なものはつぎのとおりである。“動物は健康である。ゆえに病気ではない”。あるいは“この物体は白い。ゆえにこの物体は黒くない”。この拠点はどこからのものであるか。反対的対立からのものである。その格率はこうである。

反対的対立の一方があるものについて指定されれば、他方はそのものから分離される。

破壊的な論証は、中間者を介在させない反対の対立者が恒常の主語をめぐって互いに対立しあう場合に成立する。その例はつぎのとおりである。

“この動物は健康ではない。ゆえにこの動物は病気である”。この拠点はどこからのものであるか。それは、両者がじかに接するような反対の対立物からのものである。その格率はつぎのとおりである。

恒常的基体をめぐって、中間者の介在を許さない二つの反対の対立物があるとして、一方がその基体から分離されたならば、他の一方はおなじその基体に結合させられる。

欠如的対立からの拠点について

30. 欠如的対立がなんであるかは先に述べられた。⁽¹²⁾欠如的対立からの拠点とは欠如の所持に対する関係あるいは所持の欠如に対する関係である。そしてその例はつぎのとおりである。“彼は視力をもつ者である。ゆえに彼は盲目ではない”。あるいは“彼は盲目である。ゆえに彼は視力をもつ人ではない”。この拠点はどこからのものであるか。欠如的対立からのものである。その格率はつぎのとおり。

欠如的対立の一方がある基体について措定されれば、他方はそのおなじ基体から分離される。

破壊的論証は恒常的基体をめぐってのみ成立し、さらにそうした基体となる動物は生後いくばくかの時日を経過したものでなければならない。というのも、小犬は生後9日以内は盲目だとも視力をもつともいえないからであり、少年は生後一定期間内では歯があるとか歯を失ったとかがいえないからである。

矛盾的对立からの拠点について

31. 矛盾的对立からの拠点とは、矛盾的对立の一方の他方に対する関係であり、例はつぎのようなものである。“ソクラテスが座っていることは

真である。ゆえにソクラテスが座っていないことは偽である”。この拠点はどこからのものであるか。矛盾的対立からのものである。格率はつぎのとおり。

矛盾的対立の一方が真であれば、他方は偽である。そしてこの逆もまた成立する。

より大なるものからの拠点とより小なるものからの拠点について

32. ここでいうより大なるものとは、力あるいは能力の点で、他のものの上に立つもののことであり、より小なるものとは、それと同じ点で他のものの下に立つもののことである。より大なるものからの拠点とは、より大なるものの、より小なるものに対する関係である。この論証は常に破壊的である。その例はこうである。“王ですら城を攻略することができない。ゆえに兵士はもちろん攻略することができない”。この拠点はどこからのものであるか。それはより大なるものからのものである。その格率はつぎのとおり。

より多く内属するように見えるものが内属しないのなら、より小なるものもまた内属しない。

より小なるものからの拠点とはより小なるものの、より大なるものに対する関係である。この論証は構成的であり、その例はつぎのとおり。“兵士でさえ城を攻略することができる。ゆえに王もまた攻略することができる”。この拠点はどこからのものであるか。より小なるものからのものである。その格率はつぎのとおり。

より少く内属すると見えるものが内属するのなら、より大なるものもまた内属する。

似たものからの拠点について

33. 似たものからの拠点とは、似たものの一方から他方への関係である。

その例はつぎのとおり。“笑いうることがひとに内属しているように、い
ななきうることが馬に内属している。しかし笑いうことはひとの特有性
である。それゆえいななきうことは馬の特有性である”。この拠点はな
にからのものであるか。それは似たものからのものである。その格率はつ
ぎのとおり。

似ている二つのものについて同一のことがらが語られる。

破壊的なものの例はつぎのとおりである。“笑いうことがひとに内属す
るように、いななきうることが馬に内属する”。しかるに笑いうことは
類として、ひとに内属するわけではない。ゆえにいななきうことは類と
して、馬に内属するわけではない。この拠点はどこからのものであるか。
似たものからのものである。格率はまえに述べられた。しかしまたつぎの
ようにもいうことができる。

**もし似たものの一方が内属すれば他方のものも内属し、一方が内
属しなければ他方も内属しない。**

類比からの拠点について

34. 類比からの拠点とは類比的関係にあるものの一方が他方に対する関
係である。その例はつぎのとおり。“船の長が船に対するのとおなじ仕方
で、学校の長が学校に対する。しかるに船の指揮をおこなう船長はくじび
きによって選ばれるのでなしに、技術の有無によって選ばれる。それゆえ
学校の指揮をおこなう学長もまたくじびきでなしに技術の有無によって選
ばれる”。この拠点はどこからのものであるか。類比からのものである。
格率はつぎのとおり。

類比の関係にある二つのものについて同一のことが語られる。

この拠点が似ているものからの拠点と異っているのはつぎの理由による。
すなわち似たものからの拠点においては、比較は内属の類似性に従ってお
こなわれる。そしてその例は“笑いうことがひとに内属するように、い

ななきうることに馬に内属する”である。しかるに類比からの拠点においては、内属の類似性が注目されるのではなく、関係の類似性が注目されるのであり、たとえば“水夫が船に対するとおなじ仕方”で、学者が学校に対する”がそうである。

比喩からの拠点について

35. 比喩には二通りの意味がある。第1は、一つのことがらを意味する語あるいは句が、なんらかの類似性によって、ある他のものを意味するために比喩的に使用される場合であり、“牧場が笑っている”と語られるとき、“笑う”が“花盛りである”を意味するために比喩的に使用されるのがその例である。他方“海岸が耕やされる”が“くたびれもうけ”の意味つまり、むだ骨を折るときの意味に使用されるとき、その句は比喩的に使用されたといわれる。しかしこうした種類の比喩は詭弁的拠点に属し、蓋然的拠点には属しない。

第2は、一つのよりよく知られた語が、あまり知られていない語の代りに使用されるときである。そしてその例は、“哲学者はねたまない”を証明しなければならない場合に、“知者はねたまない”が比喩的に用いられる場合である。そしてこの意味での比喩は蓋然的拠点に属する。

比喩からの拠点は比喩として使用されたわかりやすい語からわかりにくい語への関係である。そして“知者はねたまない。ゆえに哲学者はねたまない”がその例である。この拠点はどこからのものであるか。それは比喩からのものである。この格率はつぎのとおりである。

よりよく知られた語を通じてあるものに適合するところのものは、
そのおなじものに、あまりなじみのない語を通じてもまた適合する。

この拠点が語の解釈からの拠点から異なるのはつぎの理由による。すなわち語の解釈からの拠点においては、語の定義あるいは記述あるいは釈義が

使用されるのであり、“哲学者”が“知を愛する者”というように釈義される場合がそうである。しかるに比喩からの拠点においては語の正確な釈義は二のつぎであって、あまり知られていない語のかわりによく知られている語が、提示された命題をうまく証明するために使用されるのである。

権威からの拠点について

36. ここでいう権威とは知者が自らの知によって下した判断のことである。それゆえこの拠点は通常、知者の判断からの拠点と呼ばれる。

権威からの拠点とは、権威とその権威によって証明されたものとの関係である。そして“天文学者が天球は回転すると語る。ゆえに天球は回転する”がそうである。この拠点はどこからのものであるか。権威からのものである。その格率はつぎのとおり。

なにごとにもそれぞれの分野の専門家のいうことに信頼すべきである。

中間的拠点について

37. つぎに中間的拠点について論じよう。それがなんであるかはまえに述べられた。⁽¹³⁾ 中間的拠点のあるものは同根語からのものであり、あるものは文法的变化をおこなう語からのものであり、あるものは区分からのものである。同根語とは文法的变化をおこなう語とは異なる。実際、同名同義語、あるいは語の主要部、あるいは付属物をとり去った語（それら三つはすべて同一のものである）はそれの派生語と同根語であるといわれる。そして“正”と“正しいもの”の場合がそうである。これに対し文法的变化をおこなう語とは、基本語からの文法的变化をおこなう語のことである。そして“正しい”と“正しく”がその例である。この区別はアリストテレスが⁽¹⁴⁾『トピカ』の第2巻で与えたものである。

同根語からの拠点について

38. 同根語からの拠点とは、同根語の一方から他方への関係であり、“正はよい。それゆえ正しいものはよい”がその例である。この拠点はどこからのものであるか。それは同根語からのものである。その格率はつぎのとおり。

同根語の一つに内属するものは、もう一つのものにも内属する。

あるいは

同根語の一つがあるものに内属すれば、そのものにもう一つのものもまた内属する。

文法的変化をおこなう語からの拠点

39. 文法的変化をおこなう語からの拠点とは、文法的変化をおこなう語のうちの一方と他方との関係である。そしてその例は“正しいのはりっぱなものである。ゆえに正しく生じるのはりっぱに生じる”およびその逆である。こうしてこの拠点は文法的変化をおこなう語からのものといわれる。その格率はつぎのとおり。

文法的変化をおこなう語の一方に適合することがらはもう一方にも適合する。

区分からの拠点について

40. 区分のうちのあるものは否定詞を使うものであり、“ソクラテスはひとかあるいはひとでないものかである。しかしソクラテスはひとでないものではない。ゆえにソクラテスはひとである”がそうである。この拠点はどこからのものであるか。それは区分からのものである。そしてその格率はこうである。

二つの述語が一つの主語をたがいに分かちもつとして、その一方

が指定されるとき、他方は除去される。

あるいは、

一方が除去されるとき他方は指定される。

区分のうちのもう一つのは否定詞を使わないものである。これには六つの方式があり、そのうちの三つは本質的なものであり、三つは偶有的なものである。第1は類を種に区分するもので、“動物のうちのあるものは理性的であり、あるものは非理性的である”がそうである。第2は全体をそれを構成する諸部分に区分することであり、“家のうちのある部分は壁であり、ある部分は屋根であり、ある部分は土台である”がそうである。第3は音声をいくつかの意味に区分することであり、“犬のあるものは吠えることのできるものであり、あるものは海の犬であり、あるものは天上の犬である。偶有的な三つのうちの第1は基体を二つの偶有性に区別するもので“動物のあるものは健康であり、あるものは病気である”がそうである。第2は、偶有性を二つの基体に区分するものであり、“健康なもののあるものはひとであり、あるものは獣である”がそうである。第3は一つの偶有性を二つの偶有性に区分するものであり、健康なもののあるものは熱く、あるものは冷たい”がそうである。

区分からの拠点は、一つの主語をたがいに分かちもつものの一方から他方への関係であり、“ソクラテスは理性的な動物あるいは非理性的な動物である。しかるに彼は非理性的ではない。ゆえに彼は理性的である”がそうである。こうしてこの拠点は区分からのものである。その格率はまえに述べたものとおなじである。

どの区分においても構成的論証と破壊的論証が似た仕方でおこなわれる。

第6巻 代表について

1. ことばのうちのあるものは複合的に語られ他のものは非複合的に語られる。複合的な場合は“ひととは走る”，“ひととは白い”である。非複合的な場合は“ひと”であり，こうした語は非複合的名辞といわれる。

さて非複合的名辞のそれぞれは，実体あるいは量あるいは質あるいは関係あるいは態動あるいは受動その他を表示する。

意味作用について

2. ここでいう名辞の意味作用とは，事物を規約によることばを通じて再現させることである。ところですべての事物は普遍的か個物的かであるから，普遍的なものをも個物的なものをも意味しないことばは，なにものをも意味しないということになる。それゆえそうした名辞はいま述べたような意味での名辞ではなくなる。そして全称記号や特称記号がそうした名辞の例である。

意味作用のうちのあるものは実体的な事物を意味するものであり，“ひと”のような名詞を通じておこなわれる。意味作用のうちのもう一つのものは付属的な事物を意味するものであり，“白い”や“走る”のような形容詞や動詞を通じておこなわれる。ところでそうした意味作用についていえば，ほんとうは実体的意味作用とか付属の意味作用というべきでなく，むしろある事物が実体的に表示されるとかあるいは付属的に表示されるというべきである。なぜなら，実体性や付属性は，意味された事物の様態であって，意味作用それ自体の様態ではないからである。

さて名詞の方は代表するといわれ，形容詞と動詞の方は連結するといわ

れる。

代表と連結について

3. 代表とは名詞をなんらかの事物に代るものとみなすことである。ところで代表と意味作用は異なる。というのも意味作用は音声に対して事物を意味するという仕事を課することであるのに反して、代表は、そのような意味作用をおこなう名辞を事物に代るものとみなすことだからである。そして“ひとが走る”といわれるとき、この“ひと”という名辞は、ソクラテスあるいはプラトンあるいはその他の人物を代表しているのである。それゆえ意味作用は代表に先だつものであって、両者は同一物に属するものではない。というのも、意味作用は音声に所属し、代表作用は音声と表示作用との複合したものである名辞に所属するからである。こうして代表と意味作用とは同じものとはいえない。

連結とは形容詞を、なんらかの事物に代るものとみなすことである。

代表の区分について

4. 代表のあるものは共通的であり、他のものは離散的である。共通的な代表は、“ひと”のような共通名辞によって生じるものである。離散的な代表は“ソクラテス”や“このひと”のような離散的な名辞によって生じるものである。

さらに共通的代表のあるものは本性的であり、他のものは偶有的である。本性的な代表とは、共通名辞を、その共通名辞が本性的にかかわりうるかぎりのすべての事物の代りとみなすことである。たとえば“ひと”という共通名辞は、自らの本性的な能力によって、かつてあったひとびと、いまあるひとびと、そしてこれからあるであろうひとびとのすべてを代表する。偶有的な代表とは、共通名辞を、それにたまたま付加された語が規定するかぎりのすべての事物の代りとみなすことである。たとえば、“ひとは存在

する”という場合の“ひと”という名辞は現に存在するひとびとだけを代表する。また“ひとが存在した”といわれるとき，“ひと”は過去に存在したひとびとだけを代表し，“ひとは存在するであろう”という場合は、これから存在するであろうひとびとだけを代表する。こうして“ひと”は“ひと”に附加される語が異なるに従って異った代表作用をおこなうのである。

5. 偶有的代表のうちのあるものは端的な代表であり、あるものは個体的代表である。端的な代表とは共通名辞を、共通名辞によって意味された一般的なものに代るものとみなすことである。たとえば“ひとは種である”とか“動物は類である”といわれる場合，“ひと”という名辞はひと一般を代表するのであって、下位にあるなんらかの個物を代表するのではない。また“動物”という名辞も動物一般を代表するのであって、下位にあるなんらかの個物を代表するものではない。そして“笑うことができることは特有性である”，“理性的なものは種差である”，“白いは偶有性である”といった場合における共通名辞についても同様である。

6. 端的な代表の第1は、主語の位置に立つ共通名辞のそれであり，“ひとは種である”がその例である。第2は、肯定命題の述語の位置に立つ共通名辞のそれであり，“すべてのひとは動物である”がそれである。述語の位置に立つこの“動物”という名辞は、端的な代表をおこなう。というのもこの名辞はほかならぬ類というものを代表するからである。第3のものは除外を意味する語の前に置かれた共通名辞のそれであり，“人間を除くすべての動物は非理性的である”がその例である。こうした場合の“ひと”という名辞は端的な代表をおこなう。したがって，“人間以外のすべての動物は非理性的である。ゆえにこの人間以外のすべての動物は非理性的である”という推論はまちがいである。実際ここでは端的な代表から個体的代表へ移行したという点で言語形式の誤謬を犯しているといえる。同様に“人間は種である。ゆえにある特定の人間は種である”もまちがいで

であり、“すべての人間は動物である。ゆえにすべての人間はこの動物である”もまちがいである。これらすべてにおいて端的な代表から個体的代表への移行という誤謬がみられる。

“対立する事物はすべて同一の学によって研究されるべきだ”といわれるとき、述語の位置に立つ共通名辞は端的な代表をおこなう。なぜなら、この“学”という名辞が端的な代表をおこなわないとすれば、誤謬が生じるからである。というのも対立する事物のすべてが一個の特殊な学によって研究されるというわけではないのであり、実際、医学という特殊な学はすべての対立する事物を研究するのではなく、健康と病気だけを研究するのであり、文法学は性、数、格、人称等の一致と不一致だけを研究するのであり、他の学についても同様だからである。

7. 個体的代表とは、共通名辞をその下位にある個物に代るものとみなすことである。たとえば“ひとは走る”といわれるとき、この“ひと”という名辞は自らの下位にある個物を代表する。

8. 個体に関する代表のうちのあるものは限定的であり、他のものは非限定的である。限定的な代表とは、“ひとは走る”といった場合のような、不定的な共通名辞を、また“あるひとは走る”といった場合のような特称記号をつけた共通名辞を、その下位にある個物に代るものとみなすことである。いまの二つの代表が限定的といわれるのは、いまの二つの命題のおのおのにおける“ひと”という名辞は、それ自体では走っているひとと走っていない人間のいずれをも代表しはするが、しかしいまの命題は、走っている人間についてのみ真であるからである。というのもある事物を代表するということと、命題がその事物について真であるということは別だからである。実際、いま述べられた例についていわれたように“ひと”という名辞は走っているひとと走っていないひとの両方を代表するが、命題は走っているひとについてのみ真であるからである。ところでいまの二つのどれもが限定的代表であることは明らかである。というのも、“動物はソ

クラテスである。動物はプラトンである。動物はキケロである。以下同様。ゆえに動物はどのひとでもである”といわれるとき、そこには多数の限定的代表から一つの限定的代表への移行という言語形式上の誤謬が存在する⁽¹⁾とみなさざるをえないからである。こうして、いまの場合“動物”という不定的な共通名辞は限定的な代表をおこなう。そして特称記号をもった共通名辞の場合も同様である。

9. 他方、非限定的代表とは、共通名辞を、全称記号を使用することによって、多くの個体に代るものとみなすことである。たとえば“すべてのひとは動物である”といわれる場合、この“ひと”という名辞は、全称記号を付加されることによって、多くの人間を代表する。なぜならこの名辞は、この名辞が代表しうるもののいずれをも代表するからである。

⁽²⁾さらに、非限定的な代表のうちのあるものは記号によって非限定的であり、あるものは記号なしで非限定的である。すなわち、“すべてのひとは動物である”といわれる場合、この“ひと”という名辞は全称記号によって非限定的である。つまりこの名辞は名辞の代表しうるもののどれにも周延される。ところでどのひとも存在性をもっているから、いまの“ある”という動詞は、“ひと”という名辞が代表するひとの数と同数の“存在するもの”を、記号なしに代表する。またどのひとも動物性をもつから、“動物”という名辞は、いまの場合、“ひと”という名辞が代表するひとの数と同数の、そして“ある”という動詞が代表する“存在するもの”と同数の動物を記号なしに代表する。こうしてそこでは“ひと”という名辞は、可動的に非限定的で周延的な代表作用をもつといわれる。ここで非限定的で周延的といわれたのは、“ひと”という名辞がすべてのひとを代表するからである。また可動的といわれるのは、“すべてのひとは動物である。ゆえにソクラテスは動物である”あるいは“すべてのひとは動物である。ゆえにプラトンは動物である”の場合にみられるように任意の個体的対象への下降的運動が可能だからである。これに反し、“動物”という名辞は、

固定的に非限定的であると一部のひとびとはいう。なぜなら、“すべてのひとは動物である。ゆえにすべてのひとはこの動物である”のような下降は許されないからである。実際こうした下降においては端的な代表から個体的な代表への移行という誤りがみられるのであり、それはちょうど“ひとは万物の中でいちばん尊⁽³⁾とい”とか“ばらは花の中でもっとも美しい。ゆえにある特定のばらが花の中でもっとも美しい”の場合と同様である。とはいえ後の2例では端的な代表が主語の位置でおこなわれているのに反して、最初の例では述語の位置でおこなわれているという点でいちおうの違いは存在するといえよう。

若干の疑問点

10. いま述べたことは前に述べたことと矛盾するようにみえる。というのも前に⁽⁴⁾“すべてのひとは動物である”という命題において、述語の位置に立つ“動物”という名辞は端的な代表作用をおこなうといわれたのに反して、いまはそれが固定的に非限定的な代表をなすといわれたからである。そうした疑問に対して一部のひとびとはつぎのように答える。この動物という類は種について述語づけられ、それゆえこの“動物”という名辞はある一般的なものつまり類を代表する。そしてそうした限りにおいてこの名辞は端的な代表をおこなう。しかし類という一般的な性質が、人間という名辞によって代表される多くのものによって個別化されるという限りにおいては“ひと”という名辞は非限定的な代表をもつといわれる。ただしこの場合の非限定的な代表は可動的ではなく固定的である。というのも、可動的に非限定的な代表は同一の観点においても異った観点においても、端的な代表と共存しえないが、固定的に非限定的な代表は、前述のように、同一の観点においてはとにかくとして、異った観点においては共存しうるからである。

“すべての人間は動物である”のような主語に全称肯定記号をもつ命題において述語の位置に立つ名辞が一方において端的な代表をおこない、他方において固定的な不確定的代表をおこなうという二面性を信じるひとびとにとってはそこに生じるみせかけの矛盾を以上のような仕方では解決せざるをえないであろう。

11. しかしそうしたひとびとの考えに対し私は主語に全称肯定の記号を付した“すべてのひとは動物である”とかそれに類似の命題の述語の位置に立つ共通名辞が、固定的であれ可動的であれ非限定的代表をおこなうことは不可能である⁽⁵⁾と考える。なぜなら、(1) ポルフィリウスも述べているように、述語はいつもその外延において主語より大であるかあるいは等しい。もちろんその際、ポルフィリウスは本質的な述語づけのことを念頭においている。ところで“すべてのひとは動物である”において、述語づけは本質的であり、さらに主語と述語は外延において等しくはない。したがって述語の方がより大である。ところで述語は偶有的でない。したがって実体的つまり本質的である。それゆえ類あるいは種差である。しかし種差ではない。したがってそれは類である。しかし類という性質は、それが可動的であれ固定的であれ個別化されることによって、類ではなくなる。ところで“すべてのひとは動物である”といわれるとき、そこでは類が述語となっているから、そうした類の性質を意味する共通名辞が可動的であれ固定的であれ、個別化されることは不可能である。というのも共通名辞は類という性質を意味するのに、それがいまや類ではなくなったからであり、それは“ひと”が可動的であれ固定的であれ、非限定的代表をおこなうときに、もはや種ではなくなるのと同様なのである。

(2) さらにいまとおなじ結論がアリストテレスの『ソピスト的論駁』の第1巻⁽⁶⁾からでもでてくるであろう。すなわちアリストテレスによれば主語と述語は换位可能かあるいは可能でないかでなければならない。换位可能ならその述語は定義の特有性である。换位不可能なら、その述語は定義の1

部分かそうでない。定義の 1 部分でなければその述語は偶有性である。定義の 1 部ならその述語は類か種差である。ここでアリストテレスは、正常な述語づけのことを念頭においている。すなわち、種が主語となっているか、あるいは種が個別化されている場合のことを考えているのである。しかしながら“すべてのひとは動物である”の場合、述語づけは正常であり、種が主語となっている。また述語は主語と外延を等しくせず、偶有性でもない。したがって述語は類か種差である。しかし種差ではない。したがって類である。それゆえまえとおなじ結論に達する。つまり共通名辞が述語の位置に立つとき、可動的であれ固定的であれ、非限定的であることは不可能である。

(3) さらに、普遍的全体つまり類と、量的全体とはまるっきりちがったものである。ところで量的全体には 2 種類ある。一つは完全なものであり、共通名辞が可動的な非限定的代表をおこなう場合がそうである。もう一つは不完全なもの、つまり制限されたものであり、共通名辞が固定的に非限定的な代表をおこなう場合がそうである。したがって共通名辞が無制限的に個別化された場合には、無制限的な量的全体が生じており、共通名辞が制限的に個別化された場合には、制限的な量的な全体が生じているといえる。しかるに、量的全体がどちらの仕方でも生じたものであるにせよ、類がそうした量的全体であることは不可能である。それゆえ述語の位置に立つ共通名辞が非限定的代表をおこなうことは不可能である。そしてこの結論もまたまえの結論とおなじである。

つぎに、(4)下位にあるものが上位にあるものへ還元される方法と上位にあるものが下位にあるものへ還元される方法とはまるっきり正反対である。第 1 の方法では“一般的なもの”はその本来の意味を保ち続ける。というのも一般的なものはそれ自身の中に自らの下位にあるすべての個物を取り込んだとしても自らはなんの変化も蒙らないからである。しかし第 2 の方法では、一般的なものは、“個別化”され、あらゆる個物を、つまり任意

のものを非限定的に代表する。それゆえ類がもし、その本来の意味すなわち一般的なものという意味を保ち続けるべきなら、その限りにおいては類が個別化されるということは不可能である。

以上四つの議論のすべてをわたしたちは承認するものである。

解 決

12. 以上四つの議論が攻撃的とした主張のもつ誤謬を摘発することは容易である。彼らはこう主張する。“すべてのひとは動物である”といわれるとき、おのおののひとは自らの存在性と動物性をもつ。というのもひとというものは動物であることなしにはひとでありえないからである。だとすると、“動物”という名辞は“ひと”という名辞が代表しているひとびとと同数の動物を代表するはずである。しかし彼らのそうした議論にはなんの説得性もないとわたしたちは主張する。なぜなら“すべてのひとは白い”とか“すべてのひとは黒い”といわれる場合でも、ひとは動物であることなしにひとびとはありえないということからみて、“ひと”という名辞が代表しているひとびとと同数の動物あるいは動物性は、主語であるひとの中にのみ存在するといわねばならないからである。

したがって、多数の動物性が生じることは述語の個別化によるものだと主張すれば誤りとなるだろう。というのもいまの場合述語は“白い”や“黒い”だからである。実際、“ひと”は自然学的ではなく、論理的にいえば、“動物”と“理性的”から構成されているので、“ひと”は自己自身の力で自らの中に“動物”をもつのである。それゆえそうした“ひと”が個別化されたとき、“ひと”は個別化された動物性を自分自身の中に保持するのである。そしてそのことは、“すべてのひとが白い”とか“すべてのひとは黒い”といわれるときに、“ひと”が個別化された動物性をけって述語から得るわけではないということからも明らかなのである。

“すべてのひとは動物である”のように、述語が類の場合でも事情はい

まとおなじである。すなわち個別化された動物性はついさっきいわれたように、この命題の主語である“ひと”の中にのみ存在する。そして述語の位置に立つ類つまり“動物”は、可動的であれ、固定であれ、けっして非限定的な代表作用をもちえず、ただ、多数の個物の述語となりうる一般的な類の本質だけを代表するのである。それゆえ“動物”は述語ではあるが、しかも主語の中に含まれているのであり、このことは“すべての理性的で可死的な動物は動物である”という命題をみても明らかなのである。

同様に私は“ある”という動詞も、可動的であれ固定的であれ、非限定的代表をおこなわないと主張する。なぜなら、動物がひとの中に存在するということが、“ひと”が現勢的にであれ潜勢的にであれ動物の主語として立つ以前にすでに主語それ自体の内に含まれているといったさっきの場合と事情はまったくおなじだからである。⁽⁸⁾

以上のような理由によってわたしたちは先に提案された区分⁽⁹⁾、すなわち非限定的な代表を、記号を付したものと付さないものとに分けるという区分を廃棄しよう。そしてわたしたちは非限定的な代表はすべて記号によるものだと言おう。たとえば“すべての理性的で可死的な動物は動物である”において“動物”という名辞は、記号が付されることによってひとであるところのすべての動物を代表する。同様に、“すべてのひとは動物である”において、“ひと”という名辞はすべてのひとを代表するだけでなく、ひとであるところのすべての動物を代表する。それゆえ自然学的ないい方をすれば人間性の存在する数だけ動物性も存するということになる。もちろん論理的に言えばすべての個々人を通じて一つでしかも同一の人間性が存在するだけである。そしてそれはひと一般が一つでしかも同一なのとおなじことである。それゆえこの動物性が存在するとかあの動物性が存在するといわれるのは形相においてではなく質料においてそういわれるのである。こうして自然学的には私の人間性は独立したものであり、あなたの人間性とは区別される。そしてこれは私の中でも私の人間性をつ

くりだす私の靈魂が、あなたの中であなたの人間性をつくりだすあなたの
靈魂から区別されるのとおなじである。⁽¹⁰⁾ こうして“すべての”という記号
は“ひと”に対して非限定的な代表をおこなわせるが、“動物”に対して
はおこなわせない。とはいえこの“動物”に関していえば、“ひと”は、
ひとの種差によって“ひと”へと縮小させられた限りでの“動物”なら非
限定的に代表することも可能である。

こうして非限定的代表は必ず全称記号によるものであるということがで
きる。

第7巻 誤謬について

前 置 き

討論の定義について

1. 討論とは、提出された問題を究明するために一人の人間がもう一人の人間を相手にしておこなう推論を使つての活動である。ところで討論のためにはつぎの五つ、すなわち討論活動を起こす発端つまり異議提出者、討論活動を受けとめる相手方つまり応答者、討論の対象となる問題、討論の活動それ自体、そして討論のための道具が必要とされるから、上述の討論の定義にこれら五つが出てきたのである。すなわち“活動”ということばで討論の活動が言及されている。“推論を使つての”という種差によって、その活動が推論にもとづくということが言及されており、この推論が討論の道具であるということが意味されている。“一人の人間”という種差によって、討論活動の発端が意味されている。“もう一人の人間を相手にして”という種差によって、討論活動を受けとめる相手方つまり討論において攻撃を蒙る側が意味される。“提出された問題”という種差によって、討論の主題つまり討論の対象が意味される。

2. このように上述の記述において五つの項目が書き込まれている。しかしそれになお“究明する”という種差が第6番目として書き込まれている。そしてこの6番目は、討論の活動とその対象との合一のことにほかならない。ところでこの合一とは、討論の活動と討論の対象を結合させることであり、これは“見る”という活動と“可視的なもの”つまり見る対象との結合によって、“見ること”と“可視的なもの”との合一が意

味されるのとおなじことなのである。しかるにそうした合一の結果、可視的なものはもはや潜勢的なものにとどまらないで、現実的に見られるようになる。それゆえ、討論の活動がその対象と合一の結果、討論可能なもの、つまり討論の対象に到達可能なものも、もはや潜勢的なものにとどまっていなくて現実的に討論される、つまり討論の対象に現実的に到達するようになるのである。

3. もしだれかが、帰納法こそが討論の道具であり、同一のことがらに対して複数の道具が存在することはできないから、三段論法は討論の本来的な道具ではないといって異議を唱えるならば、活動に対する道具には、完全なものと不完全なものの二種類があると答えねばならない。ちょうど文法において、一義的でよく整った文が弁論の完全な道具であり、他方比喩的な文がその不完全な道具であるのと同様に、三段論法は討論の完全で無欠な道具であるのに対し、帰納法、それに省略三段論法や例示法はその不安全な道具なのである。それゆえ一つの活動に対する完全な道具は一つであって複数個ではないが、不完全で欠けたものは複数個存在しうるのである。

討論の区分について

4. 討論の種類に四つある。一つは学問的であり、一つは弁証論的であり、一つは試案的であり、一つは詭弁である。

5. 学問的討論とは、防衛者の勝手に立てた原則からではなく、個々の学科に固有な諸原理から三段論法的に出発する討論である。そしてこうした討論の道具は証明的三段論法である。三段論法は、それが真なる第一原理から出発するとき、あるいは真なる第一原理から認識の根拠を仰いだような前提から出発するとき、証明的といわれる。これに対してもう一つの三段論法が存在するが、これはまちがった仕方で使用された諸原理から出発するものであって、誤って使用された三段論法と呼ばれる。

6. 弁証論的討論とは、確からしいものから出発し、それゆえ多くの対立点を含みうるような討論である。そしてこの討論の道具は弁証論的推論である。ところで弁証論的推論とはといえば、それは確からしいものから出発する推論のことである。

7. 試案的討論とは、防衛者の出たために立てた原則から出発するものであり、それはいい可減な知識しかもっていない人だけが使うものである。こうした討論の道具は試案的推論である。ところで試案的推論とはといえば、それは防衛者にとってのみ確からしいと思えるものから出発する推論である。したがって実際は必然的なものからであっても、そしてほんとに確からしいものからであっても、それらにおかまいなしに、ただ防衛者が確からしいと思いこんだものから出発するのが試案的推論なのである。この試案的推論についてアリストテレスは『トピカ論』の始めで触れているが、そこで彼は推論を三つに分け、第3番目の争論的推論をさらに二分している。そしてそのあとでつぎのように述べている。“いま挙げられたもののうちの第1番目のものが争論的推論であり、しかも見かけだけでないほんとの推論なのである”⁽¹⁾。

8. 以上の説明から一部のひとたちが提出した疑問のあやまりであることが明らかとなったであろう。というのにもかかは、アリストテレスが『ソピスト的論駁』の始めにおいて討論の区分をおこなう際に試案的討論に触れているのに、なぜ『トピカ』の冒頭で推論の区分をおこなった際に試案的推論に触れていないかを疑問としているからである。実際試案的討論とは、素材の点で誤まりを犯している推論と称せられているものである。とはいえここでのいう素材的な誤りとは、弁証論的推論における素材的誤りとはちがう。というのも弁証論的推論の場合の素材的誤りは、（通常いわれるように）偽なるものから出発するものだからである。それゆえ試案的推論は、にせの確からしさから出発するものだといわねばならない。しかし弁証論的推論は正真正銘の確からしいものを前提とするのである。そし

てこの正真正銘の確からしいものとは、すべてのあるいは大多数の知者にとって、またすべてのあるいは大多数の著名人にとって確からしいと思われることがらである。しかし試案的推論は、そのような意味での確からしいものをではなくて、防衛者によってのみ確からしいものを、したがって条件つきでの確からしいものを前提としてもつのである。それゆえ試案的推論はにせの確からしさにもとづくといえるのである。

9. 詭弁的討論とは、確からしくみえはするがほんとうはそうでないものから推論する討論である。そしてこの討論の道具は詭弁的推論である。ところで詭弁的推論とはいえば、それは推論にみえはするがその実推論ではないものである。これに対し、『ソピスト的論駁』にいわれているところの、一見したところ事態に適合しているようにみえるが実際は適合していない争論的推論が試案的推論であり、この推論についてはたったいま述べたばかりである。

10. このようにして“討論”が4種類にわたって順に述べられ、その記述もその順番におこなわれた。実際、アリストテレスも『ソピスト的論駁』において討論そのものを定義せず、ただ討論を区分しているだけである。⁽⁴⁾ というのも一義的に語られるものについての定義は可能であるが、順を追って多義的に語られるものについての定義は不可能だからである。とはいえ、順を追って語られるものに対して記述を与えることは十分に可能なのであり、実際にそうした記述がいま順番におこなわれたのである。

11. もし前述の4種の討論のうちのどれがより先なる意味で討論といわれ、どれがより後なる意味で討論といわれるかと尋ねられれば、討論についての上述の記述にあらわれる種差を観察すれば容易にわかると答えよう。すなわち、“討論”を“一人の人間がもう一人の人間を相手にしておこなう”という種差から考察すればよいであろう。さてこの種差によって、お互いに対立しあう2人の討論者が意味されるのであるが、もともと反対者と応答者との間の対立は詭弁の場合においてもっとも甚しい。それゆえ

“討論”はそうした意味においては、詭弁的討論が一番先であり、試案的討論がそれに次ぐ。というのも試案的討論においても対立は存在するが、詭弁的討論におけるほどは激しくないからである。そして第3番には弁証論的討論がやってくるが、そこでは対立はもっと少くなっている。そして最後に学問的討論がくるが、ここでは問いを立てずに、ただ証明されたことを受け入れるだけである。しかしそれ以外の三つの討論はすべて問いを立てることから出発するのである。ところでこんどは、“討論”を推論的活動という点から考察しよう。するとさっきとは正反対の順序になるであろう。というのも、こんどは学問的討論が一番先で、つぎが弁証論的、つぎが試案的、最後が詭弁的となるからである。また、“討論”を、その目的、つまり提出された問題の究明という目的の観点から考察してもいまのような順序になるであろう。すなわち、学問的討論が、究明および証明にかけてはもっともすぐれており、弁証論的討論がそれにつぎ、試案的がそのつぎであり、詭弁的が最後となるのである。

12. 学問的討論の一つの種は数学を使つての討論であり、もう一つは自然言語だけを使つての討論である。そしてこれらの双方ともまた多くの種に分けられる。証明的推論についてもいまと同様の区分がなされる。

弁証論的討論はまず三つの種類に区分される。第1は、危険除去をめざすものであり、これは防止的討論といわれる。第2は訓練のためのものであり、これは練習的討論といわれる。第3は哲学的な諸学科のためのものである。弁証論的推論もいまとおなじような仕方では三つに区分される。ところでいまの第3の討論はさらに四つの種類に区分される。第1は、偶有性を構成したり破壊したりするものであり、第2は類を、第3は特有性を、第4は定義をそれぞれ構成したり破壊したりするものである。そして第3番目の弁証論的推論の方もまた第3番目の弁証論的討論とおなじように四つの種類に区分される。

つぎに試案的討論はまず二種類に分けられる。第1は、各科に共通の原

理から出発し、同じく各科に共通の結論へ向かうものであり、弁証論的な問題や詭弁の問題における試案がそれである。第2は各科共通の原理から、特定の科に特有な結論へと向かうものであり、幾何学や算術や医学といった専門的学科における試案がそうである。そして試案的推論の方もいまとおなじように二つの種類に分れる。すなわちその一つは共通の原理から他の共通の結果へと向かう試行的推論であり、もう一つは共通の原理から各科に特有の結論へと向かう試案的推論である。

詭弁的討論とその目標について

13. 詭弁的討論は五つの種類に分けられる。そしてこれら五つは詭弁的討論がめざす五つの特別なゴールあるいは目標に従って配列される。そしてそれら五つの目標とは、論駁、虚偽、パラドックス、破格、反復である。

14. 論駁とは、同一の討論において、以前に承認されたことがらを議論によって否定すること、あるいは以前に否定されたことがらを議論によって認めさせることである。

15. “虚偽”は二通りの意味で語られる。一つは“ソクラテスは走りそして走らない”のように、矛盾的虚偽の場合である。そしてもう一つは“エチオピア人は白い”のように命題が偽である場合である。第1のものはすべての虚偽の中でもっとも明白なものであり、これはむしろさっきの論駁に所属する。これに対して第2のものは、それが明白な虚偽である限りにおいて、討論の目標に所属するのである。それゆえ、虚偽は、討論の目標であるかぎり、討論によって証明された明白な虚偽である。というのも、たとえ詭弁において反对者が応答者をあまり明白でない虚偽——たとえば“地球は目で見えるもっとも小さな星よりは大きい”——へと追い込んだとしても、目標に達したとはいえないからである。なぜならそうした命題の虚偽性は明白なものではないからである。また明白に虚偽なる命題であっても応答者がそれを気まぐれに認めただけであって、なんらかの真

実なあるいは見かけ上真実な推論によって強制されたのでなかったなら、反対者は自らの目標に達したとはいえないのである。

16. パラドックスとはすべてのあるいは大多数の知者の意見、そしてさらにすべてのあるいは大多数の著名人の意見に反する考えのことである。それゆえパラドックスと確からしくない考えとは指示対象においてはおなじであり、ただ意味合いにおいて異っているだけである。すなわち確からしくない考えとは本当らしくないことが明白な命題という意味で使われているが、パラドックスの方は、だれの心もそうしたものを了解しようともせず、同意しようともせず、ただそれを避けたり斥けたりするという意味で使われているのである。

17. 破格とは単語どうしの結合に際して犯された文法規則の違反であり、*vir alba* や *homines currit* (Men runs) がそうである。⁽⁵⁾

18. 反復とは、同一の単語が同一の場所で無益にくりかえされることで、“ひとひとが走る”や“理性的なひと”がそうである。“同一の場所で”といわれたのは、おなじものでも、違った場所に置かれているなら反復とはいえないからであり、それは“ひとはひとである”や“ひとは理性的である”がそうである。また“無益にくりかえされる”といわれたのは、おなじ単語が断定をいっそう強めるためにくりかえされたのなら反復とはいえないからであり、“神よ、わが神よ”⁽⁶⁾という場合がそうである。

19. そうして詭弁的討論の第1番目は論駁を目標とする詭弁的討論であり、第2番目は虚偽を目標とするものであり、第3番目はパラドックスを、第4番目は破格を、第5番目は反復を目標とするものである。詭弁的推論の方もまた、いまとおなじ仕方でも5種類に区分される。

20. 種は類の下において、つぎのような二つの仕方で構築されるということに留意しなければならない。すなわち第1は、種が、類に付加される形相的種差によって構築される場合で、“理性的”や“可死的”が“動物”に付加されることによって“ひと”が構築されるのがその例である。もう

1つは、類に付加された目標によって、類の下で種が構築される場合である。そして詭弁的討論の種はこの2番目のやり方で構築されたのである。こうしたやり方はアリストテレスが『ソピスト的論駁』⁽⁷⁾で採用したものであり、彼は討論の方をまず四つの種類にわかし、その最後の種類に五つの目標を付加することによって、現在問題にしている詭弁的討論を上述のように五つの種類に再区分したのである。

21. こうして討論は四つの種類に分割され、それら四つのおのおのはさらにいくつかの種に再分割され、したがって詭弁的討論もまた上述の五つの種類に分割された。ただしこれら五つは詭弁的討論の五つの目的あるいは目標に従って順番につくりあげられ構築されたことは上述のとおりである。ところでこれら五つの目的あるいは目標は、まえに述べられたことから明らかなように、詭弁的討論自体の直接的な目的ではなしに、そうした討論の五つの種類のそれぞれの目的である。それゆえ詭弁的討論自体の直接的な目的はみせかけの知であるということを申し添えなければならない。というのも、詭弁家たちは自分たちが知者であるが知者には見えないといった状態よりは、知者ではないが知者にみえるといった状態を好むからである。それゆえすべての詭弁的討論においては、みせかけの知が求められ、そうした知が詭弁的討論それ自体の直接的で主要な目標とされるのである。

13個の誤謬推理について

22. 詭弁的討論の目標がわかったので、つぎはそうした目標を達成するための手段つまり、誤謬推理を考察しなければならない。実際、目標というものは意図においては先であるが、実行においてはより後となるものである。というのもひとはまず家を得んと意図し、その後木材と煉瓦と石を得んと意図するからである。これに反し、実行においては順序は逆となる。というのもまず、煉瓦と石と木材が家の諸部分を構成するために集め

られ、最後にいたって家がつくりあげられるからである。詭弁的討論においても事情はおなじである。すなわちわたしたちはまず究極的な目標を意図し、その後、その目標を達成するための手段を意図する。しかし現に討論をおこなっている最中においては、順序は逆となる。それゆえ、弁証論は推論の目標がある一般的通念が弁証論的論拠からえられた論証によって達成されるのと同様に、詭弁的討論の目標であるみせかけの知は詭弁的論拠からえられた論証によって達成されるのである。

23. 詭弁的論拠は全部で13個の誤謬推理からなる。そしてそのうちの6個は言語上の誤謬であり、7個は言語外の誤謬である。そこでまず言語上の誤謬から始めよう。

言語上の誤謬について

24. 6個の言語上の誤謬のうちの第1は二義性であり、第2は文意不明確であり、第3は言語の結合、第4は言語の分離、第5は抑揚、第6は表現形式である。言語上の誤謬が6個であることを、アリストテレスは帰納法と三段論法の両方で証明しようとした。⁽⁸⁾ 帰納法によるものはつぎのとおり。二義性の誤謬はそれら六つの様式のある一つによって成りたつ。同様に文意不明確も6つの様式のある一つによって成りたつ。そして以下も同様。それゆえ言語上の誤謬はどれも、それら六つの様式のどれかによって成立する。三段論法によるものはつぎのとおり。同一の語あるいは文によって同一のものが意味されないということから生じるごまかしのすべては、六つの様式のどれかによって成りたつ。しかるに言語上の誤謬のすべては、同一の語あるいは文によって同一のものが意味されないということから生じる。ゆえに言語上の誤謬のすべては、六つの様式のどれかによって成りたつ。これは三段論法の第1格第1式である。大前提の証明。語の多義性はすべて、六つの様式のどれかによって成立する。しかるに同一の語あるいは文によって同一のものが意味されないということから生じるごまかし

のすべては、語の多義性から生じる。ゆえに同一の語あるいは文によって同一のものが意味されないということから生じるごまかしのすべては、六つの様式のどれかによって成立する。そしてこれが大前提であった。小前提の証明。言語的なまやかしはすべて、同一の語あるいは文によって同一のものが意味されないということから生じる。しかるにすべての言語上の誤謬は言語的なまやかしから生じる。それゆえ言語上のすべての誤謬は同一の語あるいは文によって同一のものが意味されないということから生じる。そしてこれが小前提であった。そしてこれら二つの三段論法はともに第1格第1式であった。

(9)
25. アレクサンドロスが『ソピスト的論駁』の註釈で述べたように、多義性という語には三つの意味があることに留意していただきたい。一つは現勢的であり、一つは潜勢的であり、一つはまやかしの多義性である。現勢的多義性とは、同一の語あるいは文が多くの意味を端的に表示する場合がそうであって、二義性と文意不明確がその例である。そしてこの二つにおいて多義性は現勢的だといえる。潜勢的およびまやかしの多義性はしかるべき箇所⁽¹⁰⁾で説明することにしよう。多義性の本来の意味は、潜勢的な場合よりは現勢的な場合においてよりよく把握され、まやかしの場合よりは潜勢的な場合においてよりよく把握されるから、まず、現勢的多義性をもつ誤謬について論じ、つぎに潜勢的多義性を含む誤謬について論じ、まやかしの多義性の方は最後に論じることにしよう。

二義性について

誤謬の定義について

26. 以上のことが確認できたので、いよいよ二義性つまり二義性の誤謬について述べよう。しかしここでまず、誤謬が二通りの意味で使われることに注意しよう。すなわち誤謬はある意味では、ひとの心の中に生じさせ

られたあざむきであり、もう一つの意味ではそうしたあざむきの原因あるいは起源である。そしてここでは誤謬という語を第2番目の意味で用いることにしよう。

27. つぎに、そうした2番目の意味での誤謬において原因あるいは起源が二通りの意味をもつことに注意しなければならない。すなわち、第1は、“しかじかであるようにみえること”の作動的起源、能動的起源であって、これらは一括して“しかじかであるように思わせること”の起源と呼ばれる。もう一つの原因あるいは起源は、“しかじかでないこと”の原因あるいは起源、そしておなじことであるが虚偽の原因である⁽¹¹⁾。こうして、どの誤謬においても一般にしかじかであるようにみえることの作動的起源あるいは原因とは、しかじかでないものをしかじかであるようにと信じこむようにさせるものだといえる。また“しかじかでないこと”の起源あるいは虚偽の原因とは、しかじかであると信じこまされたことがらが実はそうではないということの原因だといえる。

このようにどんな誤謬においても二つの起源つまり二つの原因が存在するから、二義性の誤謬においてもまた、そうした二つが存在しなければならない。さて二義性における“しかじかであるように思わせること”の作動的起源あるいは原因は、端的に同一な語句の単一性である。いま“端的”ということばを使ったのは、抑揚を考慮してそうしたのである。というのも、のちほど明らかになるように、字面はおなじでも、抑揚が異なる語句は端的におなじとはいえないからである。つぎに二義性における“しかじかでないこと”の起源すなわち虚偽の原因は、意味あるいは意味対象の多様性である。

二義性の定義について

28. こうして二義性はつぎのように定義される。すなわち二義性とは、端的に同一な語句の中に事物の異った意味が存在するときに生じることが

らである。ところでいまの定義における“事物”とは定義の事物であって、これは事物そのものと、事物の様態（これには2種類ある）と、事物どうしの関係を意味する。事物そのものとは、“犬”という名詞の場合で、この名詞は吠えることのできる犬と海の犬と星座の犬を意味する。事物の二種の様態についていえば、その一つは副次的な意味作用の諸様態⁽¹²⁾であって、この作用によって語は付帯的な意味を指し示す。そしてもう一つの方は本来的な意味作用の諸様態であって、“健康的”という語がその例である。すなわちこの“健康的”はたしかに常に同一の健康性つまり動物の健康性を意味するが、その場合さまざまのことがなった様態に従ってその同一なものを意味するのである。つまりたとえば“尿は健康的である”といわれるとき、その意味は“尿は健康の指標である”であるが、やはり動物の健康にかかわっていることは確かである。また“この食物は健康的である”といわれるとき、その意味は“この食物は健康をつくりだすものである”であるが、やはり動物の健康にかかわっている。また“治療や体重調節用の規定食が健康的である”の場合も動物の健康にかかわっているが、それはそうした規定食が動物の健康をもたらしものだからである。さらに“この飲物は健康的である”もそうであり、それはこの飲物が動物の健康の下ごしらえをするものだからである。こうして健康そのものはどの場合も同一であるが、その様態が異っているのである。実際、“健康的”が動物について語られるとき、この語は動物という基体の健康性あるいは動物という基体の中の健康性を意味する。しかし“健康的”が尿について語られる場合、健康の徴候としての尿について語られるのであり、食物については、健康をつくりだすものとしての食物について語られるのであり、規定食については、健康を保持するものとしての規定食について語られているのであり、飲物については、健康の下ごしらえをするものとしての飲物について語られるのである。そして以上すべてはその様態を異にしているのである。第3番目、すなわち事物どうしの関係は、のちの

誤謬推理でみられるように、さまざまの種類の因果関係をあらわす前置詞の中でみられるものである。⁽¹³⁾

二義性についての第1の意味での誤謬⁽¹⁴⁾に関しては、いま述べた二つの起源つまり二つの原因だけでは不十分であり、語のさまざまな意味を区別する能力がわれわれ人間の中に不足しているという事実がなお必要である。それゆえ第1の意味で把握された二義性の誤謬は以下のように定義される。二義性の誤謬とは、端的に同一な語のさまざまな意味を区別する能力をひとびとが欠くということから生じたあやまちである。

二義性の区分について

29. 二義性の種類分けは二通りの意味に解されるであろう。すなわちアリストレスもいおうとしているように、⁽¹⁵⁾その第1は、二義性に対してだけの種類分けであり、第2は二義性と文意不明確をこみにしたものに対する種類分けである。とはいえそのどちらの意味においてもアリストテレスは二義性の種類あるいは様態は三つだけだと述べているのである。⁽¹⁶⁾

第1の種類について

30. 第1の種類は、同一の語がいろいろのものを、それらのどれにもえこひいきなしに指示するという場合であって、“犬”が海の犬と星座の犬と吠える犬とを、えこひいきなしに指すのがその例である。そしてつぎのような誤謬推理がつくりあげられる。

すべての犬は吠えることができる。

しかるにある海の犬は犬である。

ゆえにある海の犬は吠えることができる。

この推理はあやまちである。すなわち“犬”という語のもつ三つの意味により、二つの前提のどれもが三つの意味に解されうる。したがっていまの前提のどれもが多義的であり、それゆえそれぞれが一つの意味だけで解さ

れるなら真なのであるが、二義的に解されるなら偽となるのである。

もう一つの誤謬推理はつぎのとおりである。

文法を心得ているひとびとのすべてが学ぶ。

知っているひとは文法を心得ているひとである。

ゆえに知っているひとが学ぶ。

この誤謬推理において大前提と結論が二義的である。なぜなら“学ぶ”は両義語であり、“教師のいっていることがらを理解する”という意味と“教師のいうことがらを暗記する”という意味をもつからである。すなわち一方では、教師の話すことがらをよく理解はするがよく暗記しないひとびとが存在し、他方では、教師のいうことはよく暗記するがよく理解しないひとびとが存在する。そして前者も後者も学んでいるといわれる。こうして“学ぶ”は両義的な語なのである。

第2の種類について

31. 二義性の第2の種類つまり第2の様態は、同じ語が先と後とでちがったことがらを意味する場合であり、たとえば“必要なもの”がまず“善いもの”を意味し、その後、“悪におけるやむをえざるもの⁽¹⁷⁾”を意味するというのがそうである。ただしいまの“悪におけるやむをえざるもの”という語は、“端的にやむをえざるとの”と区別して使用されている。実際、より小さな悪によってしか逃れることのできない大きな悪との関係でやむをえざるものといわれる。それゆえそれは端的にやむをえざるものではなくてより大なる悪との関係においてやむをえざるものなのである。そしてたとえば身体のある部分を切断することは悪であるが、その切断は身体全体が減びないためにはやむをえないことがらなのである。こうしてつぎのような誤謬推理がつくられる。

必要なものはすべて善いものである。

悪いものは必要なものである。

ゆえに悪いものは善いものである。

前提のどちらもが二義的であることは上述の説明から明らかである。というのも“必要なもの”が“善”と“悪におけるやむをえざるもの”を意味するとして、“必要なもの”が“善”を意味した場合大前提は真であり、“悪におけるやむをえざるもの”を意味した場合偽であるからである。そして小前提についてはいまと逆のことがいわれねばならない。

つぎの例もいまと同様のものである。

健康的なものはすべて動物である。

尿は健康的である。

ゆえに尿は動物である。

二つの前提のどちらも、まえにしばしば述べられたように多義的である。

32. 比喩による二義性も第2の種類に属させるべきである。たとえば、

笑うところのものはなんでも口をもつ。

しかるに牧場の花は笑っている。

それゆえ牧場の花は口をもつ。

あるいは、

走るものは足をもつ。

セーヌ川は走る。

ゆえにセーヌ川は足をもつ。

“走る”や“笑う”という動詞は始めは“走る”や“笑う”を意味し、後には“流れる”や“咲く”を意味する。そして前者は本来的な意味作用にもとづいて指示され、後者は慣用にもとづいて指示される。それゆえどちらの誤謬推理においても、両方の前提はともに二義的である。

33. 前置詞の多義性もすべて二義性の第2の種類に含められる。というのも同一の前置詞が初めは或る関係を意味するのに用いられ、その後他の関係を意味するために用いられるからであり、たとえば“によって”という前置詞が始めは形相因的關係を意味し、その後作用因的關係を意味す

る場合がそうである。そしてつぎのような誤謬推理がつくりあげられる。

性質の特有性は、性質によってあるものが類似しているとか類似していないといわれることである。

ところで類似性と非類似性によって、あるものが類似しているとか類似していないといわれる。

ゆえに類似性と非類似性は性質である。

この推論はまちがっている。というのもそれらは関係だからである。大前提はまえに述べた二義性つまり前置詞の二義性のゆえに二義的である。それゆえ“によって”という前置詞が作用因を意味する場合は大前提は真である。なぜなら同一の種の二つの性質が類似性の原因だからであり、それというのもそうした性質がその性質の基体を互いに似たものにさせるからである。しかし他方“によって”が形相因を意味するとすれば、大前提は偽である。というのも性質は類似しているものの形相因ではなく、類似性が類似しているものの形相であるからであり、それは白さが白いものの、熱さが熱いものの、湿性が湿ったものの形相であるのとおなじである。他方、小前提については逆のことをいわなければならない。

同様に“の中に”という前置詞も初めは場所的關係を意味し、つぎにはその他のすべての関係を意味する。そしてこうした関係がどれだけあるかは前に区別されたところの“の中にある”のさまざまな様態によって明らかである。⁽¹⁸⁾そしてアリストテレスは、そうした様態を区別しているところ⁽¹⁹⁾でこういっている。“あるものが他のものの中に端的にそして本来的な仕方であるといわれるのは、あるものが場所の中にある場合である”⁽²⁰⁾。

34. さてこの前置詞“の中に”は、場所的關係とそれ以外の多くの関係を完全にえこひいきなしに表示するのではなくて、まずあるものを、そしてつぎには他のものというやり方で表示するということに留意していたきたい。そしてその例はつぎのとおりである。

なんであれ、そのものの中に病気がある場合、そのものは動物で

ある。

しかるに体液の不均衡の中に病気がある。

それゆえ体液の不均衡は動物である。

大前提は二義的である。なぜなら“の中に”という前置詞が質料因的關係を、すなわち基体と基体に依存するものという關係を意味するときだけ、大前提は真だからである。しかし他方作用因的關係を意味する場合には大前提は偽となるであろう。小前提についてはいまと逆のことをいわねばならない。というのも動物は病気の質料因的基体であるのに反して、体液の不均衡は病気の作用因だからである。こうしていまの誤謬推理においては、“の中に”は異った關係として把握されているのであり、“の中に”はまず病気とその基体との間の關係を意味し、後には病気とその作用因との間の關係を意味しているのである。というのも“健康的”や“病的”はまず動物について述語づけられ、つぎには作用因あるいは持続因について述語づけられるからであり、この“の中に”という前置詞は始めはあるものとその基体との關係を意味し、つぎにはそのおなじものとそれを惹き起したものであるいはその存在を持続させるものとの關係を意味するからである。

35. ここでつぎのような異論が生じるかもしれない。すなわち、原因は結果よりも本性上先なるものであるから、“の中に”という前置詞はまず病気あるいは健康とその作用因との關係を意味し、その後それらとその基体との關係を意味するはずである。（しかるにさきの誤謬推理ではこれと逆の順であった。）こうした異論に対してはつぎのように弁明すればよいであろう。すなわち“より先”には二つの意味がある。その一つは因果的關係の場合であって、そこでは原因はその本性上、結果より先である。もう一つは自らの種の完成度、完璧度の場合であって、この場合完成されたもの、完璧なものが本性上未完成なものに先だつ。そして二義性の第2の種類においてより先という語が使われるのはこの第2の意味においてな

のである。それゆえ健康性というものは、自らの原因の中にあるときに自らの種の完全な状態にあるのではなく、自らの基体としての動物の中にあるときに完全な状態にある。したがってこうした意味では健康はより先には動物の中にあり、その作用因つまり原因の中にはより後にある。というのも動物の中において健康はより完全な状態にあり、原因の中ではより不完全な状態にあるからである。こうして“の中に”という前置詞は前述のように、より先に、基体的関係を意味し、より後に、作用因的關係を意味するのである。

第3の種類について

36. 二義性の第3の種類は語のさまざまな副次的意味から生じるものであり、つぎのものがその例である。

健康だったひとはすべて健康なひとである。

病んだひとは健康だったひとである。

ゆえに病んだひとは健康なひとである。

小前提および結論は二義的である。というのも“病んだひと (laborans)”という分詞は副次的に現在時制と未完了過去の時制を意味するからである。ゆえにそれは“かつて病んだひと”と“いま病んでいるひと”とを意味している。それゆえ“かつて病んだひと”の意味にとれば小前提は偽である。というのも同一人物が同じ瞬間に健康でありかつ病んでいるといったことは偽だからである。しかし“いま病んでいるひと”の意味にとれば真である。なぜならいま病人ではあってもかつては健康だったということは可能だからである。結論についてはいまと逆のことがいえる。⁽²¹⁾

つぎの例もさっきと同様のものである。

立ち上ったひとはすべて立っているひとである。

座っているひと (sedens) は立ち上ったひとである。

ゆえに座っているひとは立っているひとである。

さっきの誤謬推理とおなじく、こんども小前提と結論は二義的である。⁽²²⁾ 実際、アリストテレスも『ソピスト的論駁』でこう述べている“なぜなら病んだひとがなにかをし、あるいはされるということは一つだけのことを意味しているのではないからである”。ここでアリストテレスのいう意味は、“病んだ人”つまり現在時制の分詞が、能動あるいは受動を意味する動詞の主語となった場合、“病んだ人が走る、あるいは見る、あるいは苦痛を与えられる”といった一つの意味を示すのではなくて、“いま病んでいるひとが走る、あるいは見る、あるいは苦痛を受ける”と“かつて病んだひとが走る、あるいは見る、あるいは苦痛を受ける”との二つの意味を示すといったことなのである。

三つの種類について

37. アリストテレスは二義性の三つの種類つまり三つの様態を『ソピスト的論駁』においてつぎのような例にもとづいて示している。すなわち彼はまず、“学ぶ”という動詞の二義性にもとづいて一つの誤謬推理を示し、つぎに“必要なもの”という語の二義性にもとづいて一つの誤謬推理を示し、第3には、“病んだひと”と“座っているひと”という分詞の多義性にもとづいて二つの誤謬推理を示している。ところでなお二義性と文意不明確との両方に共通な様態であるところの副次的意味作用を区別する様態が存在するが、これについてはのちほど述べられるであろう。⁽²⁵⁾

38. ところであるひとびとは二義性のそれらの諸様態の区別および順序づけを違ったふうに理由づけている。すなわちアリストテレスの誤謬推理において明らかなように、第1の様態では二義的な語は大名辞の位置に置かれており、このことは“学ぶ”という動詞の二義性にもとづいてつくられた誤謬推理においてみられるとおりである。つぎに第2の様態では、二義語は中名辞の位置に置かれ、第3の様態では小名辞の位置に置かれている。ところで大名辞はそれが大といわれる限り中名辞に先だち、他方中名

辞は小名辞に先だつ。それゆえ三つの様態もまた、そうした順序で配列されたのである。

とはいえアリストテレス自身がいまのように考えていたとは思えない。というのも、誤謬推理における大名辞、中名辞、小名辞の順にもとづく二義性の分類は、二義性をそれ自体にもとづいて区分したものではなく、他のものとの比較対照にもとづいて区分したものにすぎないからである。そしてさらに、大名辞、小名辞、中名辞といった資格は語にとって付帯的なものにすぎない。というのも同一の語がときには大名辞となり、ときには中名辞となり、ときには小名辞となるのであり、このことは二義語に限らず、同名同義語についてもいえるからである。したがって大名辞、中名辞、小名辞といった原理による二義性の区分は、偶有性による基体の分類にすぎず、それゆえ二義性の基体そのものの分類とはいえない。したがって二義性のそうした分類は偶然的なものであって本質的なものとはいえない。そしてそのようなものは具合がわるいといわねばならないのである。

39. こうして二義性の区別と順序づけは、まえにも述べたように、二義性というものの3様の生じ方に依存するものでなければならない。すなわち、語が多くの意味を表示することは、意味作用によるかあるいは副次的意味作用による。というのも語というものは意味作用をもつ記号あるいは副次的意味作用をもつ記号にほかならないからである。ところでもし意味作用によるとした場合、語の多くの意味が語によって同じ資格で表示されるかあるいはより先、より後という順序で表示されるかである。そして同じ資格でという場合には第1の様態が生じ、より先、より後という場合には第1様態が生じる。そして副次的意味作用による場合は、第3の様態が生じる。このようにして三つの様態の生じ方が語られる。つぎにこれら三つの様態の順序に関していえば、二義性の本質あるいは定義は、多くの意味が同じ資格で表示されるほうが、一方が多方よりも先に表示されるよりも、よりよく保全されるであろう。また、そうした二つの様態のほうが第

3の様態におけるよりはよりよく保全されるであろう。なぜなら初めの二つの様態は語の意味作用の点で生じるのであり、そこでは意味作用によって表示された対象の多様性がみられるのに対し、第3の様態は副次的意味作用の点で生じるのであり、そこでは意味作用によって表示された対象の多様性ではなく、意味作用の様式の多様性がみられるからである。

文意不明確について

文意不明確の定義について

40. “文意不明確”は2通りの意味をもつ。それはあるときは、端的に同一な文句の中に存在するごまかしの起源を指す。そしてこの起源とは、同じでないのに同じだとみさせる作動的起源と、ほんとうは同じでないといふことの起源が複合したものである。しかし“文意不明確”は他のときにはそうした起源によってひとびとの心の中にひきおこされたごまかしを指す。しかしここでは第1の意味の方をとることにする。

41. 文意不明確において、ひとに単一らしいと思わせる原因あるいは作動的起源は端的に同一な語句の単一性である。そしてほんとは単一ではないといふことの原因つまり文意不明確のまちがいの起源は同一の語句の多様性である。

42. こうして文意不明確は、端的に同一な語句が多くの意味を表わすことにもとづく誤謬をひきおこすものである。そしてこの定義の中にいま述べた二つの起源の両方がとり入れられている。ところでいま“端的に同一の語句”といわれたのは、複合と分割の誤謬を除外するためである。というのも複合と分割においては語句は無条件的に同一ではなくて、条件的に同一だからである。

43. “文意不明確”が2通りの意味で語られるのとおなじように、“文意不明確の誤謬”も2通りの意味で語られる。すなわち、あるときは、文

意不明確が定義されたやり方にもとづいて“文意不明確の誤謬”は誤謬の起源それ自体を指す。しかし他のときにはそうした起源によってひとびとの心の中にひきおこされたごまかしを指す。そしてこうした区別はどの種類の誤謬についても一般的にいえることである。

44. ところで amphibolia あるいは amphibologia つまり不意不明確は、amphi つまり“両義的”と bole つまり“文”あるいは logos つまり“語句”から成る。したがってそれは文字どおりには“両義的文”あるいは“両義的な語句”という意味である。

第1の種類について

45. 文意不明確には3つの種類がある。その第1は、語句が本来的な意味をいくつも持つことからくる場合で、“アリストテレスの本”がそうである。というのもこの語句は二義的だからである。すなわち一方では“アリストテレスの本”は“アリストテレスによって刊行されたあるいは書きあげられた本”という意味である。しかし他方では“アリストテレスのもっている本”という意味である。

したがってつぎのような誤謬推理がつくられる。

アリストテレスのものはなんでもアリストテレスによって所持されている。

この本はアリストテレスのものである。

それゆえこの本はアリストテレスによって所持⁽²⁶⁾されている。

二つの前提のどちらも前述の二義性によって二義的である。

第2の種類について

46. 不意不明確の第2の種類は語句の比喩的用法から生じるものである。ところで語の比喩的用法とは本来的にはただ一つの意味しかもたない語句がなんらかの類似性によって他の意味を指すように転用される場合である。

たとえば“砂浜が耕される”が“無駄骨を折る”という意味に転用される場合がそうである。

こうしてつぎのような誤謬推理がつくられる。

耕やされるものはすべて鋤で碎かれる。

砂浜が耕やされる。

それゆえ砂浜が鋤で碎かれる。⁽²⁷⁾

小前提は二義的である。というのもそれは本来は“土くれが碎かれる”を意味し、比喩的には“無駄骨を折る”を意味するからである。そして両者の間の相似性は、砂浜を耕す者は無駄骨を折り、無駄働きをするということから来るのである。

第3の種類について

47. 文意不明確の第3の種類は、ある文が全体としては二つの意味をもつが、その文の部分の一つ一つとりあげればそれぞれただ一つの意味しかもたないという場合であり、その例は“scit saeculum”である。そしてその場合その文は確かに二義的である。というのも、この文は一方においては“あるひとが世間を知っている”を意味し、他方においては“世間がそのひとのことを知っている”を意味するからである。そしてそのようなことになるのは、“saeculum (世間が、世間を)”という語が“scit (知る)”という動詞の主語ともなりうるし、主語以外のものつまり目的語ともなりうるからである。さらに“quod quis videt, hoc videt (だれもがみるそのものがだれかを見る。だれもがみるそのものをだれかが見る)”も同様である。というのも“hoc (そのものが、そのものを)”という語は、2度目に出てくる“videt (みる)”という動詞の主語でもありうるし、目的語でもありうるからである。さらに“quod quis scit, hoc scit (だれもが知っているそのものがあるひとを知っている。だれもが知っているそのものがあるひとが知っている)”も同様である。そして“hoc (そのものが、そ

のものを)”という語句は2度目に出てきた“scit (知っている)”という動詞の主語にもなりうるし、目的語にもなりうるのである。さらに“vellem me accipere pugnantes (私は私が敵を捕獲することを欲する。私は私を敵が捕獲することを欲する)”も二義的である。というのもこの対格の“me (私は、私を)は動詞”accipere (捕獲する)の主語にもなりうるし、目的語にもなりうるからである。そして同様に対格の“pugnantes (敵を、敵は)もその動詞の目的語にもなりうるし、主語にもなりうるからである。こうしてつぎのような誤謬推理がなりたつ。

Quoscumque volo me accipere, volo ut ipsi accipiant me.

(だれであれ、そのものが私を捕えることを私が欲するそのものが、この私を捕えることを私は欲する。だれであれ、そのものを私が捕えることを私が欲するそのものが、この私を捕えることを私は欲する。)

pugnantes volo me accipere (敵が私を捕えることを私は欲する。私が敵を捕えることを私は欲する。)

ergo volo ut pugnantes accipiant me. (それゆえ私は敵が私⁽²⁸⁾をとらえることを欲する。)

二つの前提は両方とも、上述の二義性によって、二義的である。

つぎのものも同様である。

quod quis videt, hoc videt. (だれもがみるそのものを見る。

だれもみるそのものが見る。)

ところで柱を見る。

それゆえ柱が見る。

大前提が二義的であることは上述のとおりである。

つぎのものも同様である。

Quicumque sunt episcopi, sunt homines (司教であるところのものはだれでも人間である。司教に所属するところのものはだれ

でも人間である。)

isti asini sunt episcopi. (これらのろばは司教に属する。これらのろばは司教である。)

ゆえにこれらのろばは人間である。

二つの前提はどちらも二義的である。というのも“episcopi”という語句は“主教たちは”といった主格の意味にも，“主教の”といった属格の意味にも解されるからである。

48. ところで格の多義性によるごまかしが単語の二義性をではなく文意の不明確を招くということは明らかである。なぜなら格というものが語に付加されるのは、その語に他の語となんらかの関係を結ばせるためだからである。それゆえ格の多義性によるごまかしとは一つの語ともう一つの語との関係のごまかしであり、それゆえ句のごまかしである。したがってそれは二義性のごまかしとはいえないのである。さらに格の二義性からくるごまかしが文意不明確を構成し、二義性を構成しないということはアリストテレスの権威によっても明らかである。というのもアリストテレスは格の多義性によって二義性の誤謬推理をつくっているからである。⁽²⁹⁾

二義性と文意不明確とに共通な様態について

49. アリストテレスは『ソピスト的論駁』⁽³⁰⁾において、二義性と文意不明確について述べた後に、両方に共通な様態を述べているので、わたしたちもアリストテレスに従って、以上二つのソピスト的誤謬の後に、両者に共通の様態を述べよう。ところで両義性と文意不明確に共通の様態は三つあることができる。

さて両者に共通な様態の第1は、単語または文句が本来的な意味をいくつかもっている場合である。そして一つの単語がいくつかの本来的な意味をもつという限りでは、この第1の様態は二義性に属するということを知っていただきたい。そしてその例は⁽³¹⁾“魚”とか“犬”である。というのも、

いまの単語はどれも、それぞれ、いくつかの本来的な意味をもつからである。しかし他方向がいくつかの本来的な意味をもつという限りでは、この第1の様態は文意不明確に属する。そしてその例は“アリストテレスの本”といった句である。

両者に共通な様態の第2は、ひとびとの慣用的な語法から生じる。そしてそれは語または句を比喩的に使う場合である。ところで語における比喩は二義性に属する。そしてそれはまえに見たとおり“笑う”という動詞が“花が咲く”という意味に転用される場合である。他方、句における比喩は文意不明確に属する。そしてこのことは“砂浜が耕やされる”という句においてみられたとおりである。

両者に共通な様態の第3は、別々に切りはなされる場合は一重の意味、つまり単一の意味しかもたないが結合されれば多くの意味をもつようになる場合である。二義性の例は、“immortale (不死的)”と“incorruptibile (不壊的)”である。というのも一方では“不死的”は死ぬことが不可能なつまり“不可死的”を意味し、同様に“不壊的”は“壊れることができない”を意味するが、他方では“不死的”は“死なずともよい”を意味し、“不壊的”は“壊れずともよい”を意味するからである。このことは人類の始祖アダムについて考えれば明らかであろう。すなわちアダムは罪を犯すまでは不死的であった。すなわち死ななくてもよかった。というのももし罪を犯さなかったなら彼はけっして死ななかつただろうからである。こうしてアダムは死ななくてもよかったのであり、それは彼が罪を犯さなかつたことが可能であり、それゆえ死なないことも可能だったからである。しかしアダムはもう一つの意味、つまり“不可死的な”という意味では不死的でなかつた。なぜなら、“不可死的”という意味によって、死ぬという可能性、罪を犯すという可能性が排除されるのであるが、そうしたことはアダムの場合真実ではないからである。こうして結局、“不死的”はある意味では死ぬ可能性の除去を意味し、他の意味では、死の実現の可能性

は認めるが当面における死の実現は除去するということを意味するのである。そして後者の意味の方が前者よりも“不死的”ということばにはふさわしい。というのも後者の方がより真実だからである。とはいえこれらのどちらの意味もまちがいでない。そしてこの二つともいおう同一の現象に属する。というのもそれらはどれも結合から生じた現象だからであり、それは合成された後は二つの意味をもつが、別々に切り離されれば単一の意味しかもたない。すなわちそうして結合された語が、結合以前の意味をもつ各部分に分解された場合、その各部分はどれも多くの意味をもたないで唯一つだけの意味しかもたないのである。

50. もしだれかが、『命題論』の冒頭で⁽³²⁾いわれているように、単語の各部分はそれだけではなんの意味ももたないと抗議するならば、つぎのように答えるべきである。すなわち、複合語の諸部分は、一方では、その諸部分のそれぞれが合成のまえにもっていた意味との関連で考えるべきであり、他方においては複合語それ自体の意味との関連で、つまり諸部分のもつ部分的意味から合成され終った意味との関連で考えるべきなのである。そして第1の意味との関連では、複合語の諸部分はそれぞれ自らの意味をもつ。しかし第2の意味との関連では、つまり二つの部分的意味から合成され終った意味との関連では、複合語の諸部分はそれだけではもはやなんの意味ももたないのである。

51. 実際、複合語のもつ意味は、その意味を担う複合語それ自体との関連においては、単一的であり、それゆえ分割不能である。しかしこの同じ意味は、複合語の諸部分のもつ部分的意味との関連においては、分割可能なのである。というのも、そうした意味は部分的意味から合成されているからである。しかしながら単一的な語の意味はいずれの場合でも分割不可能なのである。それゆえ、単純な語の諸部分は意味作用をもたないが、複合の諸部分の方は、そしてそれも全体の相のもとで考察された場合は、意味作用をもつといわなければならない。したがってアリストテレスが『命

題論』の始めで言おうとしていることも、単純な語においてはその部分は⁽³³⁾けっして意味作用をもたないが、複合語においてはその部分は意味作用をもつこと、ただしそれは、その部分が全体の相のもとで考察された状態においてであって、分離されたばらばらの状態においてではないということなのである。

52. さて第3の様態のうちの文意不明確の方の例は “scit saeculum” である。というのも二つの語つまり “scire (知る)” と “saeculum (世間)” のいずれも多義的ではないが、これら二つから構成された文は、文意不明確の第3の様態においても明らかであったように、多くのことがらを意味するからである。こうして “scit saeculum” は、それが文章不明確である限り、全体としては多くのことがらを意味するのであり、ばらばらに切り離された状態では唯一つのことがらを意味するのである。

若干の疑問

53. 上述の三つの様態の存在の証明に対して若干の疑問が提出されうる。疑問の第1は、アリストテレスによっておこなわれたそれら三つの様態への区分は正しくないといったものである。すなわち、すべての正しい区分は互に対立しあうものを通じておこなわれる。しかるにいまの三つの様態への区分は互に対立しあうものを通じておこなわれていない。それゆえいまの三つの様態への区分は正しい区分ではない。ところでいまの三段論法は第2格第4式である。大前提の正しいことは明らかである。というのも、そこでは“互に対立しあうもの”は、ある類のもとで互に対立しあうものという意味と互いに離れているものという意味との両方をもっているからである。小前提が明らかであることの理由はつぎのとおり。第1の様態は、二義性に関する限り、語がいくつもの本来の意味をもつということから生じる。しかるに“不死的”のように、二義性の第3の様態とみなされる語は、いくつもの本来の意味をもっている。それゆえ二義性に

関する第3の様態は第1の様態の中に含まれることになる。しかるに互いに対立しあうものも、互いに離れているものもけっして一方が他方の中に含まれるということはない。それゆえそうした三つの様態への区分はけっして互いに対立するものを通じておこなわれていない。そしてこの命題が小前提であった。

以上のような疑問に対してはつぎのように答えて釈明すればよいであろう。すなわち、そうした区分は正しいものであり、実際、互いに対立するものを通じておこなわれている。さていまの三段論法は妥当ではあるが、小前提が実は偽である。それゆえさきに出された抗議に答えるために小前提の証明にまちがいがあることを示そう。すなわち、本来の意味の多様性が語の中に生じるのは二通りの原因にもとづくのである。そしてその原因の一つは語に対する慣習的な意味付与であり、もう一つは語自体の組み立てである。そして前者の方の原因は第1の様態に属し、後者の方の原因は第3の様態に属する。それゆえ、“immortale (不死的)”は確かに多くの本来の意味をもつけれども、そのどの場合も慣習的な意味付与によるのではなく、語の組み立ての性質すなわち、“in (不)”という接頭語が死という行為の実現だけを除去したり、実現に先だつ可能性、ひいては実現そのものを除去したりするという性質によるのである。こうして“不死的”が多くの意味をもつのは慣習的な意味付与によるものではないのである。

もしだれかがさらに抗議をおこなって、すべての名詞は慣習に従って意味作用をなすのであり、いまの場合もその例外ではないというならば、つぎのように答弁しよう。すなわち、この“不死的”およびほとんどすべての複合語は一方では慣習にもとづいてつまり任意的に、意味作用をおこない、他方ではいわば必然的に意味作用をおこなう。というのも、遠隔因に関する限り、すべての語は任意的に意味作用をおこなうが、最近接因に関する限り、その語には必然的な意味作用が存するからである。例を挙げよう。“equus (馬)”と“ferus (野生的)”の二つが複合される場合、その

原因は組み立てようとする意志であった。しかし“equiferus（野生馬）”のように一つの名詞が他のいくつかの語から合成された場合、その名詞がしかじかの意味をもつに際して一定の必然性が存在する。それゆえ、“野生馬”という名詞において、語の組み立てがその語の意味の最近接因であり、組み立てようとした意志は遠隔因にすぎない。それゆえ“野生馬”は遠隔因に関する限り任意的に意味作用をおこない、組み立てという形をとった最近接因に関する限り、必然的な意味作用をおこなうのである。しかしながら単純な名詞においては、“馬”においてみられるように意志がその最近接因なのである。

意志が最近接因であるということは二義的な単純名詞の場合でも全く同様である。というのも、そうした語においては意味付与をおこなう意志が、その語が多くの本来的な意味をもつことの最近接因的な作用因である。そして犬という名詞の場合がそうである。しかし複合的な二義語においては常に、組み立てそれ自体が、その語が多義的であることの最近接因であり、そうした組み立てをおこなおうとした意志の方は遠隔因なのである。ところで、それら二つの様態は遠隔因ではなくて最近接因によって区別されるのであるから、さきにあげた三つの様態が相互に対立するものであり、けっして一方が他方の中に含まれるものでないということは明らかである。そして実際、第3の様態において名詞がいかなる点において、任意的に多くのことがらを意味し、いかなる点において、必然的に多くのことがらを意味するかは明らかなのである。

54. 第2の疑問。アリストテレスは第1の様態においては二義性の例を挙げただけで文意不明確の例を挙げず、第3の様態ではその逆で、第2の様態ではどちらの例も挙げていないから、彼は三つの様態を十分明らかに示していない。

こうした抗議に対してつぎのように答えるべきである。多くの本来的な意味をもつということは文よりは語に対する方がよりふさわしい。それゆ

えその例は文意不明確の中によりは二義性の中にいち早くみつけられる。そしてそれゆえアリストテレスは第1の様態において二義性の例を挙げて文意不明確の例を挙げなかったのであり、それはそのことによって第1の様式が文意不明確よりは二義性の方によりふさわしいということを示したかったからである。つぎに第3の様態においてはいまの逆であるのは、複合すれば多くのことがらを意味するが、単独の場合は単一のことからしか意味しないものは、単語よりは文や句によりふさわしいからであって、それというのも文や句の各部分は、全体の相のもとで考察される限りにおいてはその複合語の意味を構成するが、そうした部分それ自体はそれぞれ、互いに分離され区別された自己に特有の意味を保持するからである。これに反して複合名詞の場合、この名詞の各部分は、それらの全体、つまり複合名詞それ自体、のもとで考察される限りにおいては意味作用をもつが、互いに分離されたばらばらの状態ではもはや意味作用を保持しないのである。そしてこのことの詳細は様態の区分をおこなったときに述べられたとおりである。⁽³⁴⁾ アリストテレスはそうしたことのゆえに第3の様態において二義性の例は挙げずに、文意不明瞭の例だけを挙げたのであり、それというのもそのことによって、第3の様態は二義性に対してよりも文意不明瞭の方にいっそうよく適合することを示したかったからである。ところで第2の様態においてアリストテレスは二義性の例も文意不明確の例も挙げなかった。しかしそれは、比喩というものは確かにひとびとの間で使われはするけれども、そうした比喩は確固不動のものとして使われているわけではないからである。そしてそれゆえアリストテレスはそれら二つのどちらの例も出さなかったのであり、それというのも、学問においてはすべてのひとびとの間に確固不動なものとして存在するものだけが重要だからである。

第2の様態についての抗議に対しては、以下のように答えればもっと効果的であろう。語の意味は、それが慣用において広く受け入れられるとき

本来的になったといわれる。それゆえある語のもつ比喩的な意味も、慣用によって強化されるうちに本来的な意味となるであろう。そしてそうなれば、その語は第1様態の二義語となってしまうであろう。このようにもとは本来的でなく比喩的であった意味も度重なる使用によってやがては本来的なものになっていくのである。そしてこのことのゆえに第2様態ではいかなる例も挙げられなかったのである。というのも、学問においては、いかなるひとびとの間にも確固不動なものとして存在するものだけが重要視されるべきだからである。

55. 第3の疑問。仔細にみたところ、それら三つの様態への区分は正しくないように思える。なぜなら副次的意味にもとづく二義性は以上三つの様態のどこにも入っていないからである。このことは、三つの様態を帰納法的に調べることによって明らかとなる。すなわち語が自らの文法的付帯性を指し示す場合、それは本来的な仕方によってでもなく、比喩的な仕方によってでもない。それゆえ副次的意味作用から生じる二義性は第1の様態の中にも第2の様態の中にもない。そしてもちろん第3の様態の中にもない。というのも、第3の様態は二義性に関する限り複合語の中のみ存在するが、副次的意味作用による二義性は複合語の中だけでなく、単純語の中においても存在するからである。

以上の抗議に対してはつぎのように答えよう。語の本来の意味は二つの意味と対する。すなわち一方では副次的意味と対立し、他方では比喩的意味と対立する。それゆえ、前者と対立するときには、そうした前者を排除し、後者と対立するときには、そうした後者を排除する。ところで多くのことがらが本来的な仕方では意味されるといわれるとき、そうした本来の意味は比喩的意味と対立する。そしてそうした様態では副次的意味を排除しない。さて一般的用法に従って語が指し示す意味が本来の意味と呼ばれる。そしてその場合意志が最近接因である。いま“一般的用法によって”といわれたが、このことによって第2の様態が排除される。またそうした意味

作用の最近接因が意志であるということによって第3の様態が排除される。それゆえ副次的意味作用から生じる二義性は第1の様態に含まれることになる。というのも、そこでは語が、文法的付帯性を、一般的用法に従って、意志にもとづいて表示するからである。すなわちそこで人が語に対し、しかじかの事物を意味するように強いる場合、同時にしかじかの性としかじかの数においてそうするように強いるのである。そしてたとえば“*lapis*⁽³⁵⁾ (石)”という名詞も、しかじかの事物をしかじかの文法的付帯性のもとにおいて表示するように強いられているのである。

56. 第4の疑問。最後に、“*laborans* (病人だひと)”という語の場合のように、ある種の文法的付帯物から生じるまやかしが、なぜ二義性に入り、格の多様性から生じるまやかしのように、他の種類の文法的付帯物から生じるまやかしが、なぜ文章不明確に入るのかという疑問が提出される。

この疑問の解決。ある種の付帯物は、語に対し、独立的にはなしに、他の語との関連において付帯する。そして格がその例である。というのも格が名詞に付帯するのは、正格の場合は、能動的行為あるいは受動的行為が名詞から発するという限りににおいてであり、斜格の場合は、能動的行為あるいは受動的行為が名詞に到達する限りににおいてであるからであり、こうして格が名詞に付帯するのはいずれにしても動詞との関係においてであるといえるのである。こうしてある種の付帯性は相関的である。というのもそうした付帯性は、実体の行為的連関を規定するものだからである。そしてそのような文法的付帯性によって、語と語が相互に秩序づけられるのである。それゆえ“*hominis currit* (ひとの走る)”といわれるときは、まちがって語られたのであり、それというのもそこでは格が正しく使用されていないからである。そしてそうした種類の付帯性にもとづくまやかしは、語と語の秩序づけにおけるまやかしであり、それゆえ文におけるまやかしなのである。こうしてそこには文意不明確が生じ、二義性は生じない。しかし付帯性にはもう一つの種類つまり独立的なものがある。そしてこれは

時制がそうであるように、他と関係をもたぬ語に付帯する。したがってこうした種類の付帯性が語と語を秩序づけるということはけっしてない。実際、“homo currit (ひとは走る)”, “homo cucurrit (ひとは走った)”, “homo curret (ひとは走るだろう)” および “video hominem (私はひとを見る)”, “vidi hominem (私はひとを見た)”, “videbo hominem (私はひとを見るだろう)” はどれもみな、おなじように正しいいい方である。すなわちそこでは時制が変わっているが、名詞と動詞とからの構文、しかも一つのグループは名詞が前に来、もう一つのグループは名詞が後に来るといった構文、はもとのままである。そしてそれゆえ、主語を伴う構文も、目的語を伴う構文も、時制とは全く無関係に成立っているのである。こうしてそうした種類の付帯性から生じるまやかしは文のまやかしではなく、語のまやかしである。そしてそこには二義性が存するのであって文意不明確が存するのではない。それゆえ簡潔に言えば、独立的な付帯性から生じたまやかしは二義性を生むが、相関的な付帯性から生じたまやかしは文意不明確を生むのである。

結合と分離について

潜勢的多義性について

57. 結合と分離と抑揚は、註釈家アレクサンドロス・アプロディシアスによれば、潜勢的多義性をつくりだす。そしてこのことはまえに述べられたとおりである。ところで多義性が潜勢的であるのは、同一の語あるいは文が異った完成態に従って異ったことがらを意味する場合である。たとえば、“pendere” という動詞は第2活用⁽³⁶⁾に属する場合と第3活用に属する場合とで別々の完成態をもつ。というのもそこには種において異なる2個の動詞が存在するからであり、それゆえそうした二つの動詞はそれぞれ別の完成態をもつのだからである。しかしながらそうした動詞は、質料という

面からいえば同一であって、それはその動詞が同一の文字や綴りからなっているからである。そしてそこでは、素材的な同一性と完成態の多様性が存し、さらに完成態の多様性にもとづく意味の多様性が存在するのである。そうしたことは文の場合でも同様である。というのも文は結合される場合はある一つの完成態に属し、分離される場合は他の一つの完成態に属するからである。そしてたとえば、“2と3は5である”という文は、それが結合的である場合は、単文であり、その主語は2つの語を連結したものである。しかし分離されれば、“2は5であり、そして3は5である”といった連結文となる。そして単文といった完成態と、連結文といった完成態が互いに異なるということは自明のことがらといえるのである。

結合と分離が施される文においてはいまと同様に、いつもまず完成態の多様性が見いだされ、ついでそれにもとづいて意味の多様性が見いだされる。そして結合と分離においては、語あるいは文は一つの完成態から他の完成態へと移行する力を秘めている。そしてこの潜在的な力によって意味の多様性がつくりだされるのであり、そのゆえにまたそこでの多義性は潜勢的といわれる。しかるに二義性および文意不明確の場合、語あるいは文は常に同一の完成態を保ちながら多様なことがらを表示するのであり、それゆえにそこでの多義性は現勢的と呼ばれる。そしてそれは、多義性が同一の現勢態つまり同一の完成態——というのも完成勢は現勢態にほかならないから——にもとづくからなのである。

若干の異論

58. しかし上述の考えに対して次のような異論が提出される。“panem comedere canem (パンが犬を食べる、犬がパンを食べる)”という文は、“panem”という対格が動詞“comedere”の主語に立つ場合と、おなじ対格がおなじ動詞の目的語に立つ場合とで、意味を異にする。しかしそれは素材によって意味を異にするのではない。なぜならその文は同じ文字、同

じシラブル、同じ語からなりたっているからであり、素材の面では同じだからである。このようにいまの文が端的に意味を異にするのであれば、その文は必然的に形相によって意味を異にするのでなければならない。そしてその文はまさにそうした点で多くの事物を指示するのである。こうして結局 “panem comedere canem” は素材の点では同一であるが完成態を異にするという点では異るといった形で多くの事物を指示するのである。しかしそうだとすると、そこには潜勢的多義性が存在することになる。というのも潜勢的多義性に対する上述の定義がいまの場合にもよくあてはまるからである。ところがいまの例は文意不明確にほかならない。それゆえ文意不明確が潜勢的多義性をつくりだしたことになる。しかしこれは上述の主張に反する。

こうした抗議に対しては以下のように弁明すべきである。“panem comedere canem” という文においては多義性は潜勢的ではなくて現勢的である。なぜならこの文はのちに明らかになるように、実は形相において同一⁽³⁷⁾なのである。ところで、その文は形相において異なるが、他方同一の文字、同一のシラブル、同一の語から成るがゆえに素材においては同一であるという抗議に対しては、こう答えよう。すなわち、文における同一性と多義性は多義的である。というのも文における同一性には、完成態の同一性と素材的同一性といった多義性が存在するからである。そして“ひとは走る”という文の中にはそうした二つの同一性のどちらもが存在する。すなわちそこでは完成態が同一であり、したがって完成態の同一性が存在する。そしてまた文字もシラブルも語も同一でしかもそれらの質料的な秩序づけも常に同一であるから、そこには質料的な同一性も存在する。

59. さらに“文の多様性”も多義的である。すなわち、一つは形相によるものであり、たとえば“2と3は5である”という文と、“2は5であり3は5である”という文は形相において多樣的である。そしてもう一つは素材的多様性である。ところで後者は二義的である。すなわち、素材的

多様性は一方ではちがった文字やシラブルや語から生じる。そしてその例は“ソクラテスは走る”と“プラトンは討論する”である。しかし他方では文字やシラブルや語は同じだがその秩序づけが違うことから生じる。そしてこの後者もまた二義的である。すなわちある場合には、語に対する秩序づけが変りはするが、完成態は同一であり、もう一つの場合は、語に対する秩序づけが異なるのに応じて完成態も異なるという場合である。そして結合あるいは分離をおこなう文が二義性をもつのはこの最後の意味においてなのであり、文意不明確な文が二義性をもつのは最後から2番目の意味においてなのである。たとえば“panem comedere canem”という文意不明確な文において、2個の対格のうちのどちらかが、主語になった場合でも述語になった場合でも、その完成態は同一である。というのもそうした文は、そこに現出している変化形によって完成を遂げているからである。この際その文法的变化が不定法という形をとっていることは問題にならない。というのも平叙文は自らに特有の変化形によって完成態を獲得するし、命令文も自らに特有の変化形によって完成態を獲得するからであり、いまの不定文もまた不定法という変化形によって、他の場合のように端的な仕方ではなく一種独特の仕方ではあるがそれでもやはり一個の完成態を獲得しているのである。こうしてさっきの文はその形相において同一であり、素材において異なるといえるのであって、実際、二つの対格の一方が主語になって他方が述語になるか、一方が述語になって他方が主語になるかで意味が異ってくるのである。

そしてこのことは自然物によるたとえを用いることによって理解しやすくなるであろう。すなわち、ある人間がはじめは子供であり後に青年や老人になったとしても人間としては同一のままであるが、その人間の肥満度の方は常に同一とは限らず、刻々に異なる。そしてこのことは痩せぐあいにつきも同じである。そして実際、ひとはあるときには肥り、あるときには痩せるが、それでも同一の人間にとどまっている。つまりこの人間の中で

物質的な部分は移ろうけれども、人間の形相は常に同一である。したがってこの人間には素材の多様性と形相的同一性が存在する。そしてそれと全く同様に、“panem comedere canem”という文においても前に述べたような仕方では素材の多様性と形相的同一性が存在するのである。

60. さらにもし、そうした二義的な文はすべて文における同一性を同じ程度に所有するかという問いが提出されたなら、ある意味では然りであり、他の意味では否であると答えねばならない。というのも、上述のことからいまや明らかなように、文における同一性には、素材の同一性と形相的同一性の二つがあるからである。すなわち、素材的な同一性についていえば“アリストテレスの本”のような二義的な句はいつも同一であるが、ある格が同一の動詞の主語にもなりうるし目的語にもなりうるといった場合の二義的な句は、いつも同一とはいえない。しかし形相的同一性について論じるならば、どの二義的な句や文もすべて同一である。なぜなら、どの文も、自らに特有の恒常的な一つの完成態をもつからである。そしてこのゆえに二義的な句や文はどれも形相的同一性にもとづいて端的な同一性を自らのうちにもつのである。

結合について

61. 以上のことが語られたので、いまや結合に的をしぼって論じなければならぬ。しかしそのまえにまず、どのようなときに文は結合されるといわれ、どのようなときに文は分割されるといわれるかを見なければならぬ。さて、文が結合されるといわれたり分割されるといわれるのは、文に二つの異った配置が存在し、そのような二つの配置に従って文の諸部分が異ったふうに秩序づけられるということによってのみ可能なのである。そしてそのゆえ語が、文における非常にふさわしい配置に従って秩序づけられる場合、文は結合されたといわれる。しかし語がそうした結合を解消し、あまりふさわしくない配置へと組み換えられたとき、文は分離された

といわれる。たとえば、“quidquid vivit semper est (生きているものは常に存在する、常に生きているものは存在する)” という文は結合されたり分離されたりすることが可能である。さていまの文において “quidquid vivit (生きているもの)” が文の主語であり、“est (存在する)” が述語であるから、“est” という動詞が文の主動詞であり、“vivit (生きる)” の方は主語の中に含みこまれているから、文の主動詞ではないと主張しよう。

いまの主張に対する証明はつぎのとおりである。動詞とは時制を含み、しかも常に、他のものについて述語づけられることがらを表示するものである。それゆえ現勢的に叙述している語として使用されている動詞は、動詞の本来の定義を現勢的に充たしている。そして現勢的に叙述している語として使用されていない動詞は、動詞の本来の定義を充たしていない。ところで “est” という動詞は現勢的に叙述している語であるから、動詞の本来の定義を現勢的に充たしている。しかるに “vivit” という動詞は現勢的に叙述している語としては使われていないで、主語の中に含みこまれているが、これは動詞の本来の用法に反する。それゆえ “vivit” は動詞の本来の定義にかなっていない。とはいえどちらの動詞も潜勢態においては文句なしに動詞といえる。というのも両方ともそれ自身の中に述語づけをおこなう素質が潜んでいるからである。こうしてそれら二つは潜勢的には文句なしに動詞といえるが、現勢的には両方ともが文句なしの動詞だとはいえない。それゆえまえに述べたように、一方が主動詞となり他方がそうでないということになる。しかるに副詞はその本性上動詞を規定する。しかも副詞としては主要でない動詞よりも主要な動詞の方を規定するほうがより正当である。それゆえ副詞は主要な動詞を規定することによって、よりふさわしい位置に置かれることになる。そしてこのゆえに、“semper (常に)” が “est” という動詞を規定するときに、その文は結合されたといえる。そして “quidquid vivit, semper est (生きるものは常に存在する)” がそうである。しかしこの文がそうしたふさわしい結合を解消するとき、

その文は分離されたといわれる。そして *quidquid vivit semper, est* (常に生きるものが存在する)” がそうである。こうして、いまと似た他のすべての文についても、文中に含まれる語の配置の相違を十分に考慮すべきなのである。

62. つぎの文すなわち “*ego posui te servum entem librum* (私は奴隷であるお前を自由にした。私は自由であるお前を奴隷にした)” もいまと同様である。さて、二個の記号はそれらが記号である限り、それらの指示対象どうしの関係如何によって互いに適合的であったり非適合的であったりする。ところで語はもちろん事物の記号である。したがって事物が異った仕方でも秩序づけられれば、記号すなわち語もまた異った仕方でも秩序づけられる。それゆえ事物どうしの秩序づけが適合的であれば記号どうしの秩序づけも適合的であり、事物間の秩序づけが非適合的であれば語と語の間の秩序づけも非適合的である。ところで人間の本性のあり方からいえば奴隷から自由へと脱出する方が、自由から奴隷へと転落するよりはよりふさわしい。したがって “*entem*(である)” という分詞は, “*librum*(自由)” という語にかかるよりは, “*servum* (奴隷)” という語にかかる方が、よりふさわしい文を構成することになるであろう。それゆえ, “私は奴隷であるお前を自由にした” の方は結合的であり, “私は自由であるお前を奴隷にした” の方は分離的である。

63. いまのような文をアリストテレスは分離の誤謬に含めたということに留意していただきたい。さてここでつぎのことに注目しよう。すなわち結合や分離や抑揚が存在するところでは、そうした文がいつも一つの意味では真であり他の意味では偽であるとは必ずしもいえないのである。というのもどちらの意味でも偽であるといったこともありうるし、どちらの意味でも真であるともいったこともありうるからである。たとえば “*tango percussum manu* (手によって叩かれたひとに私は触れる)” という文を考えよう。いまある人が手で叩かれ、そして私が彼を手で触れたという状況

を設定しよう。ところでいまの文は二義的である。なぜなら“manu (手によって)”という奪格は“触れる”という動詞にかかることも可能であるし、“叩かれたひと”という語にかかることも可能である。しかしどちらの意味にとってもその命題は真なのである。他方において“tango baculo percussus (杖によって叩かれたひとに私は触れる)”という文は、状況がさっきのままだとすれば、どちらの意味にとっても偽である。こうした事態は二義性の場合でも同様である。というのも“omnis canis est substantia (すべての犬、海の犬、星座の犬は実体である)”は三つの意味をもつが、そのどの意味にとってもいまの文は真だからである。しかし“omnis canis est albedo (すべての犬、海の犬、星座の犬は白さである)”はどの意味にとっても偽である。そして文意不明確についても同様である。

したがって、さっきの例にかこつけて一般的に文は結合の意味にとれば偽になるがゆえに結合の誤謬を犯し、分離の意味にとれば偽になるがゆえに分離の誤謬を犯すと主張するひとびとがあれば彼らの主張は必ずしも正しくないということが上述のことから明らかとなった。というのもそんなことはどんな場合にでもいえるとは限らないということが証明できたからである。とはいえもし誤謬推理が結合によってなされれば、その解決は分離によって可能であり、分離によってなされれば、結合によって可能であるという主張は正しい。そしてこちらの主張はアリストテレスによっても述べられているが、先のような主張はアリストテレスのものではけっしてないのである。

この誤謬の原因について

64. 結合の誤謬の“しかしかであるようにみえること”の原因、つまりこの誤謬の作用因は、結合によって生じた文のもつ形相的同一性である。いま“結合によって生じた”といわれたのは、文はそれが結合的であるか分離であるかに従って異った形相が生じ、それゆえまた異った真理値が生

じるのは当然だからである。他方結合の“しかじかでないこと”の原因は、文のもつそうした同一性にもかかわらず、意味対象が多くありうるということである。というのも文が結合的でありそれゆえその結合において単一の形相をもっているとしてもなお、分割によってもつところのもう一つの形相を新しくもちうるからである。そしてこのゆえに文は多くの意味対象をもちうるのである。以上のすべてのことはまえに、“quidquid vivit semper est” という例を使って明らかにされた⁽⁴⁰⁾とおりである。そして結局、文が異った形相をもちうるといった“ことば”のレベルの事態が、意味対象が多くありうるといった“もの”のレベルの事態をつくりだしたといえるのである。

65. ところであるひとびとは結合の誤謬における“しかじかであるようにみえること”の原因は結合それ自体であり、“実際はそうでないこと”の原因はそれの分離であると主張する。そして他のひとびとは、結合の誤謬における“しかじかであるようにみえること”の原因は結合的な文が真であることであり、“実際はそうでないこと”の原因は、その同じ文が分離されれば偽となるという点にあると主張する。というのも彼らは結合的な文の真理値は、そのおなじ文が分離的になればちがった真理値に移行するからだと考える。そして彼らは実際に、“しかじかにみえること”の原因は“実際そうでないこと”の原因の正反対のはずだというのである。

66. さて最初のグループのひとびとの主張が詭弁的議論の原因の分類法に違反していることは明白である。というのも言語上のすべての誤謬は言語外の誤謬と区別されるべきだからであり、言語上の誤謬は“しかじかにみえること”の作動因を音声あるいは記号の側に置き、“そうでないこと”の原因をものの側に置くのに反し、言語外の誤謬は両方の原因をとともにもの側に置くからである。それゆえ最初のグループのひとびとの主張は成立しない。なぜなら彼らは両方の原因をどれも音声あるいは記号の側に置くからである。そして実際、彼らは文の結合も分離もともに音声あるいは

記号の観点から眺めているのである。

つぎに第2のグループの主張を反駁しよう。一般にものが移行するのはそのものと全面的もしくは部分的に似たものに向かってである。したがって正反対の関係にあるものの一方が他方へと移行することは不可能である。それゆえ結合から分離への移行も不可能であるし、分離から結合への移行も不可能である。したがって第2グループの主張が誤りであることはいまの1対の命題のうちの前者によっても明らかである。なぜならこの第2グループの主張は、結合の二つの原因をとにもものの側に置いているからであるが、それというのも文において真偽が成立するのは、ものに依存することによってはじめて可能だからである。

さて、二義性において“しかじかにみえること”の作用因は語の同一性であり、“そうでない”ことの原因は意味対象の多様性である。このことは文意不明瞭においても同様であり、さらにこれから述べることであるが抑揚においても言語形式においても同様である。したがってこのことは結合においても同様でなければならない。というのも、さもないれば言語上の誤謬が6個ではなくなるからである。そして実際アリストテレスはそれが6個であることを帰納法と三段論法によって教えている。⁽⁴¹⁾したがって結合の“しかじかにみえること”の原因は音声の側に置かれるべきであり、“そうでないこと”の原因はものの側に置かれるべきである。

67. こうして上述したように確かに、結合の誤謬の“しかじかにみえること”⁽⁴²⁾の原因は結合から生じた文の形相の同一性であり、“そうでないこと”の原因は文の同一性にもかかわらずその意味対象が多いということだと断定できる。しかし結合的な文のそうした同一性は、ひとびとをして、意味対象もまた一つであって、多くではありえないと誤って信じこませる。そしてそこから第2のグループのひとびとは、或る種の詭弁的論法にみられるように、“しかじかにみえること”の原因は“実際はそうでないこと”の原因の正反対でなければならないと誤って推論したのである。

この誤謬の様態について

68. 結合の誤謬には二つの様態が割り当てられる。そしてアリストテレスはその二つの存在を結合を扱った場所で承認している。⁽⁴³⁾

第1の様態について

第1の様態は、ある内容句がまるごとある動詞の主語になるかあるいはその一部だけが主語になることによって生じる。⁽⁴⁴⁾そしてその例は *sedentem ambulare est possibile* (座っているひとひとが同時に歩くことも可能である。坐っているひとは歩きうる可能性をもつ)”である。そしてつぎのような三段論法がつくりあげられる。

quemcumque ambulare est possibile, contingit quod ipse ambulet (だれであれ歩くことが可能な場合、そのひとが歩くということがおこるだろう。だれであれ歩きうる可能性をもつ場合、そのひとが歩くということがおこるだろう。)

sed sedentem ambulare est possibile (しかるに座っているひとが同時に歩くことも可能である。座っているひとは歩きうる可能性をもつ。)

ergo contingit quod sedens ambulet (それゆえ座っているひとが同時に歩くということがおこるだろう。)

小前提は二義的である。すなわち “*sedentem ambulare* (座っているひとがあるくこと)” という内容句の全体が *est possibile* (可能である)” という述語の主語となる場合、一つの意味が生じる。そしていまの文はその意味では偽である。なぜならその場合互いに相反する行動、つまり “歩くこと” と “座ること” が結合されるからである。しかしそうなると真ではありえない。そしてそれは “座っているひとが歩く” が真でないのとおなじである。しかし他方、いまの内容句の一部分、つまり内容句の内部の主

語がさきの述語の主語になる場合、つぎのような別の意味つまり“座っているひとは自らのうちに、歩き出そうとする能力をもつ”という意味をもつ。そしてこの意味でなら小前提は真である。さらに“non scribentem scribere est possibile (書かないひとが同時に書くことは可能である。書かないひとは書く可能性をもつ)”もまたいまとおなじ仕方で区別できる。そしていまとおなじ仕方で誤謬三段論法が形成される。こうしていまのような文は、内容句全部が主語に立つ場合は結合的であり、内容句の一部分が主語に立つ場合は分離的であるといえる。なぜなら、どちらの場合も内容句が主語に立つとはいえ、述語はそうした内容句の部分に従属するよりは全体に従属する方がよりふさわしいからである。

69. それゆえあるひとびとがつぎのように主張して抗議したとしてもそれはとるにたりないことといえよう。さて、彼らの抗議はこうである。すなわちいまの状態で、歩くことへの可能性が、あるときには内容句全体に従属し、あるときにはその部分、つまり“sedentem”（座るひと）に従属することが正しいとすれば、“sedentem”という対格が主語に立つことになるが、これは不都合である。なぜならその場合“sedentem est possibile ambulare”という文は文法的に破格となるからである。というのも対格は3人称現在の動詞 est の主語には立ちえないからである。それゆえ上述の区分は無効となってしまうだろう。

この抗議に対する解答は上述のことから明らかである。すなわち、いつでも内容句全体が三人称の動詞の主語なのである。そしてこの内容句全体がときにはそれ自身の資格で主語に立ち、そしてこの場合、歩くことへの可能性は内容句全体に帰せられる。しかしときには内容句全体が自分の部分の資格で主語に立つ、そしてその場合可能性は内容句の中の主語、つまり“sedentem”に帰せられるのである。

70. あるひとびとはいまの文を違ったふうに分類する。すなわち彼らは、“sedentem (座っている)”や“scribentem (書いている)”という分詞

によってプリスキアヌスもいうように併存⁽⁴⁵⁾が意味されると主張する。というのも分詞というものは、“sedens lego (私は座りながら読む)” の場合のように、自らと動詞との併存を表現するためにつくりだされたからである。そしてこうした併存性は“dum (の間)”や“cum (と同時に)”といった語を使うことによって、表現され、“私は座っている間本を読んでいる”とか“私は座っていると同時に本を読んでいる”といわれる。したがって彼らは上述の文が二義的であるのは、つぎのような理由からだと言主張する。すなわち、“sedentem”という分詞によって意味される共在性が“ambulare (歩く)”という動詞との関係で示されるとき、“sedentem possibile est ambulare”という文の意味は、“私が座っていると同時に、私が歩くことは可能である”となる。そしてこれは偽である。しかし他方、共在性は述語との関係で表示されることもある。そしてそのときその文の意味は、“彼が座っていると同時に、彼はそののち歩き初めるという可能性をもつ”となる。そしてこれは真である。

しかしこうした区分は結局まえにおこなった区分に帰着する。というのも、“歩く”という動詞との関係で共在性が示されるとき、歩きうる可能性は内容句の全体に属するのであって、このときその文は偽である。しかし共在性が述語との関係で表示されるときは、可能性は内容句の中の主語に属するのであり、このときその文は真となる。

71. 実際そうした文は、事物についての文と、内容句についての文とに区分される。そして内容句の全体が主語になる場合、文は内容についての文といわれる。他方、内容句の部分が主語になる場合、ものについての文といわれる。そしてひとたびは内容句の中の主語を“もの”と呼ぶ。そして確かに内容句の中の主語はけっして内容句ではない。それゆえ内容句はある種のものであるとはいえるが、しかしけっして彼らがいま使ったような意味での“もの”ではないのである。

第2の様態について

72. 結合の第2の様態は文の中に置かれたある語が異ったものを規定する場合に生じる。たとえば “*litteras quas scis discere nunc est possibile* (君が知っている文字を君がいま学ぶということが可能である。君が知っている文字をいつかふたたび学ぶということは、現在可能である)” がそうである。すなわち，“いま”という副詞は一方では“学ぶ”という動詞を規定しうる。そしてその場合その文は偽である。というのも君がいま知っている文字を君がその同じいま学ぶということは不可能だからである。なぜなら、もし君が学ぶのであれば、それに先だって君は知らないものでなければならないからである。そしてそれはアリストテレスが“*学ぶ⁽⁴⁶⁾*とはだれも、それ以前に無知である”と述べているとおりである。しかし他方では“いま”は“可能である”という述語を規定しうる。そしてその場合その文は真である。なぜなら彼が知っている文字をその後もう一度学ぶということは現在確かに可能である。というのも彼はその文字をいったん忘れてしまい、それからその文字を後に学びなおすという能力を彼は現在十分にもちあわせているからである。

さらに “*quod unum solum potest ferre, plura potest ferre* (一つのものだけしか運べないものが多くのものを運ぶことができる。一つのものだけ運ぶことができれば、あとはつぎつぎと一つづつ多くのものを運ぶことができる)” の場合も同様である。そしてつぎのような誤謬三段論法が形成される。

quod unum solum potest ferre, plura potest ferre, sed quod non potest plura ferre, potest unum solum ferre, (しかるに多くのものを運ぶことのできないものは、一つのものだけしか運ぶことができない。あるいは一つのものだけ運ぶことができる。) *ergo quod non potest ferre plura, potest ferre plura*. (それ

ゆえ、多くのものを運ぶことのできないものは、多くのものを運ぶことができる。)

大前提は二義的である。そしてもし“solum(だけ)”という語が“できる”という動詞を規定するなら、大前提は偽となり、その意味は“一つのものだけ運ぶことができ、それより多くのものは運べないものが、多くのものを運ぶことができる”となる。というのも一つだけが可能というのなら、多くのものは不可能だからである。しかし他方、“だけ”が“運ぶ”という動詞を規定する場合、大前提は真となる。そしてその意味は、“ただ一つだけを運ぶところの力をもつものは、多くのものをつぎつぎと運ぶことができる”となる。というのも、多くのものをつぎつぎと運びうるものはどれも、ただ一つを運ぶという力をもっている。たとえば渡し舟が10人の人間をつぎつぎと運んだとすれば、たった1人を運ぶという力をもっているのはもちろんである。こうしてその舟は1人の人間を運ぶような力をもっておりさらに多くの人間をつぎつぎと運ぶことができる。それゆえ、一つのものだけを運ぶことのできるものは、つぎつぎと多くのものを運ぶことができるのである。

73. 文が結合的であったり分離的であった場合、その文の中に潜在的多義性がいかんして存在するかということ、そしてどのようなときに文は結合的といわれ、分離的といわれるかは、上述したところで明らかとなった。そこでつぎには分離の誤謬の原因と様態について述べる必要がある。

分離について

74. さて分離の誤謬における“しかしかであるようにみえること”の能動因あるいは原因は分離によって生じた文のもつ形相的同一性である。ここで“分離によって生じた”といわれたのは、文は分離的であるか結合的であるかによって、形相を異にするからである。つぎに、“まことしやかにみえてもほんとうはそうでないこと”の原因は、分離的な文の実体が

他の意味対象をもちうるということである。というのも、文は分離的な場合、確かに一つの意味対象をもつがその文それ自体は結合的なものに移行する可能性をもち、したがってもう一つの意味対象をもつ可能性を有するからである。

第1の様態について

75. 分離の様態は二つである。第1の様態はある語が名辞どうしあるいは命題どうしを接合しうることから生じる。ところが接合は二義的である。すなわち連言的な接合と選言的な接合である。実際接合は連言と選言の両者を含むのだが、これは接続詞が連言と選言と、さらに条件のようなそれ以外のものを含むのとおなじであり、その接続詞はそれらすべてを包摂する類なのである。それゆえ名辞あるいは命題を接合することの中に連言と選言の二つが含まれる。そしてこの二つから第1の様態が生じるのである。そしてその例は“*quinque sunt duo et tria* (5は2であり、そして5は3である。5は2と3である)”である。そしてこれからつぎのよう三段論法が生じる。

quicumque sunt duo et tria, sunt tria. (2でもあり3でもあるものは3である。2と3であるものは3である。)

sed quinque sunt duo et tria.

ergo quinque sunt tria. (ゆえに5は3である。)

小前提は二義的である。すなわち小前提は分離的でありうる。そしてその場合の意味は“5は2であり、そして5は3である”である。そしてこれは連言命題である。しかしまた結合的でもありうる。そしてその場合の意味は“5は2と3である”であり、ここには連言的述語がみられる。そしてそこには二つの名辞の連言がみられる。同様に大前提もまた二義的である。さらに“*quinque sunt paria et imparia* (5は偶数であり5は奇数である。5は奇数と偶数である)”も同様である。

選言の場合はつぎのとおり。

omne animal est retionale vel irrationale. (すべての動物は理性的であるかすべての動物は非理性的である。すべての動物は理性的か非理性的である。)

sed non omne animal est rationale. (しかるにすべての動物が理性的であるわけではない。)

ergo omne animal est irrationale. (それゆえすべての動物は非理性的である。)

大前提は二義的である。すなわち一方では分離的でありうる。そしてその場合の意味は“すべての動物は理性的かあるいはすべての動物は非理性的である”そしてこれは選言命題であり、二つの命題の選言である。しかし大前提は結合的でもありうる。そしてその場合の意味は“すべての動物は理性的か非理性的である”そしてそこには述語の選言がみられる。そしてまた名辞の選言が存在する。こうしてそれらの命題が結合的といわれるのは、語の選言的接合の方が文の選言的接合に先だつからである。

以下の文もみな同様である。“omne animal est sanum vel egrum (すべての動物が健康かすべての動物が病気である。すべての動物は健康か病気である)”, “omnis linea est recta vel curva (すべての線は直線かすべての線は曲線である。すべての線は直線か曲線である)”, “omnis numerus est par vel impar (すべての数は偶数かすべての数は奇数である。すべての数は偶数か奇数である)”, “omnis substantia est corporea vel incorporea (すべての実体は物的かすべての実体は非物的である。すべての実体は物的か非物的である)”。

第2の様態について

76. 分離の第2の様態はある屈折形あるいはある規定が、いろいろのものと組みあわさることから生じるものである。そして “tu vides oculis

percutsum (君は叩かれている彼を目で見る。君は目で叩かれている彼を見る)”がそうである。そしてつぎのような三段論法が成立する。

quocumque tu vides hunc percutsum, illo percutsus est hic.

(君が彼が叩かれているのをそれで見るとそのもので彼は叩かれる。

君はそれで叩かれている彼を見るそのもので彼は叩かれる。)

sed tu vides hunc oculo, vel oculis, percutsum. (しかるに君

は叩かれている彼を目で見る。君は目で叩かれている彼を見る。)

ergo oculo, vel oculis, percutsus est hic. (ゆえに彼は目で叩かれる。)

小前提は二義的である。すなわち“目によって”という屈折形つまり奪格形が“見る”という動詞と結びつけられる。そしてその場合それは見る器官を意味する。そして文の意味は、“君は叩かれている彼を目で見る”である。そしてこの文は結合的である。というのも奪格的な規定は一種の行為である。そして行為というものは分詞におけるよりは動詞における方がよりふさわしい。それゆえそれは分詞よりもまず動詞を規定すべきなのである。つぎに他方では“叩かれている”という分詞と結びつきうる。そしてその場合は打撃の道具を意味する。そしてそれは分離的でありその意味は“君は目で叩かれている彼を見る”である。

つぎの文も同様である。“ego te posui servum entem librum (私は奴隷であるお前を自由にした。私は自由であるお前を奴隷にした)”, “quingenta virorum centum reliquit divus Achilles (神のごときアキレスは100名のうちの50名を戦いで失った。50名のうち100名を戦いで失った)。

“tu scis tantum tres homines currere (君は3人の人間が走っているということだけを知っている。君は3人だけの人間が走っているを知っている)”もそうである。ただしいまの場合6人の人間が走っており、君はそのうちの3人についてしか知らないとする。

sed quidquid scitur est verum (しかるに知られたことがらは

真実である。)

ergo tantum tres homines currere est verum (それゆえ 3 人の人間だけが走っていることは真実である。)

大前提は二義的である。すなわち“だけ”という副詞は“君は知っている”という動詞を規定しうる。そしてその場合大前提は結合的であり真である。しかし“走る”という動詞を規定することも可能である。そしてその場合は分離的であり偽である。

“tu es hodie natus (君は昨日生まれた。君は生まれたものとして昨日存在する)”もおなじである。この命題の証明はつぎのとおり。tu es hodie (君は昨日存在する)。ergo es natus vel non natus (それゆえ君は生まれた存在か、生まれない存在である)。sed non es non natus (しかし君は生まれない存在ではない)。ergo tu es hodie natus (それゆえ君は昨日生まれた)。最初の命題つまり結論は二義的である。すなわち“昨日”という副詞は“君は存在する”と規定しうる。そしてこの場合結合的であり真である。しかし“生まれた”という分詞を規定することも可能である。そしてその場合分離的であり偽である。

抑揚について

抑揚の定義について

77. 抑揚つまりアクセントとは品詞のおのおののシラブルを揚げたり抑えたりすることについての法則あるいは規制である。そして抑揚は鋭アクセントと重アクセントと曲アクセントに分けられる。鋭アクセントはシラブルを鋭くあるいは高く発音することであり、重アクセントは低くおさえて発音することであり、曲アクセントは始め鋭く、次におさえて発音することである。

78. 誤謬をひきおこす源としての抑揚とは、それ自体は同一性を保つ語

に対し、抑揚の相違性を通じて付与された多様性である。

抑揚の原因と様態について

抑揚の誤謬においてしかじかであるかのように見せかける原因は語の抑揚の単一性である。そしてほんとはそうでないことの原因は、一つの抑揚から他の抑揚に移る可能性をもつことによって、多くの意味対象をもつことである。さて抑揚の様態には二つある。

第1の様態について

79. 第1の様態は、語それ自体が異った抑揚によって支配されうることから生じるものでつぎのようなものがその例である。

すべての **populus** (**pōpulus** はポプラ。 **pōpulus** は民衆) は木である。

しかるに国民は **populus** (民衆) である。

ゆえに国民は木である。

大前提は二義的である。実際 “populus” という語は第1 シラブルが長いときと、短かいときで、意味を異にするからである。つぎのものも同様である。

すべての **āra** (**āra** は祭壇, **āra** は豚小屋) は寺院の中にある。

豚の住居は **ara** である。

ゆえに豚の住居は寺院の中にある。

つぎのものも同様である。

hamare (**hamare** はひっかける。 **amare** は愛する) されるものはどれも鉤によってつかまれる。

しかるにぶどうは **amare** される。

ゆえにぶどうは鉤によってつかまれる。

“amare” は氣息音をもつ場合とたたない場合で意味を異にし、また発音も異にする。つぎのものも同様である。

正しい人間は *pendere* (*pendere* は決断。 *pendere* は不決断) すべきである。

しかるに正しい人間は *pendere* (不決断) すべきでない。

ゆえに正しい人間は同じことをすべきでありかつすべきでない。

第2の様態について

80. 第2の様態はあるものが語でもあり、句でもありうることによって生じる。そしてつぎのものがその例である。

君は *qui es* (存在しているもの) である。

しかるに *quies* (静止) は休息である。

ゆえに君は休息である。

大前提は二義的である。なぜなら私が “*quies*” と発音するところのものは語でもあり、句でもありうるからである。そしてそれによってちがった対象を意味するのである。

つぎの場合も同様である。

神はいかなるものをも *invite* (心ならずも) 作られることはない。

しかるに神はぶどうを *in vite* (ぶどうの木において) 作られる。

ゆえに神はぶどうを *invite* (心ならずも) 作られる。

大前提は二義的である。というのも私が “*invite*” と発音するものは語——この場合その命題は真である——でもありうるし、句でもありうる。そして句の場合命題は偽とする。そして結論もまた二義的である。

つぎの詩句も同様である。

metuo longas pereunte noctes Lidia dormis (リュティアが一晩中悪いこがれているのにお前は眠っているのではないかと私は危ぶむ。お前のまことの恋人である私が一晩中悪いこがれているのに、リュティアよお前は眠っているのか⁽⁴⁷⁾)

私が “*metuo*” と発音するところのものは語でもありうるし、句でもあり

うるのである。

若干の疑問

81. しかしながら上述のことから若干の疑問が生みだされる。まず、ここで“アクセント”はいかなる意味に解すべきであろうか。すなわちこの抑揚の部の冒頭に出された定義にしたがって解すべきであろうか。それとも語を発音する際の様態といった広い意味、つまり長さ、短かさ、氣息、無氣息、鋭、低といった意味に解すべきであろうか。(1) さて、ここではアクセントはその本来の意味でなしに、広義に用いられているように思える。というのもある誤謬推理はアクセントの長短によって生じるからであり、“pendere”という動詞の真中のシラブルが長かったり短かったりというのがその例である。またある誤謬推理は氣息という観点から生じた。そしてこれは例を挙げるまでもなく明らかである。それゆえ“アクセント”はそこでは本来的な意味ではなく、広義に解されている。

(2) しかしながら“アクセント”は前の定義ではアリストテレスの權威に従って広義ではなく、狭義つまり本来的な意味に解されているようにも見える。というのもアリストテレスは『ソピスト的論駁』の第2巻⁽⁴⁸⁾において、アクセントによる虚偽の議論のすべてに対する一般的な解決を提出する際に、“そうした議論の解決は明らかである。なぜなら語は重く発音されるときと鋭く発音されるときとで違ったものを意味するからである”と語っているからである。それゆえアクセントは広義ではなくて、本来的な意味で解すべきである。なぜなら重と鋭とは、本来的な意味でのアクセントの二つの種差だからである。

(3) つぎにまた、“アクセント”がさっきのように広義に解されるべきなら、アクセントは長短や氣息の有無にも適用されることになる。それゆえアクセントは鋭や重について述語づけられるのとおなじ仕方では長短や氣息の有無にも述語づけられることになる。

さて(1)に対してはこう答えるべきである。“アクセント”は広義に、つまり発音の仕方に対し全般的に適用可能なものというふうに解すべきであるが、ただ述語づけという観点でそうすべきではなくて、随伴という観点でそうすべきなのである。さて、“全般的に”という語は二通りの仕方ですぐ語られる。つまりそれは述語づけによる場合と、随伴だけによって、述語づけにはよらない場合である。たとえば白さや黒さやそれらの中間の色に表面が随伴する。というのも色が付けられるということは表面に対してのみ可能だからである。——ただしそうしたことは元素から合成された物体に対してだけいえることだということを知っておいていただきたい。というのもその他の特別な物体つまり元素それ自体や天球や星は色をもっていないからである。しかしこれに関しては留意する必要がある。というのもそれは自然学の問題に属するからである。——だから表面は前述の色のどれにも随伴するがしかしどれについても述語づけられないと考えるべきである。こうして“全般的に”は、ある場合には述語づけにおいてではなく、随伴においてそういわれ、他の場合には述語づけにおいて、つまり上位のものが下位のものについて述語づけられるという意味でそういわれる。そして私が“アクセント”は広義つまり全般的な意味に解されるといった際の“全般的に”も、“随伴において全般に”という方の意味なのである。それというのも、時間の多様性や差異性にアクセントの多様性や差異性が随伴するからであり、このことは“pendere”という動詞の中間のシラブルが長かったり短かったりする場合を考えれば明らかである。こうしてさきほど与えられた解答の意味がいまや明白になったといえるであろう。

語は重く発音されるときと鋭く発音されるときとで違ったものを意味するというアリストテレスの権威にもとづいた異論(2)に対してはこう答えよう。アクセントの誤謬はある場合にはアクセントの多様性だけにもとづいて生じるが、他の場合には時間の多様性や差異性にもとづいて、つまり長

短にしたがって生じる。しかし後者の場合でも、そうした差異性にはアクセントの多様性が随伴するのである。最後に、アクセントが広義つまり全般的な意味に解されるなら、アクセントが時間や氣息について述語づけられることになるといった異論(3)に対しては、“全般的に”という語に二義性があるという上述の事実から明白な解答がえられるであろう。実際“アクセント”は、述語づけという観点で全般的だといわれるのではなく、上述の観点つまり随伴という観点でそういわれるのである。それゆえ、アクセントは時間や氣息について述語づけられはしない。ちなみにいま使われた氣息という語は、シラブルもしくは語が氣息をともなって発音することを意味する。とはいえ氣息はまずシラブルに生じ、シラブルを介することによって語に生じる。このことはプリスキアーヌスの綴字法に関する章⁽⁴⁹⁾で説かれていることから明らかである。彼はそこでシラブルに四つの性質を与えているが、それは時間と高低と氣息と字数である。そして高低とはアクセントのことである。それゆえそれらの四つはすべてまずシラブルの中に存し、ついで語の中に存するといえる。いま私が“まず”といったのは、まず不完全なもの、不明確なものがあり、ついで完全なもの、明確なものが生じるといったことを考えてのうえである。そして実際それら四つのはものは単語になるまえのシラブルそれ自体の状態では不明確であり不明瞭である。しかし単語の中においては、つまり単語の中にあるかぎりにおいてのシラブルは明確であり明瞭なのである。

82. さらに、“アクセント”が上述のように広義にとられたとしても、なぜそうした誤謬が“アクセントにもとづく”といわれ、“時間にもとづく”とか“氣息にもとづく”といわれないのかという疑問が提出されるであろう。

この疑問に対しては、もはや上述のことから明らかなように、こう答えよう。すなわち、時間や氣息の多様性にアクセントの多様性が随伴するのであってその逆ではないのである。そしてそれゆえ誤謬は“アクセントに

もとづく”といわれるのであって，“時間にもとづく”とか“氣息にもとづく”といわれないのである。というのも“アクセントにもとづく”という命名の方がより全般的だからであり，それというのもアクセントの多様性の方がより全般的だからである。

語の表現形式について

語における意味作用の様態について

83. 語における意味作用の様態には2種類ある。一つは本質的であり，もう一つは偶有的である。たとえば“名詞の性質”といったものも二つの意味に解される。すなわち一方は，それが本性上多くのものによって分有される本質をもつとかあるいは本性上そうした多くのものによってでなくただ一つのものによって所有される本質をもつといわれる場合でありその場合名詞の性質はともに名詞の完成態あるいは完全態へと向かうものであり，それゆえそれは本質的といわれる。こうしてすべての名詞は実体をその本質的な性質において表示する。もう一方は，そのおなじ名詞の性質がその外象において多くのものによって分有されるとかあるいはただ一つのものによって所有されるといわれる場合であって，この場合名詞の性質はその名詞に対して偶有的といわれる。こうして“名詞の性質”は一方では，多くのものによってあるいはただ一つのものによって所有されるということの本質面でそういわれる。そしてその場合それは本質的だといえる。しかし他方では多くのものによってあるいはただ一つのものによって所有されるということの外象面でそういわれる。そしてその場合それは偶有的だといえる。

ここで両種の性質のそれぞれがさらに固有名詞と普通名詞に分けられるということに留意していただきたい。しかし固有名詞と普通名詞といってもそれらがただ一つのものによってあるいは多くのものによって所有され

ることの本質面を指す限りにおいては、本質的性質の諸部分である。しかしただ一つのものによってあるいは多くのものによって所有されることの外象面を指す限りにおいては、偶有的性質の諸部分である。実際プリスキア⁽⁵⁰⁾ースやドナートッス⁽⁵¹⁾によっておこなわれた名詞の定義の中で固有名詞と普通名詞は、本質的性質の諸部分といった観点で語られている。しかし偶然的性質の諸部分であるという観点では、それら二つは名詞の偶然的性質とみなされている。たとえば、“ひと”は、この語が本性上多くのものによって所有されるという素質的な性質を指す限りでは、それは本質的性質を意味する。しかしひとがいまやこのひとやあの一との中に外象的に存在するにいたった場合にはひととは偶有的性質を意味する。つまり多くのものの中に外象的に存在するということは名詞にとって偶有的である。しかし多くのものの中に素質的あるいは傾向的に存在するということは名詞にとって偶然的でなく、したがって本質的なのである。

84. だが、“ひと”の性質は“人間性”ではないかと問うたなら、否と答えるべきである。実際、“ひと”という名詞は性質と実体を所有するが、そうした“ひと”がもし“人間性”という性質をもつとすれば、“人間性”もまたそれ自身一個の名詞として自らの実体と自らの性質を所有することになる。それゆえここに無限進行が生じる。しかしこれは困るのである。“ソクラテス”の性質についても事情はおなじである。したがってソクラテスという固有名詞が本性上ただ一つのものによって所有されるという素質をもつかぎりにおいてその性質は“ソクラテス”にとって本質的であるが、そうした素質が外象化されるかぎりにおいて、それは“ソクラテス”にとって偶然的である。

85. 上述のことから、語における意味の様態は、一方では、語が本質あるいは傾性において把握される限り、本質的であり、他方では外象において把握される限り、偶有的であるということが明らかとなった。

86. それゆえ名詞においては、名詞が男性形や女性形といったものを意

味する限り、その名詞は偶有的なものを意味しているのだからその場合の意味の様態は偶有的である。こうした名詞においては、意味の様態は二つあり、一つは本質的であり、もう一つは偶有的である。そして動詞の場合も同様である。すなわち、“おこなう”も“蒙る”も二つの意味にとられる。つまり一つは素質の面においてであり、この場合それはその動詞にとって本質的であり、もう一つは外象の面においてであり、この場合それはおなじその動詞にとって偶有的である。たとえば、“見る”も“走る”も“座る”も“歩く”も二重の意味つまり素質と外象の両面において把握される。さて以上4個の動詞のそれぞれが見ることはできるがいまは眠っている人間について、またよく走り、よく歩き、遠くまで進むことができるがいまはうまやの中にいる馬について、また座ったり眠りつづけたりできるがいまは立っているものについて述語づけられる場合、それらの動物は素質の面でとらえられているといえる。しかし、いまやひとが眼を開いて外のものを見、馬がすばらしいスピードで走りだしたとき、それらの動詞は外象化されたといえる。同様に、火や赤熱の鉄がまだなにものをも傷つけたり、燃やしたりしていない段階では“燃やす”という動詞は素質の面でとらえられている。そしてそれらの火や赤熱の鉄は燃やす素質をもつといわれる。そこでより一般的に、まだなににも働きを始めていない事物について、その働きを指し示す動詞が述語づけられる場合はいつも、素質が述語づけられているといえる。つまりここで“働き”は素質の面で把握されている。そしてこうした働きは切ることはできるがまだなににも切っていない刀について述語づけられる。しかしある働きがその働きをもつ主体と実際に結びつくことによってその働きを指し示す動詞がその主体について述語づけられたとき、その働きは外象化されたといえる。そしてこれは受動的な動詞の場合でも同様である。そしてそのゆえにわたしたちはまえに、“おこなう”も“蒙る”も二つの意味で、つまり素質という意味と外象という意味でとらえられるといったのである。そして素質という観点で把握

された場合それはその動詞にとって本質的であり、外象という観点で把握された場合それはそのおなじ動詞にとって偶有的なのである。

こうして名詞においても動詞においても意味作用の様態は二重つまり本質的と偶有的であるということがわかった。そしてその他の品詞についてもおなじことがいえる。それゆえ語一般において、意味作用におけるそうした二重性が存在するといえるのである。

形について

87. 形とは一つの端、あるいはいくつかの端によってとりかこまれるところのものである。そして円が円周によってかこまれるのが一つの端の例であり、多辺形がいくつかの辺によってかこまれるのがいくつかの端の例である。そして実際円周そのものが円ではなく、円周によってかこまれた面が円なのであり、また三つの点のそれぞれに2本ずつ集まる3本の直線自体が三角形なのではなくて、3本の線によってかこまれる平面が三角形なのである。ところで形はまず自然物の中で発見され、ついで数学的存在の中で発見され、その後で語の中に発見される。そしてそれら三つは類比的な関係をもつものである。

語の形つまり表現形式について

88. ところですべての形は、その形をもっているものにとって偶有的である。それゆえ語もまた類似性によってその形をもつのなら、そうした形は語にとって偶有的なものだと考えねばならない。それゆえわたくしたちは、語の形つまり表現形式は、語における意味作用の偶然的様態であるといおう。そしてこのことをいわんがためにわたしたちはまえに意味作用の二つの様態について語ったのである。とはいえ語における形が数学や自然物の場合の形のように偶有的だからといって、そうした類似性は、本来的な類似性ではない。というのも、本来的な類似性によって語の形が数学的

な形から類比的につくられるべきであるが、いまの類似性は双方ともが偶有的なものだという点での類似性であって、双方ともが形だという点での類似性ではない。そして単に偶有的なものという意味では形とは限らない他のあらゆる偶有的なものと類似しうるのである。ところで語における形がつくり出される場合の本来の意味での類似性とは、自然物や数学的存在において形が形の所有者を限り包むのとおなじように、語においても意味作用の偶有的様態が語を限り包むといった形での類似性である。ここで私は語を包むのは音声的な端によってでなくて、理知的な端によってであるといいたい。ところで音声的な端とは、“*musa*”が“*a*”という端をもつといった意味である。しかし語の形は、そうした音声的な端といったものではない。そうではなくて、語の形とは、そうした音声的な端において知解されるべきところのものである。つまりひとはそうした音声的な端によって、その語が実体の相において表示したり、性質の相において表示したり、男性形を表示したり女性形を表示したりしているということを知解すべきなのである。ところでいま述べた語の形にはとりかこむということが属していることは明らかである。というのもものの終端はものを限り、とりかこむといわれるからである。そしてこのことは本来の意味での形の場合において明らかであり、そうした形はその形の所有者である物体をとりかこむのであり、その場合形はその物体の終端である。ところで意味作用の偶然的様態が語に付加されるのは、時間的な終端においてではなくて、理知的な終端においてである。したがってそうした終端は語において知解されるべきものといった観点でとらえなければならない。そして語を限りとりかこむものについてもそうした終端とおなじことがいえる。それゆえ語の形つまり表現形式はそうした意味において、他の種類の形に対する正真正銘の類似物だといえるのである。

89. さてそうした語の形つまり表現形式においてあやまりが生じるのは、一つの語の形式あるいは意味の様態と似ていることによってのみ可能であ

る。しかし語の形式の類似性には2通りある。一つは、形式において互いに類似する二つの語の双方が同一の意味様態をもつ場合である。そして形式のこうした意味での類似性ではあやまちは生じない。というのもそこにはあやまりを起す原因がどこにもないからである。たとえば双方がともに女性形であるとかともに男性形といった場合がそうであり、双方がともに実体を意味するとともに性質を意味するといった場合等がそうである。もう一つは、一つの語の形式と他の語の形式の“類似性”がつぎのようであった場合である。すなわち、一つの語が一つの意味様式しかもっていないのに、他の語とのみせかけの相似性のゆえに、そうした他の意味様式を分ちもつように見える場合がそうである。そしていまのような相似性は、一方が他方つまり中名辞の位置に置かれているものの方の中に包摂されているかのようにみえることによって生じる。そしてこのことは後に述べる誤謬推理において明らかとなるであろう。しかしこうした第2の場合においては、中名辞の中に包摂されているかのようにみえる語は中名辞の位置に置かれた語とは異なる自分独自の意味をもつから、そうした語は中名辞の位置にある語とは類似せず、それゆえ全く相違しているといわねばならない。とはいえそれが中名辞の位置にある語と似ているようにみえたのは、それが中名辞の中に包摂されていたからである。さてそうした相連性をアリストテレスは『ソピスト的駁論』の第7章ですなわち誤謬の生じる原因は区別の困難さにあるということを論じる章でつぎのように述べながら明らかにしている。すなわち彼は“どのようなものが似た仕方⁽⁵²⁾で語られているかを区別することは困難なことである”といっている。こうして同一の語の中に二つの違った意味様態が含まれているのであるがその一つは真実のものであり、もう一つはみせかけのものである。それゆえそこにはまやかしの多義性が存するのであり、このまやかしのゆえにあやまちは生じる。そしてそこには額面どおりに受けとれぬまやかしの類似性が存在する。こうして語の表現形式における“類似性”はそうした2番目の種類とみなす

べきであって1番目のものとみなすべきではないのである。

90. 以上のことからまやかしの多義性とはどんなものであり、それが端的な多義性とはちがうということがわかった。というのも端的な多義性とは同一の記号を使って多くの事物を人為的に表示することである。それゆえ、現勢的多義性はたしかに端的な多義性だといえる。というのも端的な多義性のいまの記述は現勢的多義性に完全にあてはまるからである。そしてこのことは二義性と文意不明確の場合に明らかなことである。しかしながら潜勢的多義性は端的な多義性とはいえない。というのも潜勢的多義性においては、記号は、それが二つの全く違った完成態をめざすという点からみて、完全に同一なものとはみなせない。そしてこのことはまえに明らかに⁽⁵³⁾になったことがらである。しかしながらまやかしの多義性は同一の語が一つの真実な意味様態をもち、さらにもう一つのみせかけの意味様態をもつといった場合に生じる。それゆえまやかしの多義性は、そこに一つの記号が端的に存在し、しかも自らのうちに多様性を含んでいるという点に関する限りなるほど潜勢的多様性よりは現勢的多様性に似ているといえる。しかしその多義性が事物の多義性ではなく、意味様態の多義性であるという点では現勢的多様性よりは潜勢的多様性に似ているというべきなのである。

表現形式の誤謬の原因と様態について

91. 語におけるいかなる意味様態が表現形式であるといえるか、“形”がいかにして語の世界の中へもちこまれたか、転移的ないし比喩的類似性がどんなものであるか、一つの表現形式ともう一つの表現形式の間のいかなる類似性が誤謬を形成するか、そしてそうした多義性がなぜまやかしの多義性といわれるのかが述べられた。そこでこんどはこの種の誤謬の原因と様態について語ろう。

表現形式の誤謬の“それらしくみえること”の能動因は、意味の偶有的

な様態において、一つの語がもう一つの語と似ていることである。“ほんとうはそうでないこと”の原因は、そうした類似性が額面どおりに受けとれない不完全なものだということである。

92. 表現形式の誤謬には三つの様態がある。実際、偶有的な意味様態には、文法的適合性と不適合性の原因となるものがある。そしてそれは男性形、女性形、中性形である。偶有的意味様態のもう一つのものは、真偽の原因となるような種類の事物にのみ属するものである。そしてこの第2のものは第1のものと異なる。というのも第1の意味様態は文法的な整合不整合の原因といったレベルにある事物、つまり言語的存在といったものにのみ属するが、第2の意味様態は真偽の原因といったレベルにある事物にのみ属するからである。そしてとりわけこの事物は、実体、質、量といったカテゴリー的な存在を指すのである。語における意味様態の第3番目は“このもの”といった個体を意味する語の意味様態である。このように、言語表現の三つの様態は、語における三つの意味様態あるいは知解様態にもとづくのである。

第1の様態について

93. 第1の様態が生じるのは、男性形が女性形と解される場合と、その逆の場合であり、さらに中性形が男性形や女性形と解される場合とその逆の場合である。そしてその例はつぎのとおり。

白い色をした実体 (substantia) はすべて白い (alba)。

しかるに男 (vir) は白い色をした実体である。

それゆえ男 (vir) は白い (alba)。

また同様に、

すべての水 (aqua) は湿っぽい (humida)。

水流 (fluvius) は水である。

ゆえに水流 (fluvius) は湿っぽい (humida)。

以上二つの例でともに男性形が女性形と解されている。すなわち“fluvius”は男性形であるが、水と相似たものであるようにみえることから水と同じ様態を分有しているように見え、したがって水とおなじ性に属するように見える。そしてそうした相似性は、小名辞である fluvius が中名辞である水の中に包摂されているかのようにみなされることから生じる。ここで私が“しかじかにみえること”の原因を、小名辞がほんとうに中名辞の中に包摂されているということに置かずに、小名辞が中名辞の中に包摂されているかのように見えるということに置いたことに注目していただきたい。というのたとえばここにつぎのような言語形式の誤謬推理があるでしょう。

すべての石 (petra) は白い (alba)。

男は石である。

ゆえに男 (vir) は白い (alba)。

しかしここでは小前提は真実さという点では中名辞の中にけっして包摂されてはいない。そしてそこでは中名辞の中に包摂されているかのようにみえるだけである。そしてこのように一方が他方の中に包摂されているようにみえるから、一方は他方つまり中名辞と、その本質は別として少くとも意味形態はおなじであるかのようにみえる。こうして小名辞つまり“男 (vir)”は自分の中に異った意味様態をもつ。そしてそうした相似性によって表現形式が似ているように見えるのである。そして他の様態についてもいまとおなじように理解していただきたい。

94. ここで留意してほしいことがある。言語表現の類似性は、一方が他方の中に包摂されているかのようにみえることによって生じる。それゆえ言語表現の誤謬推理は正しい推理に反したものであることは確かであるが、そのまちがい方が一風変っているのである。すなわち第1の様態に属する誤謬推理は、真偽の観点においても、ほんとうらしさの観点においても、推論の本性を無視したものである。というのもそうした誤謬推理は文法的非適合性、つまり破格をつくりだしているものであり、それゆえその結論と

見えるところのものの中には真偽も多義性も存在しないからである。こうして前提とその結論とおぼしきものとの間には真なる関係も、ほんとうらしい関係も存在しない。というのも結論の中に真偽もほんとうらしきものもなければ、当然のこととしてそれらは前提と結論との関係の中にも存在しないからである。こうして言語表現の誤謬の第1の様態の中には三段論法も存在しないし、本来の意味での誤謬推理も存在せず、あるものといえは文法的に不適合な文だけなのである。

95. いま述べたことは、わたしたちが前に、この誤謬には“それらしくみえること”の原因とほんとうはそうでないことの原因とが存在する、したがってまたほんとうらしきが存在するとい⁽⁵⁴⁾ったこととは矛盾しない。というのもさきにはそうしたほんとうらしきさは前提のなかに存在するといわれたのであるが、いまいっていることはそれが、結論とおぼしきものの中に存在するということだからである。しかも第1以外の様態においては真偽は残っているし、それゆえ前提と結論との関係も存続しているし、この関係もたとい真なるものでなくてもほんとうらしいものは存続している。というのも真偽はそうした関係に先だつのであり、それゆえ、真偽が措定されれば、真なる関係やほんとうらしい関係もまた措定されるからである。つぎの文をみよう。

“すべてのひと (homo)” は白い (albus)。

女性はひとである。

ゆえに女性 (femina) は白い (albus)。

ここではまえとは逆に、女性形が男性形と解されている。そしてそれはまえにも述べられたように、小名辭が中名辭の中に包摂されているようにみえることにもとづくのである。つぎの論法をみよう。

感覚をもつ生物体 (substantia) はすべて色をもつ (colorata)。

動物は感覚をもつ生物体である。

ゆえに動物 (animal) は色をもつ (colorata)。

ここでは中性形が女性形と解釈されている。ところでつぎのような誤謬推理がつくられたとしよう。

“Musa (文芸の女神)” と “poeta (詩人)” とは似た語尾をもつ。

しかるに “Musa” は女性形である。

ゆえに “poeta” も女性形である。⁽⁵⁵⁾

ここには確かに誤謬が存在する。しかしそれは言語形式の誤謬ではない。というのもここでは語は記号あるいは道具としての資格で使われているのではなくて、それ自身1個の事物として使用されているだけだからである。実際、ひとが語を通じて事物について語るとき、語は記号あるいは道具として使われているといわれる。というのも語は事物の記号であり、会話の道具だからである。しかし、ひとが語を通じて事物について語らずに、語自体について語る場合、語は事物としてあつかわれている。したがって上の場合、あやまりも事物の中に存するのであって、語の中に存しないことになる。つぎのような誤謬推論がおこなわれたとしよう。

いかなる性質であれ、Musa がその性質をもっていれば、poeta もまたその性質をもつ。

しかるに Musa は女性形である。

ゆえに poeta も女性形である。

ここでは二つの語は、ひとが語を通じて事物を語るといった仕方で用いられている。それゆえ語は記号または道具の資格で用いられている。しかしそこには言語形式の誤謬は存在しない。このことを証明しよう。いま “いかなる性質であれ” は性質を配分するものであり、その場合の性質というものには(1)事物としての性質つまり白さ、知といったものと(2)意味様態としての性質つまり男性形とか女性形とかいったもの以外は含まれないとしよう。実際、“白さ”という名詞によって指示された事物は事物としての性質であり、“色”という名詞によって指示された事物も同様である。ところがこの“白さ (albedo)”という名詞の中にある女性形は意味の様態あ

るいは知解の様態である。そして“色(color)”という名詞の中にある男性形も同様である。だとすると、“いかなる性質であれ”によって(1)と(2)の両方に配分されるか、どちらにも配分されないか、(1)だけに配分されるか、(2)だけに配分されるかのいずれかだということになる。というのもそれより多くの可能性は存在しないからである。さてもし(a)どちらにも配分されないとすれば、それは馬鹿げたことである。というのも性質を配分するものがあるとすれば、そうした性質の様態は(1)と(2)より他のものではありえないからである。しかしもし(b)両方に配分されるとしたら、小前提において小名辞は中名辞の中に十分包摂されているから、どちらの性質を選びだしておこなわれる三段論法も妥当となるであろう。しかしながら大前提の方は偽である。というのもその意味はこうだからである。“Musa がどのような性質をもつとしても、poeta もまたそうした性質をもち、Musa がいかなる意味様態のもとで知解されたとしても、poeta もまたそうした様態のもとで知解される”。しかしこの連言命題の両方とも偽である。したがって大前提は偽である。しかしまた(c)意味様態としての性質だけに配分されるとすれば、この場合も小名辞が中名辞の中に十分包摂されているから、どれか特定の様態を選びだしておこなわれる三段論法は妥当である。しかしこんども大前提が偽である。なぜなら、その意味は““Musa” がどのような意味の様態のもとで知解されようとも、“poeta” もまた、そのような意味様態のもとで知解される”だからである。それゆえたとい三段論法が正しいとしても、そこには言語形式の誤謬は存在しないのである。(d)もし事物としての性質だけに配分されるとすれば、名辞は4項となるであろう。たとえばつぎの三段論法をみよう。

すべての白いひとは走る。

エチオピア人は黒い。

ゆえにエチオピア人は走る。

ここで白とは別のもう一つの性質が選ばれている。しかしそれゆえ、いか

なるものの中名辞の中には、真なる仕方であれ、ほんとうらしい仕方であれ包摂されていない。したがってこの場合にも、言語形成の誤謬は存在しないのである。

第2の様態について

96. 言語形式の第2の様態は、普遍的なものを指示する語の一つの様態を、普遍的なものを指示する語の他の様態へと移行させる場合に生じる。そしてこれには3種類ある。その第1は広くどのカテゴリーの中にも、実体的なものとして見出だされる様態が、質や量や関係といった他のカテゴリーに特有な様態へと移行させられるときに生じる。というのも、実体的に語られるという様態は、どのカテゴリーの中にも見出だせるのであって、実際、どのカテゴリーにおいてもそこにおける任意の類や任意の種が、その下位のものについて実体的に述語づけられるからである。そこで“質をもつもの”とは質に特有の様態のことをいい、“量をもつもの”とは、量に特有の様態を、“関係的なもの”とは関係に特有の様態のことをいう。そこでつぎのような誤謬推理をつくることができる。

君が昨日見たところのどんなものをも君は今日見る。

君は昨日白いもの (album) を見た。

ゆえに君は今日も白いものを見る。⁽⁵⁶⁾

ここで白いものとは、始め実体的なものと見なされはしたが、それ自体は“質をもつもの”を意味している。この“白いもの”は実体を意味する中名辞の中に包摂されており、⁽⁵⁷⁾ そうした包摂によって実体を意味しているようにみえる。それゆえ“白いもの”は自らの中に二つの意味様態、つまり一つは真の、もう一つはみせかけの様態を含む。そしてそれゆえに、実体が性質をもつものへと移行するのである。

第2番目は、普遍を意味する語の一つの様態が、普遍を意味するもう一つの様態へと移行することが、一つのカテゴリーに特有の様態がもう一つ

のカテゴリーに特有の様態へ移行するという形でおこなわれる場合で、量をもつものから質をもつものへの移行がそれであり、その実例はつぎのとおりである。

君はどれだけの量であれ、買った分だけ食べた。

しかるに君は熟していないものを買った。

それゆえ君は熟していないものを食べた。

“熟していないもの”は“質をもつもの”を意味する。しかしそれは量をもつものの中に包摂されているので、量の様態をもっているように見える。こうしてそれは真なる仕方の一つの様態をもち、ほんとうらしい仕方でもう一つの様態をもつ。そしてこうした真実ではないみせかけの類似性によって、“量をもつもの”が“質をもつもの”へ移行するのである。

この様態の3番目は、一つのカテゴリーに特有の一つの様態が、同じカテゴリーに特有のもう一つの様態へと移行する場合であって、連続量をもつものが不連続量をもつものへと移行するのがそれであり、つぎのような誤謬推理がつくりあげられる。

君がもっていたそれだけ単位の量を君はいまもっている。

しかるに君は10（単位の量）をもっていた。

それゆえ君は10（個）をもっている。

“9でひとまとまりのもの（novenarius）”や“10でひとまとまりのもの（denarius）”なら非連続量を実体の様態において指す。というのもそれらは数の種あるいは形相であり、そうしたものは実体を指すからである。しかし、それらと語尾のみを異にする“10（decem）”や“9（novem）”の場合は非連続量を非連続量の様態で指す。しかるに“それだけ単位の量”は連続的量を意味する。それゆえいまの三段論法では、非連続量が連続量に包摂されて連続量であるかのようにみえることによって、連続量をもつものが、非連続量をもつものへと移行するのである。このようにして第2の様態は三つの種類に分かれる。そしてそれらはすべてカテゴリーの移行と

呼ばれるのが普通である。しかしながらこうした移行は、一つのカテゴリーに属するものがもう一つのカテゴリーに属するものに移行することによっておこなわれるのではなく、まえに述べたとおり、一つのカテゴリーのうちの ある 様態からもう一つの様態へと移行することによっておこなわれるのである。それゆえつぎの推論は言語形式の誤謬ではない。

君が昨日見たところのどんなものをも君は今日見る。

君は昨日白さを見た。

ゆえに君は今日も白さを見る。⁽⁵⁸⁾

実際、“どんなもの”は任意のカテゴリーのどこにも見出させる実体を指すのであって単なる実体を指すのではない。そして“白さ”もそれと全く同様に、質のカテゴリーにおける実体を指す。とはいえそうした“白さ”をではなくて、“白いもの”を昨日君は見たという前提でなければ、言語形式の誤謬は生じない。というのも言語形式の誤謬というのは“白いもの”が実体的なものを指すとともに白さという質をもつものをも指すといったように二つの意味様態をもつことによって生じるからである。

第3の様態について

97. 言語形式の第3の様態は、“性質をもつ或るもの”が“或る特定のもの”へと移行する、つまり一般的な様態が個別的な様態へと移行するかまたはその逆といった場合に生じる。ここでいう“一般的”という語は“ひと”や“動物”のような端的な一般名詞に対してだけでなく、“文芸をたしなむコリスクス”のような複合語に対しても使われる。そして後者の例は個別名辞に一般名辞つまり“文芸をたしなむ”が付加されたものである。そうした誤謬推理はアリストテレスによればつぎのようなものである。⁽⁵⁹⁾

コリスクスはひとから数えて3番目である。

しかるにコリスクスはひとである。

ゆえにコリスクスは自分自身から数えて3番目である。

さて“ひと”およびすべての一般的なものはアリストテレスもいうように、⁽⁶⁰⁾
“或る特定のもの”を意味するのではなく、“性質をもつ或るもの”あるいは“関係”あるいは一般的なもののその他の様態を指す。しかし“コリスクス”は“或る特定のもの”すなわち個別的に指示された分離的なものを指す。そして“或る特定のもの”は多くの事物の中に存在しえないが、一般的なものはそれらの中に存在しうる。それゆえ端的な“コリスクス”は個性あるいは個別性の様態をもつ。しかしコリスクスはまた、“ひと”の中に包摂されているので、自らの中に“ひと”のような“性質をもつ或るもの”であるところの様態をもっているようにみえる。こうして“コリスクス”は一見したところ自らのうちに多くの様態を含んでいるように思える。これと反対に端的な“ひと”は、端的に一般的なものであるから“性質をもつ或るもの”である。さて“性質をもつもの”は本来多くのものの中に存在するものである。しかし“ひと”は、“或る特定のもの”であるところのこれやあれやの個体の中に存在するから、“ひと”はまた“或る特定のもの”でもあり、したがってひとでもまた自らのうちに多くの様態を、つまり“性質をもつ或るもの”であるところの様態を真の仕方、そして“或る特定のもの”であるところの様態をみせかけの仕方、持っているように見える。そして同様に類とか種といったその他の任意の一般的なものもそれら二つの様態をもっているように見える。それゆえ私が“コリスクスはひとから数えて3番目である”というとき、この命題は、ひとが“性質をもつ或るもの”であるときにのみ真である。というのもひとが仮りにソクラテスや他の個体のように“或る特定のもの”だとすれば、そうしたひとはいかなる個体についても述語づけられないことになるのであって、それは“コリスクス”がソクラテスやプラトンについて述語づけられたのとおなじことなのである。それゆえ“コリスクスはひとから数えて3番目である”という命題は、ひとが“性質をもつ或るもの”である場合に

のみ真である。しかし“コリスクスはひとである”といわれる場合，“性質をもつ或るもの”であるところのひとによって“或る特定もの”が意味されているのであり，“それゆえコリスクスは自己自身から数えて3人目である”と結論する際に，“性質をもつ或るもの”が“或る特定もの”へと移行しているのである。ところで実際、言語形式の誤謬推理はすべて、⁽⁶¹⁾まえにも述べたように、なんらかの推論上のまちがいを含んでいる。しかし、大前提と小前提を通じてひとが“或る特定のもの”だとすれば、つぎの推論は推論形式のうえからは妥当なものとなるであろう。

コリスクスはひとから数えて3番目である。

しかるにコリスクスはひとである。

ゆえにコリスクスは自分自身から数えて3番目である。

しかしながらそうだとすると小前提が偽となる。すなわちたとえば3人の人物が存在すると仮定してつぎの推論を考えてみよう。

コリスクスはプラトンから数えて3番目である。

しかるにコリスクスはプラトンである。

ゆえにコリスクスは自分自身から数えて3番目である。

この推論は形式的には妥当である。しかし小前提は偽なのである。アリストテレスはまたつぎのようなもう一つの誤謬推理⁽⁶²⁾に触れている。

コリスクスは文芸をたしなむコリスクスとは異なる。

しかるに文芸をたしなむコリスクスはコリスクスである。

ゆえにコリスクスはコリスクスと異なる。

さて“コリスクス”は“或る特定の”を意味し、他方“文芸をたしなむコリスクス”は“性質をもつ或るもの”を意味する。ところで大前提ではコリスクスと文芸をたしなむコリスクスとの相違が意味されていて、“或る特定のもの”であるところのコリスクスとの相違が意味されているのではない。というのも、“文芸をたしなむコリスクス”によって“文芸をたしなむ”という性質が意味されているからである。それゆえ、結論でコリス

クスとコリスクスとの相違が主張されるとき、“性質をもつ或るもの”が“或る特定のもの”へと移行している。それゆえそうした推論は妥当ではない。

98. ここでつぎの注意をしておこう。第3の様態の第1の誤謬推理では類あるいは質であるところのものは“しかじかの性質をもつ或るもの (quale quid)”⁽⁶³⁾と呼ばれた。というのも類や種は、それが一般的なものである限り、“しかじかの性質をもつ (quale)”という性質をもち、それが実体に述語づけられる限り、“或るもの (quid)”を意味する。このように、それ自身一般的であり、さらに実体に述語づけられるという両方の面があわさって“性質をもつ或るもの”といわれるのである。しかし2番目の誤謬推理においては、アリストテレスは“文芸をたしなむコリスクス”を“性質をもつ或るもの”⁽⁶⁴⁾と呼んでいる。ところで彼は“文芸をたしなむ”といった質を“性質をもつもの”と呼んだ。しかし他方彼はコリスクスのような、質の基体を“或るもの”と呼んだ。したがってそこから文芸をたしなむコリスクスは“性質をもつ或るもの”となるのである。こうしてアリストテレスが“性質をもつ或るもの”を二つのものを意味させるように拡大したことに注意していただきたい。というのも彼は実体のカテゴリーを論じているところで、類と種だけを“性質をもつ或るもの”と呼んでいるからである。それゆえアリストテレスは『カテゴリー論』⁽⁶⁵⁾の中では“性質をもつ或るもの”を本来的な意味で使い、いまのような誤謬論では拡張した意味で使っているということができる。ところでつぎの場合は、“性質をもつ或るもの”が“或る特定のもの”と解釈される例である。

動物はソクラテスである。

動物はプラトンである。

以下同様、

ゆえに動物はすべてのひとである。

“動物”は前提では“性質をもつ或るもの”であるが、“ソクラテス”と

おなじものを意味する限りにおいては“この或るもの”の様態をもっているように見える。したがって“それゆえ動物はすべてのひとである”と結論づけるとき、真実の仕方では“動物”の中に存する様態、つまり“性質をもつ或るもの”から、まことしやかな形で“動物”の中に存する様態、つまり“或る特定のもの”への移行が生じているのである。そしてそのゆえにいまの推論はあやまりである。しかしながらまことしやかな方の様態つまり“或る特定のもの”で前提を考えれば、推論は妥当なものとなるであろう。というのもそのとき前提の“動物”はつぎのように端的に“或る特定のもの”となるからである。

ソクラテスはソクラテスである。

ソクラテスはプラトンである。

ソクラテスはキケロである。

以下同様。

それゆえソクラテスはすべてのひとである。

この推論は妥当である。そして前提の偽であることは少しも論証の妥当性のさまたげにはならないのである。

99. ところでいまのような誤謬推理を“多くの確定的代表から1個の確定的代表へ進む誤謬”と呼ぶのが世間では普通である。というのも、“動物”は前提と結論で同一の確定的代表を保持しているからである。しかしそうした呼び方はあまり感心できない。というのも、いまの推論に対し1個の確立的代表からそれとおなじ1個の確定代表へ進むという解釈を施すならば、そこに他のなんらかの誤りを導入しない限り、いかなる誤謬も構成しないからである。実際、つぎの推論を考察してみよう。

白い動物は動く。

白い動物は走る。

それゆえ白い動物は動きそして走る。

ここで“動物”は前提と結論を通じて同一の確定的代表を保っているので

ある。ところで世間のひとびとが端的な代表から個体的代表への進行について語る場合もいまと同様である。というのもそうした場合もまた、言語形式上の誤謬は存在せず、むしろ“性質をもつ或るもの”を“ある特定のもの”と解釈する誤謬が存在するだけだからである。まず次の例をとりあげよう。

ひとは種である。

このひとはひとである。

ゆえにこのひとは種である。

ここで“ひと”は“性質をもつ或るもの”を意味し、“このひと”は“或る特定のもの”を意味しているということは前に述べたことから明らかである。つぎの推論もいまと同様である。

すべてのひとは動物である。

ゆえにすべてのひとはこの動物である。

そしてつぎのも同様である。

動物を除くすべての生物は感覚をもたない。

ゆえにこの動物を除くすべての生物は感覚をもたない。

以上二つの推論において“動物”は“性質をもつ或るもの”を意味し、“この動物”は“或る特定のもの”を意味する。それゆえ以上二つの推論においても“性質をもつ或るもの”が“或る特定のもの”と解釈されているのである。

100. つぎのことも注意しておこう。同一の語の中に端的な仕方で存在する文法的性の多様性つまり通性というものは二義性の誤謬の方の原因であるというべきである。たとえばつぎの推論をみよう。

sacerdos (司祭) はミサを執行する。

この婦人は sacerdos (女神官) である。

ゆえにこの婦人はミサを執行する。

しかしながらここでは文法的性の多様性が単に同一の語の中に存するもの

として扱われるのではなくて、異った語の中に存し、しかもその語の一方が自分に固有の性をもつとともにもう一方の語の性をもっているようにみえるといった観点から扱われているので、そうした多様性はまえに述べた言語形成の誤謬の第1の様態の原因であるというべきである。

言語形式の誤謬は、冗長にすぎるくらいに述べられたが、これはこの誤謬が多く、難しい問題をはらんでいるからである。

言語外の誤謬について

101. 言語外の誤謬とは、誤謬の“しかじかであるようにみえること”の原因も“そうでないこと”の原因もともに事物の中に存する場合に生じる。そしてこの点で、言語外の誤謬は言語上の誤謬とことなる。というのも、言語上の誤謬は、その誤謬の“しかじかにみえること”の原因が言語の中にあり、“そうでないこと”の原因が事物の中にある場合に生じるからである。

ところで言語外の誤謬は全部で七つある。その第1は偶有性であり、第2は条件的と端的であり、第3は論駁の無知であり、第4は証明さるべき命題の要求であり、第5はまちがった推断であり、第6は原因でないものを原因とすることであり、第7は多くの問いを一つの問いとみなすことである。

偶有性の誤謬について

102. まず偶有性の誤謬について語ろう。アリストテレスは偶有性の誤謬⁽⁶⁶⁾に対してつぎのような定義を与えている。“偶有性の誤謬は、なんらかのものが、基体とその偶有性に同じような仕方で帰属させられたときに、生じる”。そしてその例がつぎのとおり。

ひとは種である。

ソクラテスはひとである。

ゆえにソクラテスは種である。

ここで“ひと”は基体であり，“ソクラテス”はその偶有性である。そして種はその両方に同じような仕方で帰属させられているが，そういうことが可能なもの、ソクラテスはその基体であるひとの偶有性であるからなのである。

103. つぎのことを注意しておこう。偶有性の詭弁が生じるときはいつも、二通りの偶有性が要求される。そしてその一つは基体に偶有性が属することであり、もう一つは基体とその偶有性の両方に対して、あるものが帰属することである。そしてこの両方が、偶有性の誤謬推理に対する上述の一般的定義の中で要求されているのである。それゆえ、ひとが、ここで偶有性はどのような仕方で使用されているかと問えば、偶有性による誤謬推理に必要とされる偶有性は二義的であるがゆえに、そうした問いもまた多義的となると答えるべきである。そしてつぎのようにいうべきである。(A) もしひとが基体とその偶有性の両方に帰属させるところの偶有性について問うならば、そうした場合の偶有性は、ポルフィリウスによっても主張された5個の客位語の一つとして偶有性ではなく、アリストテレスの『トピカ』⁽⁶⁷⁾で述べられている4個の述語形態の一つとしての偶有性でもなく、さらにまた、わたしたちが“存在するものはどれも、実体であるか偶有性であるか、実体と偶有性の創造主であるかのいずれかである”という場合に、実体と対立させて使用する偶有性でもない。そうでなくて、いま問われている偶有性は、“推論における非必然性”を意味するのである。ところで“非必然性”は二通りの意味をもつ。その一つは、“ソクラテスはひとである”において、主語に立つ“ひと”は自らは下位のものとしてその上位の“ひと”に偶有的に所属する際の“非必然性”，あるいは，“動物は実体である”において、述語に立つ実体が自らは上位なるものとしてその下位の“動物”に偶有的に所属する際の“非必然性”である。しかしいま問題の“非必然性”はそうした意味にとるべきではない。それゆえ、さきにいっ

た“推論における非必然性”における“非必然性”はそうした意味とは違ったもう一つの意味にとらねばならない。そして“基体とその偶有性の両方に帰属させられる偶有性”もまさにそのような意味にとらねばならない。そしてこの意味での偶有性は，“必然的に結果する”といわれるものと対立する。さて“必然的に結果する”も二通りの意味があり，わたしはそれを，二つの命題の質と量の配置とから生じる推論上の必然性という意味にはとらない。——というのもそうした必然性に対立するのは『分析論前書』⁽⁶⁸⁾で述べられた“命題の無効の組み合わせ”だからである。——わたしはそれをむしろ，蓋然的推論におけるような拠点的な関係にもとづく推論の必然性，もしくは証明は三段論法における原因あるいは結果から導出される推論の必然性という意味にとる。それゆえ“基体とその属性の両方に帰属させる偶有性”は，“必然的に結果する”の二義性のうちの後者の意味に対立するといわねばならない。したがって結局，“偶有性”はいま述べた後の方の意味の推論の必然性に対立するところの“推論における非必然性”のことだということができる。

(B) しかしひとが，基体にたまたま属する偶有性の方について問うならば，偶有性はその基体にとって，それら二つのもの以外の第3者に関して，外的でよそよそしいといった場合だと答えよう。それゆえ，いったん“ひと”が“種”という述語の主語と立ったからには，ひとの下位にあるすべてのものは種に関する限りひとにとって外的なものとなり，同様にひとの上位にあるすべてのものも種に関する限りひとにとって外的なものとなる。それゆえ，上位の側からいっても下位の側からいってもそれらはひとにとって偶有的なものとなる。たとえばつぎの二つの誤謬を推論を見よう。

ひとは種である。

ひとは実体である。

ゆえに実体は種である。

そして，

ひとは種である。

ソクラテスはひとである。

ゆえにソクラテスは種である。

そしてここでは、ひとの上位のもの（実体）もひとの下位のもの（ソクラテス）も、第3者である種に関する限り、ひとにとって偶有的なのである。

104. つぎの注意を加えよう。一部のひとたちは、偶有性の誤謬において要求される偶有性は中名辞であり、この中名辞は一方において自らはおなじでありながら、他方では二つの端名辞に対して異なるからだと主張する。しかし彼の主張は二通りの誤ちを犯している。第1に、どんな三段論法においても中名辞は一方においては自らはおなじでありながら、他方ではどちらの端名辞とも異っていなければならないからである。つぎに彼らは、偶有性の誤謬に必要な偶有性は一つでいいと考えているが、これもまちがいである。なぜなら前にも述べたとおり、この誤謬には二通りの偶有性が必要だからである。

105. それゆえつぎのことを銘記しておいていただきたい。妥当な三段論法には中名辞の二通りの同一性が必要である。その一つは自分との相違性を受け容れる同一性であり——こちらの同一性は中名辞が二つの端名辞との関係においてもつ同一性であり、これはさっき述べたとおりである。——もう一つは中名辞のもつ端的な同一性である。そしてこれは、中名辞が、二つの前提で繰り返使用される場合、すなわち、中名辞の繰り返しの中に推論が依存するといった場合に生じる。そして実際、中名辞が二つの前提で繰り返されると、その中名辞は端的な意味で同一でなければならない。そして偶有性の誤謬は、中名辞におけるこうした種類の同一性が犯されるときに生じるのである。

偶有性の誤謬の原因と様態について

106. 以上で偶有性の誤謬推理の一般的定義、それから偶有性の誤謬推理

にはいつも2種類の偶有性が必要であること、そうした2種類が誤謬推理のどこでどう利用されるかということ、さらにどんな三段論法においても2種類の同一性が必要なことが述べられた。そこでこんどは偶有性の誤謬の原因と様態について述べることにしよう。

偶有性の誤謬における“それらしさ”の原因は、二つの前提で繰り返されるという意味での中名辞の同一性である。ここで“二つの前提で繰り返される意味での”といわれたのは、中名辞が二つの端名辞との関係においてもつ同一性ではなくて、中名辞が繰り返される場合の端的な同一性を意味させたかったからである。ところで“そうでないということ”の原因の方は、そうした繰り返された中名辞の意味的な差異性である。つぎの推論をみよう。

ひとは種である。

ソクラテスはひとである。

ゆえにソクラテスは種である。

これは偶有性の誤謬である。実際、中名辞すなわち“ひと”は二つの前提において繰り返されており、字面の上では同一である。しかしそれは意味の上では同一ではない。というのも“ひと”は大前提においては一般者そのものとして主語の位置にある。したがってひとはソクラテスの中にあるものとして、あるいは下位のものとの関係においてあるものとして主語の位置にあるのではない。しかし“ひと”は小前提においてはまさにいまのような関係においてソクラテスについて述語づけられるのであって、一般者そのものという資格で述語となっているのではない。それゆえ繰り返された“ひと”は字面においては同一であるが、意味において異なるのである。しかしつぎの三段論法をみよう。

すべてのひとは走る。

ソクラテスはひとである。

ゆえにソクラテスは走る。

この三段論法は妥当である。実際、“走る”は、“ひと”が下位のものに対してはつ關係に従って、ひとについて述語づけられており、それゆえ、中名辞“ひと”は、それが種の主語である場合とは異って、おなじ意味で繰り返されるのである。

107. だれかが、誤謬推理において中名辞は異なった偶有的關係に従って把握されているから、中名辞がこの誤謬における偶有性だという異論を出すひとがいたら、そうした議論はあやまりだと答えよう。実際、中名辞が異なった偶有的關係に従って把握されていることは確かである。しかしそうしたことは、中名辞が異った二つのものの偶有性であることによって生じるのではなく、異った二つのものが中名辞の偶有性であることによって生じるのである。そしてこのことは前にもいわれたことであって⁽⁶⁹⁾、一方では“種であること”が“ひと”に対して偶然的に所属し、他方ではソクラテスがそれとは違った仕方では“ひと”に偶然的に所属することからも明らかである。

108. さてこの誤謬は、基体に偶然的に所属する偶有性がいかなるものであるかに応じて三つに区分される。ところで基体に偶然的に所属する偶有性は、あるときは先行するものであり、あるときは後続するものであり、あるときは换位可能なものである。さて第1は下位のものが上位のものの偶有性である場合である。実際、アリストテレスは偶有性の誤謬に一般的解決を与えているところで、ソクラテスが“ひと”の偶有性であるとい⁽⁷⁰⁾っている。また、『トピカ』の第2巻で⁽⁷¹⁾、等辺三角形が三角形の偶有性であるといっている。そしてこの等辺三角形は、二等辺三角形とおなじように、三角形の種である。というのも等辺三角形は三つの等しい辺をもつ三角形であり、二等辺三角形は二つの等しい辺をもつ三角形であり、不等辺三角形はすべての辺が等しくない三角形だからである。第2番目は上位のものが下位のものの偶有性となる場合である。そしてアリストテレスは、すべ⁽⁷²⁾ての誤謬を論駁の無知による誤謬へ還元しようとした章において、図形で

あることが三角形にとって偶有性であると述べ、彼の『形而上学』の初め⁽⁷³⁾においてひとがソクラテスにとって偶有性であると述べている。第3は、换位可能なものが换位可能なものの偶有性である場合であり、これは後ほど明らかにされるであろう。⁽⁷⁴⁾こうして私は、あるときは上位のものが下位のものの偶有性となり、あるときは下位のものが上位のものの偶有性となり、あるときは换位可能なものが换位可能なものの偶有性になるという。ここで先行するもの、後続するもの、换位可能なものは、客位語だけでなく客位語以外のものに対しても適用できると考えていただきたい。というのも、偶有性の誤謬はなにも客位語だけにおいて生じるのではなくそれ以外のものにおいても生じるからである。

第1の様態について

109. 偶有性の第1の様態は、先行のものが後続のものの偶有性となる場合である。そしてつぎの推論がその例である。

ひとは種である。

ソクラテスはひとである。

ゆえにソクラテスは種である。

第2に、

この動物はろばである。

ひとは動物である。

ゆえにひとはろばである。

第3に、

この動物は走る。

ひとは動物である。

ゆえにこのひとは走る。⁽⁷⁵⁾

第4に、

すべての三角形は2直角に等しい三つの角をもつ。

この二等辺形は三角形である。

ゆえに二等辺形は2直角に等しい三つの角をもつ。⁽⁷⁶⁾

第5に、

金属は天然のものである。

しかるすべての鑄造の像は金属からなるものである。

ゆえにすべて鑄造の像は天然のものである。

第6に、

すべて石あるいは木は天然のものである。

しかるに家屋は石と木からなる。

ゆえに家屋は天然のものである。

第1の誤謬推理において、先行のものである“ソクラテス”は後続の“ひと”の偶性である。そして“種”がそれら両方に帰属させられる。第2においては“ひと”が“動物”に偶然的に帰属し、“ろば”がそれら双方に帰属させられる。ここでもし“動物”が“ろば”と“ひと”について述語づけられても同様の結論がでる。ただしその場合誤謬推理はつぎのような第2格の形をとるであろう。

ろばは動物である。

ひとは動物である。

ゆえにひとはろばである。

第3の場合もななじように、“ひと”が“動物”に偶然的に所属する。そして“走る”がその双方に帰属させられる。そして第4の場合、二等辺形がたまたま三角形に帰属し、“三つの角をもつ”がその両方に内属させられる。

110. つぎのような注意をしておこう。第4の誤謬推理において、蓋然的推理をおこなおうとするひとであれ、論証的推理をおこなおうとするひとであれ、“2直角に等しい三つの角をもつ”を、二等辺形について、あたかも十分条件的主語についてあるいは換位可能な主語についてのよう提示

しようとするれば、兩人とも偶有性の誤謬を犯すことになる。しかし兩人のどちらもが、“2直角に等しい三つの角をもつ”を、二等辺形について、特称的主語についてのように提示しようとし、しかもその際、適切な中名辞を、ただし蓋然的推論をおこなうひとは、蓋然的中名辞を使用し、証明論的推論をおこなうひとは、証明論的中名辞を使用すれば、その兩人のどちらに対しても妥当な推論が生じるであろう。というのも、前者に対して蓋然的推論は、妥当な推論となるであろうし、後者に対して証明は、妥当な特称的三段論法となるからである。

111. いまの注意をさらに続けよう。もし“三角形”を二等辺形の客位語であるとみなすならば、中名辞は蓋然推論的となる。しかし“三角形”を、“2直角に等しい三つの角をもつ”という性質の最近接的原因であるとみなすならば、そしてさらに、中名辞がいまの性質を、二等辺形について、特称的主語についてのように証明するために使用されるなら、その中名辞は証明論的である。そしてそのゆえに証明は特称的となる。それゆえ、おなじ名称がちがった概念によって把握されれば、一方では蓋然的となり、他方では証明論的となりうるのである。しかしながら一部のひとびとは、第4の誤謬推理において、証明論的推論をおこなうとするひとにとっては必ず偶有性の誤謬が生じ、蓋然論的推理をおこなうとするひとにとってだけ、妥当な推論が生じるのだと主張する。そしてその理由として彼らはつぎのように述べる。“三角形を、2直角に等しい三つの角をもつという性質の最近接的原因があるときとみなしたとしても、さらにそのおなじ性質が、二等辺形について、その性質を本来的にもつものについてのように証明されるかぎり、そこには必ず偶有性の誤謬が生じる。そしてそうした誤謬推理における中名辞が蓋然論的なものでないということは確かである”。とはいえ、彼らのそうした見解があやまりであることはいまや明らかである。そして真相はわたしたちがさきにのべたとおりだと考えなければならない。

112. 同様にして“鑄造の像”や“家”は、“天然のものである”という

述語の主語に立つ中名辞としての金属や石と木に偶有的なものとして所属する。したがって両方の場合とも、先行のものが後続のものに偶然的に帰属する。とはいえ第5と第6の推論の場合には、“先行のもの”と“後続のもの”ということばは“述語づけに従って”という、本来の意味で使用されてはいない。というのも、“金属”は鑄造の像について本来的な意味で述語されてはいないし、“石”や“木”も、家について本来的な意味で述語づけられていないのである。⁽⁷⁷⁾

だれかがもしつぎの推論の中に偶有性の誤謬が存在するという異論を提出したとしよう。

すべての動物は走る。

すべてのひとは動物である。

ゆえにすべてのひとは走る。

そして彼らはそこで“ひと”は“動物”に偶然的に帰属し、“走る”がその双方に帰属させられていると述べたとしよう。しかしそうした異論に対してはまえとおなじようにここにも偶有性の誤謬は存在しないと答えるべきである。実際、“動物”は大前提では、自らの下位にある個物を個々別々に指すという形で“走る”の主語に立っている。そしてこの“動物”は小前提においても、“ひと”の下に含まれるすべての個体との関係を通じて“ひと”について述語づけられている。こうして中名辞“ひと”は同一の実体として、また同一の関係のもとで把握されている。それゆえこの中名辞はばらばらの規準ではなく単一の規準に従って把握されているのである。

第2の様態について

113. 偶有性の第2の様態は、後続者が先行者に偶然的に属する場合に生じる。その例はつぎのとおり。

ひとは種である。

ひとは実体である。

ゆえに実体は種である。

第2に、

すべての三角形は2直角と等しい三つの角をもつ。

しかるにすべての三角形は図形である。

ゆえに図形は2直角と等しい三つの角をもつ。

第3に、

医者はソクラテスをなおす。

しかるにソクラテスはひとである。

ゆえに医者⁽⁷⁸⁾はひとをなおす。

第4に、

ソクラテス⁽⁷⁹⁾は修道士である。

ソクラテスは白い。

ゆえにソクラテス⁽⁸⁰⁾は白い修道士である。

第5に、

コリスクスを、私は知っている。

しかるにコリスクスはいまやってくるひとである。

ゆえにいまやってくるひとを、私は知っている。

第6に、

すべての家屋は人の手が加わったものである。

すべての家屋は石と木からなる。

ゆえに石と木は人の手が加わったものである。

第1の推論において、“実体”が“ひと”に偶然的に所属している。そして“種”がその双方に対して、自らの本来的で十分条件的な主語に対してのように所属させられている。それゆえそこには偶有性の誤謬が存在する。

第2の推論において、“図形”が“三角形”に偶然的に所属する。そして“2直角と等しい三つの角をもつ”は、その両方に対して、自らの本来

的で十分条件的な主語に対してのように内属させられている。それゆえ同様に誤謬が生じる。

第3においては、“ひと”が“ソクラテス”に偶然的に属している。ところですべての動作や操作は個体に対しておこなわれる。それゆえ医者やソクラテスやプラトンといった個人をなおすのであって、ひとをなおすのは、偶有性によってのみ可能なのである。

第4においては、“修道士”が“ソクラテス”に偶然的に属する。そして“白い”がその双方に内属させられる。ところでこの“修道士”はなるほど結論では“白い修道士”のように複合的な偶有性である。しかしそれ自体は確かに後続的なものである。それゆえ、後続的なものが先行的なものに偶然的に属するといえることができる。第5も同様にして、“いまやってくるひと”が“コリスコス”にたまたま所属する。そして“私によって知られる”がその双方に内属させられている。最後に、“石”と“木”は、“人の手が加わったものである”の主語として立つ限りにおける“家屋”に、偶然的に所属する。実際、石と木は人の手が加わったものではなく、天然自然のものである。そして石や木の $\frac{1}{4}$ ないし $\frac{3}{4}$ くらいが人の手の加わったものにすぎない。そしてそれゆえにさっき“石”と“木”が家屋に偶有的に所属するのは、“人の手が加わったものである”の主語である限りにおいてであるといわれたのである。

こうして第2の様態に属する前述の6個のすべてにおいて、後続者が先行者に偶然的に帰属しているのである。

第3の様態について

114. 偶有性の誤謬の第3の様態は、换位可能なものの一方が他方に偶然的に帰属する場合である。その例はこうである。

ひとは種である。

笑うことのできるものはひとである。

ゆえに笑うことのできるものは種である。

“ひと”が“種”の主語に立つのは、ひとの本質においてであって、笑うことができるという点においてではない。それゆえ“笑うことのできるもの”は“種”の主語である限りの“ひと”に対しては偶有的存在でしかないのである。つぎに、

笑うことのできるものは特有性である。

ひとは笑うことができるものである。

ゆえにひとは特有性である。

ここで“ひと”は“笑うことのできるもの”に対しては偶然的である。実際、“笑うことのできるもの”が“特有性”という概念の主語に立っているのは、それが“ひと”であるからという理由によってではないのである。それゆえ“ひと”は“笑うことができるもの”に対して偶然的なのである。そしてそうした意味で換位可能なものの一方が他方に偶有的に所属しているといえるのである。つぎの推論も同様である。

父は上位にある。

ゆえに子もまた上位にある。⁽⁸¹⁾

ここで“子”は“上位にある”という述語の主語である限りでの“父”に対しては偶然的にしか所属しない。それゆえ“父”は基体であり、“子”はそうした基体の偶有性である。そしてさらに“上位にある”がそうした二つのものに偶然的に帰属させられる。それゆえ、“父はしかじかである”から“子はしかじかである”の推論は非必然的である。それゆえそこには推断における非必然性が存在する。つぎの例もおなじである。

父であるところのものは子よりも本性上先である。

ゆえに父は子よりも本性上先である。⁽⁸²⁾

ここで“父であるところのもの”とは父という性質を担うところの個々の具体的な人物である。そしてこうした基体に、論理的関係の一つの項としての“父”がたまたま内属する。そして“子よりも本性上先である”がそ

の双方に内属させられているのである。

115. いまの例における换位可能性は先のものとことなることに注意しよう。すなわち“父”が、“父であるところのもの”つまり父という性質を担う具体的な人物と换位されるのは、関係の一つの項が、そうした項の現実的な担い手と换位されるという意味においてなのである。しかし“笑うことができるもの”は“ひと”とそうしたやり方で换位されるのではなく、ある特有性が、その基体と换位されるというやり方で换位されるのである。しかしもう一つの前の例における“父”と“子”の方はといえばいまの二つのやり方のどれにもとづいて换位されるのでもなく、相関関係にあるものの一方が他方と换位されるというやり方でおこなわれる。こうして换位可能性の原因は多くしかもさまざまであるといえる。

こうして、前述のことから换位可能なものの一方はある条件のもとでの他方に対して偶然的に帰属するということが明白になった。

116. 一般的な注を加えておこう。言語形式の誤謬が存在するところには必ず偶有性の誤謬が存するが、その逆は真でない。そしてそうしたことがおこるのは、同時的に生じる二つの異った原理によってなのである。実際、“見ること”は異った関係、つまり同時に生じる二つの異った観点をもつ。——すなわち“見ることは”一方では眼と関係し、器官としての眼に属する。しかし他方では色と関係し、色をその対象としてもつ。そしてこれら二つの観点は、相互に異っているとはいえ、見るという同一の働きの中で同時的に生じる。——言語形式の誤謬が存するところでもこれと同じである。すなわち、意味の様態は、一方では語と関係し、道具あるいは記号としての語に属する。しかし他方では意味された事物と関係し、この事物をその対象つまり意味対象としてもち、さらには基体としてもつのである。

いま述べた意味の様態に関することがらを言語形式の誤謬の三つの様態、すなわちその三つの種類に適用してみよう。するとそれらすべてにおいて、意味の様態はどれもそうした二つの異った観点をもつといえる。それ

ゆえ、記号すなわち語の中に存する限りでの意味様態が能動因であったとすれば、そこには言語上のあやまりが存在し、それゆえ言語形式の誤謬が存在するといえる。しかし、“意味の様態”が他の関係で、つまり事物という関係で、そして事物を基体とみなすという観点で把握され、そうした意味様態が能動因となるなら、そこでの誤りは語言外のものとなり、したがってそれは偶有性の誤りということになる。こうして言語形式の誤謬が存するところには必ず偶有性の誤謬が存するといえる。しかしその逆は成立しない。というのも事物の原理が言語の原理に依存しているのではなく、言語の原理が事物の原理に依存しているからである。そして実際、言語というものは事物の記号にすぎず、言語は事物を目的として秩序づけられるのである。しかるに目的をめざすものにとって、その完成と終結は目的において生じるのであってその逆ではない。それゆえ、事物の原理なくしては言語の原理は存在しえないのである。

117. つぎのことも付記しておこう。偶有性の誤謬の生じるところではどこでもつぎのことがいえる。すなわち、中名辞——なんらかのものが二つのものに同じような仕方で内属させられることによってできあがる二つの命題のうちの真なる方の命題の主語——は“基体”である。そして小名辞——小さい方の端名辞——は、それが中名辞の主語となろうが、述語となろうが、“基体に対する偶有性”である。そして大名辞——小さい方の端名辞——は“双方に内属させられるところの偶有性”である。そしてこの偶有性は第2の偶有性、つまり推論における非必然性なのである。

118. ところでアリストテレスは『ソピスト的論駁』の第2巻でつぎのよう⁽⁸³⁾に述べている。“ある基体(C)の偶有性(B)に内属する属性(A)がときにははもとの基体(C)について述語づけられる”。だとすると、わたしたちは基体(C)を通じて、偶有性(B)について或ることを詭弁的に示しうるだけでなく、そのおなじ偶有性(B)を通じて、基体(C)についても或ることを詭弁的に示することができるようにみえる。そして実際、アリストテレスのいまの発言は必

ずしも悪くはない。なぜなら偶有性の誤謬推理のうちのあるものは、まえに挙げた例から明らかなように、矛盾のうち的一方だけを結論として提出しているが、他のものは矛盾の両方をともに結論として提出しているからである。ところで後者には、暗々裡にそうしているものと、明らさまにそうしているものがある。つぎの例をみよう。

コリスクスに対して私は面識がある。

いまやってくる人に対して私は心当たりがない。

ゆえに同一人物に対して私は面識があるととも心当たりがない。

この結論は暗々裡の形で矛盾をもつ。すなわち基体の側で矛盾の一つの部分をもち、偶有性の側でもう一つの部分をもつのである。しかしこんどはつぎの推論をみよう。

私は知っている、コリスクスを。

私は知らない、いまやってくるひとを。

ゆえに同一人物を私は知っていてそして知らない。

ここでは矛盾ははっきりした形であらわれている。そしてアリストテレスがいったことがらは、矛盾の両面をともに含んでいる推論の中にみいだせるように思える。それゆえアリストテレスはいまと同じ箇所⁽⁸⁴⁾で、一つの側においてはしかじかに見え、ひとびともそう主張するが、他の側においてはひとびとは反対のことを主張すると述べているのである。こうして基体を通じて偶有性について或ることを示しうるのは、——その際名辞が述語づけの関係によって把握されている場合でもない場合でも——実は矛盾の両面を含む推論のうちの一つの側においてだったのだといわなければならない。

119. しかしアリストテレス式のいまの考え方とはちがった考え方をすることもできる。そしてアリストテレス式も正しいかも知れないが、私にはつぎの方がもっと好ましいと思われる。さて偶有性の誤謬推理ならどんなものも、二つの誤謬推理を潜在的に秘めているとってさしつかえないと私

は考える。そこでさっきの推論の二つの前提に、第3の前提を追加してみればつぎのようになるであろう。

私は知っている、コリスクスを。

私は知らない、いまやってくるひとを。

そしてコリスクスはいまやってくるひとである。

ゆえに同一人物を私は知っていて知らない。

ところでこうした推論にはつぎのような二つの推論が秘められている。

私は知っている、コリスクスを。

コリスクスはいまやってくるところのひとである。

ゆえに私は知っている、いまやってくるところのひとを。

そして、

私は知らない、いまやってくるひとを。

そしていまやってくるひとは、いまやってくるところのひとである。

ゆえに、私は知らない、いまやってくるところのひとを。

それゆえ私は同一人物を知っておりそして知らない。

さて第1の推論においては、基体であるところの“コリスクス”を通じて、“いまやってくるところのひと”が私の中に存するということが示されている。そしてこの“私の知”は小名辞に相当し、この“私の知”が、“いまやってくるところのひと”の主語に立つ限りにおいてのコリスクスに偶然的に内属しているのである。他方第2の推論においても、基体であるところの“いまやってくるひと”を通じて、“いまやってくるところのひと”が私にとって知られていないということが示されている。それゆえ“いまやってくるひと”は基体であり、中名辞である。そして“いまやってくるところのひと”は大名辞であり、“私は知らない”は小名辞である。そしてこの小名辞が“いまやってくるところのひと”の主語に立つ限りにおける“いまやってくるひと”に偶然的に内属しているのである。⁽⁸⁵⁾

このようにみてくれば、一般になが“基体”としてふさわしいか、なが“基体の偶有性”としてふさわしいか、なが“その双方に内属させられる偶有性”としてふさわしいかは明らかであろう。

条件つきと端的にもとづく誤謬について

それら二つの用語の定義について

120. つぎには“条件つきと端的”にもとづく誤謬を論じよう。そのためにはまず，“なんらかの点で (secundum quid)” という語の意味に二通りあるということに注意しよう。第1に，“ある点で”は全体を縮小させる。たとえば“足において白い”は端的な“白さ”を縮小し，“死んだひと”は“ひと”を縮小させる。そして“条件つきと端的”の誤謬はこうした意味での“ある点で”によって生じる。

もう一つの“なんらかの点で”はその全体を少しも縮小せず、ただその全体の前に置かれるだけのものであって、つぎのような推論においてみられる。“彼は頭においてちじれ毛だ。それゆえ彼はちじれ毛だ”。あるいは“彼は鼻において獅子鼻だ。ゆえに彼は獅子鼻だ”。そしてこうしたことが起こるのは、全体をその部分を通じて命名するような性質あるいは偶有性においてである。すなわちたとえばちじれ毛性はひとという全体をその頭を通じて命名する。また獅子鼻性や鷺鼻性は鼻の中の中にのみ存する。そしてこの鼻を通じてひとは獅子鼻だとか鷺鼻だとかいわれる。また盲目性は両眼の中の中にのみ存する。そしてそれら両眼を通じてひとは盲目だといわれる。また知や徳は精神を基体としてその中に存在する。そしてこの精神を通じてひとは知的だとか有徳だといわれる。そして部分を通じてその全体を命名するところのものはなんでもいまと同様である。

しかしながら、部分だけでなく全体の性質あるいは偶有性であるものはすべて、それらが全体に無条件的に内属するのでなければ、全体を命名す

ることもできない。そしてこうした性質や偶有性においてのみ条件つきと端的との誤謬が生じるのであるが、それは、そうした場合に限り、“ある部分において”とか“ある関係において”といった規定が端的な性質あるいは偶有性を縮小させるからである。そしてそのような意味での“なんらかの点で”は、縮小しない方の意味でのそれとは区別されねばならない。

以上のことから、これから使うような意味での“なんらかの点で”は、この語が付加されたものの定義を縮小させる規定であるということが出来る。これに対して縮小させられる以前のものは、それが偶有性であれ、実体であれ、“端的に”と呼ばれる。そして“白い”、“黒い”、“動物”、“ひと”がその例である。

この誤謬の原因と様態について

121. この誤謬の“しかじかであるようにみえること”の原因は“なんらかの点で”の付加されたものと、端的に語られたものとの部分的同一性であり、“ほんとうはそうでないこと”の原因は両者の差異性である。

ある語に対しその語を縮小させる限定を付加する方式には5種類ある。それゆえ誤謬の様態にも五つの種類が存在する。

第1の様態について

122. 第1は、様態によって限定する場合であって、つぎの推論がその例である。

彼は死んだひとである。

ゆえに彼はひとである。

この推論はあやまりである。というのも“死んだ”が“ひと”の意味を縮小させているからである。つぎの例をみよう。

キマイラは疑わしいものとしてある。

ゆえにキマイラはある。

ここで“疑わしいものとして”が“ある”を縮小させている。

また、

それは描かれた動物である。または描かれた眼である。

ゆえにそれは動物である。または眼である。

ここで“描かれた”はそれらの意味を縮小させている。ところでアリストテレスはつぎのような誤謬推理をつくっている。⁽⁸⁶⁾

非存在者は疑わしいものとして存在する。

そしてその例はキマイラである。

ゆえに非存在者は存在する。

これにならってひとはつぎのようなすべての誤謬推理をつくりあげることができる。

ひとでないところのものは死んだひとである。

ゆえにひとでないところのものはひとである。

また、

動物でないところのものは描かれた動物である。

ゆえに動物でないところのものは動物である。

第2の様態について

123. 第2は、構成要素的部分によって限定する場合で、つぎのものがその例である。

エチオピア人は齒において白い。

ゆえにエチオピア人は白い。

第3の様態について

124. 第3は、“なににに対して”といったものによって限定する場合で、つぎのものがその例である。

富は愚か者あるいは正しく利用しない者にとってよくないもので

ある。

ゆえに富はよくないものである。

富はあるものに関係づけられる限りではよくないものである。しかしそれ自体ではよいものである。

また、

卵は潜勢的には動物である。

ゆえに卵は動物である。

実際、すべての潜勢態はなにかのものに対して存在する。すなわち、潜勢態が完成されるにいたる現勢態に対して存在する。

第4の様態について

125. 第4は場所によって限定される場合であって、つぎがその例である。

トリパッロイ人⁽⁸⁷⁾の地方では父親を犠牲として捧げることはよいことである。

ゆえに父親を犠牲として捧げるのはよいことである。

病院においては規定食を用いることはよいことである。

ゆえに規定食を用いることはよいことである。

実際、病院においては、規定食を用いることは有益であるが、無条件的な形では有益ではない。

第5の様態について

126. 第5は“とき”において限定される場合であって、つぎがその例である。

彼は⁽⁸⁸⁾四旬節に断食する。

ゆえに彼は断食する。

また、

あるひとが病気のときは、彼を治療することは適切である。

ゆえに彼を治療することは適切である。

127. “条件つきと端的”の誤りが生じるところではいつも二通りの矛盾が存在していることを知っておく必要がある。そしてその一つは結論における矛盾であり、これは真の矛盾である。もう一つの矛盾は前提にみられる矛盾である。実際、討論に際して、定立者がエチオピア人は白くないといい、それに対して反定立者がエチオピア人は齒において白いと言ったとしても、彼等は“ある点において”でしか矛盾していない。しかしそうした限定つきの矛盾からつぎのような真の矛盾を導出したとしよう。

ゆえにエチオピア人は白くそして白くない。

するとたちまち“条件つきと端的”との誤謬が生じる。というのも真なる矛盾は限定つきの矛盾からは帰結しないからである。そして他のすべての場合でも同様である。

128. それゆえアリストテレスは、この種の誤謬に属するすべての誤謬推理の一般的な解決法として、結論をその矛盾命題と対比させて考察すべきであると教えている。⁽⁸⁹⁾そしてこれは、結論の真なる矛盾と前提における“条件つき”の矛盾とを対比させて考察するためであり、そのことの結果、結論の方の矛盾は前提の方の限定つきの矛盾からは帰結しないということがわかるのである。

129. さらにつぎのような注意をしておこう。条件つきの名辞から端的な名辞へと進む誤謬推理と、否定的に使用された端的名辞から否定的に使用された条件的名辞へと進む誤謬推理は、名辞がおなじであるかぎり、おなじものといえる。その例はこうである。

彼はひとではない。

ゆえに彼は死んだひとではない。

また、

彼は白くない。

ゆえに彼は齒において白くない。

実際，“らしくみえること”の原因ももとのままだし，“そうでないこと”の原因ももとのままである。というのも“条件つき”の名辞も，“端的な”名辞ももとのままであり，それゆえ両者の部分的同一性もそのままだからである。

130. さらにつぎの注意をつけ加えよう。あるものが存在するとして，二つの反対した性質の一方がそのものの一つの部分に内属し，他方がそのものの他の部分に内属するといった場合，そのものを，反対した性質の一方だけで命名してはならない。たとえば，楯の半分が白であり半分が黒といった場合，“楯は白い”とか“楯は黒い”といっではならないので，“楯はある部分で白く，ある部分で黒い”というべきである。それゆえつぎのような推論は正しくない。

色は白色であるか，黒色であるか中間色かである。

それゆえ彩色された物体は白いか黒いか中間色かである。

なぜなら彩色された物体のあるものは，一色によって彩色されているが，あるものは多色によって彩色されているからである。それゆえいまの議論は一色で彩色されている物体の場合にのみ妥当する。したがってその議論は，一般的に妥当しないという意味で正しくないのである。それゆえ楯が中間色で彩色されていないからといって，そこからその楯が白いとか，黒いとかと結論づけることはできないのである。とはいえつぎの推論は妥当である。

色は白色であるか，黒色であるか，中間色である。

それゆえ彩色されたものは白いか，黒いか，中間色で彩色されているか，あるいはある部分で白くある部分で黒くある部分で一つまたはそれ以上の中間色で彩色されているかである。

反対の性質が中間者を持ち，しかもそれら諸性質がそれぞれ異った部分に内属するといったすべての場合も，いまの白と黒の場合とおなじである。

そして暖と冷、堅と柔等において、対をなす二つのもののそれぞれが一つの全体の異った部分に内属する場合もちろん同じである。

論駁の無知による誤謬について

論駁について

131. 論駁とは、名前においてだけではなく、事物と名前の両方において同一なるものについて矛盾をつくりだす推論であり、名前に関しては異名同義的な名前についてではだめで、同一の名前についてでなければならず、しかもこの推論は前提された命題から、論理的必然性に従い、しかも論証されるべき論点を先取りするという誤りを犯すことなく、同一の観点、同一の関係、同一の様態、同一の時間においておこなわれなければならない。⁽⁹⁰⁾

“論駁”のこうした定義において、“矛盾”と“推論”という二つのことが使用された。というのも論駁とは、もう一方の推論の結論と矛盾するような結論をつくりだす推論のことにほかならないからである。それゆえ論駁とは、互いに矛盾した議論を出す二つの推論であるといえるし、前提された命題と矛盾するような結論を導きだす推論ともいえる。それゆえ論駁は、矛盾をともなうなんらかのものをつくりだす推論である。したがって論駁は常に矛盾をともなう推論であるといえる。

さて“論駁”の上述の定義において、あることば(1)は推論の説明のために使われ、あることば(2)は矛盾の説明のために使われ、あることば(3)はその両方を説明するために使われた。(1)まず推論の説明のために、“前提された命題から、論理的必然性に従い”と“論証されるべき論点を先取りするという誤りを犯すことなく”ということばが使われた。後者の方は、先決命題の先取りの誤りを取り除くためであって、これについては後に述べられるであろう。⁽⁹¹⁾(2)つぎに矛盾の説明のためには“同一なるもの”という語、つまり同一の主語と同一の述語という語が使われた。これは主語も同

一、述語も同一といった場合にのみ矛盾が成立するからであって、たとえば、“エチオピア人は黒い”と“エチオピア人は歯において黒い”においては述語が同一でない。また、“いかなる死んだ人も走らない”と“あるひとは走る”においては主語が同一でない。そして“同一の観点”、“同一の関係”、“同一の様態”、“同一の時間”という語もまた矛盾を説明するために用いられた。そしてこうした細かい規定のどれに背いても、“論駁の無知による誤謬”が犯されることになる。ただしここでいう“論駁の無知の誤謬”は13の誤謬のうちの一つとしてのそれである。というのもう一つの意味での“論駁の無知の誤謬”もまた、そうした規定に背くことによって犯されるからであり、後に見るように、それはそこへとすべての誤謬が還元されるところの“論駁の無知の誤謬”なのである。(3)ところで両方を説明するためには、つぎのような語が使用される。そしてそれは“名前においてだけではなく、事物と名前の両方において同一なるもの”と“同義的な名前についてではだめで、同一の名前についてでなければならず”がそうである。というのも、矛盾においても推論においても、名前も一つ事物も一つということが要求されるからである。それゆえ、“マルクスは走る”と“トゥリウスは走らない”は矛盾ではない。なぜならそこで同一の名前でなく同義語が使われているからである。また、“すべての犬は吠える”と“ある犬は吠えない”も矛盾ではない。なぜなら事物が同一でないこともあるからである。さらにつぎの推論をみよう。

すべての刃はものを切る。

ある道具はつるぎである。

ゆえにある道具はものを切る。

これは推論とはいえない。なぜなら、中名辞に関する限り、同一の語がくり返されずに同義語が使われているからである。

無知について

132. “無知”は多義的に語られる。あるもの(1)は欠如的な無知である。そしてゆりかごの中に横たわる幼児は、すべての知を欠如しているという意味で無知だといわれる。この種の無知が欠如的といわれるのは、そうした無知はいかなる知的な働きをも欠いているからである。というのもそうした無知を所有している者はなにごとをも知らないからである。もう一つ(2)は知の一つのあり方としての無知である。この無知は、ひとがあるものについてあることを知るようにはなったが、そのものを正しい仕方ではない場合⁽⁹⁴⁾に生じる。そしてこれはさらに二つに区分される。すなわちその一つ(3)は単純なものであり、これは原理あるいは前提に関するものである。もう一つの方(4)は複合的もしくは複数的であり、これは結論に関するものである。そしてアリストテレスも『分析論後書』の第1巻で、誤って論証をおこなう三段論法において論じた箇所⁽⁹⁴⁾で無知をいまのように区分している。

133. さらにいま述べたどちらも、つまり単純な無知(3)も複合的もしくは複数的な無知(4)もそれだぞれ二義的であるということを含んでおいていただきたい。すなわち、知の一つのあり方としての無知のうちで単純なものは、原理あるいは前提に関するものであるが、そうした無知のうちのあるもの(5)は原理あるいは前提命題をまるっきり反対の意味にとる、つまり完全に誤解することによって生じ、他のもの(6)はそうした原理あるいは前提についていちおうなんらかのことは知っているが、それらのすべての本性すべての性格までは知らないということによって生じる。また複合的もしくは複数的な無知は、結論に関するものであるが、この場合もまたさっきと同様に二義的であり、あるもの(7)は、結論をまるっきり反対の意味にとりちがえる、つまり完全に誤解することによって生じ、他のもの(8)は、それを不完全に理解することによって生じるのである。

論駁の無知について

134. 論駁とはなんであるか、そして“無知”はいく通りの意味で語られるかがわかったので、こんどは“論駁の無知”は、欠如の無知(1)の意味ではなく、知の一つのあり方としての無知(2)の意味にとるべきであることを知っていただきたい。そしてそれはさらに、複数的もしくは複合的な方(4)ではなくて、単純な方(3)の意味にとるべきである。なぜなら“論駁の無知”はここでは論駁の完成あるいは完全化というものを説明するために用いられているからであり、この完成は、矛盾に対する適切な規定によって生じるのであって、そうした規定が“同一の関係”、“同一の観点”、“同一の様態”、“同一の時間”なのである。それゆえ、そうした誤謬が、なぜ知のあり方としての無知のうちの単純なものとして把握されるかということは、そうした種類の無知が議論の前提に関するものであり、そうした前提が結論と対比させられるのだということからして明らかである。そしてこのような単純な無知によって始めて、複合的もしくは複合的な無知がひきおこされるのであり、議論の定立者は単純な無知によって詭弁的な推論をおこなう結果、“論駁の無知の誤謬”をひきおこすのである。

この誤謬の原因と様態について

この誤謬のまことしやかなことの原因は、“条件つき”の二つの名辞と、“端的な”二つの名辞とをおなじものだとすることである。そして誤りの原因は、それら二つの相違性である。

ところでこの誤謬の様態は四つである。

第1の様態について

135. 第1の様態は“同一の関係”を無視することによって生じる。つぎの推論がその例である。

2は1の2倍である。

ところで2は3の2倍ではない。

ゆえにおなじものが2倍であり2倍でない。

この議論は誤りである。なぜなら“2倍”は両方の前提において同一の関係で把握されているのではないからである。

第2の様態について

136. 第2の様態は“同一の観点”を無視することによって生じる。そしてつぎのものがその例である。

これは長さの点でその2倍である。

これは幅の点で同じそのものの2倍ではない。

それゆえこれは2倍であり2倍でない。

第3の様態について

137. 第3の様態は“同じ様態”を無視することによって生じる。つぎがその例である。

ひとは種である。

いかなるひとも種ではない。

ゆえにおなじものが種であり、種ではない。

前提には矛盾は存在しない。なぜなら“ひと”という名辞は同じ様態で扱われていないからである。すなわち、小前提では、“ひと”は個物を代表するものとされ、大前提では個物ではなく自己自身を代表するもの⁽⁹⁵⁾つまり、種を代表するものとされているからである。

第4の様態について

138. 第4の様態は“同じ時間において”を無視することによって生じる。その例はつぎのとおり。

私の手はある時刻において握りしめられている。

私の手は他の時刻においては握りしめられていない。

ゆえに私の手は握りしめられており握りしめられていない。

139. この誤謬では、一つの真なる矛盾が結論にあり、もう一つの見かけ上の矛盾が前提にあるという点で、まえに述べた⁽⁹⁶⁾“条件付きと端的との誤謬”と似ている。しかしいまの誤謬はそうした前の誤謬とはつぎの点で異なる。すなわちいまの誤謬は前提の中に見せかけの矛盾をもつ。そしてこの誤謬は例にあげた誤謬推理からもわかるように、その矛盾の両方の側で欠陥をもつ。しかるに、“条件付きと端的の誤謬”の方も、確かに見せかけの矛盾をもつが、その誤謬は矛盾の一方の側でだけ欠陥をもつのである。それゆえいまの誤謬の解決とまえの誤謬の解決法もまた異なる。すなわち、アリストテレスはその両方の誤謬に対して、結論をその矛盾と対照させて考察すること、つまり結論の真なる矛盾を前提におけるみせかけの矛盾と対照させて考察することによって解決せよと教えている。⁽⁹⁷⁾とはいえいまの誤謬においては両方の側での縮少によるみせかけの矛盾と対照させるべきであり、まえの誤謬においては一方の側だけの縮少によるみせかけの矛盾と対照させるべきなのである。

140. もしだれかがこういう抗議を提出したとしよう。“条件付きと端的との誤謬”はいまの誤謬の一部分であると考えべきである。というのも、さきの誤謬では“条件付き”の名辞から“端的な”名辞への進行があったが、いまの誤謬では2個の“条件付き”の名辞から、2個の“端的な”名辞への進行がみられるからであり、それゆえ2種の誤謬が存在する应考虑すべきではない。というのも全体と部分を足しても少しも数がふえないからである。——以上のような抗議に対してはこう答えよう。二つの誤謬のどちらか一方が他方の部分だということはなく、それら二つは同一レベルで対立をなすものであると。実際、“条件付き”の項と“端的な”項とが“条件付きと端的の誤謬”を構成するのではなく、それら二つの関係がそ

うした誤謬をつくるのである。そしてこれは種と類とが蓋然的推理をつくるのでなく、それら二つの関係がつくるのとおなじである。それゆえ、たしかに、“ひと”と、その全体の“動物”を加えあわせても数はふえないけれども、二つの関係となると、加えあわせれば数は増すのである。というのも、そうした関係の一つは類からのという拠点であり、もう一つは種からのという拠点だからである。これと同様に、“条件付きの”一つの項は“条件付き”の二つの項の部分であり、“端的な”一つの項は“端的な”二つの項の部分であることは確かだけれども、“条件付きの”一つの項と“端的な”一つの項との関係は、“条件付き”の二つの項と“端的な”二つの項との関係と異なるのである。

こうして二つの誤謬は種類を異にするというべきであろう。実際、ある線分の半分とその線分とを加えあわせても数は増さない。というのも半分は全体の部分だからである。しかし2種類の関係であれば、加え合わすと数を増す。なぜなら線分の全体とその半分との関係は2倍であり、線分の半分とその全体との関係は $\frac{1}{2}$ 倍あるいは半分だからである。

証明さるべき命題の要求について

その定義について

141. 証明さるべき命題の要求は学問的真理の観点からは『分析論後書』⁽⁹⁸⁾の第2巻で論じられ、一般通念の観点からは『トピカ』⁽⁹⁹⁾の第8巻で扱われた。しかしここでいう先決命題の要求は第2の方の意味で使いたい。

ここでいう証明さるべき命題の要求の誤謬が生じるのは、証明されるべき結論が前提の中で要求される場合である。さておなじ語によって表現されたおなじものがそれ自身によって証明されるということが不可能なことは当然である。なぜなら証明の前提と証明されるべき命題とは常に異っていなければならないのに、おなじ語によって表現されたおなじものは実際

に異ったものでもないし、異ったように見えるものでもない。それゆえ、おなじ語によって表現されたおなじものが、それ自身によって証明されることは不可能である。したがって、詭弁術においては証明の前提と結論がおなじということはありえない。ところで前提と結論がおなじ推論とはつぎのようなものである。

ひとは走る。

ゆえにひとは走る。

しかしこうした推論は笑うべきものであり、ソピストのおこなう詭弁術にははまらないし、そこには証明すべき命題の要求という誤謬も存在しない。それゆえ証明すべき命題の要求は、正確には証明すべき命題を含むものの要求と解釈しなければならない。というのも証明すべき命題の要求ということばを文字どおりにとればそれはつぎのような推論となってしまうからである。

ひとは走る。

ゆえにひとは走る。

ところでこの推論では、おなじ語によって表現されたおなじものが要求されている。しかしそうした推論は誤謬を形成しない。そして実際、そうした推論は、学問的真理の観点からも単なるみせかけの観点からも、どんな種類の誤謬推理の中にも入っていないのである。

その誤謬の原因と様態について

142. 証明すべき命題の要求の誤謬における“ほんとうらしさ”の原因は、結論と前提のみかけ上の相違である。“ほんとうはそうでないこと”の原因はそれらの同一性である。

証明されるべき命題は、『トピカ』第8巻の終り近くで⁽¹⁰⁰⁾いわれているように五つの様態で、要求される。

第1の様態について

143. 第1の様態は、被定義語が定着語の中で要求されるとき、あるいはその逆のときにおこる。たとえばひとが走るかどうかが問われ、つぎのような推論がおこなわれたとしよう。

可死的で理性的な動物が走る。

ゆえにひとは走る。

ここでは証明はおこなわれていない。なぜなら、二つの一方が疑われれば、残りも疑われねばならないからである。こうして、一方が前提として置かれ、その中で他方が要求されているのである。

第2の様態について

144. 第2の様態は、特殊なものが普遍的なものの中に要求される場合に生じる。たとえば、反対的に対立する二つのものについての一つの学が常に存するという命題を証明すべき場合に、つぎのような前提をとりあげて以下のような推論をおこなったとしよう。

対立する二つのものについての一つの学が常に存在する。

ゆえに反対的に対立する二つのものについての一つの学が常に存在する。

そしてここでは結論が前提の中で要求されている。

第3の様態について

145. 第3の様態は、普遍的なものが特殊的なものの中に要求される場合に生じる。たとえば対立する二つのものについて一つの学が常に存在するということを証明するのに、つぎのようないくつかの前提をとりあげて以下のような推論をおこなった場合がそうである。

反対的に対立する二つのものについての一つの学が常に存在する。

欠如的に対立する二つのものについての一つの学が常に存在する。

以下同様。

ゆえに対立する二つのものについての一つの学が常に存在する。

第4の様態について

146. 第4の様態は、連言的に接合されたものがその諸部分の中に要求された場合に生じる。たとえば、医学は病気と健康についての学であるということを証明するのに、つぎの二つの前提をとりあげてつぎのような推論をおこなう場合である。

医学は健康についての学である。

医学は病気についての学である。

ゆえに医学は健康と病気についての学である。

第5の様態について

147. 第5の様態は、相関関係にあるものの一方が他方の中に要求されるときである。たとえばもし、ソクラテスがプラトンの父であることを証明すべきときに、つぎのような前提をとりあげて、以下のような推論をおこなったとしよう。

プラトンはソクラテスの子である。

ゆえにソクラテスはプラトンの父である。

ここでも証明せられるべきことが要求されている。

148. つぎのことを心得ていただきたい。すなわち、こうした誤謬推理はいちおう推理としては正しい。しかし証明的な推論とはいえない。そして三段論法のあるものは単に推理の面だけで正しいものであり、他のものは推理的であり、かつ証明的なものである。

149. さらにつぎのことを知っておいてほしい。認識の道には二つある。一つは知性の観点からして先なるものから知性の観点で後なるものへと向

かう道であり、知性の道といわれる。もう一つは、感覚において先なるものから感覚において後なるものへと向かう道であり、感覚の道といわれる。ところで本性において先なるものが、知性の観点で先なるものといわれる。他方において、感覚的により早く把握されやすいものが感覚において先なるものといわれる。

そこで私はこういおう。上述の誤謬推理のどれも、一方の意味では蓋然的推理であり、他方の意味では詭弁的推理である。実際、知性の道によって証明せられるべきものが、おなじ知性の道の先なるものによって証明されれば、その推論は妥当であり、そこに蓋然的推論が生じる。しかし知性の道において証明せられるべきものが、感覚において先なるものによって証明され、しかもこの感覚において先なるものが実は知性において後なるものに依存しているといった場合、そこに詭弁的推論が生じ、証明さるべき命題の要求という誤謬が生じるのである。そしてこのことは、以上にあげたいいくつかの誤謬推理のうちのどれを観察しても容易にわかることなのである。

推断上の誤謬について

推断について

150. 推断のうちのあるものは単純なものであり、他のものは複雑なものである。単純な推断はつぎのようなものである。“ひとが存在すれば、動物が存在する”そして“彼が女たらしであれば、彼はおしやれである”あるいは“彼が女たらしであれば彼は夜の徘徊者である”等々。複雑な推断とは、対立概念を使用する推断である。アリストテレスも『トピカ』の第2巻⁽¹⁰¹⁾で、そうした推断は反対対立あるいは矛盾対立を使用すると述べている。

151. 複雑な推断、すなわち対立概念を使用する推断は二つの種類をもつ。

そしてその一つは順序を変えない推断であり、もう一つは順序を逆にする推断である。

152. 順序をかえない推断は、先行するものの反対から後続するものの反対が導出されるときに生じる。そしてそれはつぎのようなものである。

“正義が存在すれば徳も存在する。ゆえに不正が存在すれば悪徳も存在する”。すなわちここでは先行するものの対立者である“不正”から後続するものの対立者である“悪徳”が導出されている。こうして順序をかえない推断はほとんどの場合、そうした対立概念によっておこなわれるのである。

153. 順序を逆にする推断は、後続するものの反対から先行するものの反対が導き出される場合に生じる。その例はつぎのとおり。“彼がひとであれば彼は動物である。ゆえに彼が非・動物であれば、彼は非・ひとである”。ここで後続するものの反対である“非・動物”から、先行するものの反対である“非・ひと”が導き出されている。このように矛盾的対立の場合には、推断は必ず順序を逆にするものでなければならない。

154. つぎに単純な推断には二つの種類がある。その一つは拠点的関係にもとづくものである。その例は“ひとが存在すれば、動物が存在する”である。ここでは実際、種からという拠点が存在する。もう一つは各種の人物に備わる偶有性にもとづくものであって、これは弁論術において考察される。

155. “推断(consequentia)”はこのようにあらゆる種類の推断を含む広い意味に使用されているが、それと同様にここでは“後続するもの(consequens)”も広義に使用されている。そして、“推断上の誤謬”が後続するものにもとづく誤謬(fallacia secundum consequens)”といわれる場合の“後続するもの”もそうした広い意味においてなのである。ところでこの誤謬が、“後続者にもとづく誤謬”と呼ばれ、先行者にもとづく誤謬といわれないのはつぎのような理由にもとづく。すなわち、推断の誤謬においては、後続者が先行者の前に置かれるという意味で、後続者が推論の出発

点となっているからである。そしてそのように後続者が推論を導き出すものである限り、この詭弁的推論は、蓋然的推論の場合と同様に、確かに推論によって導き出された側にちなんでではなく、推論を導き出す側にちなんで命名されているということができるのである。

この誤謬の原因と様態について

156. 推断の誤謬における“ほんとうらしいこと”の原因は、正しい順序の推断と逆転された順序の推断との類似性である。“そうでないこと”の原因は逆転された推断が偽であることである。こうした二つの原因をアリストテレスは簡単に“逆転されえない推断を、逆転されうると思ひこむことによって”と述べている。⁽¹⁰²⁾“逆転されえない推断”ということばで彼は正しい推断のことを意味させている。そしてこの推断が、ひとをして逆転されうると思ひ込ませる作用因である。他方、“逆転されうる”ということばで彼は逆転された推断を意味させている。そしてこの逆転された推断が偽なる推断であり、これがあやまりの原因である。

アリストテレスは推断の誤謬の様態を三つだとしている。⁽¹⁰³⁾

第1の様態について

157. 第1は蓋然的関係にもとづいて作られた推断が逆転されるときに生じる。⁽¹⁰⁴⁾そしてつぎの例がそれである。

彼がひとであれば彼は動物である。

ゆえに彼が動物であれば彼はひとである。

この推断は後件の指定から出発する。ゆえにそこに推断の誤謬が存在する。つぎの例も同様である。

彼が動物でなければ彼はひとでない。

ゆえに彼がひとでなければ彼は動物でない。

ここでも同様に推断は後件の指定から出発している。つぎも同様である。

もしそれが蜜であればそれは赤い。

それゆえそれが赤ければそれは蜜である。

しかるに胆汁は赤い。

ゆえに胆汁は蜜である。

つぎのものも同様である。

もし雨が降っていれば、地面はぬれている。

ゆえに地面がぬれていれば、雨が降っている。

上述のすべての例において、逆転されえない推断が逆転されると思いこまれている。それゆえそこに推断の誤謬がみられる。

第2の様態について

158. 第2は、弁論術の場合によくおこる推断つまりある人物に内属するいくつかの付随物にしたがってつくられた推断が転換されると思いこむときに生じる。そしてその例はつぎのとおり。

彼が女たらしであれば彼はおしゃれである、あるいは彼は夜の徘徊者である。

そしてこれに似た命題を女たらしの付随物についてさらに続けることができる。

ゆえに彼がおしゃれであれば、あるいは夜の徘徊者であれば、彼は女たらしである。

ここには“推断の誤謬”がみられる。なぜなら、もし彼が女たらしであれば、女たらしに付帯するなんらかの性質をもっているが、その逆はいえなからである。そしてそれは、“それがひとであれば、それはなんらかの色をもっている”は正しいがその逆は正しくないのと同様である。つぎの例もおなじである。

もしあるひとが盗賊であれば、そのひとは正しい手段でものを得たひとではなく、とるにふさわしいものを手にしたひとでもない。

ゆえにもしあるひとが正しい手段でものを得たひとではなく、と
るにふさわしいものを手にしたひとでもないとするれば、彼は盗賊
である。

この推論は妥当でない。なぜなら、逆転不可能な推断が逆転できると誤解
されているからである。

第3の様態について

159. “推断の誤謬”の第3の様態は、推断は逆転できるから、したがっ
て二つの対立を含む推断は逆転できないと思ひ込む⁽¹⁰⁵⁾ときに生じ、その例は
つぎのとおりである。

もしそれが造られたものであればそれは原因をもつ。

ゆえにもしそれが造られたものでなければ、それは原因をもたな
い。

しかし宇宙は造られたものではない、つまり生成されたものでは
ない。

ゆえに宇宙は原因をもたない。

ゆえに宇宙は無限に永続するものであり、したがって無限の音か
ら存在するものである。

ここでメリッソスは最初の推論で、推断の誤りを犯している。すなわちつ
ぎの推断は確かに正しい。⁽¹⁰⁶⁾

もしそれが造られたものであればそれは原因をもつ。

実際、生成させられたものはなんでも原因をもつものであるが、それとい
うのも無からはなにものも生じないからである。それゆえあるものが生成
するとすれば、なにものかから生成する。ゆえにあるものが造られたもの
であれば、それは原因をもつ。しかしつぎの推論は妥当ではない。

もしあるものが造られたものでないならそれは原因をもたない。

実際この推論は前件の否定から出発するものであり、二つの矛盾的对立を

含む推断をもとの順序のままで措定している。しかしそうした推断はあやまりである。というのも、二つの矛盾的対立を含む推断は常に逆転されたものでなければならぬからである。⁽¹⁰⁷⁾そしてつぎのものがその例である。

もしあるものが造られたものであるなら、そのものは原因をもつ。
ゆえにあるものが原因をもたないなら、そのものは造られたものではない。

そしてこの推論は妥当である。つぎの推論も同様に“推断の誤謬”を犯している。

もし彼がひとであれば彼は動物である。
ゆえにもし彼がひとでないなら彼は動物でない。

これは先件の否定から出発している。ゆえに、この推断はもとのままの順序である。しかしほんとうは逆転されねばならないのである。というのも、二つの矛盾的対立を含む推断は、もとの順序のままでいることが許されないからである。

160. 以上のことから、一般的に“推断の誤謬”の存在するところには必ず2個の推断が存するという事は明らかである。実際、アリストテレスが“推断の誤謬”について語っているところではどこでも、“これがあれば、あれがあるというとき、あれがあればこれがあると思い誤まれる”⁽¹⁰⁸⁾といったふうに、二つの推断を使って“推断の誤謬”を論じているのである。

161. いまの主張の補強。言語上の誤謬においても言語外の誤謬においても、誤謬推理の本質上、必ず“しかじかのようにみえること”の原因と“そうでないこと”の原因が存在する。しかるに推断上の誤謬においては、正しい推断が前者であり、誤った推断が後者である。それゆえ推断の誤謬推理が存在するところには必ず、2個の推断が存在しなければならないのである。

162. もう一つの補強。ある推断が逆転されるためには二つの推断がなけ⁽¹⁰⁹⁾

ればならない。というのも推断が逆転される場合、そこには逆転される場合、そこには逆転するまえの推断と逆転したあとの推断が必要だからである。それゆえアリストテレスが述べている原因が正しいとすれば、推断上の誤謬が存在するところには必ず2個の推断がなければならない。

163. 第3の補強。さきの主張はアリストテレスが『ソピスト的論駁』の第2巻で推断の誤謬に対して与えている解決によってもはっきり証明することができる。すなわちアリストテレスはその誤謬には2個の推断が存在するという。一つは特殊から普遍が導出されるもので“彼がひとであれば彼は動物である”がそうである。そしてこれをわたしたちは単純な推断と呼んだ。⁽¹¹²⁾ところでもう一つは対立的なものを含むものであるとアリストテレスはいうが、これはわたしたちが複雑なものと呼んだ推断である。そして推断のそうした区分をわたしたちはこの部の始めでおこなった。⁽¹¹¹⁾ところで単純な場合も複雑な場合も、彼は一つの推断が他の推断へと逆転されるということを示すことによってその誤謬を解決している。ところで彼の解決の仕方には一般性が存する。ゆえに推断の誤謬の存在するところには必ず2個の推断、つまり逆転されるまえの推断と逆転された後の推断が存在しなければならない。そしてわたしたちは以上すべての議論を承認する。それゆえ、“動物は走る。ゆえにひととは走る”とか、“ひととは走る。ゆえにソクラテスは走る”とかその他それに類似の誤謬の中には推断の誤謬は存在しないで、ただ偶有性の誤謬性が存在するだけである。そしてこのことは、偶有性の誤謬についての前述のことからも明らかである。⁽¹¹³⁾

原因でないものを原因とする誤謬について

2種類の三段論法について

164. 三段論法には2種類ある。はっきり明示された額面どおりの三段論法と帰謬法的三段論法である。さて明示的な三段論法はただ一つの結論し

かもたない。帰謬法的三段論法は、三段論法が或る矛盾的な命題へと導かれ、そのことによって、二つの前提のうちのそうした矛盾をひきおこした方が否定される場合に生じる。それゆえこうした三段論法は常に2個の結論をもつ。たとえば、“ひとはまさかろばではあるまいね”と問われたとき、正しい答えとは逆の命題を承認しておいてつぎのような推論がおこなわれる。

いかなるろばも理性的で可死的な動物ではない。

ひとは⁽¹¹⁶⁾ろばである。

ゆえにひとは理性的で可死的な動物ではない。

しかしこのことは不可能である。

ゆえにひとはろばではない。

ここでの三段論法は第1格第4式である。

原因でないものを原因とする誤謬について

165. 原因でないものを原因と考える誤謬は帰謬法的三段論法において生じることを知っておいてほしい。ところでこの誤謬が生じるのは、ほんとうの原因でないものが、いちおうは矛盾を招くことの原因であるようにみえることからほんとうの原因だとみなされ、そうしたみせかけの原因が後になって否定されるといった場合である。たとえば、“このろばのブルネルスがまさかひとではあるまいね”と問われたとき、いちおう、正しい答えとは反対の命題を承認しておいてつぎのような推論がおこなわれる。

いかなるろばも理性的で可死的な動物ではない。

ひとはろばであり、ブルネルスはひとである。

ゆえにひとは理性的で可死的な動物ではない。

しかるにこのことは不可能である。

ゆえにブルネルスはひとではない。

以上の諸論において“原因でないものを原因とする誤謬”が生じている。

実際、矛盾の原因のように見えるが原因ではないところの命題“ブルネルスはひとである”が否定されている。そして実際、そうした命題がなくても他の前提から矛盾は立派に帰結しているのである。ところでここでの三段論法はまえにも述べたように第1格第4式である。

この誤謬の原因について

166. この誤謬の“しかじかであるようにみえること”の原因は、原因のようにみえるがほんとうは原因でないものと、本当の原因との同一視である。そしてこの同一視は、二つの命題がともに、同一のものを意味する名辞を所有していることから生じたものである。このように2個の前提は、それらが同一の名辞をとともにもつことのゆえに、どちらも結論の原因であるかのように見える。つまり、結論を導きだすためにはなんの役にも立たず、したがってほんとうの原因でない方の前提も、もう一つの前提とおなじ名辞をもつがゆえに、結論の原因であるかのように見える。だから原因でないものが原因であると見なされてしまうのである。それゆえ本当の原因と、その原因と名辞を共通しているだけで原因と見誤まられているものとの同一視がこの誤謬の能動因である。

167. “そうでないこと”の原因つまりまちがいの起源は、結論のみせかけの原因である命題、つまり原因でない命題と、原因である命題との相違性である。ところでアリストテレスはこの誤謬の例をつぎのように示している。⁽¹¹⁷⁾

靈魂と生命はまさかおなじはあるまいね。

ほんとうの答とは逆の命題をまず認めておいてつぎのような推論がつくりあげられる。

死と生命は反対物である。

生成と消滅は反対物である。

しかるに死は消滅である。

ゆえに生命は生成である。

ゆえに生きていることは生成することである。

しかしこのことは不可能である。なぜなら生きているものは生成するのでなくて、生成したものだからである。⁽¹¹⁸⁾

それゆえ靈魂と生命はおなじではない。

この最後の結論において、原因でないものを原因とする誤謬が犯されている。なぜなら最初に認められた命題ではなしに、それ以外の前提から矛盾が導き出されているからである。それゆえ“靈魂を生命はおなじである”という命題が否定されるべきでなくて、“死と生命は反対物である”という命題が否定されるべきだったのである。

以上すべての推論の中で、原因でないものが原因であるかのようにみえるのは、原因でない命題が、矛盾を導出する原因である他の前提とおなじ名辞をもっているからである。

168. 上述のことからつぎのことが明らかである。すなわち明示的な三段論法ではこの種の誤謬は生じない。そしてその例はつぎのとおりである。

すべてのひとは走る。

ソクラテスはひとであり、太陽はかに座にさしかかっている。

ゆえにソクラテスは走る。

ここには原因でないものを原因とする誤謬は存在しない。なぜなら“太陽はかに座にさしかかっている”という命題は原因でもなく、また原因であると見えもしないからである。

169. ここで“死と生命は反対物である”という命題は二義的であるということに注意しておこう。とはいえどちらの意味にとってもこの命題は偽である。さて第1の意味では死は靈魂を肉体から分離させる運動である。そしてこの意味では死と生命は反対物ではない。なぜなら両者は同一のもの、つまりひとの中に存在するからである。というのもこの死つまり分離が続いているかぎり、ひとは生きているのであり、この分離が終了しない

かぎり生き続けていくであろう。それゆえ、そうした意味では死と生命は同一のものの中で同時に存在しなければならない。それゆえそうした意味では両者は反対物ではありえない。“死”はもう一つの意味においては、分離の運動それ自体ではなく、分離あるいは分解の終了と解される。そしてこの終了において靈魂はもはや肉体から分離されつつあるのではなくて、分離され終るのである。しかしこういう意味での死は生命と真の意味での反対なのではなくて、同一のものに関して不可逆的な仕方であく如的に反対なのである。そしてそれは視覚と盲目性が同一物である眼をめぐってあく如的に反対なのとおなじである。こうして上述の命題はどちらの意味にとっても偽なのである。

170. さらに“死は消滅である”という命題も二義的である。実際，“死”が第1の意味にとられると、この命題は真である。なぜなら、靈魂が肉体から分離され続けている限り、ひとは消滅しつつあるからである。しかし“死”が第2の意味にとられると、その命題は偽である。なぜならそうした意味での死は消滅ではなく、消滅の完了だからである。

こうして、一般に諸前提のうちのどれが否定されるべきでありどれが否定されるべきでないということ、またそうした識別がどのようにして可能なのかが明かとなった。

多くの問いを一問とみなす誤謬について

陳述、命題、疑問文、結論について

171. 陳述、命題、疑問文、結論は実体においては同一であるが、それらに特有の意味においては互いに異っている。たとえば“すべてのひとは走る”という文は、それが、事態がかくかくであるとかがくかくでないということの意味する限りでは陳述といわれる。そしてこのおなじ文が、あるものを証明するために前提の中に置かれるときは命題と呼ばれる。さらに

この同じ文は，“すべてのひとは走るか”というように、その文に疑問の様相が付加されれば疑問文となる。さらにこの文は、それが他のものによって証明される限りにおいては結論といわれる。

172. それら四つのものは、それぞれに特有な意味に関する限り、つぎのように定義することができる。陳述とは、事態がかくかくであるとかかくかくでないということを意味するところの叙述文である。命題は他のものを証明するところの叙述文である。疑問文は疑問の様相のもとの叙述文である。結論は中名辞を通じて証明された叙述文である。ところで陳述は1個の陳述と数個の陳述に分けられ、命題も疑問文も同様である。それゆえ陳述が単一だとか多数とかいわれるときの単一性と、疑問文が単一だとか多数だといわれるときの単一性とは異なるということを知っていただきたい。

173. いまのことを理解するために、命題が一つとか陳述が一つといわれるときの端的な単一性に多くの様態があるということに注目していただきたい。さて、多くの語によって意味された多くの事物からなるところのものも端的に一つといわれる。定義の場合がそうで、“理性的、可死的、動物”がその例である。というのもここには一つのを三つのものが構成しているからである。とはいえもう一つの端的な一つがある。そしてそれは一つの語からなる一つのものである。そしてこちらの方の“端的な単一性”は五つの種類にわかれる。さてそれらのうちのあるものは、類比において単一なものである。そしてこれが五つのうちのトップを飾るものといえる。これの例をあげれば“在るもの (ens)” がすべての存在するものについて述語づけられた場合、“健康的” がすべての健康なものについて述語づけられる場合、“よい” がすべてのよいものについて述語づけられる場合である。そしてこの最後は、『トピカ』の第1巻⁽¹¹⁹⁾に出てくるものである。第2の様態は類において一なるものであって、“動物”とか“色”がそうである。第3は種において一なるものであり、“ひと”や“白”がそ

うである。第4は数において一なるものであって、ソクラテスやプラトンがそうである。第5つまり最後は偶有性において一なるものである。そして偶有性において一なるものを一つの偶有性というが、これは類において一なるものを一つの類といい、種において一なるものを一つの種というのとおなじことである。

174. 私はいまや以上述べた単一性のすべての様態を含む広い意味での“単一性”に従って、陳述は単一であり、命題は単一であるといおう。そして実際そうした文の主語は上述の単一性の諸様態のうちのどれかをもち、述語もまたそのうちのどれかを持つのである。そしてこのことは以下の数々の例によって明らかであろう。“石は理性的で可死的な動物である”，“ひとは理性的で可死的な動物である”，“石は在るものである”，“石は動物である”，“ひとは動物である”，“ろばはひとである”，“ソクラテスはひとである”，“ソクラテスはソクラテスである”，“ソクラテスはプラトンである”，“ひとは笑うことのできるものである”，“ひとは白い”。しかしもしそこに上述の単一性のどれもが存在しないとなれば、その陳述は単一ではなくて多数となるであろう。そしてその場合は、多数のものが一つのものに述語づけられるか、一つのもので多数のものについて述語づけられるか、多数のものが単一体を構成していない多数のものについて述語づけられるかである。しかしながら疑問文が一つといわれる場合の単一性は上述のような単一性ではなくて、命題を一つだといわせたさっきの単一性に追加されるところの疑問の様相の単一性なのである。たとえば“ひとは動物か”という疑問文において、主語は単一性の様態の一つをもつ。なぜなら主語は種的単一性をもつからである。また述語も他の一つをもつ。述語は類的単一性をもつからである。しかしそうした二つの単一性に加えてなお疑問の様相の単一性が存在するのである。とはいえこの疑問の様相に属する単一性は端的な単一性ではなくて条件付きの単一性である。ところが命題や陳述が一つであるといわれるときの単一性は端的な単一性である。そ

れゆえ疑問文がどのような意味で単一であるかはもはや明らかである。すなわち疑問文が単一なためには二つの単一性が必要なのである。そして一つはさきに区分された文そのものについての単一性——これはいわば一つの疑問文の素材的側面である——であり、もう一つは疑問の様相の単一性であり、これは疑問を一つのものへと完成させる単一性である。

175. ところで問いつまり疑問点文が多数だといわれるのは、その疑問文において疑問の様相の単一性の方はそのままだが、命題を一つのものにさせる方の単一性つまり端的な単一性が欠けている場合である。それゆえそこには疑問の単一性が残されているという意味ではそれは一つの疑問文といわれる。しかしもう一つの単一性つまり端的な単一性が欠けているという意味では多数だといわれる。そしてそれゆえに“一つの疑問文”と“多数”という二つのものが一見不調和と思えるにもかかわらず、“多数の疑問文”つまり“多数の問いを含む1個の疑問文”といわれるのである。

この誤謬の原因と様態について

176. 陳述と命題と疑問文と結論とがどの点で一致し、どの点で異っているかということ、端的に一致するものはいく通りの意味をもつかということ、陳述や命題や疑問文はいかなるときに一でありいかなるときに多数であるかということ、なぜ“多くの疑問文”という妙な表現が意味をもつのかということが語られたので、つぎには多くの問いを一つの問いとみなす誤謬の原因と様態について述べることにしよう。

この誤謬の“しかじかにみえること”の原因つまり作用因は疑問文の様相の単一性である。“そうでないこと”の原因は一つの命題の単一性の欠如である。というのも条件的な単一性が端的な単一性を装っているからであり、この条件的な単一性がありもしないものをあるように見せて誤解をおこさせたのである。

ところでこの誤謬の様態は二つである。

第1の様態について

177. 第1の様態は、多数のものが単数形で主語となったり述語になったりしている場合である。たとえば、ソクラテスと馬のブルネルスを指さして“これとこれはひとか”と尋ねる場合である。その問いに然りと答えれば“それならブルネルスはひとである”となり、否と答えれば、“それならソクラテスはひとでない”となる。しかし多くの疑問に対して一つの答えを与えるひとは正しく答えてはいないのであって、正しくは“一方のものについていえば然りであり、他方のものについていえば否である”と答えるべきなのである。

第2の様態について

178. 第2の様態は、多くのものが複数形で、主語となったり述語になったりする場合である。例えば一つのいいものと一つの悪いものを指さして、“それらはいいものか”と問われたとき、“いいものだ”と答えれば、“それなら悪いものがいいものだ”ということになり、“悪いものだ”と答えれば、“それなら良いものが良いものでない”ということになる。しかしながらほんとうは“一つのはいいものであり、もう一つのは悪いものだ”と答えるべきだったのである。ところでもしだれかが、定義というものは単数形とおなじように複数形でも与えることができるということをついて承認すれば、論敵の反論を免れえないことになるであろう。たとえば、“盲人とは本性上は見ることができるのだが実際は見えない人である (*cecum est aptum natum videre et non videns*)”を複数形にして“盲人たちとは本性上は見ることができるのだが実際は見えない人たちである (*ceca sunt apta nata videre et non videntia*)”といってもいいと承認してしまったとしよう。そして1人の盲人と1人の目明きを指さしながらつぎのような推論がおこなわれたとしよう。

彼らは本性上は見ることができるのだが実際は見えないひとたちである。

ゆえに彼らは盲人である。

すると2人とも盲人となってしまうだろう。しかしさっきのことを承認したひとがそれを否定したなら、“それなら2人とも目明きとなるであろう。そしてそれゆえ盲人が見ることになるう”といったことになる。ほんとうは彼は1人が目明きであり、もう1人が目明きでないと答えたかった。しかし彼は一つの答えしか与えることができなかった。それというのも、彼はまえもって、定義は単数でも複数でも与えることができるということを承認してしまっていたのであり、それゆえ唯一の答えしか与えることが許されなかったのである。

すべての誤謬の還元について

論駁の無知の二つの意味について

179. 論駁の無知は二つの意味をもつ。そしてその一つは13の誤謬のうちの一つとしての種的な論駁の無知であり、もう一つは13の誤謬のすべてがそこへ還元されるものとしての類的な論駁の無知である。ところでそうした区分は通常二通りのやり方でおこなわれる。さてそうした区分の第1のやり方はこうである。すなわち論駁の無知は、“同一の観点”、“同一の関係”、“同一の様態”、“同一の時間”といった諸規定のどれか一つに対する無知によって生じた限りにおいて、種的であるといわれる。実際、そうした意味での論駁の無知は、論駁の完成化を妨げるものである。思うにそうした個々の規定は矛盾を完成させるためのものである。しかるに矛盾は論駁を完成させるためのものである。それゆえそれら個々の規定は論駁を完成させるためのものなのである。それに反し論駁の無知が、論駁の定義の中に含まれる規定の全部に対する無知から生じた場合、それは一般的とい

われる。そしてこうした一般的な論駁の方へとすべての誤謬が還元されるのである。

区分の第2のやり方はこうである。論駁に対する無知は、種的なものも類的なものも、ともに論駁の諸規定を損うものであるが、ただ損い方が違う。実際、論駁の無知の一つは、それ自体としての論駁の無知であり、もう一つは導出された結果としての論駁の無知である。そして第1の意味での論駁の無知は他の誤謬と同一のレベルで対立する1個の誤謬であるが第2の意味での論駁の無知は他の誤謬に対して類的な位置にある誤謬である。ところでひとが導出された結果としての論駁の無知つまり第2の意味での誤謬を犯すのはつぎのような場合である。すなわちひとが一つの名前に対する事物が、ほんとうは一つではないのに一つだと思い込んだとし、そうした思い違いをしたままで、一つの名前の存在の結果としての一つの名辞の存在を導き出し、さらにその結果として一つの中名辞の存在を、そしてその結果として一つの三段論法を、そしてその結果として最後に一つの論駁の存在を導き出すといった場合に、彼は結果としての論駁の無知を犯すのである。そして導出された結果としての論駁の無知とはそうした種類のものなのである。

しかし第1の意味での論駁の無知は、まずそれ自体の形で犯され、ついでその部分という形で犯される。つまりまず、ほんとの論駁が存在するわけではないのにそこにほんとの論駁があると思いこみ、ついでその論駁の諸規定も存在すると思い込む。したがってまず論駁それ自体が見逃がされ、ついで論駁の部分つまり論駁の諸規定が見逃がされるのである。そしてこれが種的な論駁の無知であるが、それは、類的な論駁の無知においては、多くの定義語からつまり類と種差といったものから一つの被定義語へという形で進行するのに反し、いまのような種的な論駁の無知では逆に一つの被定義語からつまり一つの種⁽¹²⁰⁾といったものから多くの定義語へと向かうからである。ところで区分の第2のやり方の方が第1よりも巧妙に見えるけ

れども第1のやり方の方が、より確からしく思える。そして私も第1の方がよいと考える。

一般的な還元について

180. さて誤謬推理つまりみせかけの論駁を論駁の無知へと還元する方法に二通りある。一つは一般的なものであり、一つは個別的なものである。ところで還元が一般的といわれるのは、誤謬はすべて、正しい様式を欠くといったふうに総括的にいわれるときである。さてそうした正しい様式の欠如は二通りの意味で語られる。というのもその反対である正しい様式もまた二通りの意味をもつからである。さて推論のもつ必然性には二通りある。そしてその一つは推論の命題および名辞の量と質および配列によって生じる。こうした意味での推論の正しい様式は、『分析論前書』⁽¹²¹⁾で決められているとおりである。したがってそうした意味での正しい様式に対立する正しい様式の欠如もおなじ『分析論前書』⁽¹²²⁾で決められているのであって、そうしたものは命題の無駄な組み合わせと呼ばれている。これに対して推論のもう一つの方の必然性は、推論の種別ごとに具っている必然性である。ところでこの必然性はさらに二つに区分される。そしてその一つは蓋然的推論の場合に見られるように、蓋然的関係にもとづくものであり、もう一つは証明的三段論法にみられるように原因と結果との関係にもとづくものである。それゆえ推論の種別ごとに具っているべき正しい様式もまた二通りである。つまりそうした正しい様式とは、蓋然的推論に関する限りは蓋然的関係による推論の必然性にほかならず、証明的三段論法に関する限りは原因と結果との関係による推論の必然性にほかならない。ところで蓋然的関係によって生じた正しい様式に対立する正しい様式の欠如の方は『ソピスト的論駁』⁽¹²³⁾の中でも語られる。他方原因の結果に対する関係あるいは結果の原因に対する関係に関する正しい様式の欠如はそれが誤用された三段論法に属するがゆえに、『分析論後書』⁽¹²⁴⁾でとりあつかわれる。それゆえ、

アリストテレスが誤謬はすべて正しい様式を欠くと述べる⁽¹²⁵⁾とき、蓋然的関係によってひきおこされた正しい様式に対立する正しい様式の欠如について述べているのであり、それ以外のものについて述べているのではないと考えねばならない。

個別的な還元について

181. 個別的な還元とは、三段論法と矛盾とに共通ないろいろの規定、あるいは両者のおおのに特有ないろいろの規定が、個別的な詭弁的推論の中でどのように見過ごされているかを示すことである。そしてそうした見過ごしを通じて結局、論駁そのものが見過ごされるにいたる。というのも類に種差が加えられて種がつくられるような仕方で三段論法に矛盾が加えられて論駁がつくられるのだからであり、矛盾と三段論法は互いに他を補足しあう関係にあるのである。このように論駁におけるそれぞれの規定は、三段論法と矛盾とに共通か、それら両者のおおのに固有かであり、これらの諸規定に対する無知を通じて論駁の無知が生じるといえるのである。

182. さてアリストテレスはまずつぎのようにいって、言語上のみせかけの推論、つまり言語上のみせかけの論駁を論駁の無知に還元している。

“二義性、文の類似性、言語形式の類似性は、ことばが両義的であることのゆえに生じる⁽¹²⁶⁾”。実際、両義性は名辞において、三段論法において、それゆえまた論駁において欠陥をもたらすのである。ところで言語形式において両義性がいかにして生じるかはまえに述べられた⁽¹²⁷⁾。二義性の誤謬および文意不明確の誤謬においていかにして両義性が生じるかは万人にとって明らかである。つぎに結合と分離および抑揚は、文あるいは名前が同一の意味をもたずに異った意味をもつということによって生じる。しかるに論駁つまり三段論法が成立するためには、ことばとものが一致していなければならないのである。

183. つぎにアリストテレスは以下のように述べて言語外のみせかけの三

段論法つまりみせかけの論駁を論駁の無知へと還元している。⁽¹²⁸⁾ “偶有性による誤謬は、推論とはなにかが定義されさえすれば、論駁の無知へ還元されうということは明らかである”。というのも偶有性の誤謬は、推論の定義の中に含まれている“必然的に生起する”といったことを欠如しているからである。こうして偶然性の誤謬のもつ欠陥は明らかである。実際こうした誤謬推理を論理学の熟達者そして一般に知者たちは無知なる連中から仕掛けられる。というのも無知なるものはしばしば偶有性の誤謬によって知者たちに対しみせかけの推論をおこなうからである。つぎに、条件付きと端的の誤謬が、論駁の無知に還元されるが、これは、そこにおいては、“エチオピア人は歯において白い”と“エチオピア人は白くない”のように、肯定と否定がおなじものについておこなわれてはいないからである。

184. つぎにアリストテレスは、狭義における論駁の無知をつぎのように述べて還元している。⁽¹²⁹⁾ “さきに論駁の無知といわれた誤謬は誤謬のうちでもっとも明白なものであり、それゆえにそのような名称を得たのである”。

185. つぎにアリストテレスはほかの2個の誤謬をつぎのように述べて還元している。⁽¹³⁰⁾ “証明さるべき命題の要求と、原因でないものを原因とする誤謬が論駁の無知に還元できることは論駁の定義からして明らかである。というのも結論は二つの前提から必然的に生起すべきであるのに、原因でないものが前提となっていればそうしたことにはならないからである。さらに結論は、証明さるべき命題を含むものを提前とせずに通導されねばならないのに、証明さるべき命題の要求の誤謬においてはそうではないからである”。

186. アリストテレスはさらに推断上の誤謬をつぎのように述べて還元している。⁽¹³¹⁾ “推断上の誤謬は、偶有性の誤謬とおなじ仕方でも還元される。というのも推断における後件は偶有性の1部だからである”。それゆえ偶有性の誤謬が還元されれば、推断上の誤謬も還元されることになる。ところで後件が偶有性の1部であることはさきに偶有性について述べたところから

明らかである。というのも、そこで語られたように、あるときは先行するものが後続するものに偶有性として付属し、あるときには後続するものが先行するものの偶有性として付属し、あるときには换位可能なものの一方が他方に偶有として所属する。それゆえ偶有性は先行するものつまり前件と、後続するものつまり後件と、换位可能なもののすべての上位概念である。それゆえ当然後続するものつまり後件は偶有性の部分となる。というのも偶有性は三つのものの上位概念だからである。

187. とはいえ推論における誤謬推理が偶然性の誤謬推理の部分だとまではいえないということに注意してほしい。というのも推論における詭弁的推理は偶有性の詭弁的推理の本質的部分もしくは構成的部分とはいえないからである。それゆえ、推論の誤謬の部分であるのは、その誤謬に含まれている名辞がそうなのであって、名辞間の詭弁的關係つまり詭弁的推論がそうなのではないということを銘記しておいてほしい。そしてこのことは、種からという拠点が類からという拠点の部分ではなく、関係を構成している名辞のうちの一方が他方の部分であるにすぎないのとおなじことなのである。こうして推論の誤謬があたかも偶有性の誤謬の部分であるかのようになされるのは、そうした誤謬を構成する名辞の側面においてだけなのであって名辞と名辞の詭弁的關係の側面においてなのではけっしてない。それゆえ推論の誤謬の還元に対してアリストテレスの与えた証明は、推論の後件つまり推論における後続者が偶有性の部分だという事実にもとづくものである。そしてこの事実の理由づけとしてアリストテレスは“なぜなら後続するものは一つの偶有性であるから”と述べている⁽¹³²⁾。そして実際、偶有性の誤謬が論じられた箇所でも述べられたように、後続するものだけでなく、先行するものも换位可能なものもすべて偶有性なのである。

188. しかしながら推論の誤謬はいまのものとは別に、他に依存しない自分独自の仕方でも還元することもできる。というのもこの誤謬は三段論法の一つの規定つまり“いくつかのものが前提として置かれたとき”といった

規定に背いているからである。このことは上位の名辞から下位の名辞が導出されえない、たとえば“動物”から“ひと”が導出されえないということからも明らかである。つまり後続するものでもし上位のものであれば、そうした後続するものから先行するものは導き出せなくて、逆に先行するものから後続するものを導き出すことができるのである。さてこの“いくつかのものが前提として置かれたとき”という規定が、蓋然的関係に即した前提と結論の配列を意味するとしよう。（というのも詭弁的推論は蓋然的関係による三段論法に背くものであると『ソピスト的論駁』の中で規定されているからである。）しかしながら推論の誤謬の存するところには、蓋然的関係に即した前提と結論の配置といったものはなんら存在しない。それゆえ推断の誤謬が存するところには、“前提として置かれたとき”という規定は存在しえない。このように推断の誤謬が“前提として置かれたとき”という規定に関する欠陥だとすれば、推断の誤謬はそうした規定を通じて、自分独自のやり方で還元されうるのである。

ここで三段論法の配列には二通りあるということに注意したい。そしてこれはいままでに何度もいわれてきたことである。すなわちその一つは命題と名辞との質と量および配置によるものである。そして『分析論前書』⁽¹³⁴⁾における“前提として置かれたとき”という規定はその意味にとられている。しかし三段論法におけるもう一つの配列は蓋然的関係による配列である。そしてこうした配列は蓋然的三段論法にみられるものである。そして推断における誤謬推理は、そうした配列に違反したものなのである。

189. 多くの問いを一つの問いとみなす誤謬は、それが命題の単一性に背くという欠陥をもつという点で還元される。というのも命題⁽¹³⁵⁾というのは一つのものについて一つのことを述語づけるものだからである。実際、“一つのもの”の定義と、“一つの”がつかない端的な“もの”の定義とはおなじである。たとえば端的なひとと1人のひととの定義はおなじである。そして動物と一つの動物の定義はおなじである。そして以下すべての

普通名詞についても同様である。それゆえ一つの命題が一つのものについて一つのことを述語づけるものだとすれば，“一つの”がつかない端的な命題も一つのものについて一つのことを述語づけるものといえる。ちなみにいまの推論は完全に枚挙された諸部分からという拠点にもとづくものである。

190. 論駁と矛盾の諸規定にもとづく一般的還元と個々の還元とを終えた後、アリストテレスは以下のように述べて、⁽¹³⁶⁾いかなる詭弁的推論が矛盾に関して還元され、いかなる詭弁的推論が三段論法に関して還元されるかを述べている。“言語上の誤謬推理は、論駁に固有なものとしての矛盾が見せかけにすぎないということによって還元され、その他の誤謬推理は、三段論法の定義に背くということによって還元される”。

誤謬と誤謬の還元については以上述べたことで十分である。

第8巻 関係詞について

2 種類の関係詞について

1. 関係詞は二つの意味をもつ。一つは、自らの本質が他の或るものとなんらかの仕方に関係をもつという点にあるといった場合であり、この場合関係詞は10個のカテゴリーの一つである。もう一つは、まえに述べられたことがらを想定させる場合であり、プリスキアーヌスが彼の文法書の中の或る巻で、⁽¹⁾関係とは前述のことがらの想起であると述べているところのものである。たとえば“ソクラテスは走り、そしてその者が(qui, who)討論”するという文において、“その者(qui)”という関係詞は、前に述べられた事物であるソクラテスを想起させるのである。そしてこの巻では第1の意味での関係詞は扱わずに第2の意味での関係詞だけを扱うことにしよう。

実体の関係詞について

2. 関係詞のあるものは、実体の関係詞であり、“その者(qui, who)”, “彼(ille, he)”, “その他のもの(alius, another)”などがそうである。他のものは、“そのような(talis)”, “しかじかのような(qualis)”, “それだけの(tantus)”, “しかじかだけの(quantus)”などがそうである。実体の関係詞はそれに先行するものと数的に同一なるものを表示する。“その者”, “彼は”がそうである。さらに実体の関係詞のあるものは同一性の関係詞である。そして“その者”, “彼”がそうである。しかし他のものは差異性の関係詞であり, “もう一つのもの(alter)”や“それ以外のもの(reliquus)”

等がそうである。

同一性の関係詞について

3. 同一性の関係詞とは、同一のものを想起させ、かつ指示するものである。たとえば“ソクラテスは走り、そしてその者 (qui) が討論する”において、関係詞“その者”はソクラテスを想起させ、かつソクラテスを指し示す。

同一性の関係詞のあるものは名詞である。そして“その者 (qui)”, “その物 (quid)” がそうである。他のものは代名詞であり, “彼”, “おなじそれ (idem)” がそうである。同一性の関係詞のあるものは再帰的であり, “自らの (sui)”, “自らに (sibi)”, “自らを (se)”, “自らから (a se)” 等がそうである。しかし他のものは“その者”, “彼”, “おなじそれ”のように、再帰的ではない。関係詞が再帰的といわれるのは、そうした再帰関係詞自体が受動者だからではなくて、再帰関係詞が能動者に対して受動者の様態を付加するからである。実際、受動者と受動者の様態とは別のものである。このことは、“ソクラテスは叩かれる”においてソクラテスという主格は受動者であるが、受動者の様態をもちえないことからみて明らかである。それゆえ受動者の様態はいつも斜格形の中に存在する。こうして受動者と受動者の様態が別であることは明らかである。

若干の質問

4. もしだれかが、再帰関係詞は能動的実体に対しなにを付加するのかと尋ねたならば、実体の同一性を付加するのであり、再帰関係詞はそうした実体の同一性を受動者の様態のもとで呈示すると答えるべきであろう。そしてこのことは、“ソクラテスは自分自らを見る”といった命題で明らかである。つまりこの場合、始め能動者の様態のもとにあった実体が、“自分自らを”という代名詞によって受動者の様態のもとに呈示されてい

るのである。それゆえ、再帰関係詞の定義はこうである。再帰関係詞とは、能動の実体を受動者の様態のもとで表示する関係詞である。

5. つぎに“自らの”，“自らに”，“自らを”，“自らから”といった代名詞はなぜ主格を欠くのかと質問されれば，その答えは上述のことから明らかだと答えるべきである。すなわち，能動者が受動者のごとくに，あるいは受動者の様態のもとで表示されるのは斜格の形においてのみ可能なのである。ところが主格は能動者の様態を意味する。それゆえ主格の本性は“自らの”，“自らに”，“自らを”，“自らから”といった代名詞の本性と相容れない。それゆえそうした代名詞は主格をもちえないのである。

6. 上述のことから，すべての関係詞は，その先行詞と同一の実体，しかも数において同一の実体を想起させかつ指示するということは明らかである。そこからまた，同一性の関係詞を使った方が，“ひとは走り，ひとは討論する”のように，関係詞のくるべき位置にその先行詞が置かれる場合よりもはるかに確実な表現だといえる。というのも後者の場合，二つの位置において同一の人物が意味されているかどうかは確かでないからである。しかし“ひとは走る。それに彼は討論する”といわれる場合，同一の人物について語られているということは確実なのである。このことはプリスキアーヌスが彼の文法書の中の或る⁽²⁾巻でつぎのようは語っていることから明らかである。すなわち“アヤックスがトロヤに来了。そしてアヤックスは勇敢に戦った”といわれるとき，それによって同一人物が理解されているかどうかは確実でない。しかし“アヤックスがトロヤに来了。そしてこの同一人物は勇敢に戦った”といわれるとき，同一人物が理解されていることは明らかである。こうして，確実性の度合は，同一性の関係詞を使う方が，その関係詞の来るべき場所に先行詞が来るよりはるかに大であるといえることができる。

若干の疑問

7. 多様な関係から生じたあやまりは、二義性その他の誤謬に入れられるかどうかという疑問が同一性の関係詞をめぐるしばしば提出される。たとえば “homo videt asinum qui est rationalis (A man sees an ass who is rational. 理性的であるところのひとがろばを見る。ひとが理性的なところのろばを見る)” といわれるとき、qui (who, ところの) という関係詞は“ひと”という名辞にもかかりうるし、“ろば”という名辞にもかかりうる。それゆえそこに2個の文が生じる。そしてひとびとはふつうそれを広義における二義性の誤謬の中に入れている。

しかしそれに対しつぎの三つの反論を加えよう。(1) “……であるところの～”という語は、それが関係詞である限り、実体的な相において存在するどんなものとも同等に関係をもつところの一つのものを意味する。そして“走るところのひと”, “物体の中にあるところの色”, “包まれたものを包むところの場所”等がその例である。それゆえ、そうした関係のさせ方の多様性から誤りが生じたとしても、それは二義性の誤謬とはいえないのである。(2) つぎに, “……であるところの～”という語は、それが関係詞である限り、不確定ではあるが一つの実体を意味する。そしてこの実体は本性上、これやあれやの名詞～によって確定されるという性質をもつ。このように、それ自体では不確定的なこの実体は、いかなる名詞(～)とも関係することができがしかも同一性を失わない。それゆえ関係詞“……であるところの～”は一義的であり、そこにはいかなる二義性も生じえない。(3) さらに、先行詞(日本語では“……であるところの～”の～。しかし英語では“～そしてそのものは……である”の～)の指示対象は、この語が想起されるものだという限りにおいては一つであり、それはすなわち先行の事物である。それゆえ関係詞という語についていえば、まず、関係詞の先行詞はすべて同一の名と同一の意味をもつ。それゆえ関係詞も

それが先行の事物を想起させるものである限り、同義語である。それゆえ各種の関係詞つまり、“qui (その者、あるいは、であるところの)”, “彼”, “その他のもの” 等も両義語ではない。

ここでもしだれかが、まえの命題を例にとって関係詞 “……であるところの～” が、“ひと” に掛かるときと、“ろば” に掛かるときとでちがった意味になるから、この語は字面は共通だが意味はことなるのであり、したがって両義語だと主張したとしても、彼の議論はまちがいである。というのも、もし彼の考えが正しいとすれば、どんな同義語も両義語であると証明できることになる。すなわち、“動物” はそれがひとであるつまりひとの中にあるという場合と、馬であるつまり馬の中にあるという場合とで意味がことなることになる。しかし実際はこの“動物” という名は同一である。つまりこの語は両義語では、なくて同義語なのである。

8. それゆえ手短かにいえばこうなるであろう。同義語が同一の意味をもつのは自己自身に即してではなくて、同義語を同義語たらしめる語の中においてなのである。実際、たとえば“ひと” といったものが同一の意味をもつのは“動物” の中においてなのである。それと全く同様にすべての関係詞が同一の意味をもつのは、自己自身に即してではなくて、想起させる語（関係詞）と想起させられる語（先行詞）との複合の中においてである。ところでそうした関係詞は同一の名前をもっている。それゆえそうした関係詞はそうした複合の中において同義語となるのである。しかるにさき異論を唱えたひとは想起させられる語（先行詞）だけをとり出しその意味の多様性をとりあげて論じているのである。それゆえわたしたちはそうした異論を承認するわけにはいかないのであって、わたしたちは多様な関係から生じた誤謬は、けっして二義性の誤謬に属するものでないといわねばならないのである。実際、多様な関係から生じた誤謬は語と語の組み合わせ方にもとづくものである。したがってそれは文の中に生じるものである。というのも語と語の組み合わせとは文にほかならないからである。

それゆえそうした誤謬は二義性の誤謬とはいえない。というのも二義性というものは単一の語の中にのみ存するからである。

9. とはいえそれが文意不明確ではないということを証明しよう。さて文意不明確が存するところには、一つの語ともう一つの語との結合が存する。そしてその第1の様態は“アリストテレスの本”であり、第2の様態は“砂浜が耕やされる(無駄骨を折る)”であり、第3の様態は“世間を知る(世間が知る)”である。文意不明確の以上すべての様態を帰納的に調べることから、文意不明確の存するところにはいつも一つの語ともう一つの語との結合が存するということが明らかである。しかし関係の多様性が存するところには、1語と1語の結合が存するのではなく、1語と多くの語との結合が存する。それゆえ関係の多様性から生じた誤謬は文意不明確を構成するものではない。そしてこれが私たちの主張することがらである。

さて、一つの語がさまざまな語と関係を結ぶことから生じる誤謬は結合と分離の誤謬である。しかるにさまざまな関係から生じる誤謬は、一つの語がさまざまな語と関係を結ぶことから生じる誤謬である。それゆえさまざまな関係から生じる誤謬は実は結合と分離の誤謬なのである。そしてこれが私たちの主張するところである。

差異性の関係詞について

10. つぎに差異性の関係詞について述べよう。差異性の関係詞とはこの関係詞が関係する語とは異ったものを表示する関係詞である。そして“ソクラテスは走る。そしてその他のひとが討論する”がその例である。ここで“その他のひと”はソクラテスを想起させるが、ソクラテスとは異ったひとを指示する。なぜならその文の意味は“ソクラテスは走り、そしてソクラテスとは異なるひとが討論する”だからである。そしてそれが、“その他のひと”がソクラテスを想起させるやり方なのである。

差異性の関係詞に関するある規則について

11. 差異性の関係詞に関してつぎのような規則が与えられる。

もし差異性の関係詞が上位の語や下位の語に付加されたとしよう。

その場合上位の語に付加されれば、その語は、下位なるものとなり、下位なる語に付加されれば、その語は、上位なるものとなる。

たとえば“動物以外他のものがしかじかである。それゆえひとより他のものがしかじかである”といわれるとき、ここには種からの拠点が存在する。実際、“動物より他のもの”という句において、差異性の関係詞すなわち“より他のもの”が、“ひと”の上位にある“動物”に付加され、“ひとより他のもの”という句において、“より他のもの”が、下位のものつまり“ひと”に付加されれば、“動物より他のもの”は“ひとより他のもの”の下位になるのである。そしてそれゆえ、そこには種つまり従属的部分からの拠点が存在するのである。

同一性の関係詞について古人たちが与えたある規則について

12. 同一性の関係詞について、古人たちはしばしばつぎのような奇妙な規則を与えている。

関係詞で始まる命題は、それに対立する、矛盾命題をけっしてもたない。

彼らがこうした規則を立てるに際して与えた理由はこうである。“すべてのひとは走る。そして彼は討論する”といわれるとき、この“彼は”という関係詞は、依存的関係にもとづいて“ひと”という先行詞と関係をもつ。しかし“彼は討論しない (ille non disputat)”という場合のように、関係詞で始まる命題に否定詞を付加するとき、その否定詞は動詞だけを否定するのであって、先行詞との関係を否定するのではない。それゆえ否定詞は肯定命題が述べている全体を否定しているのではない。それゆえ否定詞は

矛盾命題をつくりはしない。しかるにこのことは関係詞で始まるどんな命題についても生じることである。それゆえ関係詞で始まる命題は、それに対立する矛盾命題をけっしてもたない。

若干の反論

13. しかしそうした意見に対しつぎのような反論を加えよう。(1) ある主語について否定しうるものはまたそのおなじ主語について肯定するということも可能である。ところで動詞がある主語について肯定することもある。そして主語が関係詞の場合でも同様である。それゆえ関係詞で始まる命題はどれもその矛盾命題をもつ。(2) いかなる命題も、それが単一の命題である限り、矛盾命題をもつ。しかるに、関係詞で始まる命題は、それが両義語をもたないかぎり、すべて単一の命題である。それゆえ関係詞で始まる命題はすべて矛盾命題をもつ。(3)さらにアリストテレスは『命題論』の第1巻で、どの肯定命題にも否定命題が対立し、その逆も真であるといっている。それゆえ、関係詞で始まる肯定命題にもそれと対立する否定命題が存在する。

以上がわたしたちの主張するところであり、したがってわたしたちは上述の規則はあやまりであると考える。

14. それゆえさきのような規則を提出したひとびとに対してわたしたちはこう答えよう。すなわち関係詞はその先行詞と、述語である動詞との両方にかかわる。ところで肯定命題と否定命題とは、あるものについてあることを、つまり主語について述語をそれぞれ肯定したり否定したりする文である。それゆえ肯定命題と否定命題は、いまのそれぞれの定義からもわかるように、主語と述語との関係だけにかかわる。それゆえ、関係詞で始まる命題の場合でも、その矛盾命題を主語と述語との関係を通じてのみもつことができる。それゆえ矛盾命題は、関係詞と関係詞の述語である動詞との関係によってえられるのであって、関係詞と先行詞との関係によって

えられるのではない。それゆえ関係詞とその先行詞との関係が否定されるのではけっしてない。なぜなら、関係詞と先行詞の関係は肯定の本性にもとづいて存在するのでもなく、“かれ”という主語が主語としての資格で先行詞に依存することにもとづいて存在するのでもなく、主語がそれであるところのもの、つまり関係詞としての資格で依存することにもとづいて存在するのである。そして実際、主語と、主語がそれであるところのものは区別されるべきであるが、それは述語と、述語がそれであるところのものと区別されるべきであると同様なのである。こうして、関係詞によって始まる命題において肯定されることがらは、その命題の矛盾命題において否定される。そして“彼は討論する”という命題の場合、その矛盾命題は、関係詞の前に否定詞が置かれた形の命題つまり“ない！彼が討論する”ということは (non ille disputat)”にほかならないのである。

同一性の関係詞に関するある規則について

15. ところで同一性の関係詞についてはつぎのような規則が与えられる。

同一性の関係詞が再帰的でない場合、それは、自らの先行詞がもったのとおなじ指示対象をもつべきである。

たとえば“すべてのひとは走る。そして彼はソクラテスである”といわれるとき、この“彼”という関係詞は、すべてのひとを指示する。そしてその命題の意味は、“すべてのひとはソクラテスである”となる。わたしがいま“再帰的でない場合”といったのは、“すべてのひとが自らを見る”といわれたとき、その命題の意味は“すべてのひとがすべてのひとを見る”とはならないからである。それゆえ、“自らを”といった再帰関係詞のある場所にその先行詞を置いてはならないのであって、先行詞はそうした再帰関係詞以外の関係詞のある場所に置かれるべきである。

偶有性の関係詞について

16. 実体の関係詞について述べられたのでこんどは偶有性の関係詞について述べよう。さて偶有性の関係詞とは，“派生語の形態”においておなじものを想起させる関係詞であり，“そのような (talis)”とか“しかしかのような (qualis)”といったものがその例である。それゆえ実体の関係詞と偶有性の関係詞のちがいはこうである。まず実体の関係詞は、同義語を、その実体の形態において想起させる。たとえば，“白そしてそれは壁の中にある（壁の中にあるところの白）”や“色そしてそれは物体の中にある（物体の中に存するところの色）”等がそうである。しかし偶有性の関係詞は派生語（白いは白の派生語）の形態においてあるものを想起させる。そして“ソクラテスは白い。そしてプラトンもそのようである”がそうである。

以上二つの関係詞の間のもう一つのちがいは、こうである。実体の関係詞は数において同一なものを想起させるが、偶有性の関係詞は種において同一なものを想起させる。たとえば“ソクラテスは白い。そしてプラトンもそうである”において、それらの二つの主語の中に、数的に同一な偶有性が有するのではなく、種的に同一な偶有性が存在するのである。

偶有性の関係詞の区分について

17. 偶有性の関係詞は二つの種類に区分される。すなわち一つは同一性の関係詞であり，“そのような”がそうである。もう一つは差異性の関係詞であり，“他のような (alterius modi)”がそうである。偶有性における同一性の関係詞は種において同一な先行詞を想起させ、種において同一なものを指示する。そして“ソクラテスは白い。そしてプラトンもそうである”がそうである。他方偶有性における差異性の関係詞は、種において同一なものを想起させるが、種において異ったものを表示する。そして

“ソクラテスは白い。そしてプラトンは他のようである”がその例である。

ところで実体の同一性の関係詞と偶有性の同一性の関係詞の違いは、実体の同一性の関係詞が数において同一なものを想起させるのに対して、偶有性の同一性の関係詞は数において同一な偶有性を想起させるのではなく、種において同一な偶有性を想起させる点にある。

偶有性の同一性の関係詞について

18. 偶有性における同一性の関係詞のあるものは、“そのような”や“しかじかのような”といった性質の関係詞である。そして他のものは、“それだけの”、“しかじかだけの”といった量の関係詞である。さらに量の関係詞のあるものは、“それほど大きい”といった連続量の関係詞であり、他のものは、“その数だけの”、“しかじかの数だけの”といった数の関係詞である。そしてさらに、数の関係詞のあるものは、“その数だけの”、“しかじかの数だけの”といった形容詞であるが、他のものは“それだけしばしば”といった副詞である。

“そのような”、“それだけの”、“その数だけの”、“しかじかの数だけの”、“それだけしばしば”といった語について

19. “そのような”、“それだけの”、“その数だけの”、“しかじかの数だけの”、“それだけしばしば”といった語は、関係詞的でもありうるし、指示詞的でもありうるし、応答語的でもありうる。すなわち、もし目の前に存在するものに対して語られるならば、それは指示詞的である。たとえば、海を指さして“ナイルはそのような”といい、ヘラクレスを指さして、“プラトンはそのような”等という場合がそうである。しかし目の前に存在するものに対して語られるのではない場合、つまり現存する事物を指し示すことによって語られるのではない場合、それらの語は関係詞的であるか応答語的である。さて“ソクラテスはどのような (qualis) ものであ

るか”という問いが先行して，“ソクラテスは、プラトンがしかじかである (qualis) そのような (talis) ものである”と答えられるとき、そうした語は応答語的だといわれる。しかし、疑問詞なしで“ソクラテスは、プラトンがしかじかであるそのようなものである”といわれるときとか、しかじかの偶有性を表す形容詞と関係づけて使用され，“エチオピア人は黒い。そして烏もそのようである”とか，“ソクラテスは白かった。そしてプラトンもそのようであった”といわれるときは、関係詞的といわれる。

関係詞については、以上語られたことで十分である。

第9巻 拡張について

個体的代表について

1. 個体的代表とは一般名辞を、個体の意味に解することである。個体的代表のあるものは限定的であり、あるものは非限定的であり、このことはまえに述べられたとおりである。⁽¹⁾しかし個体的代表はさらにいまとは異った区分がなされる。すなわち個体的代表のあるものは制限的であり、あるものは拡張的である。それゆえ個体的代表をめぐって制限と拡張が論じられるべきである。

制限と拡張について

2. 制限とは、一般名辞を、より広い代表からより狭い代表へと縮小することである。たとえば“白いひとが走る”と語られるとき、“白い”という形容詞は“ひと”が白いひとびとだけを代表するように制限するといった場合がそうである。

拡張とは、一般名辞を、より狭い代表からより広い代表へと広げることである。そしてその例はつぎのとおりである。“ひとはアンチクリストになりうる”と語られるとき、名辞“ひと”は現に存在するひとびとだけでなしに、これから存在するであろうひとびとをも代表する。それゆえ“ひと”は将来のひとびとへと拡張される。さきに“一般名辞”ということばを使ったのは、“ソクラテス”のような個体名辞は、制限されもしないし、拡張されもしないからである。

拡張の区分について

3. 拡張のあるものは、動詞によるものであり、“ひとはアンチクリストになりうる”という命題の中の“～しうる”という動詞がそうである。あるものは、形容詞によるものであるが、“ひとがアンチクリストとなることは可能的である”がそれである。あるものは分詞によるものであり、“ひとはアンチクリストになりうるもの (potens) である”，がそうである。あるものは副詞によるものであり，“ひとは必然的に動物である”がそうである。“ひと”は実際、その場合、現在の時点だけでなく将来の時点にまで拡張されるからである。とはいえそこから拡張のもう一つの区分が成り立つ。すなわち拡張の一つは代表されるべき事物に関するものであり，“ひとはアンチクリストになりうる”がそうである。そしてもう一つは時間に関するものであり，“ひとは必然的に動物である”がそうである。ちなみにここにあげた二つの例文は、まえの品詞による区分に使われたものとおなじである。

詭弁的主張

4. 上述のことがらに関する詭弁的主張をめぐって以下のような論争がかわされる。さて詭弁的主張はこうである。“不可能なものが真でありうる”。この主張の証明はこうである。不可能であるものあるいは不可能となるであろうものは、真でありうる。そして実際、たとえば、“アンチクリストが存在しなかった”は彼の出現の後では不可能かもしれないが、現在の時点では真でありうるだろう。それゆえ、不可能なものが真でありうるだろう。それに対する反論はこうである。真でありうるところのものは可能的である。しかるに不可能なものは真でありうる。それゆえ不可能なものは可能的である。これは三段論法の第一格第三式である。ところでこの結論は偽である。それゆえ二つの前提のどちらかが偽でなければならな

い。しかし大前提は偽でない。それゆえ小前提が偽である。しかるにこの小前提は問題の詭弁的主張であった。それゆえ問題の詭弁的主張は偽である。

以上の論争の解決。最初の命題つまり“不可能なものは真でありうる”は完全に偽である。そしてそれに対する証明は偶有性の誤謬を犯している。すなわち、先に述べられた“不可能であるものあるいは不可能となるであろうもの”という語はつぎの二通りのこと、つまり、不可能性の主語と不可能性そのものつまり“不可能”という述語を意味している。ところでいまの場合、“不可能となるであろうもの”に不可能性そのものが偶有性として所属しているわけである。それゆえ、“不可能であるものあるいは不可能となるであろうもの”は主語であり、不可能性はその偶有性であり、“真でありうる”は以上の両者に内属するとされているのである。それゆえ実際つぎのような推論は妥当しないのである。

アンチクリストが存在しなかったことは不可能となるであろう。

しかるに、アンチクリストが存在しなかったことは真でありうる。

それゆえ、不可能なものが真でありうる。

なぜなら、“アンチクリストが存在しなかった”は主語であり、不可能性はその偶有性であり、“真でありうる”はそれら両者に内属させられているからである。

二つの規則について

5. 拡張が代表されるべき対象にもとづいて成立する場合、そうした種類の拡張についてはつぎのような規則が与えられる。

動詞が自らの力によってあるいは他の力によって拡大作用をもつ場合、その動詞の主語に立つ一般名辞は、主語となる名辞が指しうるであろうところの対象にまで拡張される。

たとえば“ひとは白でありうる”がそうである。ここで“ひと”という名

辞は現存するひとびとを代表するだけでなしに、将来存在するであろうすべてのひとびとにまで拡張されるのである。いま“自らの力によって”といわれたのは、“～しうる”という動詞が自らの力によって拡張の性質をもっているからである。また“他の力によって”といわれたのは、“～しうるもの”(potens)という分詞や“可能的”という形容詞が、それらと結合される動詞(である)に拡張の力を与えるからである。そしてそれらはたとえばつぎのような場合である。“ひとは白でありうるものである”および“動物が白であることは可能である”。

6. 拡張は時間に関して成立することもあるが、こうした種類の拡張に対してはつぎの規則が与えられる。

動詞が時間に関して拡張の力をもつ場合、その動詞の主語あるいは述語に立つ一般名辞は現存するものだけでなく、永久に存在するであろうものをも代表する。

たとえば“ひとは必然的に動物である”において、“ひと”も“動物”も、いま存在するものという意味に解されるだけではなく、永久に存在するであろうものの意味にも解されるのである。

拡張については上述のことで充分であろう。

第10巻 直指について

直指の定義について

1. 直指とは共通名辞を現存する事物を指すものと解することである。

“現存する事物”といわれるのは、現に存在していないものを意味する名辞はいかなるものをも直指しないからであり，“シーザー”，“アンチクリスト”，“キマイラ”等々がそうである。

直指は代表や意味作用とちがうが，それは直指が現に存在しているものだけに關係するのに反し，意味作用と代表は現存するものだけでなしに現存しないものにも關係するからである。たとえば“アンチクリスト”はアンチクリストを意味し，アンチクリストを代表するが，なにものをも直指はしないのである。また“ひと”はひとを意味し，本性的には現存するひとびとだけでなしに現存しないひとびとをも代表するが，直指するのはただ現存するひとびとだけなのである。

直指の区分について

2. 直指のあるものは“ひと”のような一般名辞の直指であり，あるものは“ソクラテス”のような個別名辞の直指である。個別名辞は同一のものを意味表示し，代表し，直指する。なぜなら個別名辞はもともと“ペトルス”や“ヨハネス”のように現存するものを意味するものだからである。⁽¹⁾

一般名辞の直指について

3. 一般名辞の直指のうちのあるものは一般名辞が普遍的な事物を直指

する場合で、一辞名辞が端的な代表をおこなうときがそうである。そしてその例は“ひとは種である”，“動物は類である”といった場合がそうである。この場合、一般名辞はおなじものを意味し、代表し、直指する。すなわちたとえば，“ひと”はひと一般を意味し、ひと一般を意味し、ひと一般を直指する。

4. 一般名辞の直指のもう一つのほうは、一般名辞が個々の事物を直指する場合で、一般名辞が個体的代表をおこなうときがそうである。たとえば“ひとが走る”といわれたとき，“ひと”はおなじものを意味し、代表し、直指するのではなくて、ひと一般を意味し、個々のひとびとを代表し、現存する個々のひとびとを直指する。

直指については以上述べられたことで十分であろう。

第11巻 制限について

制限の定義について

1. 拡張と直指について語られたので、こんどは制限について語らなければならない。制限とは、一般名辞を、より広い代表からより狭い代表へと縮小することである。そしてこのことはまえに述べられたとおりである。⁽¹⁾

制限の区分について

2. 制限のうちの一つは形容詞によるものである。たとえば“白いひと”といわれるとき、この“ひと”という名辞は黒いひとびとを代表せず、黒と白の中間の色のひとびとをも代表せず、ただ白いひとびとだけを代表するように制限されるのである。第二番目は動詞によるものである。たとえば“ひとは走る”といわれるとき、この“ひと”という名辞は現在いるひとびとだけを代表する。第三は分詞によるものである。たとえば“走っている (currens, running) ひとが討論する”において、“ひと”という名辞は走っているひとびとだけを代表する。第四は従属節によるものであって、“白いところのひとが走る”において、この“白いところの” (qui est albus, which is white) は“ひと”を白いひとびとへと制限する。

形容詞によっておこなわれる制限について

3. 形容詞によっておこなわれる制限のうちの第1は、上位のものに同格として副えられた下位のものによっておこなわれるものである。たとえば“動物、ひと” (“動物しかもひと”，あるいは“ひととしての動物”) と

いわれる場合、動物という名辞は、ひとであるところの動物だけを代表する。第2は類に種差を、しかも種を構成する本質的な種差を付加することによっておこなわれるものである。たとえば“理性的動物”といわれるとき、“動物”は理性的な動物だけを代表する。第3は偶有性の付加によっておこなわれるものであって、“白いひと”といわれる場合、“ひと”という名辞は白いひとびとだけを代表する。

形容詞によっておこなわれる制限に関する規則について

4. 形容詞（あるいは名詞）によっておこなわれる制限についてつぎのような規則が与えられる。

それ自身は制限作用も、拡張作用ももたない形容詞あるいは名詞が上位の名辞に付加された場合、そうした形容詞あるいは名詞は、上位の名辞がその形容詞あるいは名詞の意味する対象を代表するようにと制限する。

このことは上述の例を用いればただちに理解できる。すなわち、“動物、しかもひと”といわれる場合、“ひと”は“動物”がひとである動物を代表するように制限する。また“白いひと”といわれるとき、“白い”は“白”のもつ意味作用によって、白いひとびとを代表するように制限するのである。さきに“制限作用をもたない”といわれたのは、付加することによって相手側の本性を制限するような形容詞を除外するためだったのであり、そうした形容詞は“死んでいる”とか“こわれている”といったものであって、これらは付加された側のもを制限するというよりは、むしろ抹殺するものなのである。またさきに“拡張作用ももたない”といわれたが、これは、“可能的”とか“しうるもの”のような拡張作用をもつ語句を排除するため、そうした語句は制限するのではなく、むしろ拡張するからである。

5. より一般的でないものがより一般的なものを制限するのが常である

ということを心得ていていただきたい。たとえば“白いひと”といわれるとき、“ひと”は白いひとの中にも黒いひとの中にも、中間色のひとの中にもみいだせるが、“白い”の方はそうではない。そしてこの点で“ひと”はより一般的であり、“白い”はより一般的でないといえる。こうしてこの“白い”がひとを制限するのである。しかしながら、“白い”はひとの中にも、獣の中にも、石の中にもみいだせるが、“ひと”はそうでない。そしてこの点で“白い”はより一般的であり、“ひと”はより一般的ではない。こうして“白いひと”といわれるとき、“ひと”は“白い”をひとの中に存在する白さへと制限する。こうして結局、“ひと”は白いひとびとだけを代表し、他方“白い”はひとの中に存在する白さへと制限される。つまり一つのうちの一方が他方をたがいに異った観点で制限しあうのである。

制限された名辞についての一つの規則について

6. 制限された名辞についてつぎのような規則が与えられる。

全称記号が、制限された名辞に付加された場合、この記号は、その名辞がそこへと制限されたその当のものだけを周延する。

たとえば“すべての白いひとが走る”といわれる場合がそうである。というのも、“ひと”は白いひとへと制限され、そして白いひとびとだけが周延されるからである。

制限についてのもう一つの規則について

7. 制限についてなおつぎのような規則が与えられる。

述語の位置にある名辞は主語の位置にある一般名辞を、その名辞の主たる意味に関する限り、けっして制限しない。

なぜなら、“ひとと白い”といわれるとき、述語の位置にあるこの“白い”という名辞は、主語の位置にある“ひと”をけっして白いひとびとへと制

限することがないからである。というのも、もし仮りに“ひと”が白いひとびとへと制限されたとしよう。するとこの“ひと”に全称記号が付加されたならば、この全称記号は“ひと”を白いひとびとにに関してだけ周延することになるだろう。すなわち、たとえば“すべてのひとは白い”において、“ひと”という名辞は白いひとびとだけを意味することになるであろう。そしていまの命題の意味は“すべての白いひとは白い”ということになるだろう。かくして“すべてのひとは白い”と“すべての白いひとは白い”という二つの命題が同等のものになってしまう。したがって一方が真であれば他方も真、一方が偽なら他方も偽となるであろう。しかるに“すべての白いひとは白い”は常に真である。それゆえ、“すべてのひとは白い”も常に真となるであろう。しかし後者は常に真とは限らない。それゆえ前者も常に真とは限らないということになる。こうして結局、“ひとは白い”といわれるとき、この“ひと”という名辞は白いひとびとにまで制限されはしないのである。そして以上の証明でいまの規則の正しいことは明らかとなったといえよう。

いま“名辞の主たる意味に関する限り”といわれたのは、名辞の副次的な意味に関しては、述語が主語を制限するからである。たとえば“市民は白い (civis est albus)⁽²⁾”といわれるとき、この“市民”という名辞は男の市民へと制限されるのであって、白い市民へと制限されるのではない。こうして“白い (albus)”は、名辞の副次的な意味、つまり名詞の性に関する限り、“市民”を制限するが、その主要な意味に関する限り、“市民”を制限しないのである。

従属節によってつくりだされる制限についての二つの規則について

8. 従属節によってなされる制限について次のような規則が存する。

一般名辞に直接に付加される従属節はすべて、形容詞の場合と同様、その名辞を制限する。

たとえば“白いところのひとは走る”といわれるとき，“ひと”という名辞は“白いところの (qui est albus, who is white)”という従属節によって，白いひとへと制限される。

9. 従属節によってなされる制限についてもう一つの規則が存在する。

全称記号と従属節の両方がおなじ文にでてくるとき，その文は二義的である。

いまの場合二義的とはつぎの二つである。まず，全称記号が従属節に先だつものであり，したがって全称記号は共通名辞だけをそのすべての指示対象へと，周延する。そして“すべてのひとは走るが，そのひとは白い (Every man runs, who is white)”がその例である。もう一つは従属節がまずやってきて，いちはやく共通名辞を制限し，全称記号はそのあとからやってくるもので，この場合全称記号はその名辞を，その制限された指示対象に向かってだけ周延する。そしてその例は“白いところのひとはすべて走る (Every man, who is white, runs)”であり，この場合その意味は白いひとはすべて走る”とおなじである。

動詞によってなされる制限に関する若干の規則について

10. つぎに，動詞によってなされる制限についての若干の規則を述べよう。これに関しては3個の規則が与えられる。そしてその第1はつぎのとおりである。

現在時制の端的な動詞があった場合，しかも，それ自身による拡張作用も他のものによる拡張作用ももたないところのそうした動詞があった場合，この動詞の主語あるいは述語に立つ共通名辞は，その共通名辞が表示する形相に現在下屬している事物を指示するように制限される。

いま共通名辞といわれるのは，個別名辞であれば制限も拡張もされないからである。また“現在時制の”といわれたのは他の時制の動詞を除外する

ためであり、そうした他の時制の動詞の場合には一般名辞もまた他の指示対象をもつからである。“端的な”といわれたのは、“おそらくそうである”とか“ほとんど不可能である”といった制限の意味をもつ動詞を除外するためである。また“拡張作用をもたない”といったのは“可能だ”といった拡張的動詞を除外するためである。そして“それ自身による”と“他のものによる”といったのは、“可能である (it is able to)”といわれる場合、この“である (is)”という動詞はそれ自身による拡張作用をもたないで、他のものが付加されることによってはじめて拡張作用をもつからである。“共通名辞が表示する形相に現在下屬している”といったのは、“ひとは動物である”といわれたとき、“ひと”は人間性という形相に下屬している事物を指示し、“動物”は動物性という形相に下屬している事物を指示するからである。

11. 第2の規則はつぎのとおり。

過去時制の端的な動詞があった場合、しかも、それ自身による拡張作用も他のものによる拡張作用ももたないところのそうした動詞があった場合この動詞の主語あるいは述語に立つ共通名辞は、その共通名辞が表示する形相に現在下屬しているかあるいは過去に下屬していた事物を指示するように制限される。

たとえば“ひとは動物であった”といわれるとき、“ひと”という名辞は現在ひとであるところのもの、あるいは現在ひとであるところのものが過去にも存在したとして、過去にひとであったところのものを指示する。そして“動物”も、現在動物であるところのもの、あるいは過去に動物であったところのものを指示する。

12. さらに第3の規則が与えられる。

未来時制の端的な動詞があった場合、しかも、それ自身による拡張作用も他のものによる拡張作用ももたないところのそうした動詞があった場合、この動詞の主語あるいは述語に立つ共通名辞は、

その共通名辞が表示する形相に現在下屬している事物か、あるいは現に下屬している事物が未来においても存在するとして、未来において下屬するであろう事物を指示するように制限される。

そしてその例は“ひとは動物であるだろう”である。

13. 上述のことから動詞が制限作用をもつのは、副次的意味作用つまり時制においてだけであって、本来の意味作用においてではないということは明らかである。⁽³⁾

詭弁的命題

14. 上述のことがらにもとづいてつぎのような詭弁的命題“すべての動物はノアの箱舟の中にいた”について論じよう。ところでこの命題の証明はつぎのとおり。ひとはノアの箱舟の中にいた。そして馬も牛もいた。さらにその他の動物もいた。それゆえすべての動物は箱舟の中にいた。

この命題に対する反論はつぎのとおり。すべての動物はノアの箱舟にいた。しかるにシーザーは動物であった。それゆえシーザーはノアの箱舟の中にいた。しかしこの結論は偽である。それゆえ二つの前提のどれかが偽でなければならない。しかし小前提は偽ではない。それゆえ大前提が偽である。さらに最初の詭弁的命題が偽であることをつぎのようにしても証明できる。すなわち、さっきの規則は、過去時制の端的な動詞があった場合、⁽⁴⁾しかも、それ自身による拡張作用も他のものによる拡張作用ももたないところのそうした動詞があった場合、この動詞の主語あるいは述語に立つ共通名辞は、その共通名辞が表示する形相に現在下屬しているかあるいは過去に下屬していた事物を指示するように制限されるということを教えている。しかるにもう一つの規則つまり全称記号が、制限された名辞に付加された場合、この記号は、その名辞がそこへと制限されたその当のものだけを周延するといった規則があった。それゆえ、“すべての動物はノアの箱舟にいた”といわれるとき、この“動物”という名辞は過去にあったすべ

ての動物を指示する。ところがノアの箱舟にいなかった多くの動物が過去に存在している。それゆえ最初の命題つまり詭弁的命題は偽となる。

詭弁的命題に対する反論をさらに他の方向からおこなおう。“その時点で存在していたところの動物はすべてノアの箱舟にいた”という命題において、“動物”という名辞は、“すべての動物はノアの箱舟にいた”という命題においてよりは、もっと厳しく制限される。というのも、“すべての動物はノアの箱舟にいた”という命題において、“動物”という名辞は単に過去に存在したという限りのものへと制限されるが、もう一方の命題においては、そこに付けられた従属節によって指定された過去の一定時点に存在したものだけへと制限されるからである。それゆえ過去のそうした時点に存在したものだけがノアの箱舟にあり、それ以外のものはいなかったとすれば、当然、“すべての動物はノアの箱舟にいた”という命題は偽となる。というのもその命題では、それ以外のものが指示されているからである。

裁決。あるひとびとの主張によれば、“すべての動物はノアの箱舟にいた”という命題は二義的である。なぜなら周延は、それぞれの類に属する個体に対しておこなわれる場合と個体が属するそれぞれの類に対しておこなわれる場合とがあるからである。そして第1の意味にとればいまの命題は偽となる。実際、周延はそれぞれの類に属する個体に対しておこなわれるのだから、そうした類や種に下属するすべての個体に対しておこなわれることになる。だとすると必然的に“動物”のもとに包摂されるすべての個体がノアの箱舟に存在していたことになる。しかしそれはまちがいである。次に、周延が個体が属するそれぞれの類に対しておこなわれる場合、周延はそれぞれの類あるいはそれぞれの種に対しておこなわれる。しかるにノアの箱舟に存在しなかったようないかなる種類の動物もなかった。それゆえ第2の意味では上述の命題は真である。

しかし私はそうした裁決には満足しない。というのも、ノアの箱舟にい

たのは動物の種そのものではなくて、単なる個体だったからである。そしてそれゆえそのとき命題はそれぞれの類の個体に対して適用されたのである。って個体が属するそれぞれの類に対してではなかったのである。それゆえ私は最初の詭弁的命題は完全に偽であると考え、そうした詭弁に対する反論を妥当なものとする。ところで先に述べた詭弁の証明は不完全な帰納による推断上のあやまちをおかしている。というのもその証明は、“すべての動物はノアの箱舟にいた”という命題の主語が周延する全メンバーを網羅してはいないからである。

質 問

15. ところで名辞は否定命題においても、肯定命題におけるのとおなじような仕方では制限されるのかという疑問がよくもちあがる。そしてその答えはおなじではないといったふうに見える。というのもあるひとつとは、“esse (ある)”という動詞は事物を存在するものだけへと制限し、“non esse (あらぬ)”という動詞は事物を存在しないものだけへと制限すると主張するからである。だとすると制限は肯定命題と否定命題とではちがったふうに作用することになるだろう。さらにまた、つぎのようなまことしやかな議論で、肯定と否定とで制限の仕方が異ると主張される。すなわち、もし名辞が肯定命題においても否定命題においてもおなじ仕方では制限されるなら、“esse (ある)”という動詞が端的に否定されているような否定命題はすべて偽となるであろう。というのも例えば“ばらはある”という命題において“ばら”という名辞は存在するものへと制限される。しかるに“ばらはあらぬ”という命題においてもまた“ばら”は存在するものへと制限されるならば、その命題の意味は“あるばらがあらぬ(存在するばらが存在せぬ)”となる。しかしそれは偽である。ゆえに“ばらはあらぬ”もまた偽となる。こうして“ある”が端的に否定されている命題はすべて偽だということになる。しかしこれはおかしい。それゆえ名辞は肯定命題

と否定命題とではおなじ仕方では制限されるということはありません。

しかしながら私はおなじ仕方であるということを証明しよう。いまかりに“ひとがある”という命題において“ひと”という名辞が存在するものと制限され、“いかなるひともない”という命題において、“ひと”は存在しないものと限定されるなら、両方の命題が真になるであろう。というのも、“ある”が存在するものについて述語づけられることは真であり、また存在しないものについて否定されることも真だからである。だから矛盾する2個の命題の双方が同時に真だということになる。しかしそれは不可能である。それゆえそうした結果を招いた最初の命題、つまり名辞は肯定命題と否定命題とではおなじ仕方では制限されないという命題は成立不可能となる。

2 番目の証明。まずつぎの規則を示そう。

それ自身による拡張作用も他のものによる拡張作用ももたない端的な動詞は、自らの主語である名辞を、その動詞の副次的な意味つまり時制に関してだけ制限し、主要な意味に関しては制限しない。

ここからして時制が名辞の限定の原因であることがわかる。ところが“ばらがある”と“ばらがない”といった命題のように、互いに対立する肯定命題と否定命題において時制は同一である。それゆえ制限の原因はどちらの命題においてもおなじである。したがって制限はどちらの命題においてもおなじ仕方でおこなわれる。

わたしたちはいまのような証明を正しいと考える。

16. 最初に提出された異論⁽⁶⁾に対してはこう答えよう。“ある”という動詞は存在するものと限定するものではないのであって、それは“走る”という動詞が走るものと制限するものではないのとおなじである。というのいかなる動詞も自己の主語である名辞を自らの主要意味において制限するのではなくて、時制であるところの副次的意味においてのみ制限す

るからである。それゆえ“ある”は存在する事物へと制限するのではなく、現在の事物へと制限するのである。ところで現在の事物はそれが存在するものであっても存在しないものであっても、名辞の中に存在しうる。たとえば“enuntiabile est (主張内容がある)”といわれるとき、この主張内容という名辞は存在する主張内容をも、存在しない主張内容をも意味するのである。実際、現在において偽であるところの主張内容はすべて、現在のであるがしかし存在するものではない。というのもしかなる偽なるものも存在しないからである。こうして“ある”は存在するものへと制限するのではなく、現在のなものへと制限する。したがって同様に、“あらぬ”も存在しないものへと制限するのではなくて、現在のなものへと制限する。というのも時制つまり、制限の原因は双方に対して同じだからである。

(7)

17. 第2番目の異論に対してはこう答えよう。共通名辞の形相的对象は二義的である。すなわち、その一つは存在する事物の中にのみ存しうるものであって、ひとの形相である“人間性”や、動物の形相である“動物性”がその例である。そしてそうした名辞においてはすべての現在の事物は存在するものである。もう一つのケースは、共通名辞の形相的对象が、存在する事物の中にも存在しない事物の中にも存する場合である。そして主張内容の形相的对象である“主張内容性(enuntiabilitas)”がそうである。実際、或る種の主張内容つまり“神が存在すること(Deum esse)”やその他の真なる主張内容はすべて存在するものである。しかし他の主張内容つまり“ひとはろばであること”やその他の偽なる主張内容はすべて存在しないものである。したがってそうした場合には共通名辞が現在存在するものに制限されたとしても、存在するものと、存在しないもののどちらの方向へも制限されうるのである。それゆえこうみえてくると、“ばらはあらぬ”という命題の意味は“在るばらがあらぬ”といった意味にとるべきではなくて、“しかじかのものとして現在存在すると把握されたばらがあ

らぬ”⁽⁸⁾ という意味にとるべきなのである。

慣用によって生じる制限について

18. ところで慣用によって生じる制限も挙げておこう。たとえば箱の中に空気がいっぱいあるのに“箱の中にはなにも存在しない”といわれる場合がそうである。というのも“なにも”という名辞は、慣用上、固体的で堅固なものを指すのが普通だからである。また“王が来る”の場合は自国の王を指し、“先生が読む”の場合は自分の習っている先生を指すのである。

動詞の他動的性質から生じる制限について

19. ひとは通常、動詞の他動的性質から生じる制限について語る。たとえば“ソクラテスがひとを養う”といわれる場合この“ひとを”という名辞は、動詞のもつ他動的性質のゆえに、ソクラテス以外のものを指示する。というのも与えるものと受けるものとは本来別であるべきだからである。それゆえ養うひとと養われるひとは互いにちがったものでなければならない。それゆえときに同一だということがあったとしてもそれは偶然そうならただけにすぎない。つまりそれは同一人物が養うひとと養われるひとの主語になりえたからであり、これは同一人物が公爵であり、そしてかつ主教でもあるといった場合とおなじである。

それゆえつぎの三段論法はまちがいだといえるであろう。

ソクラテスは自分自身を養う。

そして彼自身は人間である。

それゆえソクラテスは人間を養う。

さてここには偶有性の詭弁がみられる。というのも“自分自身”、“彼自身”といった代名詞はソクラテス以外の人物を指すことはできないのに、“人間”はできるからである。

制限に関しては以上に述べられたことで十分である。

第12巻 周延について

周延の定義について

1. 周延とは全称記号を通じて一般名辞に対しておこなわれた拡充である。たとえば“すべてのひと”といわれるとき、“ひと”という名辞は“すべて”という号記を通じて、ひとの下位に立つ任意の個体へと拡充され、拡散される。そしてここに一般名辞の周延が生じる。いま一般名辞といったのは、個体名辞は周延されえないからである。それゆえ、“すべてのソクラテス”、“すべてのプラトン”等々は文法的に間違っている。というのも単語間の破格が存するからである。

全称記号について

2. 全称記号のあるものは実体を周延するものであり、“すべての”、“いかなる～も……でない”等がそれである。もう一つは偶有性を周延するもので、“いかなる性質の”、“いかなる量の”がそうである。ところで実体の周延を表わす記号は実体の相にある事物を周延するものであって、“すべての”や“いかなる～も……でない”がそうであり、“すべての白さは”とか“すべて黒さは”といわれる場合がそうである。ここからみてもわかるように、“実体の周延を表わす記号”といわれる場合の“⁽¹⁾実体”は物一般といった広い意味で使用されたものである。つぎに偶有性の周延を表わす記号は、“どのような”とか“どれだけ”といった偶有性の相のもとにある事物を周延するものであって、“いかなる質の”とか“いかなる量の”とかがそうである。

実体の周延を表わす記号について

3. 実体の周延を表わす記号のうちのあるものは全体の要素である不可欠の部分周延するものであり，“全部の (totus, whole)” というのがそれである。もう一つは下屬する部分を周延するものであり，すべての (omnis, every)”，“いかなる～も……でない (nullus, none)”，“二つのうちのどちらも (uterque)” がそうである。下屬の部分周延する記号のうちのあるものは，二つのものを周延するもので，“二つのうちのどちらも”，や“二つのうちのどちらも……でない” がそれである。そしてもう一つのもは三つ以上のものを周延するもので“すべての”，“いかなる～も……でない” がそうである。

“すべての” という記号について

4. 実体の周延を表わす記号と属性を表わす記号のうちでまず，前者を論じることしよう。そして前者のうちでも，とりわけ“すべての” という記号を問題にしよう。複数形をとった“すべて” という記号は二通りの意味をもつ。その一つは集計的な場合であって，たとえば“すべての使徒は12人である” がそうである。しかしこの命題から12人のうちの数人を指さしながら“それゆえこれらの使徒は12人である” と推論すれば誤りとなる。もう一つは，配分的，周延的，分割的な意味で使われる場であり，“すべてのひとは生まれつき知ることを欲する”⁽²⁾ がその例である。

“すべての” はなにを意味するか

5. つぎにこの“すべての” という記号がなにを意味するのかを問題にしよう。まずこの記号はなにものをも意味しないように見える。というのもすべての事物は全称的か特称的である。しかるにこの記号は全称的な事物を意味するのでもないし，特称物的な事物を意味するものでもない。そ

れゆえ“すべての”という記号いかなるものをも意味しない。さらに同じ立場での議論はこうである。“すべての”は1個のものについても、多くのものについても述語づけられない。それゆえ“すべての”は普遍的でもないし、個体的でもない。それゆえそれはなにもものをも意味しない。

これらに対立する議論はこうである。現実的な事態が存在するかそれともしないかに従って文は真であるかそれとも偽であるといわれる。それゆえもし“すべての”がなにもものをも指さないのなら、そうした記号を付け加えようが取り除こうが、文の真理値は少しも変化しないであろう。ところで“動物（どこかある動物）はひとである”は真である。それゆえ“すべての動物はひとである”も真である。しかしこれはおかしい。それゆえ最初の仮定、つまり“すべての”がなにも指さないという仮定は偽である。

以上の意見対立の解決。“すべての”はなにも意味しないという意見に対してはこう答えよう。“すべての”はたしかに普遍的なものを意味しないが、しかし“普遍的な仕方で”ということの意味するのである。というのも“すべての”は“すべてのひと”という場合のように、一般名辞にその指示対象のすべてを指さしめるのである。それゆえ“すべての”はあるものを指し示すといえる。とはいえ“もの”という語は二義的である。すなわちあるものは、“ひと”や“動物”のように主語に立ちうるものであり、“走る”や“討論する”のように述語に立ちうるものである。ものをこの意味にとれば最初の反論はうなづける。そして“すべての”はなにも意味しないということは真となる。というのもいまのような意味でのものは普遍的か個別的であるが、“すべての”は普遍的なものをも個別的なものをも指さないからである。しかしもう一つの意味の“もの”は主語となりうるものもしくは述語になりうるものの状態である。そして“すべての”という記号はこうした種類の“もの”を意味する。そして文の真偽は二つの種類の“もの”のどちらによっても引きおこされるのである。

6. しかしここで、“すべての”は主語の状態を指示するものではない

という反論が提出される。というのも状態を指すとすれば、すべての三段論法において、中名辞は小前提においてそうした状態をともなったままでくりかえされなければならない。そしてつぎのような三段論法がおこなわれねばならない。

すべてのひとは動物である。

ソクラテスはすべてのひとである。

ゆえにソクラテスはひとである。

というのも“すべての”は大前提で主語の状態であった。それゆえそれは小前提でもくりかえされねばならない。しかしそれはおかしい。ゆえに“すべての”は主語の状態ではない。

解決。“述語”は二つのこと、つまり述語であるところのものと述語であるという限りでの述語を意味するが、それと同様に“主語”も二つのこと、つまり主語であるところのものと、主語である限りでの主語を意味する。そしてこれにもとづいて主語の状態もまた二義的である。すなわち主語の状態の一つは、主語であるところの状態であり、“白い”や“黒い”や、その他の絶対的つまり非関係の状態がそうである。そうしてこうした状態は小前提で中名辞とともにくり返されるべきである。しかしもう一つは主語である限りでの主語がもつ状態である。そして“すべて”や“いかなる～も……でない”といったすべての全称記号とさらに特称記号がそうである。そしてこうした状態は小前提では中名辞とともにくりさえられるべきではない。というのもそうした状態は関係的であるからである。実際、そうした状態は主語を述語との関係において示すからである。たとえば“すべての白いひとは走る”といわれるとき、この“白い”という状態はくり返されるべきである。なぜならそれは非関係的であり、それゆえ、主語であるところのものの状態だからである。しかし“すべての”という状態はくり返されるべきでない。というのもそれは主語と述語との関係を示すものであり、それゆえ主語である限りでの主語の状態だからである。そ

れゆえ三段論法はつぎのようであるべきである。

すべての白いひとは走る。

ソクラテスは白いひとである。

それゆえソクラテスは走る。

そして小前提は“ソクラテスはすべての白いひとである”であってはいけないのである。

“すべての”は三つの指示対象を要求するか

7. “すべての”はなにを意味し、いかなる状態を意味するのかが述べられたので、こんどは“すべて”が3個の指示対象を必要とするかどうかを問題にしよう。さて一見したところそれは3箇の指示対象を要求するように思える。というのも、(1) すべての完全性は三の中に存するといわれ、このことはアリストテレスの『天体論』の冒頭⁽⁴⁾にあるとおりである。それゆえ完全なものは三の中にある。しかしすべてのものと完全なものとは同じである。そしてこれも『天体論』で語られているとおりである。それゆえ⁽⁵⁾“すべて”は三つの指示対象を要求する。

さらにおなじ立場からこういわれる。(2) アリストテレスは同じ箇所⁽⁶⁾でこういっている。わたしたちは2人のひとびとについて“すべてのひとびと”とはいわずに“二人のひとびと”という。しかし少くとも3人に対しては“すべてのひとびと”という。それゆえ“すべて”は3個の指示対象を要求する。

しかし真実はそれと反対である。いかなる論証においてもすべての前提は普遍的である。しかし太陽や月についての証明も存在する。それゆえひとは“すべての太陽”，“すべての月”といわねばならない。しかし“太陽”はただ一つの指示対象しかもたない。そしてこれは月についても同様である。それゆえ“すべて”は3個の指示対象を要求しない。

さらに同じ立場からこうもいえよう。“地球がさえぎることによって光

を奪われた物体はすべて蝕をおこす”という命題は万人によって承認されている。というのもこれはアリストテレスの權威によって語られて⁽⁷⁾いるからである。ところでこの命題は全称的である。しかし“地球がさえぎることによって光を奪われた物体”はただ一つの指示対象しかもたない。そしてそれは一つの月である。それゆえ“すべて”は常に三つの指示対象をもつとは限らない。

さらに同じ立場からこういえる。“すべての”は“普遍的な仕方で”⁽⁸⁾ということの意味する。しかしいま“普遍的な仕方で”といわれたことは、普遍的なものに特有な様態である。ところで一般に特有性は特有性をもつ基体に変化するにつれて変化する。たとえば“ひと”が端的であれば、“笑うことができる”も端的である。そして“ひと”が狭められれば“笑うことができる”も狭められる。さらに“ひと”が対象を失えば“笑うことができる”も対象を失う。しかしながら普遍的なものは、あるときには多くのものの中に見いだされる。そして“ひと”，“馬”，“ライオン”がそうである。しかしあるときは、ただ一つのものの中に見出だされる。そして太陽と月がそうである。それゆえ“すべての”はあるときには多くのものの中に見出だされ、あるときにはただ一つのものの中に見られる。それゆえすべてはあるときには三つの指示対象を要求し、あるときには一つだけを要求する。

さらに同一の立場からこういえる。形相は二通りの意味をもつ。一つは質料に対する形相という意味である。例えば私の魂は私の肉体の形相であり、あなたの魂はあなたの肉体の形相である。そしてこの意味の形相は質料の過不足なしの相関者ではあるが、質料について述語づけられはしない。しかしもう一つの意味の形相は、述語となりうる形相である。それゆえ種、類、種差のような上位にある語は“ひと”や“馬”や“動物”のような下位の語の形相だといえる。そしてそうした述語可能な形相の下にある個体はその形相の質料である。それゆえ、形相はいま述べた二つの意味のどち

らの意味においても、自らの質料を超過しないし、自らの質料によって超過されもしない。したがって普遍的なものは自らの個体を超過しないし、自らの個体によって超過されない。ところで“すべて”は“すべてのひと”の場合のように普遍的なものとその個体との合致を求める。そして“太陽”や“月”はただ一つの個体しかもたない。したがって“すべての太陽”といってもけっして間違いではない。そしてこのことは“すべての月”，“すべてのフェニックス”についても同様である。

私たちはいま述べられた主張を承認しよう。そして実際，“すべての”は必ずしも常に三つの指示対象を要求しないのである。というのも，“すべての”は多くの指示対象をもつ普遍的な名辞に付加されるときには多くの指示対象を要求し、ただ一つの指示対象をもつ普遍的な名辞に付加されるときにはただ一つの対象だけを要求するのである。

さて第1の異論⁽⁹⁾(1)，つまりいかなるものの完全性も三の中でえられるという異論に対しては、それはそれで十分正しいと答えよう。ただしその三つとはものの実体とものの能力とものの働きでなければならない。そしてアリストテレスは“自然は本性上そのようにつくられているのだからそのように働く”と述べているとき、そうしたことばによっていまの三つものを指しているのである。すなわちアリストテレスは“自然”といっているものによってもものの実体に言及している。また“本性上そのようにつくられている”ということばで自然の能力に言及している。そして“そのように働く”ということばによって自然に帰せられた働きに言及している。それゆえ人間の場合も、彼が人間の実体と人間の能力と人間に帰せられた働きをもつ場合に完全だといわれる。そして同様に“すべて”という記号も、全称記号の実体と、全称記号の能力つまり周延できる能力と、全称記号の働きつまり周延するという働きをもつ。そしてこれら三つの中に“すべての”の完全性が存するといえるのである。

第2の異論⁽¹⁰⁾(2)に対しては“ひと”と“ひとびと”とは違うと答えるべき

である。というのも“ひと”は種それ自体を意味し、この種が多くの個体について述語づけられるのである。しかし複数形の“ひとびと”は種それ自体を意味せず、個物によって多数化された質料を通じて個別化された種を意味する。それゆえ“すべて”は、複数形においては、多数化された質料を通じて形成された多様性によって、少くとも三つの指示対象を要求する。しかし単数形の“すべて”は、種それ自体とかかわり、多数化された質料にはかかわらないから、多数のものについて述語づけられるような素質をもつ本性だけを要求するのであり、そしてこの場合その本性が現実にも多数のものによって所有されているかは問題とならないのである。それゆえ“すべて”は、それが付加される相手側である普遍的なものの性質如何によってときには三つの指示対象を要求し、ときには一つだけを要求するのである。

上述のことがらについてのある規則について

8. 一部のひとびとはなおも“すべて”は常に少くとも3個の指示対象が必要だと主張してつぎのようなおかしい規則を与える。

肯定的な全称記号が十分な数の指示対象をもたない一般名辞に付

加された場合はいつも、その記号は存在しないものをも指示する。

たとえば“すべてのフェニックス⁽¹¹⁾”といわれた場合、この“フェニックス”という名辞は存在する対象としてはただ一つものしかもたないから、この名辞に付加された“すべて”は存在しないいくつかのフェニックスをも指示することになるというのである。そしてそれゆえ“すべてのフェニックス”といわれるとき、その意味は“1羽のフェニックスと他の存在しない2羽のフェニックス”となる。そしてそのゆえに彼らは、“すべてのフェニックスが存在する”と“あるフェニックスが存在しない”という2個の命題は同時に偽となり、それゆえ二つは矛盾的ではないという。というのも、否定命題では“存在する1羽のフェニックス”が想定され、肯定

命題では“存在しない2羽のフェニックス”が想定されているのであり、したがって2個の命題はその主語を同じうしないからだというのである。

いまの規則の破棄について

9. この規則が破棄されるべきであることはいくとおりもの仕方で証明できる。第1に(1), その規則からひきおこされた上述の不都合は, “すべて”が少くとも3個の指示対象を要求するという彼らの主張からきたものであるが, そうした主張の誤りであることは, すでに証明ずみのことかなのである。⁽¹²⁾ つぎに(2), アリストテレスによれば, ⁽¹³⁾ 全称的な普遍がある述語の主語となっているような命題と, 全称的でない普遍がいまとおなじ述語の主語となっているような命題は互いに矛盾する。ところが“すべてのフェニックスは存在する”と“あるフェニックスは存在しない”はまさにそうした種類の命題である。それゆえそうした二つの命題は互いに矛盾する。しかし彼らはそのことを否定しているのである。それゆえ彼らの提出した規則はまちがいである。

最後に(3), 彼らの規則がまちがいであることをこのようにも証明できる。⁽¹⁴⁾ わたしたちはまえにつぎのような規則を与えた。

現在時制の端的な動詞があった場合, しかも, それ自身による拡張作用も他のものによる拡張作用ももたないところのそうした動詞があった場合, この動詞の主語あるいは述語に立つ共通名辞は, その共通名辞が表示する形相に現在下屬している事物を指示するように制限される。

それゆえ, “フェニックスが存在する”といわれるとき, この“フェニックス”という名辞はただ一つのフェニックスだけを指すように制限される。というのもそこにはただ一つの指示対象しか存在しないからである。ところで, いまの規則の少し前に与えられたもう一つの規則によると, ⁽¹⁵⁾ 制限された名辞に全称記号が付加されると, その全称記号はその名辞がそこへと

制限されたその当のものだけを周延する。それゆえこの規則をいまの場合に適用すると、全称記号はただ一つのフェニックスだけを周延する。したがって彼らのように存在しないフェニックスを指示するということはおこりえないのである。

こうして彼らの与えた規則は誤りであり、また誤った考えにもとづいて提出されたのであることが証明された。そしてわたしたちはこの証明を正当なものと確信する。

第1の詭弁的命題

10. 周延についていままで語られたことがらにもとづいて以下のような詭弁が問題とされる。“すべてのひとは存在し、すべてのひとから異なるものはどれもひと以外のものである”。この命題の証明。この命題は、二つの部分のどちらもが真であるような連言命題である。それゆえこの命題は全体としても真である。反対証明。すべてのひとは存在し、すべてのひとから異なるものはどれもひと以外のものである。それゆえにソクラテスは存在し、ソクラテスからことなるものはどれもひと以外のものである。しかしこの命題は偽である。なぜならこうした連言命題のうちの一部分が偽であり、したがって命題全体も偽となるからである。

⁽¹⁶⁾ 解決。“すべてのひとからことなるもの”は“ソクラテスからことなるもの”よりも外延が狭い。なぜなら“すべてのひとからことなるものは”ひと以外のものだけを指すが、“ソクラテスからことなるもの”は、ひと以外のものだけでなくソクラテス以外のすべてのひとをも指すからである。それゆえ“しかじかのものはすべてのひとからことなるものである。ゆえにしかじかのものはソクラテスからことなるものである”という推論は妥⁽¹⁷⁾当である。そしてこれは種あるいは従属的部分からの拠点にもとづく推論である。しかしながらいまの二つに全称記号が付加されれば、その周延によって下位なるものから上位なるものへの推論が生じるのであろう。しか

しそうした推論は推断上の誤謬をおかすことになる。というのも論証には二つの方向が存在する。そして“すべてのひとがしかじかである。ゆえにソクラテスはしかじかである”という推論の方は正しい。そしてこれは量的な全体からの拠点にもとづくものである。⁽¹⁸⁾しかし“すべてのひとからことなるものはどれもしかじかである。ゆえにソクラテスからことなるものはどれもしかじかである”といった推論の方は正しくない。そしてこちらがいまいわれた推断上の誤謬である。そしてそれは“すべてのひとはしかじかである。ゆえにすべての動物はしかじかのものである”といったタイプのものとおなじ誤った推論なのである。

第2の詭弁的命題

11. つぎに“すべてのひとともう1人のひとが存在する”という詭弁を問題としよう。証明。ソクラテスともう1人のひとが存在する。プラトンともう1人のひとが存在する。そして以下同様。それゆえすべてのひとともう1人のひとが存在する。反対証明。“もう1人”という関係詞は差異性を示す関係詞である。それゆえこの語はすべてのひとからことなるものを指示する。しかしすべてのひと、つまりひと全部からことなるもう1人のひとというものは存在しない。それゆえ最初の詭弁的命題は偽である。

⁽¹⁹⁾解決。確かに最初の詭弁的命題は偽である。というのもいまの証明において“もう1人のひと”という名辞は前提と結論を通じて一つの限定的代表をもつべきであるのに、多くの限定的代表から一つの限定的代表へと進むことによって、多くの限定的代表から一つの限定的代表へ進むという言葉形式の誤謬⁽²⁰⁾を犯しているからである。またいまの証明は偶有性の誤謬を犯しているということもできる。すなわち、“ソクラテス”、“プラトン”、“キケロ”等の連言が、その後になにも付加されない“すべてのひと”を推論することは可能である。しかし“すべてのひとともう1人のひとが存在

在する”といわれるとき，“ともう1人のひと”という語が付加されるのであり，こうなるともはや“すべてのひと”を推論することはできない。そしてこれは，私はコリスクスそのひとは知っているが，“いまやってくる”という偶有性が加わったコリスクスを知らないという場合と同様である。

ある規則について

12. そこでつぎのような規則が与えられる。

あるものがもう一つのものから導き出されたとしよう。そしてあるものともう一つのものは换位が可能であっても不可能であってもいいとしよう。そしてある事物が一方には所属するが他方には所属しないとしよう。そうした場合，ある事物が所属するものを通じて，その事物が所属しないもう一つのものについてもその事物を述語づけるといった推論をおこなえば，常に偶有性の誤謬が生じる。

たとえば“ひとが存在する。ゆえに実体が存在する”は正しい推論である。しかし種はひとに所属するが実体には所属しない。それゆえ，“ひと”を通じて実体についても種を述語づけるといった推論をおこなえば偶有性の誤謬を犯すであろう。たとえば“ひとは種である。それゆえ実体は種である”や“笑うことができるは特有性である。ゆえにひとは特有性である”。や“家は10マルクに値する。ゆえに壁も10マルクに値する”等がそうである。ところでいまの例のうち“ひと”と“笑うことができる”は换位可能である。しかしその他のものは换位不可能である。

第3の詭弁的命題

13. さらにつぎのような詭弁を問題にしよう。“すべてのひとはすべてのひとである”。証明。ソクラテスはソクラテスである。プラトンはプラ

トンである。キケロはキケロである。以下同様。ゆえにすべてのひとはすべてのひとである。もう一つの証明。ポエティウスが述べているように、おなじものがおなじものについて述語づけられている命題ほど真なるものはない。しかしいまの場合おなじものがおなじものについて述語づけられている。それゆえいまの命題より真なる命題はどこにもない。反対証明。いまの命題の矛盾命題である“あるひとはすべてのひとではない”は真である。ゆえにもとの命題は偽である。もう一つの反対証明。すべてのひとはすべてのひとである。しかしソクラテスはひとである。ゆえにソクラテスはすべてのひとである。しかしこの結論は偽である。それゆえそうした結論を導き出した大前提も偽である。

解決。最初の詭弁的命題は完全に誤りである。そして証明は不十分なものからの推断による誤謬を犯している。すなわち、その命題は、自らのうちに包含している諸命題のうちでまず、主語に関して以下のような命題を含まねばならない。“ソクラテスはすべてのひとである”、“プラトンはすべてのひとである”等々。また述語に関しても以下のような命題を含まねばならない。“すべてのひとはソクラテスである”、“すべてのひとはプラトンである”等々。しかしいまの証明はそうしたことをおこなっている。それゆえそれは不十分なものからの推論というあやまちを犯している。もう一つの証明に対しては、いまの場合おなじものがおなじものについて述語づけられているのではなく、“すべてのひと”が、それに下属する個々の人間について述語づけられているのだと答えるべきである。

“いかなる～も……でない”という記号について

この記号はなにを意味するか

14. つぎに“いかなる～も……でない”という記号に移ろう。この記号はあるものを否定的かつ全称的に意味する。それゆえこの記号は否定を

後置された“すべて”という記号が意味するのとおなじものを意味する。それゆえ“すべては……でない (omnis non)”と“いかなる～も……でない (nullus)”は等価である。

ある規則について

15. “いかなる～も……でない”という記号についてつぎのような規則が与えられる。

“いかなる～も……でない”という記号が一般名辞に直接に付加されたとき、つまり～に付加されたとき、この記号はその名詞を非限定的かつ可動的につまり周延的に代表させる。そして間接的に付加されたときも同様であり、その記号は……の位置にくる名辞を非限定的かつ可動的に、つまり周延的に代表させる。

たとえば“いかなるひともろばではない”の場合がそうである。そこでは主語のもとでの下降がつぎのようにして生じる。“それゆえソクラテスはろばではない。プラトンもろばではない。以下同様”。また述語のもとでも同様である。“いかなるひともろばではない。ゆえにいかなるひともブルネルスではない。そしていかなるひともファネルスではない。以下同様”。

第4の詭弁的命題

16. いま述べたことに関してつぎのような詭弁が問題となる。“いかなるひともすべてのひとではない”。その証明。ソクラテスはすべてのひとではない。プラトンはすべてのひとではない。以下同様。それゆえ、いかなるひともすべてのひとではない。もう一つの証明。その命題の矛盾すなわち“あるひとはすべてのひとである”は偽である。ゆえにもとの命題は真である。反対証明。その命題ではあるものがその反対について述語づけられている。というのも“すべての”と“いかなる～も……でない”は反対物だからである。それゆえ初めの命題は偽である。

解決。初めの命題は完全に真である。反対証明に対してはその証明はあやまりだと答えよう。実際、そこでは反対なるものが反対なるものについて述語づけられるのではなく、“すべてのひとである”が個々の指示対象としての“すべてのひと”について否定されているのであり、そうした命題は真である。

“いかなるものも～でない”という記号について

この記号はなにを意味するか

17. つぎには“いかなるものも～でない(nihil)”という記号について論じよう。この記号は、“いかなる～も……でない”という記号に、この記号の周延作用を受けいれる名辞を加えたものとおなじである。なぜなら“いかなるものも～でない(nihil)”は“いかなる事物も～でない(nulla res)”を意味するからである。そして実際“いかなる～も……でない(nulla)”は否定的な全称記号であり、“事物(res)”はこの記号の周延作用を受けいれる名辞である。

第5の詭弁的命題

18. いまのことに關してつぎのような詭弁が問題とされる。“なにものをも見ないひとはあるものを見るひとである”。証明。このものを見ないひとはあるものを見るひとである。なぜならソクラテスをみないひとはプラトンを見るひとだからである。あのものを見ないひとはあるものを見るひとである。以下同様である。それゆえいかなるものをもみないひとはあるものを見るものである。反対証明。そこでは反対なるものが反対なるものについて述語づけられている。というのも“あるものを見る”が“いかなるものをも見ない”について述語づけられるからである。それゆえ最初の命題は偽である。

あるひとびとは“*nihil videns est aliquid videns*”をつぎのように区別する。すなわち“*nihil*”という語は目的格となりうる。するとその意味はこうなる。“なにものをも見ないひとはあるものを見るひとである”。しかし主格ともなりうる。するとその意味は“見うところのいかなるものも、見るところのあるものではない”となる。こうして彼らはそこに格の相違から生じる文意不明確を見いだす。しかしこれは問題を解決したことにならない。というのもどちらの意味でもその命題は偽だからである。

他のひとびとは“*nihil videns est aliquid videns*”を他の仕方で区別する。すなわち，“*nihil*”という語に存在する否定作用は最初に分詞である *videns* (見るもの) を否定することができる。そしてそのときその意味は“どんなものをも見ないひとは、あるものを見るひとである”となる。そしてそれは分離的である。しかし“*est* (である)”という動詞を否定することもできる。そしてそのときその意味は“どんなものをも見るひとは、あるものを見るひとではない”である。そしてそれは結合的である。というのもここでは否定詞がより適切な位置に置かれているからである。しかしこれもまた問題を解決したことにならない。なぜなら最初の命題はたしかに結合と分離によって意味を異にし、したがって二義的ではあるが、そのどちらの意味にとってもともに偽だからである。

そこで以上の解として、最初の命題は完全に偽であるといわなければならない。そしてさっきの証明はまちがいである。というのもいまの証明において“*videns* (見るもの)”という名辞は前提においても、結論においても(それらの命題はすべて自らの一部に不定名詞を含んでいるとはいえ)一貫してともに一つの限定的代表をもつべきであるのに、多くの限定的代表から一つの限定的代表へと進むことによって多くの限定的代表から一つの限定的代表へ進むという誤謬を犯しているからである。しかしさっきの証明はまた偶有性の語謬をも犯している。というのも“見る”はすべての前提において単独であらわれ、“いかなるものをも見ないひと(*nihil videns*)”

といった結合的全体の中であらわれるのではない。それゆえそうした結合的全体はその部分である“見る”にとって偶有的であり，“あるものを見る”といった語はそうした部分と全体の両方に述語づけられるのである。

19. ところでさきの証明にあらわれた前提⁽²²⁾つまり “non hanc rem videns est aliquid videns (このものを見ないひとはあるものを見るひとである。このものを見るひとはあるものを見るひとではない)” や “non illam rem videns est aliquid videns (あのものを見ないひとはあるものを見るひとである。あのものを見るひとはあるものを見るひとではない)” はすべて二義的であることを知ってもらいたい。というのも前にもいわれたように⁽²³⁾、non (でない) という否定詞は1番目の分詞であるところの“見るひと(videns)”を規定することもできるし、また“である(est)”という動詞を規定することもできるからである。それゆえ古い論理学の立場に立つひとびとが前提は二義的であるが、結論は二義的ではないと考えたのは、彼らの与えたつぎのような規則にもとづくといえよう。

否定詞と周延の両方が一語の中に含まれており、この二つの一方がある語に対して適用されれば、もう一方もまたその語に対して適用されるべきである。

そしてそれゆえ結論となる命題において斜格の位置に置かれた周延は、本動詞には影響を与えないし、したがって否定もまた影響を与えないと考えられたのである。

第6の詭弁的命題

20. さらに以下のような詭弁的命題についても、適切な判断が下されるべきである。

“いかなる頭ももたないものはある頭をもつものである”。

“いかなるひとからも異っていないひとは、あるひとから異っているひとである”。

“いかなる眼ももっていないひとはある眼をもっているひとである”。

“君はどのひとでもであるかあるいはどのひとからも異ったひと⁽²⁴⁾である”。

“君はすべてのひとであるかあるいはすべてのひとから異っているひとである”。

2 個の対象を周延する記号について

21. つぎには 2 個の対象を周延する記号について述べよう。そしてこれは上述の記号とは異なる。というのも上述の“すべての”とか“いかなる～も……でない”といったものは、共通名辭のすべての個体を周延するが、“どちらも”や“どちらも～でない”は“それらのうちのどちらも”とか“それらのうちのどちらも～でない”のように、指示的名詞によって指示された 2 個のものだけを周延するからである。

第 7 の詭弁的命題

22. 上述のことについて以下のような詭弁が問題とされる。“彼らの両方によって述べられたことは真である”。ソクラテスが“神は存在する”といい、プラトンが“ひとは動物である”といい、兩人が同時に“ひとはろばである”といったと仮定しよう。また“彼らの”という代名詞によっていまの 2 人が指し示されていると仮定しよう。いまの命題の真なることの証明。ソクラテスによって語られたことは真である。プラトンによって語られたことは真である。ゆえに兩人によって語られたことは真である。偽であることの証明。彼らの兩人によって語られたことが真だとしよう。ところで彼ら兩人によって語られたことは、“ひとはろばである”である。それゆえ“ひとはろばである”は真である。しかしこれはおかしい。

解決。最初の命題は真である。そしてそれを偽だとした証明は偶有性の

誤謬を犯している。このことを詳しく説明しよう。さてアリストテレスによってつぎの命題すなわち“同一の学がすべての反対なものを対象とする”⁽²⁵⁾が真とされる。しかし1個の特殊な学がすべての反対なものを対象とするわけではない。そうではなくて一般的にいつどの学問も反対するものを自らの研究の対象とするのである。それゆえつぎのような推論は偶有性の誤謬を犯すものである。

同一の学がすべての反対するものを対象とする。

しかるに学問はこの学問あるいはあの学問等々でしかありえない。
それゆえこの学問あるいはあの学問等々がすべての反対するものを対象とする。

しかしこの結論は偽である。つぎの推論も同様にして偽である。

ひとは種である。

しかるにひとはソクラテスあるいはプラトンあるいはキケロ等々でしかありえない。

「それゆえソクラテスは種である。あるいはプラトンは種である。
あるいはキケロは種である。

ここには偶有性の誤謬が存在する。そしてこのことはまえに偶有性の誤謬のところで明らかにされたとおりで⁽²⁶⁾ある。そしてこのことは今問題としてい

いる推論についても同様である。というのも“語られたこと”という句も“真である”という句も一般的なものとして解されている。実際、“彼らの両方によって述べられたことは真である”という命題はそうした意味で述べられているのである。したがって“語られたこと”は兩人によって述べられた特殊なものと解されるべきではない。それゆえ“兩人によって語られた特殊なこと”は兩人によって語られたことに対しては、下位のものが上位のものにとって偶有的であるという意味で偶有的である。そして“真である”がこの二つのものの両方に述語づけられているのである。いま述べた“上位のもの”はそれが偶有的なものであるか本質的なものであるかは

とにかくとして、外延の広い方のもののことを指しているのである。

しかしながら一部のひとびとは逆に最初の命題が完全に偽だという。そしてさきの証明の結論である“兩人によって語られたこと”は兩人によって語られた特殊なことがらと解され，“真”の方も同様に特殊な真だと解されていると主張する。そしてそうした証明は，“語られたこと”という名辞について、多くの限定的代表から一つの限定的代表へ進むという言語形式の誤謬を犯しており，“真”という名辞についても同様だといえる。

しかしながら私たちが最初に提出した解決の方が彼らのよりはるかに優れているといえる。

第8の詭弁的命題

23. つぎの詭弁的命題を問題にしよう。“どちらの眼をももっていないのに君は見ることができる”。その証明。右の眼をももっていないのに君は見ることができる。左の眼をももっていないのに君は見ることができる。ゆえにどちらの眼をももっていないのに君は見ることができる。反証証明。どちらの眼をもももっていないのに君は見ることができる。それゆえ、君はどちらの眼をもももっていない“ときに”見ることができる。あるいはどちらの眼をもももっていないが“ば”見ることができる。あるいはどちらの眼をもももっていないが“ゆえ”に見ることができる。というも“どちらの眼をもももっていないのに”は“ももっていないときに”とか、“ももっていないければ”とか、“ももっていないゆえに”というふうに解釈できるからである。しかしどの解釈をとってもそうした命題は偽である。ゆえに最初の命題は完全に偽である。

解決。最初の命題は完全に誤りである。そしてその証明は偶有性の誤謬を犯している。実際、視力というものは、部分それ自体に別々に具っているものであってそうした部分が結合されたものに具っているものではなく、

それゆえまた全体そのものに具っているわけではない。というのも全体とは部分が同時に結合されたものだからである。ところで、さきの証明においてそうした諸部分から全体が導き出された。そしてその際“どちらも～でない”という語がまえに与えられた規則⁽²⁷⁾に沿って使用された。しかるにいま、視力は諸部分に具るものであって全体に具るものではないことがわかった。それゆえ諸部分を通じて全体についてもおなじことが述語づけられると結論づけたさきの推論は偶有性の誤謬を犯したことになるのである。

否定は周延の力をもつであろうか

24. いままでは名詞形による周延の記号を扱ってきたので、つぎには否定詞それ自体が周延の力、つまり非限定的に拡充する力をもつかどうかを問われねばならない。そしてこの問いは一見したところ、然りだと答えるべきであるように思える。実際アリストテレスは『命題論』⁽²⁸⁾において、つぎの2個の命題，“homo est justus (ひとは正しい)”と“non homo est justus (not man is just, ない！ひとは正しいということは)”は矛盾していると述べている。するとそれら二つの一方が全称的でなければならない。なぜなら二つの命題はともに一般名辞を主語としてもっているからである。だとすれば“non homo est justus”が全称的だということも可能である。すると“homo (ひと)”という名辞は周延される。しかしそうした周延をおこないうるものは否定詞“non (ない)”以外は見あたらない。それゆえ周延は否定詞によっておこなわれる。

これに対し否と答える立場に立つひとの意見はこうである。(1) もし否定詞が周延の力をもっているなら，“ない！ソクラテス (non Socrates, not Socrates)”は“すべてのソクラテス (omnis Socrates, every Socrates)”とおなじように文法的不適合性を犯すことになるだろう。しかしそんなことはない。というのも、周延をおこなう記号は単称名辞に付加することでは

きないが、否定詞を単称名辭に付加することは十分可能だからである。つぎに、(2) 周延がおこなわれるときには常に、一般名辭は全称的な意味にとられねばならない。それゆえそこには、或るものを全称的に指し示す語が存在しなければならない。しかし全称記号だけがものを全称的に指示するのであって否定詞ではだめである。それゆえ否定詞は周延する力をもたない。

以上二つの議論をわたしたちは承認し、否定詞は非限定的に拡充する力をもたず、ただ後続するものを否定するだけだといおう。それゆえ否定詞が一般名辭に付加されたときもその一般名辭を否定するだけだといわねばならない。しかしより上位の名辭が否定されれば、その下位にあるすべてのものがどれも否定される。というのも上位のものが否認されれば下位のすべてのものも否認されるからであり、それは類が否認されればその種もすべて否認されるのとおなじである。こうして結局、否定詞は非限定的な拡充をおこなうのではなくて、後に続くものを、それが普遍的なものであったとしても特殊なものであったとしても、否定するだけだというべきなのである。

他方、否定詞が周延の力をもつと主張する意見に対する解答はもはや明白である。すなわち、“ない！ひとが正しいということは”という命題が全称的であるのは、否定詞の中にある周延の性質にもとづくのではなく、“ひと”一般が否定されるからである。そしてこの“ひと”一般が否認されると下位にあるすべてのものもまた否認されるのである。

傾向の周延について

25. さらに、傾向の周延というものの存在も世間では主張されている。たとえば“すべてのひとは海を恐れる”，もっと正確には“すべてのひとは生まれつき海を恐れる傾向をもつ”がそうである。

便宜主義的な周延について

26. さらに便宜主義的な周延といったものも存在する。そして“天はすべてを覆う”がそうであり、これはより正確には“自己以外のすべてを”という意味である。また“神はすべてを創造した”がそうであり、これはより正確には“自己以外のすべてを”という意味である。

これら2種類の周延はそれ以前に述べた本来的な周延とは区別しなければならない。

“全部の”という記号について

27. つぎに“全部の”という記号を扱おう。この記号は全体の一部として欠くことのできない必須の部分に周延するものである。そして“全部のソクラテスが白い”がそうであり、その意味は“ソクラテスは彼の任意の部分において白い”である。それゆえ“全部のソクラテスは白い”から直ちに、“ソクラテスは彼の任意の部分において白い”が帰結する。さらに、“ソクラテスは彼の任意の部分において白い”から“ソクラテスの任意の部分は白い”が帰結する。いまの推論の証明。(1) “全部のソクラテスが白い”という命題において、まずソクラテスそれ自体が白さの主語である。そしてソクラテスの部分はそれ自体においてではなくて、その全体の中に含まれている限りにおいて白さの主語である。ところで全体の中に含まれている限りにおいてということは全体の相のもとでということである。それゆえ諸部分はそれの全体を通じてのみ白さの主語に立ちうる。それゆえ、まず“ソクラテスは彼の任意の部分において白い”が帰結し、ついで“ソクラテスの任意の部分は白い”が帰結するのである。

(2) つぎに、“全部のソクラテスは白い”において、全体は直接的な形で白さの主語となるが、部分は間接的な形つまり“彼の任意の部分において”といった形で主語となる。というのも諸部分は全体なるものの中では間接的な存在だといえ、全体も部分なるものの中では間接的な存在だとい

えるからである。このことは全体というものの定義から明らかである。ところだと例えば家屋は壁と家屋と土台からなっている。そしてソクラテスもまた諸部分からなっている。それゆえそうした全体なるものから、その中にある間接的な存在である諸部分をひき出すことができる。それゆえ、“全部のソクラテスは白い”からまず、“ソクラテスは彼の任意の部分において白い”が帰結し、ついで“ソクラテスの任意の部分は白い”が帰結する。

(3) さらに第3に、部分なるものは自らの存在をその全体から仰ぐ。というも部分は全体からのみその完全性を得ることができるからである。それゆえ部分は全体を通じることによってのみあるものの主語となりうる。それゆえ、“全部のソクラテスは白い”からまず“ソクラテスは彼の任意の部分において白い”が帰結し、ついで“ソクラテスの任意の部分は白い”が帰結するのである。

第9の詭弁的命題

28. 上述のことに關してつぎのような詭弁が問題とされる。“全部のソクラテスはソクラテスより小さい”。証明。ソクラテスのどの部分もソクラテスよりは小さい。それゆえソクラテスは彼の任意の部分においてソクラテスより小さい。それゆえ全部のソクラテスはソクラテスより小さい。反対証明。全部のソクラテスはソクラテスより小さい。しかるに全部のソクラテスはソクラテスである。それゆえソクラテスはソクラテスより小さい。しかしこれはおかしい。

解決。最初の命題すなわち“全部のソクラテスはソクラテスより小さい”は真である。そして反対証明は、(1) 偶有性の誤謬を犯している。すなわち“全部のソクラテスはソクラテスより小さい”において、“ソクラテスより小さい”という述語は、ソクラテスの諸部分に述語づけられているのである。そしていまの述語はそうした諸部分には正しく帰属するが、ソク

ラテスの全体には正しく帰属しないのである。それゆえ“ソクラテスはソクラテスより小さい”は完全に偽である。それゆえもし，“ソクラテスより小さい”が、諸部分を通じることによって全体についても述語づけられるというふうに推論すれば、偶有性の誤謬を犯したことになる。実際全部のソクラテスが実体であり、この実体にとって“ソクラテス”は偶有的であり，“ソクラテスより小さい”はこうした実体と偶有性の両方に述語づけられているからである。(2) 反対証明はまた、条件つきと端的の誤謬を犯している。すなわち“全部のソクラテスはソクラテスより小さい”は端的なソクラテスがソクラテスより小さいといっているのではなく、その諸部分におけるソクラテスがそうだといっているのであり、それゆえ条件つきのソクラテスがソクラテスより小さいといっているのである。したがって無条件的に“それゆえソクラテスはソクラテスより小さい”と推論すれば、条件つきと端的の誤謬を犯すことになる。そしてそれは“ソクラテスは足においてソクラテスより小さい。ゆえにソクラテスはソクラテスより小さい”という推論とおなじである。

29. とはいえ、ある場合には“全部のソクラテスはしかじかである。それゆえソクラテスはしかじかである”という推論は正しい。例えば“全部のソクラテスは白い。ゆえにソクラテスは白い”がそうである。しかし他の場合には正しくない。それではどの場合に正しくてどの場合に正しくないのだろうか。

この問いに対してはこう答えよう。ある偶有性は全体にも部分にも差別なしに適合する。そして白いとか黒いとか熱いとか冷いとか増大するとか減少するがそうである。そしてこうした場合には“全部のソクラテスはしかじかである。ゆえにソクラテスはしかじかである”という推論は正しい。そして“全部のソクラテスは白い。ゆえにソクラテスは白い”等々がその例である。しかし他の種類の偶有性は部分には適合するが全体には適合しない。あるいは逆に全体には適合するが部分には適合しない。そして全部、

より大きい、より小さい、小さい等がそうである。そしてこうした場合は、“全部のソクラテスはしかじかである。ゆえにソクラテスもしかじかである”およびその逆は成立しない。

偶有性を周延する記号について

30. つぎに偶有性を周延する記号について述べよう。そしてそのうちまず、質を周延する記号について述べなければならない。

質を周延する記号について

31. さて質を周延する記号が語られねばならないが、この記号は、性質を示しているような事物を周延するもので、“いかなる性質の”、“いかなる種類の”といったものであり、それらに対応する個体は“ある性質をもつもの”“ある種類のもの”である。

抗議。偶有性が主語の多様化に従って多様化され、他方、実体を周延する記号が主語を周延あるいは多様化するならば、そうした記号が偶有性それ自体をも周延し、多様化することになる。それゆえ属性を周延する記号は不必要となってしまうであろう。

いまの抗議に対してはこう答えよう。偶有性の多様化には二つの意味がある。すなわちある場合には数に従って多様化がおこなわれる。そしてこうした多様化は、実体を周延する記号によって生じる。そして“すべてのひとは白い”がそうである。しかしもう一つの多様化は、偶有性に対する、種類に従っての多様化である。そしてこれは偶有性を周延する記号によって生じる。そして“どのような種類のものも走る”がその例であって、これは“いかなる種類の性質をもつものも走る”という意味である。

第10の詭弁的命題

32. 上述のことに關して、つぎのような詭弁が問題とされる。“いかな

る性質をもついかなるものも、その性質をもつものについて、それがそうであるような性質をもつものであるということを自ら知っている”。いまソクラテスが文法と論理学と修辞学を知っており、プラトンもキケロも同様であるとしよう。そして彼らは自らがそうしたものを持っているということを知っているとしよう。そしてほかに3人のひとがおりそのうちの1人(D)は文法を知っており、1人(E)は論理学を知っており、1人(F)は修辞学を知っているとしよう。そして彼らは自分たちがそうしたものを持っていることを知らないとしよう。そしてそこにはそうした6人しかひとがおらず、そうした三つの性質しか存在しないと仮定しよう。

最初の命題の証明。第1の人物はいかなる性質をもつものであり、そしてその性質をもつものについて、それがそうであるような性質をもつものであることを自ら知っている。第2の人物も、いかなる性質をもつものであり、そしてその性質をもつものについて、それがそうであるような性質をもつものであることを自ら知っている。そして第3の人物についても同様である。そしてそのような人物は3人しかいない。それゆえいかなる性質をもついかなるものも、その性質をもつものについて、それがそうであるような性質をもつものであるということを自ら知っている。反対証明。仮りに“いかなる性質をもついかなるものも、その性質をもつものについて、それがそうであるような性質をもつものであるということを自ら知っている”が真であるとしよう。すると“文法をわきまえているという性質をもついかなるものも、文法をわきまえているという性質をもつものについて、それがそうであるような性質をもつものであるというを自ら知っている”。が帰結する。(しかしこれは偽である。ゆえに最初の命題も偽である。)

解決。最初の命題は真である。そして反対証明は、周延に関して下位のものから上位のものへと進む推断の誤謬を犯している。実際、“いかなる性質をもつ”という語は、3人のひと、つまりソクラテス、プラトン、キ

ケロだけに適用される。しかし“文法をわきまえているという性質をもつ”はそうした3人のほかに文法だけを知っているもう1人のひと(D)をも指している。それゆえ“文法をわきまえているという性質をもつ”は“いかなる性質をもつ”よりは外延が広い。それゆえそれに周延をつけ加え，“いかなる性質をもついかなるものもしかじかである。ゆえに文法をわきまえているという性質をもついかなるものもしかじかである”とすれば推断の誤謬が生じる。そしてそれは“すべてのひとはしかじかである。ゆえにすべての動物はしかじかである”がまちがいであるのと同様である。そしてさらに“いかなる性質をもつものについても”といわれるときもおなじであり，“いかなる性質をもつものについてもかくかくのことがしかじかである。それゆえ文法をわきまえているという性質をもつものについてもかくかくのことがしかじかである”といった推論も誤りなのである。

量を周延する記号について

33. つぎに量を周延する記号を扱おう。そしてこれは量を示しているような事物を周延する記号である。

第11の詭弁的命題

34. 上述のことに關してつぎのような詭弁が生じる。“君がパリにいたその都度 (quotiens) 君はひとであつた”。証明。君はあるときパリにいた。そしてそのときに君はひとであつた。君は他のときパリにいた。そしてそのとき、君はひとであつた。以下同様。それゆえ君がパリにいたその都度君はひとであつた。反対証明。もし“君がパリにいたその都度君はひとであつた”が正しいとする。ところで君は2度パリにいた。それゆえ君は2度ひとであつた。しかしこれはおかしい。なぜなら“2度”という語は“2度”という語が付加された行為の中断を意味する。しかし“ひとであるという行為”は君の中ではけっして中断されなかったのである。

解決。第1の命題は完全に誤りである。そしてさきの証明は誤りだとし
て否定されねばならない。実際、そこでの連言命題の後の部分つまり“そ
のとき君はひとであった”は偽である。なぜなら君はいまだかつていちど
も“ひとであった（ひとであることを完了した）”ことはないからである。
というのも君の生命はそれまで一度も終りはしなかったからであり、それ
ゆえまたふたたび生き始めそしてふたたび終るということもないからであ
る。しかし2度ひとであったためにはまさにそうしたことが必要なのであ
り、それはちょうどだれかが2度走るためには、走ることが2度始まり、
2度終らねばならないのと同様である。

“2度”という語について

35. とはいえ“2度”，“ふたたび”という語は直ちに中断を意味するの
ではなく、この語が付加された動作の終結を意味するにすぎない。そして
中断は単に終結の結果として生じるのである。ところでつぎのような誤謬
推理がつくられたとしよう。

君がパリにいたときはいつも、君はひとであった。

しかるに君は2度パリにいた。

ゆえに君は2度ひとであった。

ここで大前提は真である。それにもかかわらずいまの推論で偽なる結論が
導出されるのは、そうした推論が、カテゴリーの変化による言語形式の語
謬を犯しているからである。というのも“ときはいつでも”は、時間のカ
テゴリーに属し、“2度”は離散量として、量のカテゴリーに属するから
である。

“無限”という語について

36. つぎに“無限”という語を扱おう。この語は5通りの意味で語ら
れる。第1に、到達不可能なものが無限といわれる。たとえば音声は視覚

にとって“無限”だといわれる。というのも音声は眼にみえないものであり、本性上見られないものだからである。第2に、通過を終えていないものが“無限”といわれる。というのもそれは通過することは本性上可能だが、まだ通過し終わっていないからであり、ある人がある空間を通過しつつあるが、まだその終点には達していないといった場合がそうである。第3に加算という点で“無限”だといわれる。ある数が、それ自身に一つの単位や他の数がつぎつぎと加えられることによって、増大し無限大の数になる場合がそうである。第4に無限は分割に関して語られる。そして連続量がそうである。というのもすべての連続量は無限にまで分割可能だからである。それゆえアリストテレスは『自然学』の第6巻で“連続量とは分割可能なものへと無限に分割されうるもの”と定義している。⁽²⁹⁾第5に、無限は両方の仕方つまり加算と分割という仕方でも語られる。そして時間がそうである。というのも時間は、連続体であるかぎり、無限に分割可能であり、それゆえ分割において無限である。しかし時間はある時間の後に他の時間がやってくるのであり、一つの時間がもう一つの時間に加算されるという意味では、加算において無限である。

最後の三つの意味に関してはつぎのような定義が与えられる。無限とは、ひとがすでに獲得した部分になお他の部分をつけ加えうるような量である。⁽³⁰⁾たとえば線の最後の部分になおある部分がつけ加えられ、この後に第3のものがつけ加えられ、けっして終りには達しないとき、その線は無限であるといわれる。

37. “無限”はあるときは一般名辞としてあつかわれる。そしてそのとき“無限は有限である”という命題は、“ある無限は有限である”とおなじ意味に解される。しかし無限はときには周延記号としてあつかわれる。そしてその場合は、“無限は有限である”は、周延に関するかぎり、“どんなものよりも大きいものは有限である”とおなじ意味に解される。そしてこのことはつぎのようにして証明できる。1より大きいものは有限であ

る。2より大きいものは有限である。3より大きいものは有限である。以下同様。それゆえどんなものよりも大きいものは有限である。そしてこうした場合、その周延が非連続的なものである、連続的なものであれ、段階的周延をおこなっているといわれる。というのも、この“より大きいもの”という語は第1の命題では2を指し、ついで第2の命題では3を指すというふうに絶えず段階的あるいは階段状に上昇していくからである。それゆえ“どんなものよりも大きいもの”は段階的周延をおこなう。というのも“どんなもの”という語はある数を指し、“よりも大きいもの”という語はそれとは違うある数を指し、しかもそれはさきにいわれたように数的に上昇していくからである。

第12の詭弁的命題

38. 上述のことに關してつぎのような詭弁が問題となる。“無限は有限である”。この命題の真なることの証明。2は有限である。3は有限である。こうして無限にまで到る。それゆえ無限は有限である。反対の証明。そこでは反対のものが反対のものについて述語づけられている。それゆえその命題は偽である。

その命題はまたつぎのようにも証明できる。任意のもの（どんなもの）よりも大きいものは有限である。それゆえ無限は有限である。

解決。一部のひとびとは“無限”は“われわれにとっての無限”と“端的な無限”という二義性をもつといて、その二つを区別する。それゆえ、“無限”をわれわれにとってという意味にとれば、最初の命題は真であり、反対が反対について述語づけられるということにはならない。というのも星や砂のように、われわれにとって無限なものは完全に有限なものだからである。しかし“無限”を端的な意味にとれば最初の命題は偽となり、反対が反対について述語づけられるということになる。他のひとびとはまた、通常おこなわれているつぎのような区別を採用する。すなわち、“無限”

は一般名辞でありうる。そしてそのときは最初の命題は偽となる。しかしまたまえにいわれたように自らの中に周延の作用を含む共義語と解することもできる。そしてそのときその命題は真となる。

しかしそうした二つの解決はどちらもなんの役にも立たない。というのもそうした二通りの区別がおこなわれたとしても、第1の区別においては、“無限”を端的な意味に解し、第2の区別においては、一般名辞として解するならば、最初の反対証明は依然として有効だからである。それゆえ、こう答えなければならない。すなわち最初の命題は完全に偽である。そしてその証明は、条件つきと端的との誤謬を犯している。というのも加算における無限は条件つきの無限であり、端的な無限ではないからである。それゆえ数の部分が1, 2, 3というふうに加算的にとりだされるとき、“無限”は端的な意味でなく条件的な意味で把握されているのである。それゆえそうしたものから端的な無限を導き出すことはできないのである。というのもそのように条件つきの無限から、端的な無限を導き出すことによって、条件的と端的の誤謬が犯されるからである。

周延に関しては以上語られたことで十分である。

訳 註

第 1 卷

- (1) 教科の原語は *methodos*。方法という本来の意味ではなく、神学、法学、医学のような教科という意味。論理学というものは、諸教科に共通する原理、たとえば矛盾律、排中律といったものを主題的にあつかう。
- (2) この解釈はもちろん正しくない。ギリシア語において、*δια-*（互いに）は、*δύο*（二）と同じ意味ではない。中世では *dialectica* はまた語源的に、*dia* (= *de*) + *logos* (= *sermo*) つまり “*de sermone*”（ことばの理論）とも解釈された。しかしこれも語源的には誤りである。第一の解釈はソクラテスの対話術の伝統を受けつぐものであるが、実質的には中世の討論の術を連想させ、第二の解釈は *artes sermocinales*（ことばの学、内容的には論理学、文法学、修辞学からなる）を連想させる。しかしいづれにせよ、中世における *dialectica* ということばは、*logica* と全く同義であって、ヘーゲルのいう *Dialektik*（弁証法）とは全く別であるし、プラトンの弁証法ともことなる。
- (3) *sensibile*（感覚の対象）は *sensibile commune*（共通的感觉対象）と *sensibile proprium*（固有的感觉対象）に分けられる。前者はいくつかの感觉対象の共通の対象となるもので、たとえば大きさ、数、運動等。後者は単一の感觉器官によってのみ感觉されるもの。たとえば色は視覚に固有の対象であり、音響は聴覚に固有的感觉である。
- (4) “動物の口から発せられ”という句によって、二つの物体の衝突から発せられるような音響と区別される。“自然の生んだ道具によってつくりだされた”という句によって、口からではあるが、らっぱのような人工の道具を使って発せられた音響と区別される。
- (5) 意味作用をもつ音声に耳に達するときその音声の指し示すところのものは知性の中にそのまま出現する (*praeesse*) のではなく、再現 (*representare*) されるのである。このことはまた、知性にもたらされたものは、音声の指し示すところのものそれ自体ではなく、その写し、つまり表象 (*representatio*) だと

いうことにほかならない。

- (6) テキストによっては、“ブ”、“バ”とか、“ブフ”、“バフ”となっている。
- (7) 病人のうめき声や犬の吠える声は、本能によるものであり、それぞれの種に固有なものである。したがってそれらは同一の音声が同一の表象をもたらす。これに反し、とりきめによって意味作用をおこなう声は、そうしたとりきめに従うひとたちにだけ一定の表象をもたらす。
- (8) 文法学とちがって論理学者は単なる文ではなく、真偽いずれかの価をもつ文、つまり命題をとりあつかう。したがってそうした命題は名詞と動詞からなり、しかもその動詞は、直接法現在形でなければならないとされる。
- (9) 共義語の原語は syncategorema。これは categorema と対立する。categorema は名詞と動詞であり、定言的命題 (categorical proposition) を構成する主体となるもの。それに対し syncategorema は、そうした定言的命題を構成するに際して補助的な役割しかもたないもの。categorema と syncategorema はまた, significativum と consignificativum の意味、つまり (1) それ自身で意味作用をもつものと、(2) それ自身では意味作用をもたず、それ自身で意味作用をもつものといっしょになることによって始めて、意味作用をもつものというふうにも解される。
- (10) 希求法はギリシア語にはあるがラテン語には存在しない。したがって、ここで述べられた法の分類はラテン語のそれというよりはギリシア語のそれだといえよう。原文の *utinam essem bonus clericus* (私はよい聖職者でありますように) の *essen* は接続法過去である。ただし意味は希求法的である。
- (11) 原語は *hypothetica*。16章で詳しく説明されるように、この中には条件的命題、連言的命題、選言的命題の三つが含まれる。
- (12) 覚え歌とは一種の記憶術であり、そうした詩的ヘクサメーター (六脚詩句) の形をとる場合が多い。
- (13) 命題の内容とは、ここでは、主語と述語の結合関係もしくは適合関係のことを指す。
- (14) これは近世の伝統的論理学では限量换位といわれる。現代論理学では“すべてのSはPである”から“あるPはSである”を導出するためにはなおA命題の主語Sが空集合でないという仮定を必要とする。また“いかなるSもPでない”から“あるPはSでない”を導出するためにはなおE命題の述語Pが空集合でないという仮定を必要とする。偶有性による换位と呼ばれる理由はこうで

ある。“すべてのひとは動物である”が“ある動物はひとである”に换位されるとき、换位の結果生じた命題は特称的である。ところで特称命題において、述語“ひと”は主語“動物”の一部分に適合する。しかるに一部分にしか適合しないということは、偶有的にしか適合しないということである。それゆえそうした换位は偶有性による换位と呼ばれるのである。

- (15) ある写本にはつぎのような覚え歌が付け加えられている。

Aは肯定、Eは否定、そしてどちらも全称。

Iは肯定、Oは否定、そしてどちらも特称。

feci は単純换位で eva は偶有性による换位。

asto は換質换位による换位であって、换位はこれで全部。

ここで例えば feci は e と i という母音からなる。ところで e は E 命題つまり全称否定であり、i は I 命題つまり特称肯定である、したがって単純换位がおこなわれるのは全称否定と特称肯定だということになる。

- (16) 他の写本には、そのあとに“このことは全称命題だけでなく、特称命題、非限定命題、単称命題についてもおなじである”という文章が付加されている。
- (17) hypothetical proposition を conditional, conjunctive, disjunctive の類概念として確立したのはガレノスに始まる。suppositiva というラテン語は hypothetikos というギリシア語をラテン語風に書き替えたただけのものであり、テクニカル・タームとして用いられたわけではない。“P ならば Q”において、P が Q に先だって置かれるという意味であり、条件命題についてももっともよくあてはまる。しかし連言命題と選言命題の場合、つまり“P と Q”、“P あるいは Q”の場合でも、P が Q に先だって置かれていると解することが可能である。それゆえ hypothetica は連結的という意味になる。
- (18) 他の写本によると propositio temporalis (時間的命題)、propositio localis (場所的命題)、propositio causalis (因果的命題) が追加されている。その例は、“ソクラテスが走るとき、プラトンは議論する”、“人間が存在するところにはどこにも動物が存在する”、“ソクラテスが走る故に、ソクラテスは動く”である。しかし普通、時間的命題と場所的命題は連言命題に、因果的命題は条件的命題に含められる。例えば時間的命題と場所的命題はつぎのようにして書き替えられる。“ソクラテスはある時点で走り、そのおなじ時点でプラトンは議論する”、“ソクラテスはある場所で走り、そのおなじ場所でプラトンは議論する”。

- (19) 以上の所説を記号論理学を使って書き替えればつぎのとおりとなる。まず
 “必要とされる”を必要条件とすれば、

$$(P \rightarrow Q) \rightarrow \text{impossible } (P \cdot \sim Q) \dots \dots \dots (1)$$

ここで $P \rightarrow Q$ を r と置くと(1)からつぎの式が成立する。

$$r \rightarrow \text{necessarium } r \dots \dots \dots (2)$$

なぜなら $P \cdot \sim Q = \sim(\sim P \wedge Q) = \sim(P \rightarrow Q)$ であり、 $\text{impossible} \sim r = \sim \text{possible} \sim r = \text{necessarium } r$ だからである。また(1)からつぎの式も成立する。

$$\sim r \rightarrow \text{impossible } r \dots \dots \dots (3)$$

なぜなら、(2)の r に $\sim r$ を代入すると、 $\sim r \rightarrow \text{necessarium } \sim r$ となり、 $\text{necessarium } \sim r = \sim \text{possible} \sim \sim r = \sim \text{possible } r = \text{impossible } r$ だからである。

つぎに“十分である”を十分条件だとすれば、

$$\text{possible } (P \cdot \sim Q) \rightarrow \sim(P \rightarrow Q) \dots \dots \dots (4)$$

が成立する。(4)は(1)の対偶であるから、(1)が成立すればもちろん(4)も成立する。

二番目の例において、白いということはソクラテスにとって偶有的である(第2巻16章参照)。確かにソクラテスは一人のギリシア人としていちおう白い皮膚をもっている。しかし日に焼かれたり、病気になったりすると彼の皮膚は白くなくなる。したがって、ソクラテスと白いということの結合は必然的ではない。つまりあるものが白いということなしにそのものがソクラテスであるということがありうる。

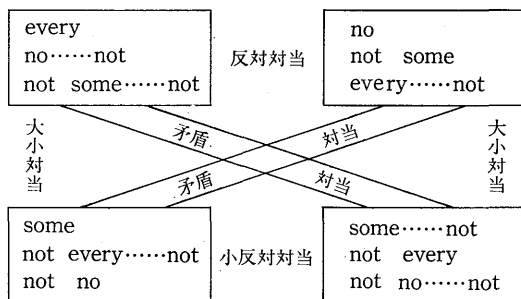
これまでにあげられた条件命題の例からみれば、ヒスパヌスのいう条件命題は、どちらかといえば、いわゆる実質的含意というよりは形式的含意に近いといえる。ラッセルによれば形式的含意とは、“ X は人間である $\supset$ X は可死的である”のように前件と後件が共通の変項をもつものである。そしてこの形式的含意はまた厳密含意と関連をもつ。ルイスによれば厳密含意“ $P \supset Q$ ”は、“ P が真で P が偽になることは不可能である”を意味する。

結局ヒスパヌスにおいて、ある条件命題が真であるときその条件命題は必然的であり((2)式)、逆に、ある条件命題が必然的でなければ、その条件命題は偽だということになる。

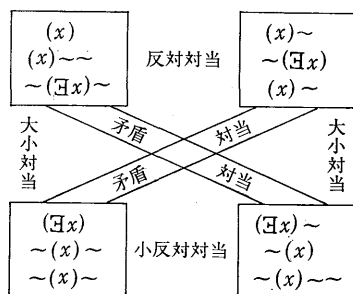
- (20) ここから中世における選言命題はいわゆる非排他的選言であることがわかる。そしてこうした選言をあらわすために *vel* というラテン語が使われる。現代の記号論理学において選言をあらわすために使用された記号 $\vee$ はこの *vel* の畧で

ある。ちなみに排他的選言はラテン語では aut であらわされる。

- (21) 実はなお，“特称記号に否定詞が後置されるとき，その命題はもとの命題の小反対対当と等値である”という規則もなりたつ。
- (22) 以上3個の規則を図示すればつぎのとおりとなる。



上の図は記号論理学の記号を使えばつぎのように書くことができる。



- (23) これの一例として “No man is no animal (いかなる人間もいかなる動物でないということはない)” と “Every man is some animal (いかなる人間もある動物である)” の等値を考えればわかりやすい。
- (24) 『文法学原理 (Institutiones grammaticae)』 2巻16章。
- (25) 希求法の副詞は utinam (～であるように) といったもの。命令法の副詞は modo (ちょっと……くしてくれ) といったもの。
- (26) ラテン語では verbum。かわりに dictum となっている写本もある。たとえば “ソクラテスが走るということは可能である” において，“ソクラテスが走ること” が dictum (内容句) であり，“可能である” が様相である。

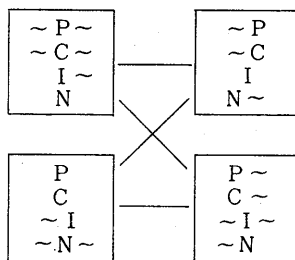
- (27) 内属的はラテン語では *de inesse*, 英語では *assertorial* (突然的, 確然的)。propositio は *prop. de inesse* あるいは *prop. inhaerentiae* と *prop. de modo* あるいは *prop. modalis* に分けられる。内属は述語が主語に従属すること。
- (28) 24章の表を参照。そこに16個の様相命題がみられる。
- (29) この表ではいうまでもなく左下のセクションが第Ⅰグループ, 右下のセクションが第Ⅱグループ, 右上のセクションが第Ⅲグループ, 左上のセクションが第Ⅳグループである。

ある写本では第Ⅰ～第Ⅳグループに対し, *Amabimus*, *Edentuli*, *Illiace*, *Purpurea* という名称が与えられ, つぎのような覚え歌が付加されている。

e は内容句を否定し, i は様相を否定する。a は内容句と様相のどちらをも否定せず, u は内容句と様相の両方を否定する。

その意味は *Amabimus* を例にとればこうである。この語は e, a, i, u という4個の母音からなる。そして第Ⅰグループの4個の命題の第1と第2が a, つまり内容句と様相のどちらも否定されていないものであり, 第3命題が i, つまり様相だけが否定されているものであり, 第4命題が u, つまり内容句と様相の両方が否定されているものであるという意味である。

こうした様相命題の対当表を現代の様相論理学の記号になおせばつぎのとおりとなる。



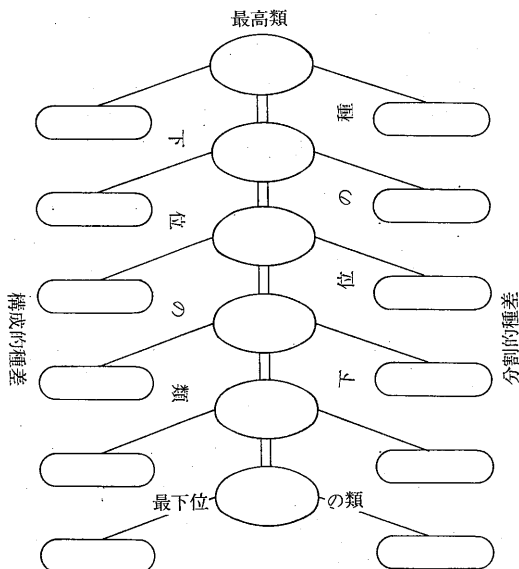
ただし P は *possibile* つまり可能的, C は *contingens* つまり偶然的, I は *impossibile* つまり不可能的, N は *necesse* つまり必然的を意味する。

第 2 巻

- (1) 客位語の原語は *predicabile*。可述語とも訳される。単に述語となりうるというものではなく, “すぐれた意味において述語となりうるもの” という意味。

- (2) この定義は実は不完全である。なぜならそうした定義では“ひと”でいうような語もまた客位語の中に入ってしまうからである。客位語が“ひと”のような通常のクラス名ではないことを示すために“ひと”は“第一インテンチオ”であるのに対し，“類”とか“種”は“第二インテンチオ”だといわれる。
- (3) ここで“語られる (dici)”と“存在する (esse)”の区別がなされている。“客位語 (predicabilia)”およびその別名である“五つの語 (quinque voces)”や“述語づけの様態 (modi predicandi)”は“語られる”という側面にもとづくものである。“語られる”と“存在する”の区別は重要である。なぜなら、普遍者の問題を扱うこと、たとえば普遍論争といったものは存在論、いいえれば形而上学の問題であるのに対し、そうした存在のレベルではなく、言語のレベルを扱うのが論理学だからであり、ここに形而上学と論理学の機能が分化するからである。そしてこうした分化は逆に、普遍論争といったものを単に存在論の問題としてではなく、論理学の問題として扱うことを可能にするのである。
- (4) これら五つはポルフィリウスの『イサゴゲー』すなわち『アリストテレスのカテゴリー論への入門の書』にもとづくものである。この書でポルフィリウスはアリストテレスの10個のカテゴリー（賓位語）の研究に先だって、まず5個の客位語を研究すべきであると主張し、それを実行しているのである。とはいえ、ポルフィリウスと似た試みを既にアリストテレス自身がおこなっている。それはアリストテレスの『トピカ』においてであって、そこでは(1)定義、(2)特有性、(3)類、(4)偶有性の四つが扱われている。
- (5) ある写本ではこの後に“ロムルスから出たローマ人のように”という一句が挿入されている。
- (6) genus は gigno (生む) という動詞から出た語である。そこでこの genus は本来(1)生まれたもの、(2)生むものという二義をもつ。
- (7) “本質に関して”はラテン語では“in eo quod quid est”である。これはアリストテレスの“ἐν τῷ τί ἐστι”（『トピカ』102 a 32）の訳である。
- (8) ローマの政治家であり哲学者であったキケロのフル・ネームは Marcus Tullius Cicero であった。praenomen (個人名)、nomen (氏族名)、cognomen (家族名)の順である。
- (9) Brunellus はロバにつける固有名詞。
- (10) この図はポルフィリウスの書物の中にはみられない。おそらく始めはあった

のが後に失われたのであろう。なお他の写本ではポルフィリウスの図になおつぎのような付加がなされている。



- (11) 『カテゴリー論への入門の書』第3章“種差について”において。神ではなくて神々となっているのは非キリスト教的である。しかしこれはポルフィリウスからの引用だから当然のことである。
- (12) ボエチウス『分割について』886A以下（ミーニュ版）。
- (13) 鳥もまた人間とおなじように二本足の動物である。
- (14) 『トピカ』第1巻5章（102 a 18—19）。
- (15) 『トピカ』第1巻5章（101 b 38—102 a 1）および7巻3章（153 a 15—16）。
- (16) この定義は『トピカ』第1巻5章（102 b 4）にみられる。
- (17) この定義は『トピカ』第1巻5章（102 b 6—8）にみられる。
- (18) 『トピカ』第1巻5章（102 b 10—15）。
- (19) 『アリストテレスのカテゴリー論入門』第5章“偶有性について”において。
- (20) 広義の偶有性は多くの個体に無差別的に内属するものであるのに対して、狭義の偶有性はある一定の個体にだけ内属するものである。
- (21) 例えば“可死的”という種差は“ひと”という種についても“獣”という種

についても述語づけられる。しかし“ひと”という種は“ひと”という種に属する個体についてしか述語づけられないし，“笑うことができる”という特有性もまた“ひと”という種に属する個体についてしか述語づけられない。

- (22) 例えば“白い”という偶有性は、より白かったり、よく白くなかったりする。
- (23) らばはギリシア語で *ῥῆμνος*, ラテン語で *mulus*, 英語で *mule* という。これはめす馬とおすろばとの雑種。これに対しおす馬とめすろばの雑種はラテン語で *hinus*, 英語で *hinny* という。
- (24) 例えば“ひと”という種がまず存在して後にはじめて，“笑うことのできる”という特有性が“ひと”に付加できるのである。
- (25) 注②参照。
- (26) 第2巻21章の終り参照。
- (27) 20章および21章で述べられる三つの概念、つまり同義的、同語異義的、派生語的はアリストテレスの『カテゴリー』の始めにてでくるものであり、*antepraedicamenta* (前賓位語) と呼ばれるものである。
- (28) 海の犬とはあざらしのこと。英語でも *sea-dog* という。
- (29) 天上の犬とは犬座のこと、特に大犬座、そしてさらには大犬座の主星シリウスのこと。英語では *the Dog*, *the Greater Dog*, *the Dog Star* などという。犬と犬座の関係は、東洋では狼と天狼星の関係に当る。
- (30) *grammaticus* は *grammatica* からの派生語であり、*fortis* は *fortitudo* からの派生語であるといわれる。派生語はまた同根語つまり語根を同じくする語といいかえてもよい。

第 3 巻

- (1) 『カテゴリー』第1巻 (1a1—15)。この部分は“前賓位語論”といわれる。
- (2) “動物”に相当するギリシア語は *ζῷον*。この語は(1)動物、(2)似姿という意味をもつ両義語である。しかも似姿という場合、それは必ずしも動物の似姿であることを要しない。それはちょうど英語で *living* という形容詞が(1)“生きている”という意味と(2)“生き写しの”という意味をもつと同様である。しかし *ζῷον* に相当する *animal* というラテン語は残念なことにそうした二義性をもたないので、*animal* は“*verum animal*”と“*animal pictum*”を意味する両義語だといわれているが、これでは“犬”と“犬の絵”というふうにとれて、二つの間になんらかのつながりがあるかのように思えてまずい。実

際はギリシア語の *ζῷον* という語は、たとえば一方において実在のソクラテスについて述語づけられ、他方において山の絵について述語づけられることができるのである。

- (3) 四つに分類すること。この巻の3章でおこなわれる。
- (4) 注(3)とおなじ。
- (5) 第一実体と第二実体について語られることがらのこと。この巻の6章で述べられる。
- (6) “ひとは理性的動物である”と定義される。そのとき“ひと”は被定義語であり、“理性的動物”は定義語である。類としての“動物”が“ひと”の中にあるのなら、それに劣らず種差としての“理性的”も“ひと”の中にあるから、一般化して“定義語のある部分が被定義語の中にある”と述べられたのである。
- (7) 実体的形相は事物に本質的規定を与え、偶有的形相は事物に偶有的規定を与える。これらはススユラ哲学の用語ではあるがその源はアリストテレスにある。
- (8) 国が統治者の掌中にあるという意味。
- (9) 『自然学』4巻3章(210a14—24)。
- (10) 『アリストテレスのカテゴリー論注解』172B2—C9(ミーニュ版)。
- (11) “ソクラテスはひとである”という命題において、現に“ひと”ということばつまり“ひと”という名が使われている。そしてまた“ひと”の定義つまり“理性的動物”もまた、ソクラテスの述語となりうる。
- (12) “corpus est hoc album (物体はこの白である)”とはいえない。したがって hoc album (この白) という名は corpus (物体) の述語とならない。そして hoc album の定義、つまり“色の一種がさらに特定化されたもの”もまた corpus の述語とならない。
- (13) “物体は白い”という命題において現に“白い”ということば、つまり“白い”という名が使われている。しかし“白い”の定義つまり“色の一種”は物体の述語とはならない。
- (14) アリストテレスもいっているように、ある木を説明する場合に、それが植物だというよりも、木だという方が情報量が多く、したがって主語をより明確にするのである。
- (15) ポルフィリウスの木をもとにして考えれば理解しやすい。
- (16) この大前提は7章第1節で述べられたものである。
- (17) 3巻2章3節、6節および7節において。

- (18) 3巻1章3節参照。
- (19) ここで実体と文、つまり存在論と論理学の区別がなされている。とはいえ、存在とことばは単に切り離されるのではなく、文の真偽は、現実の事態によって決定されるという形でふたたび結びつけられる。
- (20) 数をこのように把握するのはピタゴラス学派的な伝統による。
- (21) 場所はいわば物体のラップ (wrap) であるから、場所の諸部分もまた物体の諸部分の連結される境界で連結される。
- (22) 徳や悪徳が関係的なものといわれるのは、徳は或るものの徳だからであり、それゆえ徳は定義によって関係的なものであるといえる。
- (23) 徳は徳をもつものとの関係において一項をなし、悪徳も悪徳をもつものとの関係において一項をなすという意味。
- (24) あるものの“本質”が“他に対してこれこれである”という点に存するとき、そのものは関係的なものといわれる。
- (25) 甘さが受動的といわれるのは、甘さが人間の中に受動態を生みだすからであり、黒さが受動的といわれるのは、日光の曝射によって黒さが人間の中に受動態として生みだされるからである。
- (26) 競走者は競走術から派生的に名付けられたのであり、文法学者が文法学からそう呼ばれるのとおなじである。しかし競争に秀でた人がもっている性質には名まえがない。
- (27) この章から巻末までは後賓語 (postpredicamenta) 論と呼ばれる。
- (28) ここでも命題と事態、ことばとものとの区別がなされ、命題の真偽が事態の如何に依存させられている。3巻13章2節および注19参照。
- (29) 人間中心的な運動観であるが、こうした運動観はデカルトによる座標の考えで克服される。
- (30) 『カテゴリー論』15章 (15b 28—30)。
- (31) 同書15章 (15b 31—33)。

第 4 巻

- (1) 第4巻2章2節。
- (2) 他の写本ではこのあとにつぎのような覚え歌が挿入されている。
主述第一，述々第二，第三主主。
- (3) “矛盾へもたらされる”とは帰謬法によって証明されるという意味である。

- (4) Fapesmo と Frisesomorum。
- (5) Ferio, Festino, Baroco, Felapton, Bacardo, Ferison。
- (6) 13章5節。
- (7) Sは simpliciter converti (単純换位) の略, Pは per accidens converti (偶有性による换位) の略, Mは metathesis (位置の交換) の略, Cは duci ad impossibile (矛盾へもたらされる) の略。最後の duci の頭文字のDは既に使用されているので2番目のCが使われた。
- (8) 第1巻27章 (43 a 20以下)。
- (9) この三段論法は内容的な観点からいえば妥当なようにみえる。なぜならともに真なる二つの前提から真なる結論がひきだされているからである。しかしこの三段論法は形式的な観点からは妥当ではない。そしてそのことは例証をみつけだすという方法によって証明されるのである。

第 5 巻

- (1) アリストテレス『カテゴリー論』1章 (1a8—9)。また第3巻1章3節参照。
- (2) 理性のこと。英語の reason はこの ratio からきた。
- (3) 三段論法における中名辞。三段論法は中名辞を媒介にすることによってのみ結論を得ることができる。
- (4) 第4巻2章1節。
- (5) レオン, アストゥリア, ザモラはすべてスペインの地方名。アリストテレスの『分析論前書』69a1—12では, “テーバイ人がボーキス人と戦うことは悪いことである。それゆえアテナイ人がテーバイ人と戦うことは悪いことである” となっている。ヒスパニアの後代の写本では “クータンス地方の人がオータン地方の人と戦うことは悪いことである。ゆえにバーゼル地方の人がアルゼンチナ地方の人と戦うことは悪いことである” となっている。ここでクータンスとオータンは北仏にあり, バーゼルとアルゼンチナはスイスにあり, 前二者と後二者はそれぞれ互いに境を接する地方である。またドーフィヌ人対サヴォア人といった南仏を舞台にした例, イギリス人対フランス人という例等いろいろある。これは論理学の講じられた場所にもっとも身近かな地方名が例としてとられたもので, そこから逆にその写本がどこで作られたのかを推測する手がかりがえられる。そして本訳書の底本としている最古の写本が, スペインの地方名を使っているということから, ヒスパニアは『論理学綱要』をスペインで

書いたと推定できるのである。

- (6) “定義項からの拠点”とは“定義項から被定義項へという拠点”の略である。
そしてその他の場合も同様である。
- (7) 例えば“ひと”は“白いひと”に対して全体であるが、この場合“ひと”は
“白い”といった規定語をもたない。論証の例はこうである。“そのものはひ
とではない。ゆえにそのものは白いひとではない。”
- (8) もう一つのものとは形相である。
- (9) キリスト教倫理では徳は天上において至福を得んがために積まれる。
- (10) 七つの大罪を始め地上での罪は、地獄における罰を受けんがために重ねられ
る。
- (11) 5巻4章6節。
- (12) 5巻27章2節。
- (13) 5巻4章6節。
- (14) 『トピカ』2巻9章(114a 27—34)。

第 6 巻

- (1) “(この)動物はソクラテスである。(この)動物はプラトンである。……ゆ
えに(この)動物はどのひとでもである”というふうに解釈すれば、この推理
はすべての前提が真であるのに結論は偽だから誤謬推理である。
- (2) のちに明らかになるように、この節で述べられる区分をヒスパーヌスは否認
する。6巻12章5節参照。
- (3) だとすると特定の人間を除くすべての人間が万物の霊長たる資格を失うこと
になる。
- (4) 6巻6章1節。
- (5) 『イサゴージェ』2章“種について”の中で。
- (6) 第1巻8章(103b 7—17)。
- (7) 6巻9章2節。
- (8) “ひと”の中には既に“存在性”もまた含まれている。
- (9) 6巻9章2節。
- (10) この主張は、アラビア哲学における単一靈魂論(monopsychism)つまり全
人類は一つの靈魂をもつという考えに対するアンチテーゼであり、トマスなど
もヒスパーヌスとおなじ主張を繰り返している。

第 7 卷

- (1) 『トピカ』1巻1章(101 a 1—2)。この引用句のあとにさらに“しかし2番目のものは推論に見えるがその実推論ではないのである”という文が続く。そしてヒスパヌスはこの最後のものが実は、試案的推論に当ると主張するのである。
- (2) 2章(165 b 4—7)。ここでヒスパヌスがあげた討論の四つの種類がみられる。
- (3) 11章(171 b 16—21)。
- (4) 2章(165 a 38—b 8)。
- (5) *vir* という名詞は男性形なのに *alba* という形容詞は女性形をとっている。また *homines* という主語名詞は複数形なのに述語動詞 *currit* は単数形をとっている。
- (6) 十字架上でイエスが叫んだことば。
- (7) 3章(165 b 12以下)。
- (8) 『ソピスト的論駁』4章(165 b 27—30)。
- (9) アレクサンドロス・アプロディシアス。2世紀から3世紀にアテネで活躍したペリパトス派の哲学者。アリストテレスの著作に対してギリシア語での注釈を施した。
- (10) 7巻57章および90章。
- (11) “しかじかであるようにみえる”は *apparentia* の訳。これに対して“しかじかでないこと”は *non existens* の訳。誤謬は“そうであるようにみえはするがほんとうはそうでないもの”をそうだと思いこむことである。それゆえ誤謬つまりあざむきというものが生じるためには、“しかじかであるようにみえる”という要素と“しかじかでない”という要素が必要である。
- (12) 副次的な意味作用とは *consignificare* の訳。たとえば *laborans* という現在分詞形の名詞は、“病んでいるひと”を意味するという本来的な意味作用のほかに、現在時制といった文法的機能を意味するという副次的な意味作用をもつ。
- (13) 7巻33章。
- (14) 7巻26章。
- (15) 『ソピスト的論駁』4章(165 b 30—166 a 21)。
- (16) 同書同章(165 b 30—166 a 6)。

- (17) 英語の necessary evil (必要悪) に相当する。
- (18) 第3巻2章。
- (19) 『自然学』4巻3章 (210 a 14—24)。
- (20) 同書4巻3章 (210 a 24)。
- (21) ヒスパヌスのいまの所論はまちがっている。正しくは、推論を“健康になったひとはすべて健康なひとである。病んだひとは健康なひとである。ゆえに病んだひとは健康である”と解釈しなければならない。そして“病んだひと”を小前提で“かって病気だったひと”の意味に解釈することによって小前提が真となり、結論で“いま病気であるひと”の意味に解することによって結論が偽となり、その結果誤謬が生じるのである。
- (22) 座っているひとを、小前提で“かって座っているひと”の意味に解すれば真である。そして結論で“いま座っているひと”の意味に解すれば偽となる。
- (23) 4章 (166 a 2—3)。
- (24) 4章 (165 b 30—166 a 6)。
- (25) 7巻49章。
- (26) アリストテレスが刊行はしたが、彼はその本をいま所持していないとき、いまの推論は誤謬となる。
- (27) 例えばシシフォスが石を山に運びあげるという無駄なことをした、それゆえシシフォスは砂浜を鋤で砕いた、という意味にとれば誤謬となる。
- (28) この結論は一義的である。そしてその意味はパラドキシカルである。
- (29) 『ソピスト的論駁』4章 (166 a 9—14)。
- (30) 同書4章 (166 a 14—21)。
- (31) 動物としての魚と星座としての魚のこと。
- (32) 2章 (16 a 20—21)。
- (33) 2章 (16 a 22—25)。
- (34) 7巻50章。
- (35) このラテン語は男性単数である。
- (36) 7巻25章。
- (37) 7巻59章1—2節。
- (38) 『ソピスト的論駁』4章 (166 a 36—37)。
- (39) 同書20章 (177 a 33—35)。
- (40) 7巻61章1節。

- (41) 7 卷24章。
- (42) 7 卷64章。
- (43) 『ソピスト的論駁』4 章 (166 a 23—32)。
- (44) ここで内容句は *sedentem ambulare* (座っているひとが歩く) である。そしてまるごとというのは“座っているひとが歩く”であり、その一部は“座っているひと”である。
- (45) 『文法学原理』11 卷8 章。
- (46) 『トピカ』3 卷2 章 (117 a 12)。
- (47) ホラチウスの詩からとったもの。ただしホラチウスの詩の方は *metuo* でなしに *me tuo* となっており、それゆえその意味は二つの訳文の後者の方である。
- (48) 21 章 (178 a 2—3)。
- (49) 『文法学原理』2 卷12 章。
- (50) 同書 2 卷18 章および 5 卷22 章。
- (51) 『文法術』1 卷5 章。
- (52) 7 章 (169 a 30—31)。
- (53) 7 卷57 章。
- (54) 7 卷91 章。
- (55) *poeta* はほんとうは女性形である。
- (56) 昨日は白かったものが今日は白くなくなったという場合は誤謬推理となる。
- (57) 中名辭とは“君は昨日見た”である。
- (58) 昨日は白かったものが今日は白くなくなったというケースを想定すれば誤謬推理となる。これは実体から質へ移行する誤謬推理である。
- (59) 『ソピスト的論駁』5 章 (166 b 32—33)。ただしアリストテレスでは“コリスクスはひとから異なる。しかるにコリスクスはひとである。ゆえにコリスクスは自分自身から異なる”となっている。
- (60) 同書22 章 (178 b 37—39)。
- (61) 7 卷94 章。
- (62) 『ソピスト的論駁』17 章 (175 b 21—22)。
- (63) 7 卷97 章1 節。
- (64) 『ソピスト的論駁』22 章 (179 a 1—2)。
- (65) 5 章 (3 b 13—16)。

- (66) 『ソピスト的論駁』 5章 (166 b 28—30)。
- (67) 1巻 5章 (102 b 4—7)。
- (68) 1巻 28章 (44 b 26)。
- (69) 7巻 103章。
- (70) 『ソピスト的論駁』 5章 (166 b 35—36)。
- (71) 2巻 3章 (110 b 24—25)。
- (72) 『ソピスト的論駁』 6章 (168 b 1)。
- (73) 1巻 1章 (981 a 19—20)。
- (74) 7巻 114章。
- (75) この動物とこのひとがちがったものであるとき、前提真、結論偽となる。
- (76) 二等辺形は必ずしも三角形とは限らず、二等辺四角形というものも存在する。
- (77) 家は石と木からなるといわれるが家は石と木であるとはいわれない。
- (78) 医者が人間一般をなおすと解すれば結論は偽となる。
- (79) ソクラテスといってもギリシアの哲人ソクラテスを考える必要はない。ソクラテスやプラトンは中世論理学では太郎や次郎といったありふれた名前として使用される。ちなみにソクラテスはあまりにも頻用されるので *Sortes* というふうにつづめて表記されることが多い。
- (80) 白い修道士 (*White Friar*) とはカルメル会修道士、シトー修道会士、ブレモントレ修道会士のこと。彼らはいずれも白衣をまもっていたから。ソクラテスの肌が白いからといって白い修道士つまりカルメル会士だとはいえない。
- (81) “子は父がしかじかであるようなそのようなものである” といった前提をもう一つ補うべきである。つぎに、上位とは例えば主人が奴隷より上位にあるという意味。それゆえ子が上位にあるという結論は偽となる。
- (82) 結論の父は、父子関係の一項としての父のこと。このときなら同時存在である。
- (83) 24章 (179 a 27—29)。
- (84) 24章 (179 a 29—30)。
- (85) アリストテレス式だと、基体を通じて偶有性について或ることを詭弁的に示すことと、偶有性を通じて基体について示すことの両側面が存在することになるが、ヒスパーヌスのやり方だと、基体を通じてというやり方だけですむことになる。
- (86) 『ソピスト的論駁』 5章 (167 a 1—2)。

- (87) トラキアの辺境に住むひとびと。
- (88) 灰の水曜日に始まる40日間。この間は断食する。
- (89) 『ソピスト的論駁』25章(180 a 23—31)。
- (90) 同書5章(167 a 23—27)。
- (91) 7巻141章2節。
- (92) 7巻179章。
- (93) 2巻注(8)参照。
- (94) 1巻16章(79 b 23—25)。
- (95) これは端的な代表といわれるものである。
- (96) 7巻127章。
- (97) 『ソピスト的論駁』25章(180 a 23—31)。
- (98) 2巻16章(64 b 28以下)。
- (99) 13章(162 b 31以下)。
- (100) 13章(162 b 34—35)。
- (101) 8章(113 b 15以下)。
- (102) 『ソピスト的論駁』5章(167 b 1—2)。
- (103) 同書5章(167 b 1—20)。
- (104) $(P \rightarrow Q) \rightarrow (Q \rightarrow P)$ の場合、つまり後件肯定の誤謬。
- (105) $(P \rightarrow Q) \rightarrow (\sim P \rightarrow \sim Q)$ において $\sim P$ は P の矛盾対立、 $\sim Q$ は Q の矛盾対立である。これは前件否定の誤謬。
- (106) 紀元前5世紀のギリシアの哲学者。イオニア地方サモス島出身。パルメニデスの説を継承して宇宙の不生不滅を説く。キリスト教はこうした宇宙観には反対する。
- (107) $(P \rightarrow Q) \rightarrow (\sim Q \rightarrow \sim P)$ つまり対偶の法則。
- (108) 『ソピスト的論駁』5章(167 b 1以下)および6章(168 b 27以下)。
- (109) 第3の様態では二つの矛盾的対立を含む推断の逆転はおこなわれないで、その順序はもとのままである。しかしそうしたことは単純な推断つまり矛盾的対立を含まない推断の逆転をおこなうことと論理的には等値である。そしてその意味では第3の様態にも第1、第2とおなじように誤った逆転が伏在しているといえる。
- (110) 7巻156章および160章。
- (111) 7巻160章。

- (112) 28章 (181 a 23—27)。
 (113) 7 卷150章。
 (114) 7 卷150章。
 (115) 7 卷109章。
 (116) これが本当の答えとは逆の命題である。
 (117) 『ソピスト的論駁』5 章 (167 b 27—31)。
 (118) 生成という語のかわりに誕生という語を使えばわかりやすい。
 (119) 15章 (107 a 5—12)。食物においてよいもの、医術においてよいもの、魂においてよいもの等々はすべて同名異義的につまり類比的に、よいといわれる。
 (120) この箇所はつぎの表をもとにして考えると理解しやすい。

I	種的な論駁の無知 それ自体としての論駁の無知 論駁それ自体から論駁の諸部分へ 一つの被定義語 (一つの種) から多くの定義語へ
II	類的な論駁の無知 導出された結果としての論駁の無知 論駁の諸部分から結果としての論駁へ 多くの定義語 (類と種差) から一つの被定義語へ

- (121) 1 卷4 章—22章。
 (122) 1 卷28章 (44 b 26)。
 (123) 6 章 (168 a 21以下)。
 (124) 1 卷2 章 (71 b 9以下)。
 (125) 『ソピスト的論駁』6 章 (168 a 18—21)。
 (126) 同書6 章 (168 a 24—25)。
 (127) 7 卷89章。
 (128) 『ソピスト的論駁』6 章 (168 a 34—35)。
 (129) 同書6 章 (168 b 17—18)。
 (130) 同書6 章 (168 b 22—26)。
 (131) 同書7 章 (169 b 6—7)。
 (132) 同書6 章 (168 b 28)。
 (133) 7 卷108章。

- (134) 1 卷 1 章 (24 b 18—19)。
 (135) この“命題”という語にはほんとうは“一つの”という語が必要なのにそれがついていないことの原因を以下で弁明する。
 (136) 『ソピスト的論駁』 6 章 (169 a 19—21)。

第 8 卷

- (1) 『文法学原理』 17 卷 56 章。
 (2) 同書 17 卷 56 章。
 (3) 6 章 (17 a 31—33)。

第 9 卷

- (1) 6 卷 8 章。
 (2) 反キリスト。キリストの敵。キリスト再臨のまえにあらわれてこの世を悪で充たすであろう者。

第 10 卷

- (1) Hello, Peter! Hi, John! といった使い方を思い浮かべるとよい。

第 11 卷

- (1) 9 卷 2 章 1 節。
 (2) *civis* は通性。しかし *albus* は男性形。
 (3) 11 卷 15 章 3 節参照。
 (4) 11 卷 11 章。
 (5) 11 卷 6 章。
 (6) 11 卷 15 章 1 節前半。
 (7) 11 卷 15 章 1 節後半。
 (8) この意味にとると第 2 のケースに入り、したがってたとえば“百合であるところのばらは存在せぬ”という意味になり、それはもはや矛盾ではなくなる。

第 12 卷

- (1) さきの例の白さや黒さは実は質のカテゴリーなのだが、そこでは広義の実体みなされている。

- (2) アリストテレス『形而上学』1巻1章(980a1)。『形而上学』の冒頭にかかげられている有名な句。
- (3) アリストテレス『カテゴリー』5章(4b9—10)。
- (4) 1巻1章(268a11)。
- (5) 同章(268a20—21)。
- (6) 同章(268a16—19)。
- (7) 『分析論後書』2巻2章(90a16)。
- (8) 12巻5章3節。
- (9) 12巻7章1節。
- (10) 12巻7章2節。
- (11) 不死鳥。フェニックスは中世では実在するものと信じられていた。そしてキリストの復活のシンボルとされた。ただしこのフェニックスはエジプトの神話以来世界中に一羽だけしかいないと考えられていた。
- (12) 12巻7章7節。
- (13) 『命題論』7章(17b16—18)。
- (14) 11巻10章。
- (15) 11巻6章。
- (16) 第1の詭弁に対する証明と反対証明のうちで、反対証明の方があやまりである。
- (17) 5巻13章。
- (18) 5巻15章。
- (19) 証明の方があやまりであり、したがって詭弁的命題は偽である。
- (20) 6巻8章。
- (21) 『アリストテレス命題論注解』(ミーニュ64巻387欄)。
- (22) 12巻18章1節。
- (23) 12巻18章3節。
- (24) この詭弁命題とつぎの詭弁命題はともに偽である。その証明は“君はソクラテスであるかソクラテスから異ったひとである。君はプラトンであるかプラトンから異ったひとである。以下同様。ゆえに君はどのひとでもであるかあるいはどのひとからも異ったひとである”となる。しかしこの証明は多くの確定的代表から一つの確定的代表へ進むという誤謬を犯している。
- (25) 『トピカ』1巻14章(105b5)。

- (26) 7 卷109章。
- (27) 12卷19章。
- (28) 10章 (19 b 27—28)。
- (29) 2 章 (232 b 24—25)。
- (30) アリストテレス『自然学』3 卷6 章 (207 a 7)。
- (31) 12卷37章。

主要術語索引 (ラテン語—日本語)

(ローマ数字は巻数を, アラビア数字は章数を,
を, 括弧内のアラビア数字は節の数を示す)

accentus 抑揚, アクセント VII 77—
78(1), 81(1)
accidens (a)偶有性(客位語としての)
I 14(1), II 12(1), 15—16 V 40(1)
VII 16(2) XII 30—31 (b)偶有性
(誤謬論における) VII 102—119,
183, 186
accidens 付帯物 VII 56
actio 能動 II 7(2) III 27
actus 外象 VII 86(1)
adjectivatio 付属性 VI 2(2)
adjectivum 修飾語 I 19(1)
adverbium 副詞 I 19 VII 61(2)
affirmatio 肯定 VIII 13—14
aliquid (a) ad aliquid 関係, 関係
的なもの III 5(1), 17—20 VII 96(1)
(b) hoc aliquid 或る特定のもの III
10 VII 97—99
amphibolia 文意不明確 VII 24, 40—
48, 182 VIII 9
ampliatio 拡張 K 1—4
antecedens (a)前件 I 16(3) (b)先
行するもの VII 108(1) VII 2
apparentia (a)しかじかであるように
見えること VII 27(1), 64, 74, 78(2),
95 (b)ほんとしさ VII 94
appellatio 直指 X 1—4
apponere 述語になる VII 59
argumentatio 証明 V 2—3

argumentum 論拠 V 2, 4
auctoritas 権威 V 36
bis 二度 XII 35
casus (a)格 I 4 VII 48, 56, 69(1)
VII 5 (b)語尾 III 1(4) (c)文法的変
化 V 37, 39
catheticus 定言的 I 7
causa V 19—22 VII 164—170
communis (a)共通(名辞) I 8 (3,
6, 7) (b)一般(名辞) VII 97 (c)一
般的なもの II 18 VI 10(1), 11(4),
12(5) VII 97 XII 22(2), (d)全般的
VII 81(3) (e) VII 12(3)
complexio 複合 I 3(3) III 2(1), 5
(1) VI 1
compositio 結合 I 3(3), 19(2), 20
VII 61—73, 49(4), 53(2), 182 VIII 9(2)
conclusio 結論 V 2(1) IV 5(1) VII
171—172
concomitantia 併存 VII 70(1)
conditionalis 条件(命題) I 16(2)
confusa 非限定的, VI 9(2), 11 (1),
12(5)
conjugatum 同根語 V 37—38
conjunctio 接合 VII 75(1), 146
consequens (1)後件 I 16(3), 186
(2)推断上の誤謬 VII 101(1), 150—
163, 186, 188 (3)後続するもの VII
108, 153, 186

consequentia (a)導出關係 I 23, 24(3)
 III 30(2, 5) (b)推断 VII 150—155,
 159, 162
 consignificatio 副次的な意味作用 VII
 55(2)
 constitutivus 構成的 II 13
 contingens (a)偶有的 I 13 (1, 3),
 14 (1—2) (b)偶然的 I 19(2), 21
 (1), 24(4)
 continuus 連続的 XII 36
 contradictio (a)矛盾対当 I 14(3),
 18 (1, 2), 25 (b)矛盾の対立 V 27
 (2), 31, VII 153, 159 (c)矛盾 VII
 118, 127—128, 179(1), 181
 contrapositio 換質换位 I 15(1, 4)
 contrarietas (a)反対対当 I 18(1),
 25 III 29 V 27(2), 29 (b)反対 III
 11, 16, 19(1), 26(1), 27(3) XII 22(2)
 conversio (a)换位 I 15, II 14, VI
 11(2) (b)逆転 VII 156
 convertibilitas 换位可能 VII 108(1),
 114, 115
 copula 繫辞 I 7
 copulatio 連結 VI 3(2)
 copulativus 連言 I 17(2) VII 75
 correlativum (a)相関的なもの III 20
 VII 147(b) 相関の対立 V 28
 corruptio 消滅 III 32 (1—2) V 24
 demonstratio 論証 VII 110 XII 7(3)
 denominare 命名 VII 120(2), 130(1)
 denominativus 派生語的 II 19, 21
 III 1 (1, 4), 25(1) VII 16(1)
 descensus 下降 XII 15
 descriptio 記述 V 8
 dialectica 論理学 I 1
 dialecticus (a)論理学者 I 4, 5 (b)
 蓋然的推論をおこなうひと VII 110

dictum 内容句 I 24 VII 71
 differentia 種差 II 12—13, 17—19
 VII 181 X 13
 definitio 定義 II 3, 13, 14(2), 18
 V 6 VII 189
 definitum 被定義語 V 7 VII 143
 disjunctio 選言 VII 75
 dispositio 状態 III 21(2) XII 6
 disputatio (a)論争 I 1(2) (b)討論
 VII 1—12, 21
 distributio 周延 VI 9(2) XII 1—38
 divisio (a)区分 V 40 (b)分離 VII
 24, 57—76, 182 VIII 9(2) (c)分割
 XII 36
 divisivus (1)分割的 II 13
 elenchus 論駁 VII 131—132
 ens 存在 II 7(2), 20
 entimema 省略三段論法 V 3 VII 3
 enuntiabile 主張内容 XI 16—17
 enuntiatio 陳述 VII 171—172
 equipollentia 等値 I 18, 24
 equivocatio (a)二義性 II 7(2) VII 24,
 26—39, 56(2), 182 (b)同名異義 II
 20(1) III 1(1—2) (c)両義語 VII 7(3)
 et そして I 16(4)
 exemplum 例示法 V 3(4)
 facere 能動 III 5(1), 27
 fallacia 誤謬 VII 23, 26—27
 falsus (a)偽 I 19, 21(1) III 13(3)
 VII 92 XII 5(3) (b)虚偽 VII 15
 fantasticus まやかしの VII 25, 89—
 90
 figura (a)式 (三段論法の) IV 3 (b)
 形 VII 87 (c)表現形式, 言語形式
 VI 6(1), 8 VII 24, 88—89, 91—100,
 182
 finalis 目的 (因) V 22

finis (a)目的 III 2(9) V 22 (b)目標
 VII 21—22
 forma 形相 III 2(7) V 1, 21 XII
 7(7)
 formalis 形相 (因) V 21
 generatio 生成 III 32 V 23 VII 159
 genus (a)類 II 2—7, 17, 19 III 4
 (2), 6(3), 7(2) V 12, 40(1) VI 11
 (3) VII 96(1), 173 XI 4(3) XII 24(3)
 (b)性 (文法上の) VII 93, 100 XI
 7(2)
 habere 持つ III 33
 habitus (a)所持 II 7(2) III 33(4)
 (b)習性 III 21(2)
 hypotheticus 連結的 I 16 (1—2)
 idem おなじ II 3 VII 104
 identitas 同一性 VII 105
 ignorantia (a)無知 VII 132—133 (b)無
 知 (論駁の) VII 101(2), 131—140, 179
 immobilis 固定的 VI 9(2), 10
 imperativus 命令 (法) I 6(3)
 implicatio 従属節 XI 8
 impositio 意味付与 VII 53(2)
 impossibilis (a)不可能 I 19(2), 20(1)
 XI 4 (b)矛盾 IV 8
 improbatio 反対証明 XII 10(1), 11
 (1), 13(1), 16(1), 18(1)
 indefinitus 非限定的 (命題) I 8(6)
 IV 4
 indicativus 直接 (法) I 5(1), 6(3)
 individuum 個体 II 9(3), 10 III 6
 (3) XII 7(6)
 inductio 帰納法 V 3(2) VII 3
 inesse 内属 I 8(2), 22
 inferius 下位のもの II 14(2) VI 11(4)
 infinitivus 不定 (法) VII 59(1)
 infinitus (a)非限定的 I 4—5, 15(4)

(b)無限 XII 36—38
 inopinabilis パラドックス VII 16
 inseparabilis (a)分離不能 I 14(1),
 (b)非分離的 II 12(1), 16(1)
 instantia 例証 IV 14 (2—3)
 interpretatio 解釈 V 9
 interrogatio (a)疑問文 VII 171—172,
 175 (b)問い VII 171—178
 litigiosus 争論的 VII 7, 9
 locus (a)場所 III 32 (2—3) V 4(5)
 (b)拠点 (トボス, commonplace)
 V 1—40
 major (a)大 (前提) IV 2(2) (b)大 (名
 辭) IV 2(2) VII 117
 majus より大きいもの III 17 V 32
 materia (a)内容 (命題の) I 13—
 14(2) (b)質料 III 2(6) V 20 XII 7
 (6, 8)
 materialis 質料 (因) V 20(2)
 maxima 格率 V 4 (3—6)
 medium (a)中名辭 IV 2(2) V 3(3)
 VII 104 (b)中名辭を含む命題 V 2
 (1—2)
 minor (a)小 (前提) IV 2(2) (b)小 (名
 辭) IV 2(2) VII 117
 minus より小なるもの V 32
 mobilis 可動的 VI 9(2), 10—11
 modalis propositio 様相命題 I 20
 —25
 modus (a)様態 I 19 V 16 (b)様相
 I 20—23, 24(4) (c)格 IV 3, 5—11
 multiplex 多義的 II 7(2), 20(1) VII
 25, 57, 89—90, 94
 necessarius 必然的 I 19(2), 20 VII
 103(1), 180
 nomen (a)名詞 I 4 VI 2(3) VII
 53(3), 83, 86 XI 4 (b)語 I (4)

VII 81(4) (c)単語 VII 50 (d)名 II
 3, 20 III 7
 non-necessarium 非必然性 VII 103(1)
 nugatio 反復 VII 18
 obliquus (a)斜格的 I 4 (b)屈折し
 た I 5 (c)間接的な XII 27(2)
 obviativus 防止的(討論) VII 12(2)
 opponens (a)攻め手 I 1(2) (b)反定
 立者 VII 127 (c)異議提出者 VII 1
 opponere (a)対立 III 29 V 27 VII
 53(1), 145, 150, 152, 159 (b)対当
 関係 I 22, 16
 optativus 希求(法) I 6(3), 19(2)
 oratio (a)文 I 6 III 13 (2—3),
 14, 30(5) V 2(1) VII 58(2), 59(1),
 60—61, 63, 67, 70, 73—74, 171,
 182 XII 5 (2—3) (b)語句 VII 46(1)
 ostensivus 明示的(三段論法) VII 164,
 168
 paralogismus 誤謬推理 VII 161
 pars 部分 III 2(3), V 12—13, 15,
 17—18, 40 XII 27(3)
 particularis (a)特称的 I 8 IV 4
 (b)特殊 VII 144—145, 163
 passio 受動 II 7(2) III 5(1), 28
 personalis 個体的(代表) VII 7—8,
 IX 1
 petitio 要求(証明さるべき命題の)
 VII 101, 141—149
 placitum (a)とりきめ I 3(1) (b)慣
 習 VII 53 (2—3)
 possibilis 可能的 I 19(2), 21, 24(4)
 predicabile 客位語 II 1—21
 predicamentum カテゴリー II 9(3),
 20(1) III 1—33 VII 96(3)
 predicatio 述語づけ II 5, 8, 12(2),
 14(2), 18—21 III 1(1), 4(1), 7 VI

11 (1—2), 12(3)
 predicatum 述語 I 7 VII 68(2) VII
 14 XII 6(2)
 privatio 欠如 III 29(4) V 27(2), 30
 probabilis 確からしい VII 8
 proportio 類比 V 34 VII 87, 173
 propositio (a)命題 I 7—25 IV 1
 V 4(2) VII 171—172, 189 VIII 13(1)
 XII 13(1) (b)前提 IV 2(2)
 proprium 特有性 II 14, 18—19
 qualitas 性質 II 7(2) III 5(1), 21—
 26 VII 83, 95 XII 31—32
 quando 時 II 7(2) III 5(1)
 quantitas 量 II 7(2) III 5(1), 14—
 16 VII 96 XII 33—34
 questio 問い V 2(1), 4(2)
 ratio (a)ラティオ V 1 (b)定義 II
 20(1) III 7(1), 20(2) VII 102, 106
 (c)意味 VII 25, 27—28
 reciprocus 再帰(関係詞) VIII 4
 redargutio 論駁 VII 14
 reductio (a)還元 IV 6 VII 179—190
 (b)もたらすこと(矛盾へ) IV 9
 relatio 関係 II 7(2) III 19—20
 relativum (a)関係的なもの III 18—
 20 (b)関係的に対立するもの V 27
 (1), 28 (c)関係詞 VII 1—19
 remotus 疎遠的 I 13—14
 respondens (a)防ぎ手 I 1(2) (b)応
 答者 VII 1 (c)定立者 VII 127
 restrictio 制限 IX 1—2 XI 1—19
 separabilis 分離可能 I 14(1) II
 12(1), 16(1)
 si もし~ならば I 16(3)
 significatio (a)意味作用 I 3—6 VI
 2, 3(1) VII 39, 83—86, 88—89 X
 1(2) (b)意味 VII 50, 54 (3—4),

55(2), 57(2), 92, 96 XI 7 (c)意味
対象 VII 39, 64
signum 記号 I 8 (4—5), 15(5),
18 III 13(3) VI 9(1—2), 12(5) VII
62 XI 14(2) XII 2—34
syllogismus (a)三段論法 IV 1—14
VII 5, 104, 132, 164, 168, 188(2)
XII 6 (b)推論 VII 6—7, 9, 12(1),
180
similis (a)似たもの V 33 VII 66(2)
(b)類似点 V 3(5) VII 89
simplex (a)端的 (な代表) VI 5—6
X 3 (b)単純 I 3(3), 15(1) (c)端
的 (と条件的の誤謬) VII 101(2), 120
—130
singularis (a)単称 I 8 (1, 7) IV
4 (b)個別的 VII 97
situs (a)状況 II 7(2) III 5(1) (b)配
置 VII 61
solecismus 破格 VII 17, 94 XII 1
sonus 音響 I 2
sophisma 詭弁の主張, 詭弁の命題
K4 XII 10, 11—12, 13—15, 16—
17, 18—19, 20, 22, 23, 28—29,
32, 34, 38
sophista 詭弁家 VII 21
sophisticus 詭弁的 V 35(1) VII 15,
22, 23, 149(2)
species 種 II 8—9, 13, 18—19 III
6—7 V 3, 40(1) VII 20, 103(2)
subalternus (a)大小対当 I 14(4),
25 (b)下位の II 7, 9
subcontrarius 小反対対当 I 14(2),
25
subjectivus 従属的 V 12—13
subjectum (a)基体 II 15(1), 18 III
2(7), 3, 8(1), 13(3) V 40(1) VII 120

(2) (b)主語 I 7 VIII 14 XII 6(2)
subjunctivus 接続 (法) I 6(3)
substantia 実体 II 7(2), 9(3) III 3,
5(1), 6—13 V 5, 10 VII 98 XII 2
—29
superius 上位のもの II 14(2) VI 11
(4)
suppositio 代表 VI 1—12 VII 99
K 1 X 1, 3
syncategorema 共義語 I 5(2) XII
38(2)
tentativus 試案的 VII 7
terminus 名辞 I 8, 15 II 18 IV
1, 2(2), 14 V 3(3) VI 1—4, 11
VII 104—105 X 2 XI 6, 15, 17
XII 1, 24(2)
totum (a)全体 III 2(3) V 11—12,
14—18, 40 VI 11(3) XII 23(2) (b)
全部の XII 27—29
transitio 他動的性質 XI 19
transumptio 比喩 V 35 VII 46,
49(3), 55(1)
ubi 場所 II 7(2) III 5(1)
universalis (a)全称 I 8 (b)普遍
II 1 III 3 V 11—12 VII 144—145,
163 XII 7(5)
univocus (a)同義的 II 20(1) VIII 7—
8 (b)同名同義的 III 1 V 37
usus (a)効用 V 25 (b)慣用 VII 54
(3) XI 18
vel あるいは I (5)
verbum 動詞 I 5, 19(2), 22 VI 2
(3) VII 61(2), 86 XI 10, 13, 16, 19
veritas 真 I 17, 19(2), 21 III 13
(3), 30(5) VI 8 VII 92, 94 XII 5(3),
22(2)
vox I 1(2), 2—3 V 40(1)

主要術語索引 (日本語—ラテン語)

(出現箇所はラテン語——日本語索引の方で検索されたい)

ア行

アクセント *accentus*
あるいは *vel*
或る特定のもの *hoc aliquid*
異議提出者 *opponens*
一般的なもの *communis*
一般名辞 *communis terminus*
意味 *significatio, ratio*
意味作用 *significatio*
意味対象 *significatum*
意味付与 *impositio*
応答者 *respondens*
おなじ *idem*
音響 *sonus*

カ行

解釈 *interpretatio*
外象 *actus*
蓋然的な推論をおこなうひと
dialecticus
下位の *subalternus*
下位のもの *inferius*
格(三段論法の) *modus*
格 *casus*
格率 *maxima*
下降 *descensus*
拡張 *ampliatio*
カテゴリー *predicamentum*
可動的 *mobilis*

可能的 *possibilis*
换位 *conversio*
换位可能 *convertibilitas*
関係 *relatio, ad aliquid*
関係詞 *relativum*
関係的に対立するもの
relativa oppositio
関係的なもの *relativum*
還元 *reductio*
換質换位 *contrapositio*
慣習 *usus*
間接的な *obliquus*
慣用 *usus*
偽 *falsus*
希求法 *optativus*
記号 *signum*
記述 *descriptio*
基体 *subjectum*
帰納法 *inductio*
詭弁家 *sophista*
詭弁的主張 *sophisma*
詭弁の命題 *sophisma*
疑問文 *interrogatio*
客位語 *predicabile*
共義語 *syncategorema*
共通 *communis*
虚偽 *falsus*
拠点 *locus*
偶然的 *contingens*
偶有性 *accidens*

偶有的 contingens
 屈折した obliquus
 区分 divisio
 繫辞 copula
 形相 forma
 形相因 causa formalis
 結合 compositio
 欠如 privatio
 結論 conclusio
 權威 auctoritas
 言語形式 figura
 語 nomen
 後件 consequens
 構成的 constitutivus
 後続するもの consequens
 肯定 affirmatio
 効用 usus
 語句 oratio
 個体 individuum
 個体的代表 personalis suppositio
 固定的 immobilis
 語尾 casus
 誤謬 fallacia
 誤謬推理 paralogismus
 個別的 singularis

サ行

再帰関係詞 reciprocus
 三段論法 syllogismus
 試案的 tentativus
 しかじかであるように見えること
 apparentia
 式(三段論法の) figura
 実体 substantia
 質料 materia
 質料因 causa materialis
 斜格的 obliquus

種 species
 種差 differentia
 周延 distributio
 修飾語 adjectivum
 習性 habitus
 従属節 implicatio
 従属的 subjectivus
 主語 subjectum
 主張内容 enuntiabile
 述語 predicatum
 述語づけ predicatio
 述語になる apponere
 受動 passio, pati
 上位のもの superius
 状況 situs
 条件命題 conditionalis propositio
 小前提 minor propositio
 状態 dispositio
 小名辭 minor terminus
 小反対対当 subcontrarius
 証明 argumentatio
 消滅 corruptio
 省略三段論法 enthymema
 所持 habitus
 真 veritas
 推断 consequentia
 推断上の誤謬 consequens
 推論 syllogismus
 性(文法上の) genus
 制限 restrictio
 性質 qualitas
 生成 generatio
 接合 conjunctio
 接続法 subjunctivus
 攻め手 opponens
 前件 antecedens
 選言 disjunctio

先行するもの antecedens
 全称 universalis
 全体 totum
 前提 propositio
 全般的 communis
 全部の totum
 相関的対立 correlativum
 相関的なもの correlativum
 争論的 litigiosus
 疎遠的 remotus
 そして et
 存在 ens

タ行

大小対当 subalternus
 大前提 major propositio
 代表 suppositio
 大名辞 major terminus
 対立 opponere
 対立関係 oppositio
 確からしい probabilis
 多義的 multiplex
 他動的な性質 transitio
 単語 nomen
 単純 simplex
 単称 singularis
 端的と条件的の誤謬
 fallacia secundum quid et simpliciter

端的な代表 simplex suppositio
 中名辞 medium
 直指 appellatio
 直接法 indicativus
 陳述 enuntiatio
 定義 definitio, ratio
 定言的 categoricalis
 定立者 respondens

問い questio, interrogatio
 同一性 identitas
 同義的 univocus
 同根語 conjugatum
 動詞 verbum
 導出関係 consequentia
 等値 equipollentia
 同名異義 equivocatio
 同名同義 univocatio
 討論 disputatio
 時 quando
 特殊 particulare
 特称的 particularis
 特有性 proprium
 トポス locus
 とりきめ placitum

ナ行

名 nomen
 内属 inesse
 内容(命題の) materia
 内容句 dictum
 二義的 equivocatio
 似たもの similis
 二度 bis
 能動 actio, facere

ハ行

場所 ubi
 反対対当 contrarietas
 反対 contrarietas
 派生語的 denominativus
 反対証明 improbatio
 パラドックス inopinabilis
 場所 locus
 反復 nugatio
 反定立者 opponens

配置 situs
 破格 solecismus
 比喩 transsumptio
 非限定的 confusa
 被定義語 definitum
 表現形式 figura dictionis
 非限定的命題 indefinita propositio
 非限定的 infinitus
 非分離的 inseparabilis
 必然的 necessarius
 非必然性 non-necessarium
 部分 pars
 普通 universale
 付帶物 accidens
 付屬性 adjectivatio
 副詞 adverbium
 文意不明確 amphibolia
 文法的變化 casus
 複合 complexio
 副次的な意味作用 consignificatio
 分離 divisio
 分割 divisio
 分割的 divisivus
 不可能 impossibilis
 不定法 infinitivus
 分離不可能 inseparabilis
 文 oratio
 防ぎ手 respondens
 分離可能 separabilis
 併存 concomitantia
 ほんもらしさ apparentia
 防止的討論 obviativus

マ行

まやかしの fantasticus
 矛盾 impossibile, contradictio
 矛盾対当 contradictio

矛盾の対立 contradictorie oppositum
 無知 ignorantia
 無知(論駁の) ignorantia elenchi
 名詞 nomen
 明示的三段論法 ostensivus syllogismus
 命題 propositio
 命名 denominare
 命令法 imperativus
 目的 finis
 目的因 causa finalis
 目標 finis
 もし~ならば si
 もたらずこと(矛盾へ) reducere
 per impossibile
 持つ habere

ヤ行

要求(証明さるべき命題の) petitio
 ejus quod est in principio
 様相 modus
 様相命題 modalis propositio
 様態 modus
 抑揚 accentus
 より大きいもの majus
 より小なるもの minus

ラ行

ラティオ ratio
 量 quantitas
 両義性 equivocatio
 類 genus
 類似点 simile
 類比 proportio
 例示法 exemplum
 例証 instantia
 連結 copulatio

連結的 hypotheticus
連言 copulativus
連續 continuus
論拠 argumentum
論証 demonstratio

論争 disputatio
論駁 elenchus, redargatio
論理学 dialectica
論理学者 dialecticus

ヒスパルヌス論理学綱要

昭和56年2月18日 印刷

昭和56年2月28日 発行

著 者 山 下 正 男

発 行 者 京都大学人文科学研究所
京都市左京区吉田牛ノ宮町

印 刷 者 中 村 印 刷 株 式 会 社
京都市下京区七条御所ノ内中町50
